

文部科学省

表 12-4 文部科学省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 12-4-① 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策（8月公表）

（注） 本表における各評価結果は、「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴い、以下の政策の一部等を対象とした 33 件の評価書を 11 月に公表（表 12-4-②参照）した 33 件の評価書に修正。

政策の名称	専修学校教育創造開発プラン（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>（必要性）</p> <p>専修学校教育について、めまぐるしく変化する社会の人材ニーズに対応するための継続的な教育プログラム開発による教育内容の多様化・高度化や、専修学校教員の資質向上や評価制度等の質の保証のための体制整備等の実施は、企業等の要請に応える人材養成機関である専修学校の振興を図ることとなり、ひいては日本経済の維持・発展に資するものであることから、本事業の実施が必要である。</p> <p>（有効性）</p> <p>本事業を経年にわたり実施することで、多様な社会の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発や、その活用の効率的な推進のための体制整備が進捗し、優れた成果が広く普及されることになる。これにより、専修学校教育全体の振興が図られるとともに、日本経済を支える有為な人材が育成されることが期待され、目標の達成が見込まれる。</p>

政策の名称	消費者教育推進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>（必要性）</p> <p>消費者教育に関しては、学校教育では中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭科などで行われており、社会教育では公民館等の社会教育施設で学習機会の提供が行われているが、国民生活審議会消費政策部会において、必ずしも十分な成果があがっていないのではないかという指摘がなされている。この背景には、消費者トラブルの一層の複雑化・多様化、学ぶべき内容についての共通認識の不在、消費者教育に対する期待のより一層の高まりがあると考えられる。</p> <p>また、内閣府の国民生活選好度調査によると、消費者被害を受ける割合が高いのは 20 代ということが明らかになっている。一方、消費者被害に遭う男女別の割合はほぼ同数だが、振り込め詐欺の被害については 60 歳代以上の女性が多い。</p> <p>こうしたことから、特に緊急性の高い「20 代」「60 歳代以上の女性」を中心に、消費者被害を防止するために、どのような内容及び方法により、効果的な消費者教</p>

	<p>育を行うかを検討することが必要不可欠である。</p> <p>また、消費者庁関連三法の審議において、与野党の修正協議の結果、消費者安全法において、「国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その強力を得るよう努めなければならない。」と、消費生活に関する教育活動が位置付けられた。</p> <p>さらに、衆議院消費者問題に関する特別委員会においては、「消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。」が附帯決議され、参議院消費者問題に関する特別委員会においては、「消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。」が附帯決議された。</p> <p>以上のような国会の審議等からも、学校教育及び社会教育における消費者教育の更なる推進が必要とされている。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、習得した知識が具体的な行動に結びつくような消費者教育の内容及び方法についての実証的な調査研究を行い、消費者教育のより一層の充実を図ることを目的としている。大学及び社会教育施設における消費者教育の実施の際に基準となる教育指針を作成することにより、大学、社会教育施設等において効果的な消費者教育が広く実施されることが見込まれる。</p>
--	--

政策の名称	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>(1) 近年、我が国においては、若者の社会的・職業的自立や社会・職業への移行に向けた準備が不十分であること、経済・社会情勢の変化に伴う人材育成システムの変化、人材ニーズの高度化と迅速な育成の要請等、職業との関連における様々な課題が生じており、これらの課題解決のため、キャリア教育・職業教育の充実・推進が求められている。</p>

	<p>キャリア教育・職業教育の一層の推進・充実を図るために、①地域の産業構造・就業構造・人材ニーズ等に即した取組、②義務教育段階から高等教育に至るまでの体系的な取組、③生涯学習の観点に立ったキャリア育成支援、④地域における関係機関の密接な連携による実施が必要不可欠であり、地域ぐるみの積極的な対応が求められるため、国が本事業を実施し、地域におけるキャリア教育・職業教育の総合的な推進の在り方を検討する必要がある。</p> <p>(2) 若者の職業との関連における課題解決という観点だけでなく、学びたい者が、いつでも、社会・職業に関して必要な知識・技能等を学び直すことや職業に関する能力を向上させることができるとなるよう、生涯学習の観点からも、キャリア教育・職業教育の推進は必要である。</p> <p>(3) また、地域の産業界等との連携の下でキャリア教育・職業教育を推進していくことは、近年大きな課題とされている地域の自立や活性化の観点からも、大きな意義がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>地方公共団体において、関係機関により構成される「キャリア教育・職業教育推進協議会」を設置し、「キャリア教育・職業教育推進プラン」を策定する。協議会の下でキャリア教育・職業教育推進チームが関係者に対する働きかけ・助言・調整等を行うことにより、地域のニーズを踏まえたキャリア教育・職業教育の推進が図られる。これらのモデル事例を、文部科学省において取りまとめ、全国に普及することにより、地域のニーズに即した人材育成を計画的・総合的に行っていくための仕組みの構築という、上記の目標は達成できると見込まれる。</p>
--	---

政策の名称	放課後キャリア教育実践事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>現在、60万人超の若年無業者、170万人超のフリーターが存在するなど、学校から社会・職業への移行が円滑に行われていない状況となっている。</p> <p>その要因として、若者の精神的・社会的自立の遅れや、勤労観・職業観、コミュニケーション能力等、職業人としての基本的資質・能力の不足等が指摘されており、各学校段階に通じて、必要な能力を体系的に育成していくことが重要である。</p> <p>一方、学校教育において、キャリア教育の積極的な推進を図っているところであるが、著しく多様化する生徒の能力・適性、ニーズ、社会から求められる人材ニーズの全てに対応していくことは困難であり、地域においても総合的に教育活動に取り組むことが求められている。</p> <p>そこで、放課後等に企業等の地域の身近な教育資源を有効に活用し、学校教育だけでは対応が難しい、多様な個別ニーズにまで対応できる総合的なキャリア教育の</p>

	<p>推進を図る必要がある。</p> <p>なお、平成 20 年度に経済産業省が行った調査（「キャリア教育ニーズ調査」）によると、「学ぶ意欲を高めるために、キャリア教育は不可欠である、と多くの学校現場は考えている。しかし、いざ実行段階となると、教員の多忙感、外部連携等のノウハウの乏しさ、授業時間確保による学力対策が優先といった諸問題が出てくるため、総論賛成・各論反対という状況になる。また、立ち上げの時期におけるマンパワー（学校支援力）の確保と、正しいノウハウが蓄積されること、さらにキャリア教育の基本的なスタンスが、現場で腑に落ちないとなかなか前に進めない、という意見もある。」といった意見が教育の現場においてあることが判明している。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、子どもたちが、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりととした勤労観・職業観を身に付け、生きていく力を身につけることができるよう、地域においてキャリア教育を推進する体制の一層の充実を図ることを目標としており、事業に参加した中学生等の勤労観・職業観等が参加する前と比較して、より良い方向に変化した割合を指標とする。</p> <p>学校現場においては、人的体制や時間の制約等から、生徒の多様な個別ニーズに対応したキャリア教育を実施することは困難であり、本事業において、関係機関との調整を行うコーディネーターを配置し、放課後等の教育において対応しきれない部分への対応策として非常に効果的な取組である。</p> <p>また、本事業の実施において、多様な地域人材が子どもに関わることにより、地域の子どもを地域で育てる機運の醸成が図られ、目標の達成が見込まれるところである。</p>
--	---

政策の名称	学校支援地域本部事業（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p><学校教育の充実></p> <p>地域住民が学校を支援することで、多様な体験活動やコミュニケーション能力、規範意識の醸成を図ることができる。「教員の勤務実態調査」（平成 18 年度文部科学省委託調査）においては、教員の超過勤務時間で月平均 34 時間であるなど、教員の多忙化が指摘されており、教員が教育活動により力を注げる環境を整えることが重要である。</p> <p><地域の教育力の向上></p> <p>地域の連帯感の形成や活性化が図られ、これにより地域の教育力が向上し、学校を核とした地域づくりが図られると考える。</p>

	<p>「地域の教育力に関する実態調査」（平成 18 年度文部科学省委託調査）で保護者を対象に行ったアンケートにおいて、自身の子ども時代と比べて地域の教育力が低下していると回答している人が過半数を占めており、地域の教育力の向上に取り組む必要がある。一方、各地域における地域の教育力に差があることから、国が事業として実施し、普及・啓発をしていくことが必要不可欠である。</p> <p>＜生涯学習社会の実現＞</p> <p>地域住民が自らの知識や経験を子どもの教育に生かすことで、生涯学習の成果を生かす場が拡がるものである。平成 20 年 6 月改正された社会教育法においても、教育委員会の事務として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務」が規定（第 5 条 15 号）されたところであり、学習成果を活用する場の充実に向け、取り組む必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>各市町村に実践例を設けることで、各地域における本部の設置が進み、全国的に拡がっていくことが見込まれる。これにより、地域住民による学校支援ボランティアの取組が進み、目標の達成が見込まれる。</p>
--	--

政策の名称	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>都市化、核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などの社会構造上の影響や、少子化対策、児童虐待防止といった喫緊の課題への対応として、社会全体での家庭教育支援の推進を図るためにには、国として、地域の様々な人の関わりにより、孤立しがちな親や仕事などで学習機会に参加することのできない親などに対し、様々な家庭の状況に応じた支援や、発達段階・現代的課題に応じた支援のための課題の整理及び効果的な手法の開発を行う必要がある。また、併せて地域や学校、福祉関係機関、企業等の連携による一体となった取組の推進や中核的な人材の質の向上を図るための取組、先進的な取組事例等の情報発信を行い、地域における取組の活性化充実を図ることが必要。</p> <p>(有効性)</p> <p>「訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、効果的な支援手法の開発を行うとともに、「家庭教育支援基盤形成事業」（学校・家庭・地域の連携協力事業の 1 メニュー）により、その成果の普及・定着を図り、地域人材の養成や学習機会の効果的な提供などの地方公共団体の主体的な取り組みを支援し、地域全体で家庭教育支援に取り組む体制づくりを推進することとしており、目標の達成が見込まれる。</p>

政策の名称	学校における I C T 活用事業の推進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>教育の情報化については、急速な情報化の進展に伴い、膨大な情報量を誇るインターネットを活用した調べ学習やデジタルコンテンツを活用することで、子どもが視覚的に理解できる等、確かな学力を育成する上で大変有効なツールである。</p> <p>しかしながら、 I C T を使って教科指導ができる教員の不足や自治体の厳しい財政事情などから教育の情報化が一部では進んできているものの諸外国と比べて進捗は遅れている。</p> <p>このようなことから、国が先導的に授業における効果的な I C T の活用方法や教員の指導力の向上に関する調査研究を実施し、その成果を普及し効果を示すことで自治体における教育の情報化に向けた取組が加速化されるものと考えております、これらの促進を図るためにも当事業は必要不可欠なものである。特に、平成 21 年度補正予算において整備される学校の I C T 環境整備や新学習指導要領の円滑な実施のためにも必要不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、教育の情報化を促進する観点から、平成 17 年度に開始され、その後、平成 18 年度に策定された「 I T 新改革戦略」の目標達成のために引き続き実施している。平成 22 年度新規分については、「概ねすべての教員が I C T を使って教科指導ができる」ことを目指し、教員の指導力養成事業や I C T の学力向上への効果の調査に関する事業を行うことで確実に教員の I C T 活用指導力が促進され目標が達成できると見込まれる。このほか、学校教育情報化促進プログラムでは、新たな教材開発を行うことで補正予算で整備された I C T 機器の活用の活性化が図られるほか、校務の情報化、必履修教科「情報」の指導方法に関する調査研究などを予定しており、これらの成果を普及することで I T 新改革戦略等に掲げる目標達成のほか、新学習指導要領の円滑な実施に確実に寄与できるものと見込まれる。</p>

政策の名称	小中高等学校等における電子黒板等の整備事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>「 i – J a p a n 戦略 2015 」（21 年 7 月 6 日 I T 戦略本部決定）において、2015 年度までに電子黒板等デジタル機器の教室への普及を進めることとされている。電子黒板は、教科書やノートを大きく表示したり、書き込んだり、映像を活用することなどにより、わかりやすい授業を実現し、大きな学習効果を期待できるものである。</p>

	<p>本戦略の目標を達成するために、2015年度まで集中的にその整備を推進していくことが必要不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本施策を通じて、電子黒板等が授業においてより一層有効活用され得るため、目標が達成できると判断する。</p>
--	---

政策の名称	理科教育設備整備費等補助金（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>科学技術創造立国の実現を目指すためには、初等中等教育段階から次代を担う子どもたちに観察・実験等の体験的・問題解決的な学習等を通じて、理数への興味・関心を高めることが重要である。</p> <p>昨年3月に公示した小・中学校の新学習指導要領では、中央教育審議会答申（平成20年1月17日）における指摘を踏まえ、理数教育について、授業時数、内容とともに大幅に増加し、観察・実験や反復学習などを充実するなどの改善を図ったところである。</p> <p>各学校において、観察・実験を一層充実させ、新学習指導要領に沿った授業を行うことができるよう、理科、算数・数学設備の整備を促進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>新学習指導要領においては、基礎的な知識・技能の定着と、思考力、判断力などの育成を目指している。理科教育設備の補助により、各学校において理科、算数・数学設備の整備が促進されることで、観察・実験等の体験的・問題解決的な学習が一層充実される。</p>

政策の名称	学校教育における消費者教育の推進（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>消費者教育に関しては、学校教育では中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭科などで行われており、社会教育では公民館等の社会教育施設で学習機会の提供が行われているが、国民生活審議会消費政策部会において、必ずしも十分な成果があがっていないのではないかという指摘がなされている。この背景には、消費者トラブルの一層の複雑化・多様化、学ぶべき内容についての共通認識の不在、消費者教育に対する期待のより一層の高まりがあると考えられる。</p> <p>また、平成20年、21年の学習指導要領の改訂に当たっては、社会科・公民科や家庭科等において、消費者教育に関する内容の充実を図ったところであるが、成年年齢の引下げについて議論がなされた法制審議会民法成年年齢部会の報告においても、成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策として、「消費</p>

	<p>者教育の充実」があげられており、改訂された学習指導要領の趣旨が学校現場で着実に実施されるような各種施策の推進が求められているところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、学習指導要領に示された消費者教育に関する内容について、教員の指導力向上のための講座等を実施することにより、より一層の充実を図ることを目的としている。各教科等において学習指導要領の目標・内容に照らした消費者教育が実践されることにより、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」が育成されることが見込まれる。</p>
--	---

政策の名称	英語教育改革総合プラン（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>「教育振興基本計画」においては「確かな学力」を確立するため、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実を目指す小・中学校の学習指導要領の着実な実施が掲げられており、授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教育を支える条件整備について実施することとされている。このため、小学校における外国語活動に関して、共通教材の作成・配布、教員養成講座の開発、ALT等の外部人材の積極的な活用等の条件整備を、文部科学省として積極的に講じる必要がある。</p> <p>また、「経済財政改革の基本方針2008」などの国の基本的な政策方針においては、英語教育の抜本的強化が指摘されていることから、国としてそのような提言に対応する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を適切に計画どおり実施できれば、小学校における外国語活動の円滑な導入をはじめとする「小学校外国語活動の導入等新学習指導要領の着実な実施に向けた条件整備」が進む。また、「英語教育改善のための一貫した教育システムの構築」により英語教育のさらなる充実が図られ、本事業の目的は達成される。</p>

政策の名称	退職教員等外部人材活用事業（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図るために、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくることができるよう、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制を整備することが必要である。</p> <p>一方で、教員勤務実態調査（平成18年度文部科学省実施）によると、教諭の残業時間は1ヶ月当たり平均34時間と多忙化が指摘されており、教員が子ども一人一人に向き合う環境が十分であるとはいえない状況にある。</p>

	<p>また、新学習指導要領は、小学校で平成 23 年度から、中学校で平成 24 年度から全面的に実施することとしているが、平成 21 年度から算数・数学・理科を中心に先行して実施しているところであり、授業時数や指導内容を増加した新学習指導要領の円滑な実施を図るため、指導体制を整備することが必要である。</p> <p>このことは、平成 20 年 7 月 1 日に閣議決定された教育振興基本計画にも、「授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方（中略）など教育を支える条件整備について検討する」や「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、（中略）退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る」と記述されているところであり、喫緊の課題として外部人材の積極的な活用に取り組む必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>事業初年度である平成 20 年度においては、44 県で本事業が実施され、全国で約 6,500 人（週 12 時間換算）の非常勤講師等が配置されたところである。</p> <p>また、平成 21 年度においては、58 県市で本事業が実施され、全国で約 14,000 人（週 12 時間換算）の非常勤講師等が配置されている。</p> <p>各都道府県及び各政令指定都市において、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるとともに、新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数の増等に対応するため、非常勤講師等を配置する必要があることから、目標の達成が見込まれる。</p>
--	--

政策の名称	高等学校におけるキャリア教育の推進（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>教育振興基本計画では、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の中で「普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する」とされた。また、骨太 09においても、小中高校におけるキャリア教育の強化を推進することとされている。さらに、中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について 審議経過報告」において、「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる内容を教育課程に位置づけることや、学校外に企業や地域社会との調整を行う者を確保すること等、高等学校におけるキャリア教育の在り方について提言されており、積極的な取組を行う必要がある中、実証的な研究に取り組むことにより、効果的な事業モデルを構築すること、そして、こうした成功モデル例を地方公共団体等に提示する必要があるため。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を実施することにより、学校と企業や地域社会の連携が円滑に進み、外部の</p>

	<p>専門的な人材の活用がより効果的に行われることが見込まれる。</p> <p>また、「産業社会と人間」やそれに類する内容を普通科高等学校において実施するための研究やその効果の検証が行われることが見込まれる。</p>
--	--

政策の名称	免許状更新講習開設事業費等補助（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>教員免許更新制は、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識・技能を身に付け、自身と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようすることを目的に導入され、教員の資質向上に多大な寄与をするものである。教員免許更新制がその目的を達成するためには、質的にも量的に必要な更新講習が全国どの地域においても、開設されることが必要である。</p> <p>この更新講習の開設は、大学等で開設されることが期待されているが、大学等の自主的な取組にのみ委ねることは、山間離島へき地などにおいて勤務する現職教員や、対象人数が少數の教科・科目を担当する現職教員が受講するための更新講習を十分に確保することが困難になる恐れがある。</p> <p>また、新学習指導要領で盛り込まれている、理科教育での観察・実験の充実や武道の必修化等に対応した更新講習については、①実験・実習による実施形態をとることから受講人数（クラスサイズ）を少數に設定せざるを得ないこと、②ティーチングアシスタントや器材、試料などの経費が必要となる（当たりコストが高い）こと、などから採算性が乏しく、十分な更新講習が開講されていない状況となっている。</p> <p>そのため、こうした採算性の悪い分野の更新講習開設者に対して国として補助することで、採算性の影響を受けずに、必要とされる更新講習を確保するためにも、本事業は必要不可欠な事業である。</p> <p>(有効性)</p> <p>免許状更新講習の開設の有無のみならず、開設講座数や科目、受入人数等も、講習開設者の任意とされているが、更新講習開設者に対して財政的支援を行うことで、各開設者に十分量の講習開設を促進できるとともに、大学の所在地や講習受講者等の地域偏在によらない、多様で質の高い更新講習が開設されることが見込まれる。</p>

政策の名称	スクール・ニューディール構想等の推進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>安全・安心で豊かな学校施設を確保するためには、耐震化が必要不可欠であるとともに、太陽光発電の導入をはじめとするエコスクールの整備や地域材等の木材利</p>

	<p>用の推進、バリアフリー化、アスベスト対策、老朽化への対応、特別支援学校の教室不足の解消、学校統合への対応など、様々な課題への対応が求められている。公立小中学校等施設の耐震化については、着実に進捗しているものの、「地震防災対策特別措置法」により義務付けられた耐震診断でさえ未実施の建物が、平成21年4月1日現在、3,205棟ある。また、耐震診断は既に実施されているものの十分な耐震性が認められず、今後対応が必要な施設も相当数残っている。このため、地方公共団体の要望を踏まえて、その取り組みを引き続き推進していく必要がある。</p> <p>また、太陽光発電の導入をはじめとするエコスクールの整備についても、公立小中学校への太陽光発電設備の設置校数が、平成21年4月1日現在、1,202校に留まるなど、今後更なる推進が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>公立小中学校等施設の耐震化について着実に進捗しているなど、一定の効果が現れている。引き続き本事業を実施することにより、全国の公立小中学校等施設の耐震化事業が促進され、現在より多くの公立小中学校等施設において、児童生徒や教職員等が一日の大半を過ごす場の安全が確保されるとともに非常災害時における地域住民の応急避難場所の安全が確保される。また、太陽光発電導入等のエコスクールの整備により、環境・エネルギー教育の教材への積極的な活用や日射の遮蔽、通風の確保、外壁、窓等の断熱化等による快適性の向上、環境負荷の低減の効果等が期待できる。</p>
--	--

政策の名称	高校奨学金事業等の充実・改善（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>高校生が安心して学業に専念できるようにするために、現在の高校奨学金事業を改善し、従来の奨学金に加えて、入学時に必要な経費などを対象に給付型の奨学金を附加的に設定するなど、さらなる追加支援策を講ずる必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>交付申請の件数に対する交付決定の件数の割合は100%が見込まれる。</p>

政策の名称	外国人児童生徒の総合的な学習支援事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>我が国における外国人登録者数は年々増加を続け、昨年度に引き続き過去最高を更新している。また、外国人児童生徒数も年々増加傾向にあり、日本語指導が必要な外国人児童生徒数も同様に増加し、過去最高となっている。この背景には、近年不足傾向にある国内労働力の確保の観点から、外国人労働力へのニーズが高ま</p>

	<p>ってきていることや、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」の改正が施行されたことに伴い、日系人が「定住者」等の在留資格を得て日本に定住し、就労することが可能になったこと等の事情が考えられるが、今後についても、少子化に伴う人口の減少や高齢化、社会、経済のグローバル化の一層の進展を受け、我が国に入国、滞在する外国人の数は増加していくと考えられる。</p> <p>このような中で、外国人の子どもの学校への受入体制を一層充実させるために、国として、いかなる地域においても利用可能な、また、時代のニーズにあったツールを開発し、外国人の子どもに対する日本語教育の機会を確保していくことが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」による受入体制の整備に加え、本事業において外国人児童生徒のための学習支援を推進していくことによって、より多くの地域において、外国人の子どもの教育機会の確保につながるものと考える。</p>
--	---

政策の名称	幼稚園就園奨励費補助事業（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>「骨太の方針2009」において、「幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策と合わせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。」、「安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。」と盛り込まれており、幼稚園に通う園児をもつ保護者の経済的負担の軽減及び保育料等の公私間格差の是正を図り、幼稚園の就園機会の充実を図る本事業の拡充は不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成21年度予算では、第3子以降は「幼稚園に同時就園」及び「兄・姉が小学校3年生までである園児」の場合ともに[0.0]（無償）としたところである。平成22年度概算要求においては、さらなる保護者負担の軽減を図るため、「兄・姉が小1～3の場合」の現行の第2子の保護者負担[0.9]を[0.5]とする拡充要求をするので、目標は確実に達成される。</p>

政策の名称	教科用特定図書等普及推進事業（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>平成20年6月に制定された、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）」においては、通常学校に在籍する障害のある児童生徒に対する拡大教科書等の無</p>

	<p>賃給与について規定する（法第9条及び第10条）とともに、国における施策の推進について示されたところであり、また同法が採決された際には、</p> <p>(1) 拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責任を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 教科書発行者からの教科書デジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう必要な支援措置を講ずること。</p> <p>その際、拡大教科書等を作成するボランティアにとって使い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、適切な処置を講ずること。</p> <p>等といった内容の附帯決議を受けている。</p> <p>また、平成20年4月、文部科学省に設置した拡大教科書普及推進会議（視覚障害教育の専門家や教科書発行者、ボランティア団体等の関係者により構成される）の「第一次報告（平成20年12月）」、「第二次報告（平成21年3月）」において、法の趣旨を適切に踏まえた拡大教科書等の普及充実を図るための取組が文部科学省において行われることが必要であると報告されている。</p> <p>国としては、これらを受け、現在の諸問題を早急に検討・解決し、視覚に障害のある児童生徒に拡大教科書を普及充実させることで、障害のある児童生徒に対する教育における機会均等の保障を担保していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業により得られる教科書デジタルデータの提供拡大や標準規格に基づく拡大教科書等の発行の促進等といった成果を通じて、必要とする児童生徒に拡大教科書等を速やかに、確実に給与することが可能となる。</p>
--	---

政策の名称	特別支援学校等と産業界が連携した実践的職業教育推進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>特別支援学校卒業者の企業等への就職は依然として厳しい状況にあり、障害者の自立と社会参加を促進するため、職業教育の一層の改善が求められている。特に、障害者の就職に向けては、障害者に対する企業の理解や企業のニーズに即した指導などが必要と考えられ、特別支援学校等と産業界とが連携することが重要である。</p> <p>また、平成21年3月に公示した特別支援学校学習指導要領においては、職業教育の充実という観点から所要の改善が図られた。新しい学習指導要領の定着という観点からも、学習指導要領の改訂の方向性を踏まえた指導方法の改善・取組の充実等が求められている。</p>

	<p>(有効性)</p> <p>各指定地域における研究について、外部有識者を含めた審査評価委員会により計画内容の審査や評価を行い、適切な指導助言を行うことで、目標は達成できると見込まれる。</p>
--	--

政策の名称	義務教育費国庫負担金（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担するものであり、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る役割を担っている。</p> <p>また、優れた教員を確保するため、メリハリある教員給与体系の実現に取り組むとともに、子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、教職員定数の改善に取り組むこととしており、教育の質的向上を図る観点からも本事業は重要な役割を担っている。</p> <p>(有効性)</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担することにより、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的としている。</p> <p>本事業は、5月1日現在における公立小・中学校の教員定数の充足率（都道府県ごとに、義務標準法第6条に基づき算定した教員定数に対する各都道府県が実際に配置した教員数の割合）が全ての都道府県において100%となることを目標としているが、平成20年度においては、教員定数を充足している県が45県、未充足となっている県が2県（未充足2県の平均充足率は99.6%）となっている。</p> <p>なお、未充足となっている2県については、平成20年5月2日以降、隨時、教員を配置しており、年度途中で未充足は解消されている。</p> <p>このような状況から、年度内において充足率100%を達成することができる見込まれる。</p>

政策の名称	T Aを活用した学生実験実習の充実支援事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>大学の教育研究活動を充実するとともに、優秀な大学院生に対するT A・R Aを抜本的に充実することが喫緊の課題となっている。そのような状況の中で、本事業は、大学が優秀な大学院生をT Aとして数多く採用し、経済的支援を充実するのみな</p>

	<p>らず、教育補助活動への参加を通じた学生の資質向上や、実験・実習など大学の教育活動の充実等を図るものであり、事業実施の必要性は極めて高いと言える。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 20 年度に、文部科学省先導的大学改革推進委託事業を活用し、大学の学部学生及び修士課程学生に「博士課程進学の決断を阻害する要因」及び「博士課程が魅力的になるために必要な活動や仕組み」等について調査したところ、前者については「博士課程に進学するよりも企業で働くほうが魅力的であること」及び「在学中の生活水準が保障されていないこと」、後者については「学費・生活費に経済的支援」及び「博士課程に対応した就職支援の取組」がそれぞれ 1 位、2 位の回答となった。</p> <p>一方、大学院部会において、平成 18 年 3 月に策定した大学院教育振興施策要綱の検証を進める中で、これまで、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」等の大学教育改革のための支援事業の推進により、大学改革の活性化や教員の意識改革等、大学においてその事業効果が着実に見られているとの指摘がある。</p> <p>以上を踏まえると、本事業の実施により、目標の達成は確実に見込まれると言える。</p>
--	--

政策の名称	产学研連携による分野別の評価活動支援事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>「教育振興基本計画」において、高度専門職業人を養成するため、大学等における教育の高度化を促すとともに各分野の評価団体の形成を促進することや、大学等が社会的要請の高い人材育成について地域や産業界と連携して行う取組を支援することの必要性が指摘されていること、及び世界規模で産業構造・就業構造が急速かつ大きく変化している社会状況等から、専門的人材養成の役割を担う大学において、専門人材養成教育水準の質保証を図り、実践的な知識・技能や高い教養を備えた専門的人材が多数社会に提供されることにより、国民に対するより実践的で高度なサービスの提供を実現し、国の活力を高め、持続的かつ安定的な経済成長を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、専門的人材ニーズが高い分野の専門人材養成教育の質保証の仕組みを構築するための取組を重点的に支援して、専門人材養成教育水準の質保証を図ることが目標であり、選定に当たっては、産業界、学協会等と連携した取組のうち、特に専門人材養成教育の質保証の確保のための体制構築への道筋が具体的で実効性の高い分野を重点的に支援することから、目標を達成する可能性は高いと考えている。</p>

政策の名称	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>「経済財政改革の基本方針 2009」において、アジア・世界の持続的成長への貢献や国際的に開かれた大学づくりなどが提言されており、アジア・世界の成長の担い手となる高度かつ実践的な人材育成を行う必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>選定に当たっては、対象分野に関する教育研究の実績や留学生の受け入れ実績等を要件とし、かつ実現性の高い優れた取組を選定し、重点的に支援することとしており、それを通じて目標を達成することは可能であると考える。</p>

政策の名称	先導的 I T スペシャリスト等育成推進プログラム（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、我が国では経済の活力の維持、環境問題といった様々な重要な課題に対応するためには、大学における優秀な人材の育成が必要不可欠であり、大学が企業等と連携し、「社会から望まれる人材」像を理解した上で、職業人として必要な基礎知識から実践的スキルまでを身につけさせ、社会で活躍できる資質を備えた高度な人材を育成していく必要がある。</p> <p>平成 18 年度より「先導的 I T スペシャリスト育成推進プログラム」を実施しており、昨年行った第三者委員会による中間評価において「世界最高水準の I T 人材育成に向けた成果が認められた」との評価や日本経団連における「新 I T 戦略の策定に向けて」（2009 年 5 月 19 日）において、「『先導的 I T スペシャリスト人材育成プログラム』では、产学研連携を通じて産業界の期待する高度 I T 人材の一期生が本年 3 月に卒立った。」と高く評価する一方で、「現状では産業界が求める高度 I T 人材は、質・量の面で不足しており、特にユーザー側において I T を駆使し、行政、経営等を革新できる人材の輩出できていない」とし、「予算規模の拡大による拠点の拡充」を強く要望している。</p> <p>また、「i-Japan 戦略 2015」において「高度デジタル人財が年間 1,500 人必要との経済界からの養成要望」があることや「大学等において高度な教育拠点を広域展開し、国際的にも通用する高度デジタル人財を安定的に育成すること、「产学研官連携によるナショナルセンター的機能の充実」を図ることとされ、「経済財政改革の基本方針 2009」においても「高度 I T 人材等の育成強化」が盛り込まれるなど、高度 I T 人材の育成が各方面から必要とされている。</p> <p>本事業を実施することにより、社会の養成に対応した高度 I T 人材の育成強化に資</p>

	<p>し、上位目標である「大学における教育内容・方法等の改善・充実を図り、各大学の個性・特色を踏まえた人材の育成機能を強化」、「大学等の国際化や教育研究の質の向上・保証の推進」を達成することが可能となる。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 18 年度より実施している「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム」において、8 抱点 214 名の高度 IT 人材が輩出された。1 抱点あたり 30 名程度輩出されており、10 抱点で実施する本事業においては年間 300 人程度の高度 IT 人材の輩出が見込まれ、目標が達成できる見込みである。</p>
--	--

政策の名称	卒前の実習や薬剤師、看護師等高度チーム医療スタッフ養成事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>社会的な問題となっている医師不足を解消するため、これまで平成 20 年度及び 21 年度の入学定員増を行ってきたが、更なる医師確保の必要があることから、「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月閣議決定）において、医師等人材確保対策の必要性が求められている。</p> <p>また、医師不足の影響は、医療現場だけではなく、法医学をはじめとする基礎医学研究者の不足を招来しており、「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月閣議決定）において、死因究明制度に係る施策を着実に推進することが、また、「臨床研修制度の見直し等を踏まえた医学教育の改善について」において、基礎と臨床の有機的連携による研究マインドの涵養が求められている。</p> <p>一方で、医師養成数を増加するだけでは教育の質や施設整備の拡充などの観点から自ずと限界があり、医師の過重労働の解消のため、「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月閣議決定）等において、チーム医療・役割分担を積極的に推進することが指摘されている。</p> <p>このため、社会的要請の強い基礎医学分野の研究医を確保することで着実な医療の進展を継続するとともに、医療の現場で長く活躍できる質の高いコメディカルスタッフを養成することが我が国の安心・安全な医療を支えるためには必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、大学がその人材養成・医療機能資源を最大限活用することで、地域で実際に起こっている課題やニーズを教育内容に反映することや、大学それぞれが有している情報を共有化することで、今後の医療を担う人材養成の水準の向上に貢献する教育方法の確立が見込まれる。</p>

政策の名称	医学部定員増に伴う学生実習設備等の整備事業（新規）
政策評価の結果	(必要性)

の概要	<p>へき地、離島等の地域や小児科・産科等の特定の診療部門における医師不足にかかる対策は喫緊の課題であり、これまで平成20年度及び21年度の入学定員増を行ってきたが、更なる医師確保の必要があることから、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月閣議決定）において、医師等人材確保対策の必要性が求められている。</p> <p>このため、地域医療等に対応した質の高い高度な医療人の養成を図るため、本事業の実施が不可欠である。</p> <p>これにより、地域医療等に貢献しうる質の高い医療人の養成が図られ、医師不足とされる地域・診療科において安全・安心な診療体制等の実現が期待される。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、大学がその人材養成・医療機能資源を最大限活用し、地域医療等を担うマインドを持った質の高い医師を養成することにより安心・安全な医療体制の構築が見込まれる。</p>
-----	--

政策の名称	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>奨学金を希望する者は増加しており、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするためにも、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。また、貸与基準を満たしているにもかかわらず、無利子奨学金において採用できていない学生等に対する支援を充実する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって就学の機会が奪われないよう、学生の多様なニーズ等を踏まえて、事業を充実し、教育費負担の軽減を図ってきた。</p> <p>本事業は、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学環境を整備し、もって次代の社会を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業を拡充することとしており、奨学金の貸与を受けることにより修学が可能になった学生の割合が80年%以上となることを目標している。</p>

政策の名称	私学助成の充実（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究の展開を担うなど、我が国の中等教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしている。このような私立学校の特性と役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、私立学</p>

	<p>校の教育研究に対する財政的な支援を行う必要がある。特に、教育費の家計負担を軽減することで、教育の機会均等を確保するため同事業の拡充を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>これまで、私学助成などにより、教員一人あたりの学生数、大学等における定員超過率が 150%を超えるものの全体に占める割合、教育研究費依存比率など、教育研究条件について改善の傾向が続いていることにより教育研究条件の維持向上が図られる。</p> <p>また、私立学校の学生納付金額（大学平均）の減少については、少子化に伴う学生徒数の減少や私学助成の削減など私学を取り巻く厳しい財政事情の下、前年比 1 %以下の増加にとどめる。</p>
--	---

政策の名称	職業教育の高度化プロジェクト（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、団塊の世代の退職や国際競争の激化に伴い、ものづくり等の分野において即戦力となる人材の育成が急務であるとともに、経済・社会の複雑化等に伴い、職業人として必要とされる知識・技能等が高度化してきている。このようなことから、中央教育審議会では、平成 20 年 12 月より「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」審議が行われ、21 年 7 月に審議経過報告が取りまとめられたところである。この報告では、専門高校と高等教育機関との連携・接続や職業教育の高度化に関する各地域の潜在的ニーズの把握、専門高校を基にした高等専門学校を設置する可能性等専門高校の職業教育の高度化について提言されているが、各都道府県においては、これまでこれらについての検討が行われていない。</p> <p>このため、各都道府県において専門高校の職業教育の高度化が図られるようするため、これらについて取組を支援することが不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>47 都道府県で行う地域ニーズを踏まえた専門高校の人材育成方策については 1 年間、専門高校と高等教育機関との連携を図った実践的な研究については 3 年間で実施する予定であり、検討に当たっては十分な期間が確保されていると考えられるため、目標は達成できると考えられる。</p>

政策の名称	実践型研究リーダー養成事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>平成 19 年度の「民間企業の研究活動に関する調査報告」（文部科学省）によると、</p>

	<p>学士号取得者、修士号取得者、博士課程修了者及びポストドクターの採用にあたり重視する能力・資質のうち、「進行管理能力（リーダーシップまたは研究プロジェクトの進行管理の能力）」を「重視する」と回答した民間企業の割合は、学士号取得者では 23.7%、修士号取得者では 37.8%、博士課程修了者では 50.4%、ポストドクターでは 55.2%である。このことから、産業界において、博士号取得者及びポストドクターは、学士号取得者及び修士号取得者よりも「進行管理能力」を求められていることがわかる。また、企業からは技術をマネジメントする人材及び技術を俯瞰できる目利き人材、戦略を立案できる人材の不足が懸念されるとともに、国内外の研究者からも我が国の人材についてリーダーシップ不足が指摘されている（「民間企業の研究開発動向に関する実態調査」社団法人研究産業協会 平成 20 年 3 月、「第 3 期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究 内外研究者へのインタビュー調査」文部科学省 科学技術政策研究所 平成 21 年 3 月）。一方で、企業からは、博士課程修了者の採用を増やす要件として、博士課程修了者的人間力の向上（コミュニケーション力、協働で仕事をする力、リーダーシップ等）があげられている（「产学研における人材の活用及び交流・流動化に関する調査研究」株式会社日本総合研究所 平成 21 年 3 月）。</p> <p>また、社会の多様な分野に、リーダーに求められる素養・能力を備えた博士号取得者等の科学技術関係人材を輩出することにより、上位目標である、科学技術関係人材の質と量の確保の実現が促進される。特に、若手研究者の質の確保の一環として、リーダーに求められる素養・能力の伸長に特化した本施策を実施することにより若手研究者の質の確保が一層促進されることが見込まれる。</p> <p>(有効性)</p> <p>リーダーとしての素養・能力を身に付け、産業界で活躍する人材の数（本事業を通じて産業界へ就職した学生の人数）の増加等については、委託機関の選定段階で応募機関の計画を精査し、実効性の見込まれる計画を採択すること及び文部科学省による進捗状況の確認により、達成できるものと見込まれる。</p>
--	--

政策の名称	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>本事業は、既に失われ、又は現在失われつつある文化をより現実に近い形で保存するとともに人々に体感してもらうことを可能とするシステムの実現のための研究開発であり、ここで得られる研究成果は、技術的観点はもとより、文化的観点、教育的観点等からも波及効果が大きい。</p> <p>E Uでは既に「フレームワーク計画」（Framework Programme）の第 6 次及び第 7 次における研究領域である D i g i C u l t (Digital Heritage and Cultural</p>

	<p>Content)において、文化的・科学的資源の保存（デジタル化）とVR（バーチャルリアリティ）・画像認識・位置検出等の先進技術を活用した映像展示が推進されているほか、米国においても、スミソニアン博物館において3次元計測と3次元CG表示を行う等、関連技術を展示に応用する取組が行われているところであり、より先進的な文化発信システムの構築に向けた研究開発を他国に先駆けて我が国において実施することにより、関連技術の競争力を維持・向上することが期待される。</p> <p>一方、文化の保存・活用側においては、貴重な文化財を災害等による喪失から守ろうという機運が近年ますます高まっており、文化財に負担をかけずに鑑賞者の多様なニーズに合わせた魅力的な情報提供を行うことが求められている。</p> <p>本事業の実施にあたっては、産学官の研究者および博物館・美術館等のミュージアム関係者との連携を想定しており、現状のニーズに沿った効果的・効率的な研究成果の創出や活用を行うことが期待できる。</p> <p>※上位目標：施策目標7－4 科学技術システム改革の先導</p> <p>科学技術システムの改革や研究開発の効果的・効率的推進に向けた取組を率先して進め、優れた研究成果の創出や活用を促進する。</p> <p>(有効性)</p> <p>大型ディスプレイ開発技術やロボット開発技術等のものづくり技術、コンピュータビジョンに代表されるセンシング技術、インタラクティブ3D技術を含むユーザ・インターフェース技術等、本研究事業に関連した要素技術は、日本が強い分野である。</p> <p>特に、VR（バーチャルリアリティ）技術に関しては、研究者を束ねる学会を持っているのは日本だけであり、SIGGRAPH等国際学会における実空間表示系では、わが国の存在感が際だっている。触覚インターフェース分野でも、東京大学のほか、東京工業大学、大阪大学、国際電気通信基礎技術研究所等が国際会議で活発な発表を行っている。また、立体映像表示、表示映像とのインタラクション、触角ディスプレイ等については東京大学等が世界各国に特許を出願している。</p> <p>このように、他国と比較しても高度な技術が我が国にあることから、これらを統合したシステムを構築しようとする本事業の目的達成可能性は高い。</p>
--	---

政策の名称	世界トップレベル研究拠点（WPI）プログラム（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>「第3期科学技術基本計画」、「イノベーション創出総合戦略」などにおいて、我が国の科学技術水準を向上させ、将来の発展の原動力であるイノベーションを連續</p>

	<p>的に起こしていくためには、その出発点である我が国の基礎研究機能を格段に高め、国際競争力を強化することが求められており、そのためには、「世界トップレベルの研究拠点づくり」が必要とされている。「世界トップレベルの研究拠点づくり」を具体化する一つの施策として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）を平成19年度から実施してきたところである。</p> <p>世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）は毎年、外国人を含めた外部有識者によるプログラム委員会、PD・POからなるフォローアップ会合を行っている。フォローアップでは、各拠点とも当初計画どおり着実に進行し成果を得ていることが確認され、世界水準の研究環境と研究水準を達成しつつあるが、引き続き、「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」、「第3期科学技術基本計画フォローアップ」においても指摘されているように、グローバル化の流れに乗り遅れないような国際戦略の一環として、優れた頭脳を引きつける場としての世界トップレベル研究拠点の強化及び拡充をすすめていく必要性がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は世界から第一線の研究者が集まる、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指している。また、具体的な参考指標に関しては、①研究者、研究支援員、事務スタッフ等も含めた総勢が200名程度あるいはそれ以上、②研究者のうち3割は外国人、③世界トップレベルの研究者（主任研究者）10～20名程度あるいはそれ以上、④国際学会での招待講演実績、国際賞の実績、論文被引用の状況としている。20年度の実績では、①1拠点あたり平均164名、②1拠点あたり平均38%、③1拠点あたり平均23名、④素粒子・宇宙物理分野の代表的国際会議PASCOS2009での招待講演、クラフォード賞受賞、フルボルト賞受賞、素粒子・宇宙物理分野での論文被引用が世界第1位と第2位の主任研究者、マテリアルサイエンス分野の論文被引用で世界4位の機関となっており、進捗状況は順調である。今後、さらに本事業が進展していくことにより、我が国が優秀な人材の世界的な流動の「環」の中に位置づけられ、内外の研究人材が自然に蓄積されるような世界トップレベルの研究拠点がつくられていく見込みがある。</p>
--	--

政策の名称	科学技術外交の基盤をなす人材強化・環境整備推進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>科学技術力は研究者が行ってきた努力と我が国が嘗々として行ってきた投資の結果得られた重要な資源・資産であり、これを我が国として有効に活用するとともに、その増進を図ることは我が国の国益にかなう。無形資産の有効な活用、国際協力</p>

	<p>を通じた資産価値の増進には、我が国の科学技術の価値をアピールし、上手く案件形成につなげることが必要であるが、科学技術アタッシェや我が国の研究機関等に対するバックアップ体制が不十分であるため、その機会を十分にとらえられていない。本事業を行うことで生み出される国益とは、こうして失っている以下の具体例の様な機会利益を回復することである。</p> <ul style="list-style-type: none"> もし我が国のような研究機関が訪問する機会を事前に知っておけば、セットできただはずの要人との会見など、アピールを行う機会を失っている。 現地の政策・学術面のニーズと、我が国のポテンシャルを結びつけてワークショップを斡旋するなど、我が国の科学技術をアピールし、協力関係を発展させる機会を失っている。 <p>また、海外からの優秀な人材の獲得・定着には分散している各種事務手続きの窓口を統一したり、家族のケアを十分に行うなど生活環境等研究機関の周辺環境を整備する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>今まで科学技術の国際活動については国内外の科学技術関係機関や科学技術アタッシェがそれぞれ取り組みを行ってきた。しかしながら、科学技術アタッシェや我が国の科学技術関係機関に対するバックアップ体制が不十分であるため、その機会を十分にとらえられていない。こうした機会利益は本事業により、必要な情報をタイムリーに科学技術アタッシェや我が国の科学技術関係機関に提供し、専門的知見を持った専門人材が個別機関が抱え業務に煩わされない立場で活動することで回復する。</p> <p>また、海外の優れた研究者を円滑に受入れるための周辺生活環境の整備を行うことにより、配偶者に対する仕事の斡旋や医療のサポート等を英語で一元的に行うことなどが可能となり、優秀な外国人研究者の受け入れや定着が促進される。</p> <p>以上により、目標は達成される見込みである。</p>
--	---

政策の名称	科学研究費補助金（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>我が国が持続的に発展していくためには、多様な学術研究の推進など、イノベーションを絶え間なく創造する環境作りが必要である。科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたる学術研究を支援するものであり、イノベーションの種を生み出し、ひいては我が国全体の社会・経済発展に資するものとして必要な事業である。</p> <p>(有効性)</p> <p>科学研究費補助金は、大学等において行われる学術研究を推進し、我が国の研究基盤</p>

	<p>を形成するための基幹的な経費として、長期的視野に立った助成を行ってきており、その拡充と制度改革が不断に行われてきた。平成 21 年度においては、対前年度費 38 億円増の 1,970 億円を計上しているところである。また、採択課題数も着実に増加し、平成 20 年度実績で約 57,000 件の研究課題を支援するなど、あらゆる分野の学術研究への幅広い助成が行われている。さらに、研究成果として報告のあった論文数等も着実に増加している。今後も、第 3 期科学技術基本計画等の方針に基づき、科学研究費補助金の拡充が引き続き図られる見込みであり、また、予算の増に伴って、採択件数も増加し、研究成果として報告される論文数等も着実に増加する見込みである。</p>
--	--

政策の名称	政策や社会の養成に対応した人文・社会科学研究推進事業～異文化との対話を目指した「日本研究」推進事業～（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>「人文学及び社会科学の振興について（報告）—「対話」と「実証」を通じた文明基盤形成への道一」においては、我が国の人文学及び社会科学研究の課題として、研究者の細部への過剰な関心が、歴史や社会を総合的に俯瞰する視点を欠落させているという「研究の細分化」の問題を示しており、その克服のためには、異なる歴史、文化的背景を持った諸外国の研究者との「対話」である国際共同研究を積極的に推進することの必要性を指摘している。</p> <p>また、同報告書においては、「日本」をトータルにしかも一定の専門性を持って理解する「日本理解者」を自国外に獲得することは、国際社会の中で我が国が諸外国との関係を構築していく上で極めて有意義であることが指摘されている。また、現在、諸外国においては、研究分野としての「日本研究」を行う研究所が「東アジア研究所」に改編されたり、閉鎖されるなど地盤沈下が著しい状況にあることから、諸外国の「日本研究者」を育成し「日本研究者」に「日本研究」の機会を確保する観点から、「日本」において研究を進めることのできる拠点の一層の充実を図り、国際共同研究を通じた「日本研究」を推進することの必要性を指摘している。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、平成 22 年度開始予定であるため具体的な達成度の判断については今後検討を要するが、実施にあたっては、大学等研究機関により提案された課題について、外部有識者による審査を行い、事業目的に相応しい課題を選定するため、目標の達成は見込まれると判断している。</p>

政策の名称	若手研究者を活用した研究システムの改革支援事業（新規）
-------	-----------------------------

	<p>(必要性)</p> <p>我が国が科学の知見に基づいて持続的発展を図るとともに、世界をリードする科学技術の一層の振興を図るためにには、研究システムの改善、研究環境の整備、人材育成等総合的かつ体系的な施策の展開を図る必要がある。特に、基礎科学力強化の重要性に鑑み、新たな研究人材養成システムの構築や研究者の支援体制の強化を図る必要があるが、そのためには若手研究者の安定したポジションの確保や高度専門人材の活用、組織横断的な研究・技術支援体制の整備が不可欠であり、大学等における研究システムの改革の組織的な対応を強力に推進していく必要がある。</p> <p>また、人類の知的資産の拡充に貢献し、同時に世界最高水準の研究成果や経済を支える革新的技術などのブレークスルーをもたらす研究成果を創出する上で、各研究開発分野を支える国として重点的に整備すべき知的基盤を長期的な視野を持って継続的かつ確実に体系化し、広く供用可能なものとすること、及びそのような知的基盤整備等の研究・技術支援業務に従事する高度専門人材の育成・確保は不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若手研究者の参画による研究システム改革支援 優れた研究活動を展開する大学等における取組を公募により選定し、80機関を支援する予定である。競争的な環境下で事業を展開することにより、大学等において若手研究者の研究活動への参画が推進され、これらがモデルとなり全国的な波及効果と制度としての定着及び分野融合等組織改革の促進が期待される。 ○ R & Dアドミニストレーション体制の整備 高度専門人材を活用した研究マネジメント体制構築のために優れた取組を推進する大学等を公募により選定し10機関程度を支援する予定である。本事業による支援機関がモデルとなり、全国的な波及効果と制度としての定着が期待される。さらに、大学等に新たな研究マネジメント体制を構築することにより、他の部署の職員の意識改革が促されることも期待される。 ○ 組織横断的研究・技術支援の整備 効果的・効率的な研究・技術支援体制の強化のために優れた組織横断的な取組を推進する大学等を公募により選定し、25機関程度を支援する予定である。本事業による支援機関がモデルとなり、全国的な波及効果と制度としての定着及び分野融合の促進が期待される。
--	--

政策の名称	产学研官連携戦略展開事業（拡充）
政策評価の結果	(必要性)

の概要	<p>[国際的な産学官連携活動の推進]</p> <p>「改正外国為替及び外国貿易法」が平成21年4月21日に成立し、安全保障上懸念のある機微技術の対外取引が全て許可対象となるなど、今まで以上に安全保障貿易管理の徹底の必要性が求められている。</p> <p>戦略展開プログラム中「国際的な産学官連携活動の推進」を実施している17機関は主として、国際ネットワークを拡大・強化し、当該大学のシーズをその国際ネットワークを活用して外国企業や外国の大学と共同研究等の契約を締結している。</p> <p>しかしながら一部の大学等においては、その管理体制が不十分なところがあり、大学の管理体制の甘さを指摘する事案が発生している。このため、国際的な共同研究等を推進する上で「改正外国為替及び外国貿易法」に対応した措置を講ずることは喫緊の課題であり、「知的財産推進計画 2009」等においても大学等における輸出管理を強化することが求められている。さらに、機微技術の管理徹底は場合によれば外交問題にも発展する可能性を秘めた問題でもある。そのため、各大学においてリスクマネージメントやUSR（大学の社会的責任）等の観点から、対応措置を講ずることは不可欠である。</p> <p>[若手コーディネーター研修の実施]</p> <p>平成13年度からの産学官連携支援事業等の実施により、大学等の産学官連携活動は年々活発になってきている。しかしながら、これまで活動してきたシニアコーディネーターが高齢となる中、彼らの知見・経験を円滑に伝承し、大学等への継続的な支援を可能とするシステムが確立されておらず、またそれらを伝承されるべき若手コーディネーターも不足していることが問題となっており、各種シンポジウム（JSTイノベーションコーディネーターフォーラムなど）及び報告書（文部科学省産学官連携コーディネーター全国会議報告書など）においても指摘されている。そのような事態に対処するため、本研修を新たに実施し、OJTや座学の形式による若手コーディネーターの効果的な育成を行うことが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国の大学等については、従来安全保障貿易管理の不徹底が指摘されている状況については上述したとおりであるが、一方で、今年度より幾つかの大学で研修会を実施するなど危機意識も芽生えている状況であり、目標は達成されることが見込まれる。</p> <p>また、コーディネート人材が高齢化しているなか※、一部の大学では若手CD人材育成に関する独自の活動が行われているなど、若手CD人材の育成（知識・経験の引継ぎ）には確固たる社会ニーズがあるため、目標達成が十分に見込まれる。</p> <p>※ 文部科学省産学官連携CDの平均年齢：61歳、科学技術コーディネータの平均年齢：59歳（文部科学</p>
-----	--

	省、JST調べ)
--	----------

政策の名称	产学研人材交流促進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>我が国が国際競争を勝ち抜くためには、世界トップレベルの学術研究を担う研究者とともに、産業界において世界的に活躍する人材の育成が不可欠であり、大学・研究機関における若手研究者などの人材の活躍促進や人材の流動性向上による研究の活性化を図る必要がある。また、オープンイノベーションが進む中、基礎科学分野における大学等と産業界との連携・協働を一層推進することが必要であり、産業界の現場での知見や視点を基礎研究に反映する仕組みとして、研究人材の交流の促進が求められている。このような中、「経済財政改革の基本方針 2009」においても、我が国の成長力を強化するため産学官連携の強化や多様な人材の育成が求められている。</p> <p>また、国内企業は、日本の大学等以上に海外研究機関へ研究開発費を支出しており、日本の大学等の問題点として、「事業化に対する意識の希薄さ」や「事業化のスピード不足」が指摘されている。</p> <p>さらに、米国においては、優秀な人材を集めるために多様な産学連携の拠点やスキームが形成されており、我が国でも大学等における拠点形成などが図られているが、大学等において知財ポートフォリオの形成による製品化、事業化を強く意識した研究開発の取組や、イノベーションの担い手である企業において大学等の研究者が研究を行うという取組は普及していない。</p> <p>このため、産業界から大学等という一方向の流れに、大学等から産業界という流れを加え双方向とし、大学等が企業の研究スタイルや研究マインドを認識することにより、产学研官連携の強化や人材の育成が促進され、我が国の長期的な成長力の強化に資することから、本事業の必要性は高い。</p> <p>(有効性)</p> <p>各大学等においてサバティカルリープ等の制度整備は進んでいるものの、大学等の研究者が企業研究所において研究を実施する取組は普及していない。このため、国が先導的取組を実施するとともに効果等を調査することにより、効果的なモデルが構築されると考えられ、各大学等への普及が見込まれる。</p>

政策の名称	ファクトリー・オン・キャンパス構築推進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>大学等における研究成果から持続的なイノベーションを創出し、我が国の国際競争力強化を図るため、大学等における产学研官連携活動の推進は不可欠であるが、大</p>

	<p>学等の多くは、研究成果を産業に結びつける能力が弱く、また、産業界も必ずしも十分に大学等側の技術シーズの将来性を判断できないという状況にある。</p> <p>大学等においては、研究者のシーズをインキュベートするための方策が求められているが、一般的に外部資金にはプロトタイプの作製やビジネスモデルの構築のみを目的としたものが少ない。</p> <p>産業界へ効率的に研究成果を提供するためには、企業側がより容易に有望な技術シーズを評価できるよう大学等の体制を整備することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>これまでも大学等の努力によりライセンス契約件数や企業等との共同研究件数は増加しているが、大学等において研究成果の実現可能性の検証とプロトタイプでの検証を行うことで、企業にとっては新製品・部品の開発時間の短縮や開発コストの節減、技術リスクの低減などのメリットが生じるため、これまで以上にライセンス契約件数や共同研究件数が増加すると考えられるため、目標の達成が見込まれる。</p>
--	---

政策の名称	次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びその利用促進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>大学や公的研究機関では、ナノテクノロジーやライフサイエンス、環境・防災、原子力、航空・宇宙等の幅広い分野において 10 ペタ F L O P S 級の計算資源のニーズが顕在化している。産業界においても、ものづくりや創薬等において、製品化までの開発期間や開発コストの大幅な縮小を可能とするなどのシミュレーションのメリットが認識され、「スーパーコンピューティング技術産業応用協議会」が設立されるなど高性能スペコンへの期待が高まっている。一方、平成 14 年 3 月に運用を開始した地球シミュレータ以降、我が国にはスペコン開発プロジェクトがなく、スペコン開発において米国の後塵を拝している状況。</p> <p>以上から、我が国の技術力を維持・強化するとともに、我が国全体としての計算資源量を飛躍的に拡大するため、次世代スペコンを開発することが必要。また、世界最先端の次世代スペコンの完成後、速やかにその性能を最大限発揮させ、成果を普及させるためには、平成 22 年度から「戦略プログラム」の準備研究が必要。</p> <p>(有効性)</p> <p>科学技術・学術審議会下の次世代スーパーコンピュータプロジェクト中間評価作業部会での中間評価報告書においては、「スカラ型単一のシステムは、プロジェクトの目標達成を念頭に置いたシステム構成として妥当」等とされていること、次世代スーパーコンピュータ戦略委員会において利活用の具体的方策の検討が着実に進んでいることから、目標達成は可能と見込まれる。</p>

政策の名称	研究機器等利活用促進事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>再利用調査において、現在の各機関の再利用の取組について調査したところ、回答のあった 504 機関のうち、再利用を行っている機関は 177 機関、検討していない機関が 285 機関あり、半分以上の機関で実施されていないという結果が得られた。その制約要因としては、機関又は国の規定等によるものが最も多く、その他に情報流通システムが存在しないことや搬送費等の経費負担等が挙がった。</p> <p>また、同じく再利用調査において、研究機器等を提供する側及び受け入れる側のニーズについても調査したところ、提供する側については、機器等の利用目的の終了や教員の異動による機器等の整理による有効活用したいという意見が多く、また受け入れる側については、少ない経費負担で機器等を入手し、基礎的基盤的研究に活かしたいという意見が多く、その他若手研究者の新規研究室立ち上げ等に役立てたいという意見もあった。</p> <p>この現状を踏まえ、利活用促進事業における情報提供システムの構築や研究機器等の搬送費等の支援により、国が再利用を促進していくことによって、これまで規定等の制約要因により再利用が進まなかった機関における規定等の制定や見直しが促進され、さらに再利用が進んでいくという良い循環が見込まれるため、その必要性は高い。</p> <p>(有効性)</p> <p>再利用調査の結果では、研究が終了したとの理由で、提供可能な「試験及び測定機器」だけでも、走査型電子顕微鏡、高級実体顕微鏡など 51 件の回答があった一方で、「試験及び測定機器」を対象とした受入側では、主に基盤的研究や学生教育への利用目的に 498 件の希望が抽出されている。利活用促進事業における大学等への支援により、これらの再利用が進み、また利活用促進事業により大学等の再利用の制約要因となっている規定等の制定や見直しが進められていくことによって、システムへの登録件数が拡大し、それが再利用につながっていくと考えられるため、目標は十分達成できると考えられる。</p>

政策の名称	脳科学研究戦略推進プログラム（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>高齢化、多様化、複雑化が進む現代社会が直面する様々な課題の克服に向けて、脳科学に対する社会からの期待が高まっている。このような状況を踏まえ、『社会に貢献する脳科学』の実現を目指し、社会への応用を明確に見据えた脳科学研究を戦略的に推進するため、脳科学委員会における議論を踏まえ、重点的に推進すべき</p>

	<p>政策課題を設定し、その課題解決に向けて、研究開発拠点等を整備することが必要である。</p> <p>そのため、本年度は、本事業における従来からの取組に加えて、健やかな人生を支えるために、人間の一生の各段階における心身の健康を支える脳の機能、健康の範囲を逸脱するメカニズム等を「分子基盤と環境因子の相互作用」という視点で解明する課題の設定が必要である。</p> <p>加えて、既存の課題や新規課題をより推進するための基盤技術開発として、複雑かつ多階層な脳機能の解明に資する脳の多種類・多階層情報を、集約化・体系化した技術基盤の構築が必須である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は「長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について（第1次答申）」を踏まえ、「社会に貢献する脳科学」を目指した研究開発拠点等の整備及び各研究開発拠点等において重点的に推進すべき政策課題対応型研究の進捗により、蓄積された知見、技術を活用し、医学・薬学への貢献、産業応用に向けて生命現象のさらなる解明を図ることを目標としている。</p> <p>これまでに、神経発生・発達の段階で生じる微細な異常が、小児期のみならず成人してから発症する多くの精神・神経疾患の直接・間接の原因となることが明らかとなりつつあり、発症の分子基盤として生理学的な老化と共通の分子メカニズムの関与が明らかになりつつあるといった科学的知見も得られている。また、脳科学研究が学際性・融合性の高い学問であることを踏まえると、脳と心身の健康（健康脳）に向けた拠点の整備は、事業開始にあたり十分整備されていると考えられる。さらに、脳科学研究戦略推進プログラムにおいては、公募により研究拠点を募集し、外部有識者を含む選考委員会で厳正に審査し、目標を達成しうる研究機関を採択している。また、採択時のみならず、事業実施期間中も、文部科学省、P D、P Oらが頻繁に指導しているほか、平成21年度からは、採択した拠点同士の連携体制を確保し、一層の政策誘導を確保するための枠組み創設の検討を文部科学省主導で始める予定である。</p> <p>以上、科学的観点及び実施体制の観点において、設定した目標を達成できる見込みである。</p>
--	--

政策の名称	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>再生医療は、細胞移植や組織移植によって、これまでの医療を根本的に変革する可能性を有するものであり、難病・生活習慣病等に対して、新たな治療法を実現し、患者のQOLと国民福祉の向上をもたらす先端医療である。</p>

平成 19 年 11 月、京都大学山中教授らの研究チームが、世界で初めて、生命の萌芽である胚を滅失することなく、成人の皮膚細胞から様々な細胞に分化する能力を持つヒト i P S 細胞（人工多能性幹細胞）を作り出すことに成功したという論文が発表された。

i P S 細胞については、平成 18 年 8 月に同じく山中教授らの研究チームがマウスの細胞からの樹立に成功して以降、ヒトの細胞での樹立に向けて国際的な競争が行われていた。山中教授らによる i P S 細胞の樹立成功は、世界に誇れる日本発の成果であり、また再生医療の実現に向けた大きな第 1 歩であるため、今回の成果を受け、国際競争が進む中で、我が国の研究を加速させ、また再生医療技術の開発などを日本全体で戦略的に進めていくことが求められている。

係る状況の中で、文部科学省においては、科学技術・学術審議会ライフサイエンス委員会幹細胞・再生医学戦略作業部会等における議論を踏まえ、ヒト i P S 細胞を中心に、ヒト E S 細胞、ヒト体性幹細胞を用いた再生医療研究を総合的に推進するヒト i P S 細胞等研究拠点を整備するとともに、幹細胞の操作技術に関する開発等を推進し、再生医療を実現化していく必要がある。

本事業では、こうした再生医療の実現化を目指し、世界に誇る画期的な成果である i P S 細胞に関する研究をさらに発展させるとともに、ヒト幹細胞を用いた前臨床研究を強力に推進し、研究成果の社会還元をいち早く図ることとしており、国民生活の向上を目指して、日本全体としての研究体制を構築して、戦略的に研究を推進する必要がある。

特に平成 22 年度においては、再生医療のみならず、幹細胞を活用した疾患の病態解明や創薬等の研究を加速し、医学全体の発展に寄与するため、i P S 細胞等の幹細胞を、国内外の研究者に広く提供する基盤「i P S 細胞バンク（仮称）」の構築が必要である。また、再生医療の実現化には、安全性や有効性の確認のために、中型以上の動物やサル等の靈長類動物を用いた前臨床研究の実施が必要であるため、平成 21 年度補正予算で設備整備を行った i P S 細胞研究 4 拠点と個別研究事業実施機関が共同して、i P S 細胞を用いた前臨床研究を実施できるように支援を行う。加えて、関係府省庁と連携しつつ再生医療の実現化や創薬等の産業に応用するため、標準的な i P S 細胞と定義されるための要件（マーカーや分化能、増殖能等）の規格化や、分化誘導して得た目的細胞の特性（安全性・有効性等）、品質や純度を評価・確認する技術開発を、E S 細胞等他の幹細胞の技術の活用や比較等により実施していく必要がある。

なお、本研究分野は、世界的にも競争の激しい分野であり、製薬・医療機器開発等による経済の活性化、難病患者等の医療費削減効果も見込まれることから、積極的に推進する必要がある。

	<p>(有効性)</p> <p>本事業は、各種施策を踏まえた、わが国の幹細胞・再生医学研究の体制を強化するための研究開発拠点等の整備及びこれらにより推進される再生医療の実現化のための研究により、先端的医療の実現に資する知見の蓄積、技術の開発、またそれに必要な環境の整備を図ることを目標としている。</p> <p>これまでに、ウイルスを用いない方法でマウス i P S 細胞の樹立に成功したほか、ヒト i P S 細胞から血小板等の各種血液細胞への分化誘導に成功し、また、脊髄を損傷したマウスにヒト i P S 細胞から作製した神経前駆細胞を移植することにより症状を改善する等の成果を挙げており、10 カ年計画で実施されている本事業の終盤となる今後は、 i P S 細胞等を研究者がニーズに応じて入手可能とするバンクの構築や、中型以上の動物や靈長類動物を用いた前臨床研究の実施を行い、開発を加速することで、 i P S 細胞等を用いた革新的な幹細胞操作技術や治療技術等のさらなる実現化が見込まれる。</p> <p>また、本事業の実施体制は、 P D ・ P O ・各研究代表者により構成される拡大運営委員会、外部委員より構成される評価委員会を設置し、運営委員会・成果報告会等を定期的に開催し、厳正な事業実施を行っている。また、約 30 機関が参加する「文部科学省 i P S 細胞等研究ネットワーク」を活用し、 i P S 細胞等研究を日本全体で円滑に進めるよう、研究成果や知的財産に関する情報等の一元化をはかるための体制を構築している。</p> <p>加えて、「 i P S 細胞研究ロードマップ」(平成 21 年 6 月 24 日 文部科学省)においても、今後の i P S 細胞研究に関して、 i P S 細胞等を一元管理・配布提供するシステム（バンク）の構築、 i P S 細胞の標準化・規格化・品質管理のための評価技術開発、及び安全性や有効性の確認のための中型以上の動物やサル等の靈長類動物を用いた前臨床研究について具体的な目標として設定され、それに基づいて、関係府省と連携し、必要な施策の遂行に努めていくこととしている。</p> <p>以上、科学的観点及び実施体制の観点より、設定した目標を達成できる見込みである。</p>
--	--

政策の名称	橋渡し研究支援推進プログラム（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>以下のように、橋渡し研究支援推進プログラムに対する期待はプログラム開始当初以上に高まっており、本事業をさらに強化していく必要がある。</p> <p>○ 「科学技術基本計画（第 3 期）」に基づき、総合科学技術会議が策定したライフサイエンス分野の「分野別推進戦略」において、戦略重点科学技術として「臨床研究・臨床への橋渡し研究」が選定されており、ライフサイエンス研究の財産を生</p>

	<p>かしつつ、成果の実用化の橋渡し研究を強力に推進し、創薬、新規医療技術などの国民への還元を抜本的に強化することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月文部科学省・厚生労働省・経済産業省決定、平成21年2月改定）においても、ライフサイエンス関連予算の中で医薬品・医療機器開発分野へ重点化・拡充、及び「橋渡し研究拠点」において臨床への橋渡し研究の取組の強化があげられている。 ○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の4大臣及び有識者から構成される健康研究推進会議で策定された「健康研究推進戦略」（平成21年7月31日）においても、再生医療など最先端医療の実現を目指した橋渡し研究・臨床研究機能の強化や、拠点の特色化、ネットワーク化及びオープンアクセス化が明記されている。 <p>また、本年6月～7月に実施した中間評価において、「本プログラムの成果は、十分な水準に達しており高く評価できる」とされた一方で、各拠点では、研究資金の不足による研究開発の停滞が散見されており、成功事例を積み重ね、拠点の支援機能を確立するためには、今後、臨床試験支援のための人材確保・育成を促進するとともに、研究費の拡充を図ることが重要と指摘されている。</p> <p>(有効性)</p> <p>整備されつつある拠点の支援機能の真価は、支援しているシーズが治験に移行することによって初めて証明できる。各拠点では、資金の不足による研究開発の停滞が散見されており、これを改善することにより、本事業の目標である拠点機能の確立が見込まれ、さらにはその後の自立的な運営・維持が期待される。</p>
--	---

政策の名称	分子イメージング研究戦略推進プログラム（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>第3期科学技術基本計画（平成18年度～平成22年度）、新健康フロンティア戦略（平成19年4月策定）、イノベーション25（平成19年6月閣議決定）等に基づいて、第Ⅰ期プログラムが推進された。また、最近でも、健康研究推進戦略（平成21年7月31日策定）において、医薬品開発過程の迅速化・効率化や、革新的医療技術の安全性・有効性の評価手法等の開発のために、バイオマーカーや分子イメージング等の基盤技術開発が重要と指摘されている。</p> <p>第Ⅰ期プログラムの結果、優秀な研究者を結集した拠点が整備されるとともに、①高比放射能プローブ開発等による分子イメージング技術の飛躍的向上、②疾患モデル動物における機能評価法の確立、③創薬候補物質の標識化や薬物動態予測法など、様々な優れた要素技術等が開発された。しかしながら、それら技術のヒトでの安全性・有効性が実証される段階に至っていないことなどから、革新的な</p>

	<p>医療技術の開発や、その審査等で十分に活用されていないのが現状である。従つて、開発された分子イメージングの要素技術等が、革新的な医療技術の開発加速や審査等に活用できることを、早期に臨床研究等によって実証し、実用化に繋げていく必要がある。このためには、第Ⅰ期プログラムにおいて整備した研究拠点を活用し、具体的な技術を創出できる体制を構築して、効率的に研究を進めいくことが重要となる。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業の計画にあたっては、第Ⅰ期プログラムで開発された優れた要素技術をいち早く応用研究に結びつけていくために、①製薬企業、臨床医等の意見、ニーズが高い分野、②臨床など実用に近い分野、③関係機関が参加し連携の必要がある分野、等の観点から事業の対象とする分野を絞り込む等の工夫をしているため、目標を達成できる可能性は高い。</p>
--	--

政策の名称	新興・再興感染症研究拠点戦略型活用プログラム（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期科学技術基本計画に基づく分野別推進戦略（ライフサイエンス分野）において、戦略重点科学技術として「新興・再興感染症克服科学技術」が選定されており、感染症対策のような人類共通の課題への対策にも貢献することの重要性が示されている。 ○ 総合科学技術会議においてとりまとめられた「科学技術外交の強化に向けて」（平成20年5月19日）において、第Ⅰ期プログラムは、科学技術外交を推進するために取り組むべき施策の一つとして取り上げられており、ODA等のわが国の支援で整備された各国・地域の拠点等を活用・設備の充実を図り、開発途上国のニーズに応じた共同研究や人材育成を実施することとされている。 <p>平成20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において宣言された「横浜行動計画」の中で、第Ⅰ期プログラムは、アフリカ開発を進める上で重要な役割を担うプロジェクトとして位置づけられている。</p> <p>本事業は、これら方針に沿ったものであり、国として積極的に推進することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>第Ⅰ期プログラムにおいて、8カ国に計12カ所の研究拠点を開設し、幅広い領域の専門家が一体となって現地研究者・専門家と共に研究を進めるという、かつてない研究体制を構築した。引き続きこの研究体制を維持し、人材養成と社会への情報発信を行うとともに、拠点間のより一層の連携化はもとより厚生労働省関係機関や海外機関との連携を含めた感染症研究ネットワーク機能や協力関係の強化を行</p>

	うことで、予防・診断薬や新薬の開発など具体的な新興・再興感染症対策の強化に資することが見込まれる。
--	---

政策の名称	地震・津波観測監視システム（第Ⅱ期）（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>東海・東南海・南海地震の今後 30 年以内の地震発生確率は極めて高く、これらが同時発生した場合、国民の生命・財産への甚大な被害が生じる恐れが指摘されている。これまで、陸域については地震本部の方針に基づき、世界的にも類を見ない高密度かつ高精度なリアルタイム観測網を整備してきているが、海域については陸域と比較して十分な観測機器が整備されておらず、地震発生予測に必要となる観測データが不足している。また、人的被害の軽減に非常に有効であると考えられる緊急地震速報や津波予警報の精度低下の原因となっている。</p> <p>そのような状況を踏まえ、文部科学省では、平成 18 年度より 4 カ年計画で、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖にリアルタイム観測可能な海底ネットワークシステムの整備を進めている。一方、過去の記録や最新の研究成果によると、東海・東南海・南海地震は将来連動して発生する可能性が高いとされており、文部科学省では、平成 20 年度より 5 カ年計画で、「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」を実施し、連動性評価のための地震発生予測モデルの構築等を進めている。発生予測モデルを高度化し、南海トラフ巨大地震の高精度な連動性評価を行うためには、東南海地震の想定震源域におけるモニタリングとほぼ同一時期かつ長期にわたる南海地震の震源域におけるモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国の地震調査研究は、地震本部の設立以降、全国稠密な基盤観測網の整備、基礎研究の推進による知見の獲得、全国地震動予測地図の作成、緊急地震速報の開始等、多くの成果が上がっている。また、地震本部の方針の下、文部科学省が平成 18 年度から委託事業として実施している「地震・津波観測監視システム（第Ⅰ期）」については、平成 21 年度中にはシステムを敷設し、平成 22 年度以降、システム本格稼動開始を予定しているところである。</p> <p>このような我が国これまでの地震調査研究に関する研究開発の実績と経験、さらには他の事業の進捗状況等を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p> <p>なお、地震本部政策委員会や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会においても本事業の評価を行い、有効性を確認</p>

	するとともに事業の進捗を把握する。
--	-------------------

政策の名称	気候変動適応研究推進イニシアチブ（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>今後、最大限の温室効果ガスの排出削減努力を行ったとしても、温暖化による影響を完全に抑制することはできないため、気温上昇やヒートアイランド現象激化に伴う熱中症リスク増加への対応や、台風や集中豪雨といった極端現象への減災・防災などの対策を講じることは必須である。また、科学的に検証された適応策を事前計画的に行うことにより、影響の発現後に事後対処的な対策を施す場合に比べて影響被害額と適応対策費の総和を抑制することが可能となることや、長期の気候変動を見据えた計画的な適応が、副次効果的に現在の異常気象災害のリスクも軽減する場合が多いことが明らかになってきており、早急に適応策を実施する事が必要である。</p> <p>さらに、C S T Pにおいて本年6月に取りまとめられ、同本会議に報告された「気候変動適応型社会の実現に向けた技術開発の方向性（中間取りまとめ）」では、必須の基盤技術の一つとして、観測・予測データを統合的に解析・使用する共通的なプラットフォームを最大限活用して気候変動に伴う革新的な適応策研究を実施することが盛り込まれており、政府として本事業を強力に推進することが求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、適応策の研究の基礎となる気候変動の観測・予測データや、研究テーマ間の協調、データ統合・解析システムの利用にかかる調整などを効果的に行うための連絡調整の場を整備した上で、自然科学と社会科学の研究者の協力体制により研究開発を実施する。これにより、各分野において研究実績と知見を持つ大学・研究機関等が研究資源を集約し、政策課題に基づく研究開発を効果的・効率的に実施することが可能となると考え、目標の達成が見込まれる。</p>

政策の名称	最先端超小型衛星群の開発・実証（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>本事業は、「全球地球観測システム（G E O S S）」10年実施計画への我が国の貢献として行う地球観測衛星に係る研究開発の一環として、我が国最先端の科学技術を結集した高頻度の地球観測衛星システムとして必要である。</p> <p>宇宙基本計画においては、従前の宇宙開発利用が国民生活に十分に定着していなかったため、新たな宇宙利用を開拓すること、また、新産業と宇宙関連産業の拡大と雇用の創出を小型実証衛星プログラムとして求めていることから、本事業</p>

	<p>によって、これらの実現を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国には既に大学等に自由な発想や想像力による学術研究、宇宙機関で培われてきた基盤的研究開発、中小企業・ベンチャー企業等の優れた技術開発といった超小型衛星に係る実績、技術的知見が蓄積されている。また、諸外国においても 50kg 級で 5 m 程度の分解能を実現する超小型衛星の事例があることから、地球観測システムとしての利用可能性の実証を通じ、本事業の目的達成の可能性は高い。</p>
--	--

政策の名称	I A E A 保障措置体制下における日本の保障措置制度の改善・強化（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>(1) I A E A 保障措置の受け入れは国際約束に基づく義務であり、原子力の平和利用を担保する唯一の手段である。</p> <p>(2) 一方、I A E A の保障措置結論において、全ての核物質が平和的原子力活動の中にとどまっている旨の保障措置結論を得るために、国内保障措置にかかるさまざまな課題等に対し、事前にかつ迅速に対応・改善していかなければならぬ。</p> <p>(3) 特に</p> <p>(ア) 厳格な管理を必要とするプルトニウムの利用（プルサーマル計画）に伴い、燃料受入、燃料装荷や取替燃料に伴う立会査察等の増加に対応し、保障措置効果を維持して効率的に実施</p> <p>(イ) もんじゅなどの施設に設置されている機器の活用で、データ集約、レビューを可能とし、国内保障措置活動の評価・認定体制を構築</p> <p>(ウ) 急増する大量のデータを適切かつ適時に処理するための情報処理システムの更新</p> <p>(エ) I A E A からの補完的アクセス及び追加議定書 4 条 d 項に基づく業務が増加している現状を踏まえ、I A E A からの質問等に対する必要な調査・分析能力を強化し、これを支援するシステムの導入</p> <p>等は、I A E A の保障措置結論を得るために取り組まなければならない課題であり、本事業はそのために必要な施策である。</p> <p>(有効性)</p> <p>I A E A の保障措置結論は、日・I A E A 保障措置協定等に基づき、I A E A の独立検認により導出される。よって、我が国は、国内保障措置における評価・認定制度の確立、リモートモニタリングの導入等により効率化を図りつつ I A E A 保障措置効果を維持するとともに、国内保障措置活動における問題事象に適切に対応し問題解決がなされれば、I A E A の保障措置結論としての原子力平和利用の</p>

	担保が可能となるので目標の達成は可能である。
--	------------------------

政策の名称	宇宙利用促進調整委託費（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>本事業は、平成 21 年度における宇宙開発利用に関する施策について（平成 20 年 12 月 2 日宇宙開発戦略本部決定）の中で「これまでの取組に加え、宇宙利用が促進され、国民生活の一部に取り込まれることを目指し、人工衛星に係る潜在的なユーザーや利用形態の開拓等、宇宙利用の裾野の拡大を目的として、産学官の英知を幅広く活用する新たな仕組みを政府として構築することとする。」とされたことを受け、実施している。宇宙利用促進は国民生活の向上に大きく寄与するものであるが、気象、通信・放送などの分野において、既に日常生活に浸透し不可欠な存在になっているものの、それ以外の分野では広範な利用や国民生活への定着が必ずしも十分なものになっていないため、本事業により宇宙利用を促進することが必要である。</p> <p>また、平成 21 年度に引き続き、いっそうの宇宙利用促進を図るため、平成 21 年度予算において措置されたプログラムの継続実施、新規採用枠の拡大に加え、宇宙基本計画に沿った新たなプログラムを実施する必要があり、事業規模を拡大する必要性がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業において、これまで衛星データを利用したかったがノウハウがなくできなかつた者など潜在的なユーザーの掘り起こしにつながり、一層宇宙利用の促進が図ら</p>

	れることとなる。
--	----------

政策の名称	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>ジュニア競技者がトレーニング活動に専念している期間には、学業の停滞が生じ、引退後の生活に支障をきたす恐れがある。また、国際競技力向上のためには、トップレベル競技者が、選手として日常のトレーニングや国際競技大会等で得た貴重な経験を、引退後に指導者等として次代の競技者に伝えることが有益である。このため、競技生活の初期からキャリアデザインの重要性等を理解させる機会を提供するとともに、引退後に指導者等を目指す競技者に対し、実践と理論を組み合わせた高度な指導理論を学習する機会を提供する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>トップレベル競技者やジュニア競技者等に対するスポーツキャリア形成支援について、現状では、各競技団体が主要な担い手であるが、取組を行っていない競技団体も多く見られる。また、取組を実施している競技団体においても、事務体制及び財政能力の限界から、必ずしも競技者等のニーズに応えるだけの研修は行われていないと考えられる。しかし、第一線で活躍できる期間が限られているという競技者の特性からすると、多くの競技者が研修等に対するニーズを有していると考えられる。本事業の実施により、スポーツキャリアの形成に関する潜在的なニーズが発掘され、多くの競技者等がプログラム、ガイダンス等に参加すると考えられることから、目標を達成できると見込まれる。</p>

政策の名称	本物の舞台芸術体験事業（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>次代の芸術文化の担い手である子どもたちの豊かな心や感性を育むために、学校において子どもたちに芸術文化に触れる機会を提供することは、我が国の芸術文化の振興には必要な事業であると考える。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は平成14年度に開始した後、事業規模を拡充しながら、平成21年度においては1,330公演を確保した。引き続き、達成年度（平成23年度）に向けて公演数の拡充を図る。</p> <p>平成19年度の実施状況に関する調査を行ったところ、「学校における鑑賞教室等に関する実態調査（社団法人日本芸能実演家団体協議会）では、鑑賞教室が児童・生徒に与える効果的回答としては、「舞台芸術への関心を高められた」が85.1%、「豊かな心や感性・創造性をはぐくめた」が82.0%となっている（本調査結果は</p>

	<p>本物の舞台芸術体験事業を含む、学校における舞台芸術の鑑賞教室全般に関するデータである)。また、「文部科学省政策評価に関する調査研究（株式会社三菱総合研究所）」では「当該事業をきっかけに文化・芸術活動を実施したくなった児童生徒の割合」が 81.1%、「豊かな心や感性、創造性を育てるきっかけになったと思う保護者・教職員の割合」が保護者 78.0%、教職員 78.2%となつてお（本調査結果は、本物の舞台芸術体験事業を対象としたデータである）、児童・生徒に与える効果は高い結果となつた。引き続き事業を充実させ、高いレベルでこの結果を維持する。</p>
--	--

政策の名称	生活文化普及支援事業（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>我が国の長い歴史と伝統の中で培われた衣食住に係る豊かな生活文化に、社会や生活様式の変化などにより、触れる機会は減少している。また、これまで生活文化を支えてきた関係団体も、厳しい社会・経済情勢の中で、その取組を推進することが困難になっている。</p> <p>本事業を全国的に展開することにより、日本固有の生活文化の各地域での定着、発展を推進し、地域文化の振興を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 21 年度補正予算における本事業の実施団体の公募において、工夫を凝らした普及活動の提案が各分野の団体等から寄せられており、十分な参加者が見込まれるとともに、高い効果が期待されることから、地域の子ども親子等が伝統的な生活文化に触れる機会が増加し、我が国の生活文化の定着・発展が期待される。</p>

政策の名称	建造物防災施設等（重要文化財（建造物）「地域防災」モデル事業）（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>これまでの重要文化財（建造物）の防災対策は、各建造物毎に防災設備の新設、改修を行ってきたため、複数の建造物が近接しているながら、所有者が複数である場合は一体的に整備することは困難であった。一方、近年の研究の結果、重要文化財（建造物）の周辺が伝統的な住宅密集地や市街地化が進む地域では、地震火災や大規模火災による延焼の危険性が高く、広域的な防災対策や地域住民との共助体制が必要であり、重要文化財（建造物）を含めた地域の防災計画の策定及び防災設備の整備の必要性が指摘されている。これらに対応した防災計画の策定及び防災設備の設置を促進するために、重要文化財（建造物）を含めた地域の防災計画及び防災設備の設置のあり方についてモデルを示す必要がある。</p> <p>(有効性)</p>

	当面の達成年度である平成 24 年度までに 4 ~ 6 事業を実施することにより、全国的な展開に向けた標準モデルを示すことができる。
--	--

政策の名称	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>東南海・南海地震の発生が切迫するなか、近畿圏を中心とした地域において文化財建造物の防災対策の必要性が一段と高まっている。能登半島地震や岩手宮城内陸地震があり、このような地域においても大地震が発生しており、全国的な耐震、防災対策の必要性が生じた。</p> <p>また、本年 4 月の中央防災会議において、地震時に想定される災害から重要文化財建造物及びその周辺地域を一体として守るための防災対策のあり方及び実現方策等について、早急に取り組む必要がある旨指摘されたところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、目標が達成された後も絶えることなく継続して行うことが必要である。</p> <p>当面の達成年度である平成 24 年度までに、重要文化財（建造物）の密集地域である近畿圏 2 府 4 件において消火設備の耐震改修の完了が見込まれる。</p>

政策の名称	留学生交流の推進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>日本に外国から優秀な留学生を獲得し、また、日本から学生が海外に留学し国際経験を積む留学生交流は、我が国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現、我が国の大学等の国際化・国際競争力の強化、国際社会に対する知的国際貢献等の推進を図るために必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、平成 20 年度に策定された「留学生 30 万人計画」骨子を達成するために必要なものであり、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得し、また関係省庁・機関・大学等が総合的・有機的に連携して計画を推進することとしている。平成 20 年度においては、受入留学生総数は 123,829 人であり、前年度比 5,331 人増となっている。今後も引き続き、日本留学の動機付け、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受け入れ、就職など卒業・修了後の進路までの体系的な方策を実施することで、2020 年を目指すことで、留学生 30 万人を目指すことにより、留学生交流の推進が一層見込まれる。</p>

政策の名称	グローバル化に対応した人材育成（新規）
-------	---------------------

政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>我が国高等教育機関の国際化が進展している中で、大学等において、教員が主導し国際協力に参加していく上での事務的サポートの脆弱性は、国際協力に携わる多くの大学にとって課題と認識されている。特に、一昨年度から、地球規模課題対応国際科学技術協力事業や、途上国の大学設立支援構想等、ODAによる知的支援に取り組む大学数が急増しており、それら活動を支える事務サポートの強化は喫緊の課題となっている。</p> <p>他方、大学等では、国際協力に携わる職員に対する、業務能力を向上させる組織的な研修などは行われておらず、またそのような研修を包括的に行う外部の機会も存在しない。国際協力に携わる高等教育機関職員に効率的に能力開発に取り組める機会を提供し、大学が組織として高度な国際協力を支援・推進できる環境を整備することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>事業を実施する機関は公募により選定する。本事業を行う機関として、日本のODAの概要、大学等が参加できるODA業務の実際の活動サイクルと実務、ODA業務のための学内体制作り、国際関係論、開発援助論等の国内研修の実施や、我が国の大学等が協力するODAプロジェクトサイト、国際機関、開発コンサルタント現地事務所等において途上国現地研修を行うにあたり現地との連絡調整等を行うノウハウを有し、かつ必要な外部リソースとの連携体制を構築できる機関を選定し、優位性を生かして事業を推進することとしているため、目標の達成が見込まれる。</p>
----------------	---

表 12-4-② 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策

政策の名称	専修学校教育創造開発プラン（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 専修学校教育について、めまぐるしく変化する社会の人材ニーズに対応するための継続的な教育プログラム開発による教育内容の多様化・高度化や、専修学校教員の資質向上や評価制度等の質の保証のための体制整備等の実施は、企業等の要請に応える人材養成機関である専修学校の振興を図ることとなり、ひいては日本経済の維持・発展に資するものであることから、本事業の実施が必要である。</p> <p>(有効性) 本事業を経年にわたり実施することで、多様な社会の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発や、その活用の効率的な推進のための体制整備が進捗し、優れた成果が広く普及されることになる。これにより、専修学校教育全体の振興が図られるとともに、日本経済を支える有為な人材が育成されることが期待され、目標の達成が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：1,022百万円 (平成22年度予算額：0百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 職業教育の中核的機関である専修学校教育の振興を目的とした本事業については、行政刷新会議WGの事業仕分けにおいて、「キャリア教育・職業教育」について「実施は自治体の判断に委ねる」との評価結果となったことを踏まえ、国として予算要求を行なわないこととした。</p>

政策の名称	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) (1) 近年、我が国では、経済・社会情勢の変化に伴う人材育成システムの変化や人材ニーズの高度化と迅速な育成の要請、若者の社会的・職業的自立や社会・職業への移行に向けた準備が不十分であることなど、職業に関連する様々な課題が生じており、これらの課題解決のため、キャリア教育・職業教育の充実が求められている。 キャリア教育・職業教育の一層の推進にあたっては、地域によって産業構造・就業構造、人材ニーズ等が大きく異なるとともに、職場体験やインターンシップ等を積極的に取り入れることが必要であることなどから、「地域の人材は地域で養成する」という観点に立ち、地域の学校や産業界、関係機関等の密接な連携のもとに実施することが重要である。</p> <p>(2) また、勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等は、子どもたちの発達の段階に応じて身につけさせるべきものであり、義務教育段階から高等教育に至るまでの体系的な取組、学校教育終了後も職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援や雇用のミスマッチの解消といった観点も含め、地域ぐるみの積極的な対応が求められる。</p> <p>(3) 加えて、地域の産業界等との連携の下でキャリア教育・職業教育を推進していくことは、近年大きな課題とされている地域の自立や活性化の観点からも、大きな意義がある。</p> <p>(有効性) 地方公共団体において、関係機関により構成される「キャリア教育・職業教育推進協議会」を設置し、「キャリア教育・職業教育推進プラン」を策定する。協議会の下でキャリア教育・職業教育推進チームが関係者に対する働きかけ・助言・調整等を行うことにより、地域のニーズを踏まえたキャリア教育・職業教育の推進が図られる。これらのモデル事例を、文部科学省においてとりまとめ、全国に普及することにより、地域のニーズに即した人材育成を計画的・総合的に行っていくための仕組みの構築という、目標は達成できると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：168百万円 (平成22年度予算額：0百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については、行政刷新会議WGの事業仕分けにおける「各種モデル的事業は意</p>

	欲ある地域・学校で既に実施している」という指摘や、その後寄せられた国民からの意見の中の「費用対効果からの必要性や国家財政上の緊急性が認められない」といった指摘等を踏まえ、国として予算要求を行わないこととした。
--	--

政策の名称	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 都市化、核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などの社会構造上の影響や、少子化対策、児童虐待防止といった喫緊の課題への対応として、社会全体での家庭教育支援の推進を図ることが必要であるが、多くの自治体において、家庭教育に無関心な親や仕事で忙しい親など支援が行き届きにくい親への対応が課題となっている。そのため、国として、地域の様々な人の関わりにより、こうした親などに対し、様々な家庭の状況に応じた支援や、発達段階・現代的課題に応じた支援のための課題の整理及び効果的な手法の開発を行う必要がある。また、併せて地域や学校、福祉関係機関、企業等の連携による一体となった取組の推進や中核的な人材の質の向上を図るために取組、先進的な取組事例等の情報発信を行い、地域における取組の活性化充実を図ることが必要。</p> <p>(有効性) 「訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、効果的な支援手法の開発を行うとともに、「家庭教育支援基盤形成事業」（学校・家庭・地域の連携協力事業の1メニュー）により、その成果の普及・定着を図り、地域人材の養成や学習機会の効果的な提供などの地方公共団体の主体的な取り組みを支援し、地域全体で家庭教育支援に取り組む体制づくりを推進することとしており、目標の達成が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：259百万円 (平成22年度予算額：32百万円)</p> <p>【事業名の変更】 全国家庭教育支援研究協議会の開催へ名称変更</p> <p>【事業内容の見直し】 地域協働による家庭教育支援活性化推進事業については、行政刷新会議WGによる事業仕分けにおいて、「実施は各自治体の判断に任せること」と指摘されたことを踏まえ、委託事業のうちモデル事業等を廃止することとした。</p>

政策の名称	学校ＩＣＴ活用推進事業（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 教育の情報化については、急速な情報化の進展に伴い、膨大な情報量を誇るインターネットを活用した調べ学習やデジタルコンテンツを活用することで、子どもが視覚的に理解できる等、確かな学力を育成する上で大変有効なツールである。 しかしながら、ＩＣＴを使って教科指導ができる教員の不足や自治体の厳しい財政事情などから教育の情報化が一部では進んできているものの諸外国と比べて進捗は遅れている。 このようなことから、国が先導的に授業における効果的なＩＣＴの活用方法を開発するため研究開発事業を実施しその成果を普及し効果を示したり、指導主事等に対するＩＣＴ活用の研修を行うことで、自治体における教育の情報化に向けた取組が加速化されるものと考えており、また、新学習指導要領を確実に実施するためにも当事業は必要不可欠なものである。</p> <p>(有効性) 本事業は、教育の情報化を促進する観点から、平成17年度に開始され、その後、平成18年度に策定された「ＩＴ新改革戦略」及び平成21年度に策定された「i-Japan戦略2015」の目標達成のために引き続き実施してきている。平成22年度新規分については、「概ねすべての教員がＩＣＴを使って教科指導ができる」ことを目指し、教員のＩＣＴ活用指導力の養成を実施することで、当該目標の達成に資すると見込まれる。このほか、学校教育情報化促進プログラムでは、新たなデジタル教材の開発等を行うことで補正予算で整備されたＩＣＴ機器の活用の活性化が図られるほか、ＩＣＴによる効果的な学校経営、ＩＣＴを活用した新たな授業モデルに関する研究開発などを予定しており、これらの成果を普及することで「ＩＴ新改革戦略」等に掲げる目標達成のほか、新学習指導要領の円滑な実施に資するものと見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：717百万円</p>

状況	(平成22年度予算額：0百万円) 【事業内容の見直し】 本事業については、行政刷新会議WGの事業仕分けにおいて、「総じてＩＣＴ推進の必要性については、否定しないものの、事業の実施内容に問題がある」との意見があり、「廃止」という評価結果になったこと等を踏まえ、予算計上しないこととした。
----	--

政策の名称	退職教員等人材活用事業（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図るためにには、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくることができるよう、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制を整備することが必要である。</p> <p>一方で、教員勤務実態調査（平成18年度文部科学省実施）によると、教諭の残業時間は1ヶ月当たり平均34時間と多忙化が指摘されており、教員が子ども一人一人に向き合う環境が十分であるとはいえない状況にある。</p> <p>また、新学習指導要領は、小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度から全面的に実施することとしているが、平成21年度から算数・数学・理科を中心に先行して実施しているところであり、授業時数や指導内容を増加した新学習指導要領の円滑な実施を図るため、指導体制を整備することが必要である。</p> <p>このことは、平成20年7月1日に閣議決定された教育振興基本計画にも、「授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方（中略）など教育を支える条件整備について検討する」や「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、（中略）退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る」と記述されているところであり、喫緊の課題として退職教員等の人材の積極的な活用に取り組む必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>事業初年度である平成20年度においては、44県で本事業が実施され、全国で約6,500人（週12時間換算）の非常勤講師等が配置されたところである。</p> <p>また、平成21年度においては、58県市で本事業が実施され、全国で約14,000人（週12時間換算）の非常勤講師等が配置されている。</p> <p>各都道府県及び各政令指定都市において、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるとともに、新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数の増等に対応するため、非常勤講師等を配置する必要があることから、目標の達成が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：7,690百万円 (平成22年度予算額：2,760百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数増への対応等のため、概算要求に盛り込んだ。その後、理数教科の授業時数増に伴う少人数指導の充実について定数改善により対応することとして本事業の見直しを図った。</p>

政策の名称	キャリア教育総合推進プラン（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>教育振興基本計画では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の中で「普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する」とされた。また、骨太09においても、小中高校におけるキャリア教育の強化を推進することとされている。</p> <p>さらに、中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について審議経過報告」において、「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる内容を教育課程に位置づけることや、学校外に企業や地域社会との調整を行う者を確保すること等、高等学校におけるキャリア教育の在り方について提言されており、積極的な取組を行う必要がある中、実証的な研究に取り組むことにより、効果的な事業モデルを構築すること、そして、こうした成功モデル例を地方公共団体等に提示する必要があるため。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を実施することにより、学校と企業や地域社会の連携が円滑に進み、外部の専門的な人材の活用がより効果的に行われることが見込まれる。</p> <p>また、「産業社会と人間」やそれに類する内容を普通科高等学校において実施するた</p>

	めの研究やその効果の検証が行われることが見込まれる。
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：297百万円 (平成22年度予算額：0百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については、行政刷新会議WGの事業仕分けにおいて、「キャリア教育・職業教育」については「実施を自治体の判断に委ねる」との評価結果となったことを踏まえ、国として予算要求を行わないこととした。</p>

政策の名称	公立学校施設の耐震化等の推進（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性) 安全・安心で豊かな学校施設を確保するためには、耐震化が必要不可欠であるとともに、太陽光発電の導入をはじめとするエコスクールの整備や地域材等の木材利用の推進、バリアフリー化、アスベスト対策、老朽化への対応、特別支援学校の教室不足の解消、学校統合への対応など、様々な課題への対応が求められている。</p> <p>特に、公立小中学校等施設の耐震化については、着実に進捗しているものの、「地震防災対策特別措置法」により義務付けられた耐震診断でさえ未実施の建物が、平成21年4月1日現在、3,205棟ある。また、耐震診断は既に実施されているものの十分な耐震性が認められず、今後対応が必要な施設も相当数残っている。このため、地方公共団体の要望を踏まえて、その取組を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>(有効性) 公立小中学校等施設の耐震化について着実に進捗しているなど、一定の効果が現れている。引き続き本事業を実施することにより、全国の公立小中学校等施設の耐震化事業が促進され、現在より多くの公立小中学校等施設において、児童生徒や教職員等が一日の大半を過ごす場の安全が確保されるとともに非常災害時における地域住民の応急避難場所の安全が確保される。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：121,177百万円 (平成22年度予算額：115,136百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果等を踏まえ、予算額を縮減しつつ、学校耐震化に予算をより重点化し、耐震化の着実な推進に努めていく事としている。</p>

政策の名称	高校奨学金事業等の充実・改善（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性) 高等学校等就学支援金の支給とともに高校の実質無償化を図るために、現在の高校奨学金事業を改善し、従来の奨学金に加えて、入学時に必要な経費などを対象に給付型の奨学金を付加的に設定するなど、さらなる追加支援策を講ずる必要がある。</p> <p>(有効性) 交付申請の件数に対する交付決定の件数の割合は100%が見込まれる。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：12,251百万円 (平成22年度予算額：0百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 予算編成過程で廃止。</p>

政策の名称	幼稚園就園奨励費補助事業（拡充）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性) 「骨太の方針2009」において、「幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策と合わせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。」、「安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。」と盛り込まれており、幼稚園に通う園児をもつ保護者の経済的負担の軽減及び保育料等の公私間格差の是正を図り、幼稚園の就園機会の充実を図る本事業の拡充は不可欠である。</p> <p>(有効性) 平成21年度予算では、第3子以降は「幼稚園に同時就園」及び「兄・姉が小学校3年生まである園児」の場合ともに[0.0]（無償）としたところである。平成22年度概</p>

	算要求においては、さらなる保護者負担の軽減を図るため、「兄・姉が小1～3の場合」の現行の第2子の保護者負担[0.9]を[0.6]とする拡充要求をするので、目標は確実に達成される。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：20,903百万円 (平成22年度予算額：20,417百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直した。 また、第2子の保護者負担の軽減を図った。(第1子の保護者負担割合を1.0とした場合の第2子の負担割合を0.9から0.75に引き下げ)</p>

政策の名称	教科用特定図書等普及推進事業（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 平成20年6月に制定された、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）」においては、通常学校に在籍する障害のある児童生徒に対する拡大教科書等の無償給与について規定する（法第9条及び第10条）とともに、国における施策の推進について示されたところであり、また同法が採決された際には、</p> <p>(1) 拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責任を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 教科書発行者からの教科書デジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう必要な支援措置を講ずること。</p> <p>その際、拡大教科書等を作成するボランティアにとって使い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、適切な処置を講ずること。</p> <p>等といった内容の附帯決議を受けている。</p> <p>また、平成20年4月、文部科学省に設置した拡大教科書普及推進会議（視覚障害教育の専門家や教科書発行者、ボランティア団体等の関係者により構成される）の「第一次報告（平成20年12月）」、「第二次報告（平成21年3月）」において、法の趣旨を適切に踏まえた拡大教科書等の普及充実を図るための取組が文部科学省において行われることが必要であると報告されている。</p> <p>国としては、これらを受け、現在の諸問題を早急に検討・解決し、視覚に障害のある児童生徒に拡大教科書を普及充実させることで、障害のある児童生徒に対する教育における機会均等の保障を担保していく必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業により得られる教科書デジタルデータの提供拡大や標準規格に基づく拡大教科書等の発行の促進等といった成果を通じて、必要とする児童生徒に拡大教科書等を速やかに、確実に給与することが可能となる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：270百万円 (平成22年度予算額：157百万円)</p>

政策の名称	義務教育費国庫負担金（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担するものであり、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る役割を担っている。</p> <p>また、優れた教員を確保するため、メリハリある教員給与体系の実現に取り組むとともに、子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、教職員定数の改善に取り組むこととしており、教育の質的向上を図る観点からも本事業は重要な役割を担っている。</p> <p>(有効性) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担することにより、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持</p>

	<p>向上を図ることを目的としている。</p> <p>本事業は、5月1日現在における公立小・中学校の教員定数の充足率（都道府県ごとに、義務標準法第6条に基づき算定した教員定数に対する各都道府県が実際に配置した教員数の割合）が全ての都道府県において100%となることを目標としているが、平成20年度においては、教員定数を充足している県が45県、未充足となっている県が2県（未充足2県の平均充足率は99.6%）となっている。</p> <p>なお、未充足となっている2県については、平成20年5月2日以降、随時、教員を配置しており、年度途中で未充足は解消されている。</p> <p>このような状況から、年度内において充足率100%を達成することができると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：1,637,958百万円 (平成22年度予算額：1,593,767百万円)</p> <p>義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担することにより、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、概算要求に盛り込んだ。</p> <p>また、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図ることができるよう、概算要求に教職員定数5,500人の改善を盛り込んだ。（平成22年度予算では4,200人の改善）</p>

政策の名称	TAを活用した学生実験実習の充実支援事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>大学の教育研究活動を充実するとともに、優秀な大学院生に対するTA・RAを抜本的に充実することが喫緊の課題となっている。そのような状況の中で、本事業は、大学が優秀な大学院生をTAとして数多く採用し、経済的支援を充実するのみならず、教育補助活動への参加を通じた学生の資質向上や、実験・実習など大学の教育活動の充実等を図るものであり、事業実施の必要性は極めて高いと言える。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成20年度に、文部科学省先導的大学改革推進委託事業を活用し、大学の学部学生及び修士課程学生に「博士課程進学の決断を阻害する要因」及び「博士課程が魅力的原因ために必要な活動や仕組み」等について調査したところ、前者については「博士課程に進学するよりも企業で働くほうが魅力的であること」及び「在学中の生活水準が保障されていないこと」、後者については「学費・生活費に経済的支援」及び「博士課程に対応した就職支援の取組」がそれぞれ1位、2位の回答となった。</p> <p>一方、大学院部会において、平成18年3月に策定した大学院教育振興施策要綱の検証を進める中で、これまで、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」等の大学教育改革のための支援事業の推進により、大学改革の活性化や教員の意識改革等、大学においてその事業効果が着実に見られているとの指摘がある。</p> <p>以上を踏まえると、本事業の実施により、上述した目標の達成は確実に見込まれると言える。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：一千万円 (平成22年度予算額：0百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>予算編成課程で廃止となった。</p>

政策の名称	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>アジア諸国との信頼・協力関係を強化するため、大学間交流を促進し、アジア等の成長の担い手となる高度かつ実践的な人材育成を図るとともに、我が国の先端技術分野における技術者の質的・量的不足を解消する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>選定に当たっては、対象分野に関する教育研究の実績や外国人学生の受け入れ実績等を要件とし、かつ実現性の高い優れた取組を選定し、重点的に支援することとしており、それを通じて当該目標を達成することは可能であると考える。</p>
政策評価の結果	【概算要求】

の政策への反映状況	<p>平成22年度予算概算要求額：1,000百万円 (平成22年度予算額：500百万円)</p> <p>【事業名の変更】 平成22年度予算には「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」として計上。</p> <p>【事業内容の見直し】 第2回日中韓サミットにおいて三国の大学間交流の促進が合意されたこと等を踏まえた新たな事業とすべく検討した結果、対象地域をアジア等から中国・韓国を中心とした地域へ見直すとともに、育成すべき人材を、高度な産業人材から、成長の担い手となる高度かつ実践的な幅広い人材へ見直した。この結果、平成22年度より「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」として、我が国の国際競争力の強化を図り、日中韓の協力強化と安定的で健全な発展に寄与する事業を実施することとした。</p>
-----------	---

政策の名称	実践型研究リーダー養成事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 平成19年度の「民間企業の研究活動に関する調査報告」（文部科学省）によると、学士号取得者、修士号取得者、博士課程修了者及びポストドクターの採用にあたり重視する能力・資質のうち、「進行管理能力（リーダーシップまたは研究プロジェクトの進行管理の能力）」を「重視する」と回答した民間企業の割合は、学士号取得者では23.7%、修士号取得者では37.8%、博士課程修了者では50.4%、ポストドクターでは55.2%である。このことから、産業界において、博士号取得者及びポストドクターは、学士号取得者及び修士号取得者よりも「進行管理能力」を求められていることがわかる。また、企業からは技術をマネジメントする人材及び技術を俯瞰できる目利き人材、戦略を立案できる人材の不足が懸念されているとともに、国内外の研究者からも我が国の人材についてリーダーシップ不足が指摘されている（「民間企業の研究開発動向に関する実態調査」社団法人研究産業協会 平成20年3月、「第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究 内外研究者へのインタビュー調査」文部科学省 科学技術政策研究所 平成21年3月）。一方で、企業からは、博士課程修了者の採用を増やす要件として、博士課程修了者の人間力の向上（コミュニケーション力、協働で仕事をする力、リーダーシップ等）があげられている（「产学における人材の活用及び交流・流動化に関する調査研究」株式会社日本総合研究所 平成21年3月）。</p> <p>また、社会の多様な分野に、リーダーに求められる素養・能力を備えた博士号取得者等の科学技術関係人材を輩出することにより、上位目標である、科学技術関係人材の質と量の確保を実現が促進される。特に、若手研究者の質の確保の一環として、リーダーに求められる素養・能力の伸長に特化した本施策を実施することにより若手研究者の質の確保が一層促進されることが見込まれる。</p> <p>(有効性) リーダーとしての素養・能力を身に付け、産業界で活躍する人材の数（本事業を経て産業界へ就職した学生の人数）の増加等については、委託機関の選定段階で応募機関の計画を精査し、実効性の見込まれる計画を採択すること及び文部科学省による進捗状況の確認により、達成できるものと見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：200百万円 (平成22年度予算額：102百万円)</p>

政策の名称	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 本事業は、既に失われ、又は現在失われつつある文化をより現実に近い形で保存するとともに人々に体感してもらうことを可能とするシステムの実現のための研究開発であり、ここで得られる研究成果は、技術的観点はもとより、文化的観点、教育的観点等からも波及効果が大きい。</p> <p>E Uでは既に「フレームワーク計画」（Framework Programme）の第6次及び第7次における研究領域であるD i g i C u l t (Digital Heritage and Cultural Content)において、文化的・科学的資源の保存（デジタル化）とV R（バーチャルリアリティ）・画像認識・位置検出等の先進技術を活用した映像展示が推進されているほか、米国においても、スミソニアン博物館において3次元計測と3次元C G表示を行う等、関連技術を展示に応用する取組が行われているところであり、より先進的な文化発信システ</p>

	<p>ムの構築に向けた研究開発を他国に先駆けて我が国において実施することにより、関連技術の競争力を維持・向上することが期待される。</p> <p>一方、文化の保存・活用側においては、貴重な文化財を災害等による喪失から守ろうという機運が近年ますます高まっており、文化財に負担をかけずに鑑賞者の多様なニーズに合わせた魅力的な情報提供を行うことが求められている。</p> <p>本事業の実施にあたっては、産学官の研究者および博物館・美術館等のミュージアム関係者との連携を想定しており、現状のニーズに沿った効果的・効率的な研究成果の創出や活用を行うことが期待できる。</p> <p>(有効性)</p> <p>大型ディスプレイ開発技術やロボット開発技術等のものづくり技術、コンピュータビジョンに代表されるセンシング技術、インタラクティブ3D技術を含むユーザ・インターフェース技術等、本研究事業に関連した要素技術は、日本が強い分野である。</p> <p>特に、VR（バーチャルリアリティ）技術に関しては、研究者を束ねる学会を持っているのは日本だけであり、SIGGRAPH等国際学会における実空間表示系では、わが国の存在感が際だっている。触覚インターフェース分野でも、東京大学のほか、東京工業大学、大阪大学、国際電気通信基礎技術研究所等が国際会議で活発な発表を行っている。また、立体映像表示、表示映像とのインタラクション、触角ディスプレイ等については東京大学等が世界各国に特許を出願している。</p> <p>このように、他国と比較しても高度な技術が我が国にあることから、これらを統合したシステムを構築しようとする本事業の目的達成可能性は高い。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：304百万円 (平成22年度予算額：103百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 平成22年度は、平成21年度の調査検討結果に基づき、デジタル・ミュージアムのシステムについて全体の詳細設計を行い、研究開発計画を明らかにすることとした。</p>

政策の名称	世界トップレベル研究拠点プログラム（WP I）（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 「第3期科学技術基本計画」、「イノベーション創出総合戦略」などにおいて、我が国の科学技術水準を向上させ、将来の発展の原動力であるイノベーションを連続的に起こしていくためには、その出発点である我が国の基礎研究機能を格段に高め、国際競争力を強化することが求められており、そのためには、「世界トップレベルの研究拠点づくり」が必要とされている。「世界トップレベルの研究拠点づくり」を具体化する一つの施策として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WP I）を平成19年度から実施してきたところである。</p> <p>世界トップレベル研究拠点プログラム（WP I）は毎年、外国人を含めた外部有識者によるプログラム委員会、PD・POからなるフォローアップ会合を行っている。フォローアップでは、各拠点とも当初計画どおり着実に進行し成果を得ていることが確認され、世界水準の研究環境と研究水準を達成しつつあるが、引き続き、「第3期科学技術基本計画フォローアップ」においても指摘されているように、グローバル化の流れに乗り遅れないような国際戦略の一環として、優れた頭脳を引きつける場としての世界トップレベル研究拠点の強化及び拡充をすすめていく必要性がある。</p> <p>(有効性) 本事業は世界から第一線の研究者が集まる、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指している。また、具体的な参考指標に関しては、①研究者、研究支援員、事務スタッフ等も含めた総勢が200名程度あるいはそれ以上、②研究者のうち3割は外国人、③世界トップレベルの研究者（主任研究者）10～20名程度あるいはそれ以上、④国際学会での招待講演実績、国際賞の実績、論文被引用の状況としている。20年度の実績では、①1拠点あたり平均164名、②1拠点あたり平均38%、③1拠点あたり平均23名、④素粒子・宇宙物理分野の代表的国際会議PASCOS 2009での招待講演、クラフード賞受賞、フルボルト賞受賞、素粒子・宇宙物理分野での論文被引用が世界第1位と第2位の主任研究者、マテリアルサイエンス分野の論文被引用で世界4位の機関となっており、進捗状況は順調である。今後、さらに本事業が進展していくことにより、我が国が優秀な人材の世界的な流動の「環」の中に位置づけられ、内外の研究人材が自然に蓄積されるような世界トップレベルの研究拠点がつくられていく見込みがある。</p>
政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：9,312百万円</p>

状況	(平成22年度予算額：7,283百万円) 【事業内容の見直し】 本事業については、平成19年度より開始した5拠点に係る「「目に見える拠点」の形成が進みつつあり、科学技術システム改革の先導に向けた取組が想定通り達成できている」という評価結果を受け、更に日本が科学技術の力で世界をリードしていく観点から、地球規模問題の解決に資する分野等で新規3拠点の拡充を図ることとし、9,312百万円の概算要求を行ったところ。その後、行政刷新会議による「予算要求の縮減」という結果を受け、既存5拠点の予算規模見直し等を行うとともに、新規拡充を環境分野の1拠点のみとして実施することとした。
----	---

政策の名称	外国人研究者受入れ環境整備促進事業（仮称）（新規）
政策評価の結果の概要	(必要性) 海外からの優秀な人材の獲得・定着には、分散している各種事務手続きの窓口の統一等の研究機関事務局体制の強化のみならず、家族のケアを十分行うなど生活環境等研究機関の周辺環境を整備する必要がある。 (有効性) 海外の優れた研究者を円滑に受け入れるための周辺生活環境の整備を行う事により、配偶者に対する仕事の斡旋や医療のサポート等を英語で一元的に行うことが可能となり、優秀な外国人研究者の受入れや定着が促進される。 以上により、目標は達成される見込みである。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：200百万円 (平成22年度予算額：0百万円) 【事業内容の見直し】 本事業については、行政刷新会議WGにおける事業仕分けにおいて、大学の国際化の重要性については異論がなかったが、大学が取り組むべきである、効果は小さいと思われる等の意見があり、廃止との評価結果を受けた。今後の外国人研究者受入れ体制整備の在り方については、事業仕分けの結果やその後の文部科学省に頂いたご意見等を参考に、検討することとし、平成22年度の予算計上は見送ることとした。

政策の名称	産学官民連携による地域イノベーションクラスター創成事業（仮称）（新規）
政策評価の結果の概要	(必要性) これまで、地域活性化の観点から、知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業により、地域のポテンシャルを重視して、数多くのクラスター形成が進められ一定の成果を上げつつある。一方、今後我が国が長期的観点から目指すべき社会の姿は低炭素社会や健康長寿社会等であり、これらの姿は国と地域や人一人の市民が協働して成し得るものであることから、今後は、戦略的長期的に取り組むべき重要な技術を念頭に、国が、国家的・社会的ニーズを踏まえて大きな目標や課題を設定し、地域が主体となりつつ、地域単独では実施できないような新たな研究開発システムの形成を目指す必要がある。 (有効性) 地域のイニシアティブの下で、地域内の大学や産業界との連携を進め、クラスターを形成するという当該事業は国際的にも多くの用いられている手法であり、高い成果をあげていることから、有効な施策である。また、地域が単独で行うよりも、国が競争的に支援することにより、優れた構想に対して重点的な投資をすることが可能となるとともに、競争的な環境の下で、地域の構想自体がより洗練されたものになる。さらに、科学技術振興機構（JST）や関係府省と共同で外部有識者による評価を行い、優れたプロジェクトは事業終了後にJSTや関係府省の施策へ優先的に措置されるような仕組みを構築し、事業終了後も地域の自立的な取組が可能となる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：1,500百万円 (平成22年度予算額：0百万円) 【事業内容の見直し】 本事業については、行政刷新会議WGの事業仕分けの結果を踏まえ、平成22年度の予算計上を見送ることとした。

政策の名称	科学研究費補助金（拡充）
政策評価の結果	（必要性）

の概要	<p>我が国が持続的に発展していくためには、多様な学術研究の推進など、イノベーションを絶え間なく創造する環境作りが必要である。科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたる学術研究を支援するものであり、イノベーションの種を生み出し、ひいては我が国全体の社会・経済発展に資するものとして必要な事業である。</p> <p>(有効性)</p> <p>科学研究費補助金は、大学等において行われる学術研究を推進し、我が国の研究基盤を形成するための基幹的な経費として、長期的視野に立った助成を行ってきており、その拡充と制度改革が不断に行われてきた。平成21年度においては、対前年度費38億円増の1,970億円を計上しているところである。また、採択課題数も着実に増加し、平成20年度実績で約57,000件の研究課題を支援するなど、あらゆる分野の学術研究への幅広い助成が行われている。さらに、研究成果として報告のあった論文数等も着実に増加している。今後も、第3期科学技術基本計画等の方針に基づき、科学研究費補助金の拡充が引き続き図られる見込みであり、その場合、採択件数も増加し、研究成果として報告される論文数等も着実に増加する見込みである。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：200,000百万円 (平成22年度予算額：200,000百万円)</p>

政策の名称	ポストドクター等の参画による研究支援体制の強化（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>内閣総理大臣指示書（平成21年9月18日）や文部科学大臣指示書（平成21年9月18日）等にあるとおり、大学等における研究力の強化及び基礎研究の充実は極めて重要である。しかしながら、我が国の研究者当たりの研究支援者数は欧州の1／3程度（※¹）という国際的に見て極めて低い水準にあり、また欧米と異なり研究支援者の職務上の役割期待が不明確であるために本来研究支援者が行うべき業務に研究者が忙殺されているなど、諸外国に比べ大きな遅れをとっている。こうした現状を改善するため、研究現場に精通したポストドクター等の高度専門人材の参画により我が国の研究支援体制を抜本的に強化する必要がある。</p> <p>(※1) 出典：総務省統計局「科学技術研究調査報告」、OECD「Main Science and Technology Indicators」</p> <p>第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査（※²）においても、大学研究者の研究時間の量・質を確保し、さらに改善していく上で、研究支援機能の強化、具体的には研究支援者の増強を検討することの重要性が指摘されている。特に、大学における設備利用の非効率、テクニシャン（技術支援者）の不足が問題点として挙げられており、分野や大学毎の特性を踏まえた有効な研究支援強化方策についての検討の必要性、及びそのノウハウを多くの大学で共有できることを眼目としたモデル事業を国の一定の支援のもとに実施することの有効性が指摘されている。</p> <p>(※2)『第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究』(2009年3月文部科学省 科学技術政策研究所)</p> <p>また、人類の知的資産の拡充に貢献し、同時に世界最高水準の研究成果や経済を支える革新的技術などのブレークスルーをもたらす研究成果を創出する上で、各研究開発分野を支える国として重点的に整備すべき知的基盤を長期的な視野を持って継続的かつ確実に体系化し、広く供用可能なものとすること、及びそのような知的基盤整備等の研究・技術支援業務に従事する高度専門人材の育成・確保は不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>◆R&Dアドミニストレーション体制の整備</p> <p>高度専門人材を活用した研究マネジメント体制構築のために優れた取組を推進する大学等を公募により選定し平成22年度は15機関を支援する予定である（平成26年度までに50機関の採択を目指す）。本事業による支援機関が優れた先行事例となり、全国的な波及効果と制度としての定着が期待される。</p> <p>◆組織横断型研究・技術支援体制の整備</p> <p>我が国の技術支援体制の強化を図る優れた取組を推進する大学等を公募により選定し、平成22年度は15機関を支援する予定である（平成26年度までに50機関の採択を目指す）。本事業による支援機関が優れた先行事例となり、全国的な波及効果と制度としての定着が期待される。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：953百万円 (平成22年度予算額：0百万円) 【事業内容の見直し】</p>

	総合科学技術会議による平成22年度新規施策を対象とした優先度判定において、S A B C の 4 段階のうち 3 段階目である B の優先度と判定されたことを受け、より優先すべきと判定された他施策の予算確保の必要上、今回は予算計上を見送ることとした。
--	---

政策の名称	次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びその利用促進（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 大学や公的研究機関では、ナノテクノロジーやライフサイエンス、環境・防災、原子力、航空・宇宙等の幅広い分野において10ペタF L O P S級の計算資源のニーズが顕在化している。産業界においても、ものづくりや創薬等において、製品化までの開発期間や開発コストの大幅な縮小を可能とするなどのシミュレーションのメリットが認識され、「スーパーコンピューティング技術産業応用協議会」が設立されるなど高性能スペコンへの期待が高まっている。一方、平成14年3月に運用を開始した地球シミュレータ以降、我が国にはスペコン開発プロジェクトがなく、スペコン開発において米国の後塵を拝している状況。</p> <p>以上から、我が国の技術力を維持・強化するとともに、我が国全体としての計算資源量を飛躍的に拡大するため、次世代スペコンを開発することが必要。また、世界最先端の次世代スペコンの完成後、速やかにその性能を最大限発揮させ、成果を普及させるためには、平成22年度から「戦略プログラム」の準備研究が必要。</p> <p>(有効性) 科学技術・学術審議会下の次世代スーパーコンピュータプロジェクト中間評価作業部会での中間評価報告書においては、「スカラ型単一のシステムは、プロジェクトの目標達成を念頭に置いたシステム構成として妥当」等とされていること、次世代スーパーコンピュータ戦略委員会において利活用の具体的方策の検討が着実に進んでいることから、目標達成は可能と見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：26,759百万円 (平成22年度予算額：22,779百万円)</p> <p>【事業名の変更】 「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築」に事業名を変更。</p> <p>【事業内容の見直し】 行政刷新会議WGによる事業仕分けの評価結果等を踏まえ、次世代スーパーコンピュータプロジェクトを利用者側視点に立った多様なユーザーニーズに応える「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ」の構築に進化・発展することとした。具体的には、 ① ナンバーワンの世界最先端・最高性能を目指した次世代スペコンを開発するとともに、 ② 次世代スペコンと国内の様々なスペコンをネットワークで結び、協調的に利用するオンラインの「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ」を構築することとした。</p>

政策の名称	脳科学研究戦略推進プログラム（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 高齢化、多様化、複雑化が進む現代社会が直面する様々な課題の克服に向けて、脳科学に対する社会からの期待が高まっている。(例 アルツハイマー病など認知症とされる人：約170万人、うつ病などを含む気分障害：約90万人、自殺者の数：毎年3万人以上など) このような状況を踏まえ、『社会に貢献する脳科学』の実現を目指し、社会への応用を明確に見据えた脳科学研究を戦略的に推進するため、脳科学委員会における議論を踏まえ、重点的に推進すべき政策課題を設定し、その課題解決に向けて、研究開発拠点等を整備することが必要である。</p> <p>そのため、本年度は、本事業における従来からの取組に加えて、健やかな人生を支えるために、「発生から老化まで」という人間及び脳神経の一生の「健やかな育ち」「活力ある暮らし」「元気な老い」の3段階に着目し、心身の健康を支える脳の機能、健康の範囲を逸脱するメカニズム等を「分子基盤と環境因子の相互作用」という視点で解明する課題の設定が必要である。</p> <p>(有効性) 本事業は「長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について（第1</p>

	<p>次答申)」を踏まえ、「社会に貢献する脳科学」を目指した研究開発拠点等の整備及び各研究開発拠点等において重点的に推進すべき政策課題対応型研究の進捗により、蓄積された知見、技術を活用し、医学・薬学への貢献、産業応用に向けて生命現象のさらなる解明を図ることを目標としている。</p> <p>これまでに、神経発生・発達の段階で生じる微細な異常が、小児期のみならず成人してから発症する多くの精神・神経疾患の直接・間接の原因となることが明らかとなりつつあり、発症の分子基盤として生理学的な老化と共通の分子メカニズムの関与が明らかになりつつあるといった科学的知見も得られている。また、脳科学研究が学際性・融合性の高い学問であることを踏まえると、脳と心身の健康(健康脳)に向けた拠点の整備は、事業開始にあたり十分整備されていると考えられる。さらに、脳科学研究戦略推進プログラムにおいては、公募により研究拠点を募集し、外部有識者を含む選考委員会で厳正に審査し、目標を達成しうる研究機関を採択している。また、採択時のみならず、事業実施期間中も、文部科学省、PD、POらが頻繁に指導しているほか、平成21年度からは、採択した拠点同士の連携体制を確保し、一層の政策誘導を確保するための枠組み創設の検討を文部科学省主導で始める予定である。</p> <p>以上、科学的観点及び実施体制の観点において、設定した目標を達成できる見込みである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：2,400百万円 (平成22年度予算額：2,390百万円)</p>

政策の名称	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>(必要性)</p> <p>再生医療は、難病・生活習慣病等に対して、新たな治療法を実現し、患者のQOLと国民福祉の向上をもたらすものであり、細胞移植や組織移植によって、これまでの医療を根本的に変革する可能性を有する先端医療である。</p> <p>平成19年11月、京都大学山中教授らの研究チームが、世界で初めて、生命の萌芽である胚を滅失することなく、成人の皮膚細胞から様々な細胞に分化する能力を持つヒトiPS細胞（人工多能性幹細胞）を作り出すことに成功したという論文が発表された。</p> <p>iPS細胞については、平成18年8月に同じく山中教授らの研究チームがマウスの細胞からの樹立に成功して以降、ヒトの細胞での樹立に向けて国際的な競争が行われていた。山中教授らによるiPS細胞の樹立成功は、世界に誇れる日本発の成果であり、また再生医療の実現に向けた大きな第1歩であるため、今回の成果を受け、国際競争が進む中で、我が国の研究を加速させ、また再生医療技術の開発などを日本全体で戦略的に進めていくことが求められている。</p> <p>係る状況の中で、文部科学省においては、科学技術・学術審議会ライフサイエンス委員会幹細胞・再生医学戦略作業部会等における議論を踏まえ、ヒトiPS細胞を中心に、ヒトES細胞、ヒト体性幹細胞を用いた再生医療研究を総合的に推進するヒトイPS細胞等研究拠点を整備するとともに、幹細胞の操作技術に関する開発等を推進し、再生医療を実現化していく必要がある。</p> <p>本事業では、こうした再生医療の実現化を目指し、世界に誇る画期的な成果であるiPS細胞に関する研究をさらに発展させるとともに、ヒト幹細胞を用いた前臨床研究を強力に推進し、研究成果の社会還元をいち早く図ることとしており、国民生活の向上を目指して、日本全体としての研究体制を構築して、戦略的に研究を推進する必要がある。</p> <p>特に平成22年度においては、難病の患者の細胞を用いた疾患研究の推進や、創薬研究等に資する、iPS細胞リソースの収集・保存・提供を行う(iPS細胞バンク)の構築が必要である。また、再生医療の実現化には、安全性や有効性の確認のために、中型以上の動物やサル等の霊長類動物を用いた研究(前臨床研究)の実施が必要であるため、平成21年度補正予算で設備整備を行ったiPS細胞研究4拠点と個別研究事業実施機関が共同して、iPS細胞を用いた前臨床研究を実施できるように支援を行う。</p> <p>なお、本研究分野は、世界的にも競争の激しい分野であり、難病患者等の医療費削減や、製薬・医療機器開発等による経済の活性化も見込まれることから、積極的に推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、各種施策を踏まえた、わが国の幹細胞・再生医学研究の体制を強化するための研究開発拠点等の整備及びこれらにより推進される再生医療の実現化のための</p>

	<p>研究により、先端的医療の実現に資する知見の蓄積、技術の開発、またそれに必要な環境の整備を図ることを目標としている。</p> <p>これまでに、ウイルスを用いない方法でマウス i P S 細胞の樹立に成功したほか、ヒト i P S 細胞から血小板等の各種血液細胞への分化誘導に成功し、また、脊髄を損傷したマウスにヒト i P S 細胞から作製した神経前駆細胞を移植することにより症状を改善する等の成果を挙げており、10カ年計画で実施されている本事業の終盤となる今後は、i P S 細胞等を研究者がニーズに応じて入手可能とするバンクの構築や、中型以上の動物や靈長類動物を用いた前臨床研究の実施を行い、開発を加速することで、i P S 細胞等を用いた革新的な幹細胞操作技術や治療技術等のさらなる実現化が見込まれる。</p> <p>また、本事業の実施体制は、P D ・ P O ・各研究代表者により構成される拡大運営委員会、外部委員より構成される評価委員会を設置し、運営委員会・成果報告会等を定期的に開催し、厳正な事業実施を行っている。また、約30機関が参加する「文部科学省 i P S 細胞等研究ネットワーク」を活用し、i P S 細胞等研究を日本全体で円滑に進めるよう、研究成果や知的財産に関する情報等の一元化をはかるための体制を構築している。</p> <p>加えて、「i P S 細胞研究ロードマップ」(平成21年6月24日 文部科学省)においても、今後のi P S 細胞研究に関して、i P S 細胞等を一元管理・配布提供するシステム（バンク）の構築、及び安全性や有効性の確認のための中型以上の動物やサル等の靈長類動物を用いた前臨床研究について具体的な目標として設定され、それに基づいて、関係府省と連携し、必要な施策の遂行に努めていくこととしている。</p> <p>以上、科学的観点及び実施体制の観点より、設定した目標を達成できる見込みである。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：2,800百万円 (平成22年度予算額：2,370百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 2次補正予算への前倒しによる減額。</p>

政策の名称	分子イメージング研究戦略推進プログラム（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性) 第3期科学技術基本計画（平成18年度～平成22年度）、新健康フロンティア戦略（平成19年4月策定）、イノベーション25（平成19年6月閣議決定）等に基づいて、第I期プログラムが推進された。また、最近でも、健康研究推進戦略（平成21年7月31日策定）において、医薬品開発過程の迅速化・効率化や、革新的医療技術の安全性・有効性の評価手法等の開発のために、バイオマーカーや分子イメージング等の基盤技術開発が重要と指摘されている。</p> <p>第I期プログラムの結果、優秀な研究者を結集した拠点が整備されるとともに、①高比放射能プローブ開発等による分子イメージング技術の飛躍的向上、②疾患モデル動物における機能評価法の確立、③創薬候補物質の標識化や薬物動態予測法など、様々な優れた要素技術等が開発された。しかしながら、それら技術のヒトでの安全性・有効性が実証される段階に至っていないことなどから、革新的な医療技術の開発や、その審査等で十分に活用されていないのが現状である。従って、開発された分子イメージングの要素技術等が、革新的な医療技術の開発加速や審査等に活用できることを、早期に臨床研究等によって実証し、実用化に繋げていく必要がある。このためには、第I期プログラムにおいて整備した研究拠点を活用し、具体的な技術を創出できる体制を構築して、効率的に研究を進めていくことが重要となる。</p> <p>(有効性) 本事業の計画にあたっては、第I期プログラムで開発された優れた要素技術をいち早く応用研究に結びつけていくために、①製薬企業、臨床医等の意見、ニーズが高い分野、②臨床など実用に近い分野、③関係機関が参加し連携の必要がある分野、等の観点から事業の対象とする分野を絞り込む等の工夫をしているため、目標を達成できる可能性は高い。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：700百万円 (平成22年度予算額：530百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については、行政刷新会議による事業仕分けにおける「目標、計画をもっと明確にしてほしい」等の指摘を踏まえ、研究分野をがん等に重点化し、当該分野にお</p>

	いて分子イメージング技術の実証を行うことを目標とした。
--	-----------------------------

政策の名称	感染症研究国際ネットワーク推進プログラム（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期科学技術基本計画に基づく分野別推進戦略（ライフサイエンス分野）において、戦略重点科学技術として「新興・再興感染症克服科学技術」が選定されており、感染症対策のような人類共通の課題への対策にも貢献することの重要性が示されている。 ○ 総合科学技術会議においてとりまとめられた「科学技術外交の強化に向けて」（平成20年5月19日）において、第I期プログラムは、科学技術外交を推進するために取り組むべき施策の一つとして取り上げられており、ODA等のわが国の支援で整備された各国・地域の拠点等を活用・設備の充実を図り、開発途上国のニーズに応じた共同研究や人材育成を実施することとされている。 ○ 平成20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICADⅣ）において宣言された「横浜行動計画」の中で、第I期プログラムは、アフリカ開発を進める上で重要な役割を担うプロジェクトとして位置づけられている。 <p>本事業は、これら方針に沿ったものであり、国として積極的に推進することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>第I期プログラムにおいて、8カ国に計12カ所の研究拠点を開設し、幅広い領域の専門家が一体となって現地研究者・専門家と共に研究を進める研究体制を構築した。引き続きこの研究体制を維持し、人材育成と社会への情報発信を行うとともに、拠点間のより一層の連携はもとより厚生労働省関係機関や海外機関との連携を含めた感染症研究ネットワーク機能や協力関係の強化を行うことで、予防・診断薬や新薬の開発など具体的な新興・再興感染症対策の強化に資することが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：2,100百万円 (平成22年度予算額：1,900百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>本事業については、行政刷新会議による事業仕分けの「厚生労働省との連携、大学の能力を生かして縮減」という指摘や、その後寄せられた国民からの意見の中の「海外研究拠点の活動については長期的に継続して基礎研究・人材育成を行すべき」といった指摘等を踏まえ、海外研究拠点の拠点機能は維持しつつも、厚生労働省との効率的な連携を進めるとともに、大学の研究能力を最大限活用することにより、事業内容を見直した。</p>

政策の名称	地震・津波観測監視システム（第II期）（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>東海・東南海・南海地震の今後30年以内の地震発生確率は極めて高く、これらが同時発生した場合、国民の生命・財産への甚大な被害が生じる恐れが指摘されている。これまで、陸域については地震本部の方針に基づき、世界的にも類を見ない高密度かつ高精度なリアルタイム観測網を整備してきているが、海域については陸域と比較して十分な観測機器が整備されておらず、地震発生予測に必要となる観測データが不足している。また、人的被害の軽減に非常に有効であると考えられる緊急地震速報や津波予警報の精度低下の原因となっている。</p> <p>そのような状況を踏まえ、文部科学省では、平成18年度より4カ年計画で、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖にリアルタイム観測可能な海底ネットワークシステムの整備を進めている。一方、過去の記録や最新の研究成果によると、東海・東南海・南海地震は将来連動して発生する可能性が高いとされており、文部科学省では、平成20年度より5カ年計画で、「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」を実施し、連動性評価のための地震発生予測モデルの構築等を進めている。発生予測モデルを高度化し、南海トラフ巨大地震の高精度な連動性評価を行うためには、東南海地震の想定震源域におけるモニタリングとほぼ同一時期かつ長期にわたる南海地震の震源域におけるモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国の地震調査研究は、地震本部の設立以降、全国稠密な基盤観測網の整備、基礎研究の推進による知見の獲得、全国地震動予測地図の作成、緊急地震速報の開始等、多くの成果が上がっている。また、地震本部の方針の下、文部科学省が平成18年度か</p>

	<p>ら委託事業として実施している「地震・津波観測監視システム（第Ⅰ期）」については、平成21年度中にはシステムを敷設し、平成22年度以降、システム本格稼動開始を予定しているところである。</p> <p>このような我が国これまでの地震調査研究に関する研究開発の実績と経験、さらには他の事業の進捗状況等を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p> <p>なお、地震本部政策委員会や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会においても本事業の評価を行い、有効性を確認するとともに事業の進捗を把握する。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：1,510百万円 (平成22年度予算額：1,510百万円)</p>

政策の名称	気候変動適応研究推進イニシアチブ（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>（必要性）</p> <p>今後、最大限の温室効果ガスの排出削減努力を行ったとしても、温暖化による影響を完全に抑制することはできないため、気温上昇やヒートアイランド現象激化に伴う熱中症リスク増加への対応や、台風や集中豪雨といった極端現象への減災・防災などの対策を講じることは必須である。また、科学的に検証された適応策を事前計画的に行うことにより、影響の発現後に事後対処的な対策を施す場合に比べて影響被害額と適応対策費の総和を抑制することが可能となることや、長期の気候変動を見据えた計画的な適応が、副次効果的に現在の異常気象災害のリスクも軽減する場合が多いことが明らかになってきており、早急に適応策を実施する事が必要である。</p> <p>さらに、「気候変動適応型社会の実現に向けた技術開発の方向性（中間取りまとめ）」（本年6月、総合科学技術会議）では、必須の基盤技術の一つとして、観測・予測データを統合的に解析・使用する共通的なプラットフォームを最大限活用して気候変動に伴う革新的な適応策研究を実施することが盛り込まれており、政府として本事業を強力に推進することが求められている。</p> <p>（有効性）</p> <p>本事業では、適応策の研究の基礎となる気候変動の観測・予測データや、研究テーマ間の協調、データ統合・解析システムの利用にかかる調整などを効果的に行うための連絡調整の場を整備した上で、自然科学と社会科学の研究者の協力体制により研究開発を実施する。これにより、各分野において研究実績と知見を持つ大学・研究機関等が研究資源を集約し、政策課題に基づく研究開発を効果的・効率的に実施することが可能となると考え、目標の達成が見込まれる。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：2,440百万円 (平成22年度予算額：1,618百万円)</p>

政策の名称	最先端超小型衛星群の開発・実証（新規）
政策評価の結果 の概要	<p>（必要性）</p> <p>本事業は、「全球地球観測システム（G E O S S）」10年実施計画への我が国への貢献として行う地球観測衛星に係る研究開発の一環として、我が国最先端の科学技術を結集した高頻度の地球観測衛星システムとして必要である。</p> <p>宇宙基本計画においては、従前の宇宙開発利用が国民生活に十分に定着していないため、新たな宇宙利用を開拓すること、また、新産業と宇宙関連産業の拡大と雇用の創出を小型実証衛星プログラムとして求めていることから、本事業によって、これらの実現を図る必要がある。</p> <p>（有効性）</p> <p>我が国には既に大学等に自由な発想や想像力による学術研究、宇宙機関で培われてきた基盤的研究開発、中小企業・ベンチャー企業等の優れた技術開発といった超小型衛星に係る実績、技術的知見が蓄積されている。また、諸外国においても50kg級で5m程度の分解能を実現する超小型衛星の事例があることから、地球観測システムとしての利用可能性の実証を通じ、本事業の目的達成の可能性は高い。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度予算概算要求額：1,000百万円 (平成22年度予算額：300百万円)</p>

政策の名称	I A E A 保障措置体制下における日本の保障措置制度の改善・強化（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>(1) I A E A 保障措置の受け入れは国際約束に基づく義務であり、原子力の平和利用を担保する唯一の手段である。</p> <p>(2) 一方、I A E A の保障措置結論において、全ての核物質が平和的原子力活動の中にとどまっている旨の保障措置結論を得るために、国内保障措置にかかるさまざまな課題等に対し、事前にかつ迅速に対応・改善していかなければならない。</p> <p>(3) 特に</p> <p>(ア) 厳格な管理を必要とするプルトニウムの利用（プルサーマル計画）に伴い、燃料受入、燃料装荷や取替燃料に伴う立会査察等の増加に対応し、保障措置効果を維持して効率的に実施</p> <p>(イ) もんじゅなどの施設に設置されている機器の活用で、データ集約、レビューを可能とし、国内保障措置活動の評価・認定体制を構築</p> <p>等は、I A E A の保障措置結論を得るために取り組まなければならない課題であり、本事業はそのために必要な施策である。</p> <p>(有効性)</p> <p>I A E A の保障措置結論は、日・I A E A 保障措置協定等に基づき、I A E A の独立検認により導出される。よって、我が国は、国内保障措置における評価・認定制度の確立、リモートモニタリングの導入等により効率化を図りつつI A E A 保障措置効果を維持するとともに、国内保障措置活動における問題事象に適切に対応し問題解決がなされれば、I A E A の保障措置結論としての原子力平和利用の担保が可能となるので目標の達成は可能である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：3,309百万円 (平成22年度予算額：3,117百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 原子力の平和利用の確保については実施体制の強化を図るため、平成22年度機構・定員要求により、保障措置室を研究開発局核不拡散・保障措置室へ振替要求を行った。 (要求どおり措置)</p>

政策の名称	宇宙利用促進調整委託費（拡充）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>本事業は、平成21年度における宇宙開発利用に関する施策について（平成20年12月2日宇宙開発戦略本部決定）の中で「これまでの取組に加え、宇宙利用が促進され、国民生活の一部に取り込まれることを目指し、人工衛星に係る潜在的なユーザーや利用形態の開拓等、宇宙利用の裾野の拡大を目的として、産学官の英知を幅広く活用する新たな仕組みを政府として構築することとする。」とされたことを受け、実施している。宇宙利用促進は国民生活の向上に大きく寄与するものであるが、気象、通信・放送などの分野において、既に日常生活に浸透し不可欠な存在になっているものの、それ以外の分野では広範な利用や国民生活への定着が必ずしも十分なものになっていたため、本事業により宇宙利用を促進することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業において、これまで衛星データを利用したかったがノウハウがなくできなかつた者など潜在的なユーザーの掘り起こしにつながり、一層宇宙利用の促進が図られることとなる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：1,500百万円 (平成22年度予算額：492百万円)</p>

政策の名称	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>ジュニア競技者がトレーニング活動に専念している期間には、学業の停滞が生じ、引退後の生活に支障をきたす恐れがある。また、国際競技力向上のためには、トップレベル競技者が、選手として日常のトレーニングや国際競技大会等で得た貴重な経験を、引退後に指導者等として次代の競技者に伝えることが有益である。このため、競技生活の初期からキャリアデザインの重要性等を理解させる機会を提供とともに、引退後に指導者等を目指す競技者に対し、実践と理論を組み合わせた高度な指導</p>

	<p>理論を学習する機会を提供する必要がある。また、昨年来の世界的な経済危機の中で、企業の運動部の休廻部が続いており、トップレベル競技者がトレーニング活動に専念できない事態が生じており、国際競技力の向上の観点から、活動の継続を支援する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>トップレベル競技者やジュニア競技者等に対するスポーツキャリア形成支援について、現状では、各競技団体が主要な担い手であるが、取組を行っていない競技団体も多く見られる。また、取組を実施している競技団体においても、事務体制及び財政能力の限界から、必ずしも競技者等のニーズに応えるだけの研修は行われていないと考えられる。しかし、第一線で活躍できる期間が限られているという競技者の特性からすると、多くの競技者が研修等に対するニーズを有していると考えられる。本事業の実施により、スポーツキャリアの形成に関する潜在的なニーズが発掘され、多くの競技者等がプログラム、ガイダンス等に参加すると考えられることから、目標を達成できること見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：181百万円 (平成22年度予算額：90百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 予算編成過程において、本事業のうち企業アスリート支援プログラムを廃止し、その他のプログラム（スポーツキャリア大学院プログラム、キャリアデザイン支援プログラム、国際的スポーツ人材養成プログラム）に重点化することとした。</p>

政策の名称	子どものための優れた舞台芸術体験事業（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 次代の芸術文化の担い手である子どもたちの豊かな心や感性を育むために、学校において子どもたちに芸術文化に触れる機会を提供することは、我が国の芸術文化の振興を図る上で必要であると考える。</p> <p>(有効性) 平成19年度の実施状況に関する調査である「学校における鑑賞教室等に関する実態調査（社団法人日本芸能実演家団体協議会）」では、鑑賞教室が児童・生徒に与える効果的回答としては、「舞台芸術への関心を高められた」が85.1%、「豊かな心や感性・創造性をはぐくめた」が82.0%となっている（本調査結果は「本物の舞台芸術体験事業」を含む、学校における舞台芸術の鑑賞教室全般に関するデータである）。また、「文部科学省政策評価に関する調査研究（株式会社三菱総合研究所）」では、「当該事業をきっかけに文化・芸術活動を実施したくなった児童生徒の割合」が81.1%、「豊かな心や感性・創造性を育てるきっかけになったと思う保護者・教職員の割合」が保護者78.0%、教職員78.2%となっており（本調査結果は、「本物の舞台芸術体験事業」を対象としたデータである。）、児童・生徒に与える効果は高いという結果が出た。引き続き事業を充実し、この結果を維持する。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：4,975百万円 (平成22年度予算額：4,975百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 舞台芸術の公演団体による巡回公演に加えて、芸術家個人や小グループを学校等へ派遣できるようにすることにより、学校において文化芸術に触れる機会の選択肢を増やし、児童・生徒に与える効果が高まるよう、事業の充実を図った。</p>

政策の名称	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 東南海・南海地震の発生が切迫するなか、近畿圏を中心とした地域において文化財建造物の防災対策の必要性が一段と高まっている。能登半島地震や岩手宮城内陸地震があり、このような地域においても大地震が発生しており、全国的な耐震、防災対策の必要性が生じた。</p> <p>また、本年4月の中央防災会議において、地震時に想定される災害から重要文化財建造物及びその周辺地域を一体として守るための防災対策のあり方及び実現方策等について、早急に取り組む必要がある旨指摘されたところである。</p> <p>(有効性) 本事業は、目標が達成された後も絶えることなく継続して行うことが必要である。当面の達成年度である平成26年度までに、重要文化財（建造物）の密集地域である</p>

	近畿圏2府4件において消火設備の耐震改修の完了が見込まれる。
政策評価の結果 の政策への反映 状況	【概算要求】 平成22年度予算概算要求額：255百万円 (平成22年度予算額：255百万円)

表 12-4-③ 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	クリアランス制度の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の概要】 放射性同位元素を使用する施設等から発生する放射性廃棄物の中には、その放射能濃度が十分に低く、放射性廃棄物として取り扱う必要のないもののが存在する。これらについて、国又は登録機関の確認を受けたうえで放射性廃棄物としての規制を免除（クリアランス）する制度を導入する。 制度の詳細は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者がクリアランス対象物の測定・評価方法を設定し、国が認可 2 事業者が、認可された方法に基づいてクリアランス対象物の測定・評価を行う 3 国又は登録機関が、測定・評価結果を確認 4 確認後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）等に基づく適正処分や再利用が可能となる <p>クリアランス制度は、従来から放射性廃棄物としての規制を受けている廃棄物のうち、放射線による障害の防止のための措置の必要がないものについて、放射性廃棄物としての規制を免除する制度であるため、規制の緩和となる。クリアランス制度に係る事業者が行う手続としては、国による測定・評価方法の認可及び国又は登録機関による測定・評価結果の確認を新設する。</p> <p>【規制の必要性】 放射性同位元素を使用する施設等から発生する放射性廃棄物は、200リットルドラム缶換算で約25万本存在する（平成21年3月末）が、そのうち約5割は放射能濃度が十分に低く、年間0.01ミリシーベルト（自然放射線量の約240分の1）以下という十分に低い被ばくしか与えないため、放射性廃棄物として規制する必要のないものである。これらについて放射性廃棄物としての規制を免除することにより、処分コストが低減され、医療、産業、研究等におけるより合理的な放射線利用が可能となる。</p> <p>また、平成20年、研究施設等廃棄物の埋設処分を本来業務として行うべく独立行政法人日本原子力研究開発機構法が改正されたところ、埋設する放射性廃棄物の物量の見込みは埋設施設の規模や総事業費用の見積りに影響を及ぼすため、放射線障害防止法における放射能濃度が十分に低い物の規制上の取扱いについて明らかにする必要がある。</p> <p>なお、新たに測定・評価方法の認可及び国又は登録機関による測定・評価結果の確認手続きを新設することとなるが、これらはクリアランス制度を確実に実施し、一般公衆に対する放射線障害を防止するために不可欠な規制である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（案）
想定される代替案	代替手段としては、クリアランス制度を導入するのではなく、廃棄の基準の一部として、放射能濃度等が一定の基準に合致する放射性廃棄物については、規制機関による認可・確認等を要しなくても事業者は放射性廃棄物として扱わないことができる旨を規定するという方法があるが、この方法では放射能濃度が十分に低いことの判断を事業者のみに委ねることとなり、社会的な理解が得られないものと考えられるため、困難である。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	200リットルドラム缶20本分の放射性廃棄物についてクリアランスを行う場合の費用は、90万円程度（短半減期核種の場合の試算）と見込まれる。	—
(行政費用)	測定・評価方法の認可及び測定・評価結果の確認を行うための人件費が発生するが、これらの費用は基本的に事業者より徴収する申請手数料により賄うため、新たな行政費用は発生しない。	—
(その他の社会的費用)	クリアランスされた物については、廃棄物処理法に基づき適正処分されるか、資源として有効活用されることとなり、社会的な負担は生じない。	—

規制の便益	便益の要素	代替案
(直接便益)	<p>放射能濃度が十分に低い放射性廃棄物について放射性廃棄物としての規制を免除することにより、処分コストが低減される。（受益者：放射性廃棄物が発生する可能性のある事業所約1,670事業所） (処分コストの見積り) 200 リットルドラム缶 20 本分の放射性廃棄物についてクリアランスを行う場合の費用は、90 万円程度（短半減期核種の場合の試算）と見込まれる。同量の放射性廃棄物をクリアランスせずに放射性廃棄物として処分した場合、数百万円～1,000 万円程度の費用がかかるため、クリアランス制度の活用により数分の 1～10 分の 1 へのコストの低減が見込まれる。</p>	—
(社会便益)	医療、産業、研究等におけるより円滑かつ合理的な放射線利用が可能となることにより、放射線によるガンの診断、治療や、放射線を利用した研究開発の促進などが期待される。また、クリアランスされた物については再利用することも可能となり、資源の有効活用にもつながる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の放射線障害防止法の改正によるクリアランス制度の導入に関する規制の新設は適切である。	
政策評価の結果の政策への反映状況	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第 174 回国会へ提出した。法案成立後、関連する政省令について改正を行う。	

政策の名称	放射化物への規制の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の概要】 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置を「放射線発生装置」という。放射線発生装置によって発生させた放射線の影響により、放射線発生装置の構造物、遮へい壁等に、放射性物質が意図せずに発生し、これらを汚染させることがある。このような物のことを放射化物という。</p> <p>この放射化物を放射線障害防止法の規制を受けるべき放射性廃棄物として新たに規定する。具体的には、放射性廃棄物の取扱いと同様に運搬の基準、廃棄の基準、測定、記帳等の義務が適用されるほか、放射化物を取り扱う施設についても、使用施設の基準及び廃棄施設の基準が適用されることとなり、規制の新設となる。</p> <p>【規制の必要性】 これまで、使用される放射線発生装置のほとんどは出力が小さく、安全上問題となる可能性のある放射化物を発生させるような高い出力の放射性発生装置は限定的だった。このため、放射化物については法律による規制をかけておらず、出力の高い放射線発生装置を有する事業者に対して行政指導によって安全管理を求める上で対処してきた。しかし、近年、出力の高い放射線発生装置の使用が増加し、現状規制対象である放射性廃棄物と同等の放射能濃度を有する放射化物が発生していることから、作業者及び一般公衆の安全を確保するためには、放射化物について新たに法律による放射性廃棄物としての規制を課す必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（案）	
想定される代替案	<p>代替手段としては、法律による規制を導入することなく、現在行っているような行政指導による対応を続けることが考えられる。しかし、今後、出力の高い放射線発生装置の使用が増加し、これらの放射線発生装置の使用に伴い発生する放射化物が増加するとともに、将来において高出力の放射線発生装置が解体されることになればさらに大量の放射化物が発生することが予想される。放射化物に対して法的規制をかけない状態が続くと、これら放射物について、適正な再利用または廃棄処分がなされない事態が発生するおそれがある。そのような状況でも、法律による規制をかけず、行政指導のみで対処し続けることは、高出力の放射線発生装置から生じた放射化物による放射線被ばくのリスクを法的に規制できないことになり、社会的な理解が得られないと考えられることから、放射化物についても法律で規制することが適切である。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	使用施設の基準及び廃棄施設の基準が適用されることにより施設や設備の改修が必要となる場合には、放射線発生装置の使用の許可の変更申請（手数料：96,600円）を行う必要があるほか、施設や設備の改修費用が必要となる。（対象となる可能性のある事業者：約810事業所） その他、放射化物の運搬の基準、廃棄の基準、測定、記帳等の義務を遵守するための入件費については、基本的にはこれらの行為は現在も行政指導に基づき行われているため、法令によって規制することとしても新たな費用は発生しないと考えられる。	—
(行政費用)	放射線発生装置の使用の許可の変更申請があった場合は、その審査を行うための入件費が発生するが、この費用は基本的に事業者より徴収する申請手数料により賄うため、新たな行政費用は発生しない。	—
(その他の社会的費用)	放射化物が適切に規制されることとなり、社会的な負担は生じない。	—

規制の便益	便益の要素	代替案
(直接便益)	放射化物への規制が導入されることにより、放射化物の安全かつ適切な管理方法が法律上明確になり、放射線業務に従事する者についての放射線障害を防止するための措置がより徹底されることとなる。	—
(社会便益)	放射化物が事業所外において運搬や廃棄される場合についても法律で規制されることから、放射化物による一般公衆に対する放射線障害の防止を図ることが可能となり、放射線利用に対する社会の安全・安心につながる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の放射線障害防止法の改正による放射化物への規制の導入に関する規制の新設は適切である。	
政策評価の結果の政策への反映状況	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第174回国会へ提出した。法案成立後、関連する政省令について改正を行う。	

政策の名称	廃止措置の強化	
規制の目的、内容 及び必要性等	<p>【規制の概要】 放射性同位元素の使用者等は、放射性同位元素の使用等を廃止した場合や許可を取り消された場合等には、放射性廃棄物を適切に廃棄し、汚染を除去するといった措置（以下「廃止措置」という。）を行わなければならない。この廃止措置について、以下の規制強化を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在、廃止措置は廃止の日から30日以内に行うこととなっているが、この期限を撤廃するとともに、放射性同位元素の使用を廃止した者等（以下「使用廃止者等」という。）が廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置に関する計画を文部科学大臣に届け出ることとする。 使用廃止者等の義務として、作業者に対する健康診断、教育訓練等の義務を追加する。 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、使用廃止者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができるのこととする。 <p>【規制の必要性】 現在、廃止措置は廃止の日から30日以内に行うこととなっているが、近年、放射性同位元素や放射線発生装置を取り扱う事業所が大型化しているため、これらの事業所が廃止措置を講ずる場合、30日以内にすべての措置を完了することは難しくなってきていている。また、クリアランス制度の導入後は、廃止措置中にクリアランスを実施することが想定され、30日以内にクリアランスのための手続を終えるのは難しいと想定される。</p> <p>また、平成8年に放射性同位元素の使用を廃止した事業者が、すべての放射性同位元素によって汚染された物を廃棄しなかったにもかかわらず、すべて処分したという虚偽の報告を行い、12年間にわたって放射性廃棄物を事業所内に放置していたことが平成20年に判明した。その後、当該事業者は措置命令を行っても命令に従わず、適切な廃止措置を講じなかつたため、文部科学省が刑事告発し、事業者の代表者が処罰を受け、行政代執行を行うにまで至った。このような事件を防ぐための対策が必要となっている。</p> <p>このため、30日の期限を撤廃するとともに、使用廃止者等が計画的かつ確実に廃止措置を講じ、また、国がその計画を把握し適切に監督することができるよう、使用廃止者等が講じる廃止措置の内容と終了の見込みについての計画を作成させる必要がある。また、廃止措置が長期化する可能性があることから、放射線障害の防止及び廃止措置の適切な履行のため、作業者に対する健康診断及び教育訓練、放射線障害を受けた者に係る措置の報告等の義務について、廃止後も引き続き課す必要がある。さらに、廃止措置中や廃止措置を終えた後であっても、必要に応じて、報告徴収や立入検査が行えるような仕組みを導入し、使用廃止者等による適切な廃止措置の履行を担保する必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項と その内容	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（案）	
想定される代替案	代替手段としては、使用廃止者等による確実な廃止措置の実施を担保するため、廃止措置が終了したときは国による確認を受けなければならない制度とする考えられる。しかし、放射線障害防止法の規制を受けている各事業所において取り扱う放射性同位元素の危険性や規模、廃止措置の困難度は様々である。それらすべての事業所について国の検査員を派遣して確認を行うことは、その必要性に対して過大な行政コストを生むこととなり、不適切である。このため、廃止措置計画の届出を受けて国がその内容を把握し、必要に応じて報告徴収や立入検査を行い得る制度とすることが適当である。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	廃止措置計画の作成のための人事費のほか、健康診断及び教育訓練等の義務の遵守のための費用が名目上発生するが、実質的には従来と変化がないものと考えられる。	—

(行政費用)	廃止措置計画の受理・確認業務（年間約140事業所程度）及び廃止措置期間が長期に渡る大規模事業所等への立入検査業務のための人事費が発生する。	—
(その他の社会的費用)	放射性同位元素の使用者等の廃止措置に対して法令に基づく規制がかかるようになり、これに伴う社会的費用は発生しない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案
(直接便益)	廃止措置を講ずる期間として30日の期限が撤廃されることにより、事業所の規模等に応じた無理のない廃止措置計画をたてることができる。また、これにより廃止措置を計画的かつ確実に行うことができる。	—
(社会便益)	<p>放射性廃棄物の処分等の廃止措置がより確実に履行されるための措置が講じられるため、放射線利用に対する社会の安全・安心につながる。</p> <p>また、放射性廃棄物を事業所内に放置していた事業者がいた事件においては、事業者が措置命令に従わなかったため、文部科学省が最低限の措置について行政代執行を行うこととなった。現在、事業者は破産手続を進めているため、行政代執行の費用のすべては回収できない可能性がある。その場合、事業者の廃棄物の処理に税金が使われることとなる。廃止措置の規制を強化することにより、事業者が行う廃止措置の内容を国が事前に把握し、適切な監督を行うことができるようになるため、この事件のような不適切な廃止措置に対応するための行政費用・社会的費用が発生する可能性が低減される。</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の放射線障害防止法の改正による廃止措置に係る規制の強化は適切である。	
政策評価の結果の政策への反映状況	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第174回国会へ提出した。法案成立後、関連する政省令について改正を行う。	

政策の名称	譲渡譲受制限の合理化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の概要】 放射線障害防止法では、放射性同位元素の譲渡し・譲受けについて制限されており、輸出については、届出販売業者又は届出貸貸業者のみが認められているが、許可届出使用者による輸出についても認めることとし、規制を緩和する。</p> <p>【規制の必要性】 現在、放射性同位元素の輸出については、届出販売業者又は届出貸貸業者による輸出は認められているが、許可届出使用者による輸出は制限されている。これは、使用者は放射性同位元素を国内の販売業者から購入し、使用後は販売業者に引き渡すといった譲渡し及び譲受けしか想定していなかったためである。しかし、近年、放射性同位元素を国内の販売業者からではなく、直接、海外メーカーから購入する使用者が存在するようになってきた。放射性同位元素のうちカプセル等に密封されたもの（以下、「線源」という。）については、適切な廃棄処分が難しいため、使用後は購入先へ返却するのが通例となっており、使用者が海外から輸入した線源について、使用後に返却のため輸出するニーズが高まっている。 現状では、使用者はわざわざ国内の販売業者に使用済み線源を譲り渡した上で、海外メーカーへの輸出を委託している。使用者は、販売業者又は貸貸業者と同等若しくはそれ以上の放射性同位元素の取扱い等に係る知識及び経験を有する者を放射線取扱主任者として選任しており、販売業者及び貸貸業者が放射性同位元素を輸出できるのに使用者が輸出できない合理的な理由はない。 以上のように、許可届出使用者にとって、使用済み線源の輸出のニーズが高まり、輸出の委託という形で、実質的に輸出が行われている現状を踏まえ、許可届出使用者の輸出制限を撤廃する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（案）
想定される代替案	代替手段としては、許可届出使用者による輸出を認めるのではなく、許可届出使用者に販売業の届出をさせたうえで、届出販売業者として輸出するよう指導するという方法がある。しかし、実際には国内での販売を行わないにも関わらず販売業の届出をすることは無意味である上、事業者にとっても行政にとっても不用なコストが発生するため、このような方法は不適切である。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	許可届出使用者が、販売業者に委託することなく、自ら放射性同位元素を輸出できるようになるため、輸出のためのコストはむしろ低減され、新たな費用は発生しない。	—
(行政費用)	許可届出使用者が、販売業者に委託するのではなく直接輸出を行うこととなるも、輸出の総数は変化しないため、新たな行政費用は発生しない。	—
(その他の社会的費用)	放射性同位元素が十分な知識及び経験をもつ者によって輸出されることに変わりはないため、社会的な負担は生じない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案
(直接便益)	許可届出使用者が、販売業者に委託することなく、自ら放射性同位元素を輸出できるようになるため、輸出のためのコストが低減される。(受益者:許可届出使用者 約3,000事業所)	—
(社会便益)	許可届出使用者が、放射性同位元素を販売業者に譲り渡した上で、販売業者が輸出するという経路をとる必要がなくなるため、放射性同位元素の不用な運搬を行う必要がなくなり、運搬に係る事故・トラブルによる一般公衆へのリスクが低減される。	—

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の放射線障害防止法の改正による譲渡譲受規制に関する規制の合理化は適切である。
政策評価の結果の 政策への反映状況	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第 174 回国会へ提出した。法案成立後、関連する政省令について改正を行う。

事後評価

表 12-4-④ 実績評価方式により事後評価した政策

施策名	教育改革に関する基本的な政策の推進等																																																																																											
施策の概要	改正教育基本法の理念の下、豊かな人間性を備えた創造的な人材育成のための教育改革を推進するため、教育改革について周知・啓発を図る。また、教育統計調査及び国際研究協力活動等の着実な実施を図る。																																																																																											
【評価結果の概要】	<p>教育改革セミナーを全国7箇所で対話形式にて実施し、教育振興基本計画に関する内容や改正教育基本法をはじめとする教育改革の趣旨の周知・普及を行うとともに、客観的なデータや根拠に基づく文教施策の企画立案を強化するため、計4件の調査研究を実施した。</p> <p>5つの教育統計調査を実施し、公表すべき調査の3調査を速報・報告書により公表した。また、諸外国の教育制度等に関する調査・研究を行い、収集されたデータは報告書等により公表した。</p> <p>ユネスコ、OECD及びIEA等の国際機関との国際教育協力活動及び国際比較調査研究について、国内外において実施等協力活動を推進した。これにより、教育改革を進めるにあたって必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供している。</p> <p>全ての達成目標において、概ね順調に進捗しており、全体的に順調な進捗状況にあると判断できる。</p>																																																																																											
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1-1-1 改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容の周知・普及により、教育改革の趣旨徹底を図りつつ、必要な文教施策の企画立案を進めるための基礎的・具体的な調査研究を実施する</td> <td>教育改革セミナーの実施箇所数</td> <td>カ所</td> <td>毎年度</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>教育改革の趣旨の広報啓発の手段としては、パンフレット等の広報物の配布により周知を図る方法と、説明会の開催等、口頭により周知を図る方法が考えられる。具体的には、教育振興基本計画パンフレットを作成し広く配布するとともに、教育振興基本計画の内容をはじめとした教育改革に関する広報・啓発のための教育改革セミナーを実施した。本目標の達成状況を図る指標として、参加者の範囲を示す教育改革セミナー実施箇所数及び参加者数、各都道府県・政令指定都市の教育に係る基本的な計画の策定を設定した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-2 教育統計調査等の着実な実施を図り、教育行政施策の企画立案等に必要な基礎情報を収集し、それらを文部科学省における施策立案に幅広く活用できるようになるとともに、広く国民に提供する</td> <td>教育統計調査ホームページアクセス数</td> <td>件</td> <td>毎年度</td> <td>—</td> <td>792,481</td> <td>793,448</td> <td>—</td> <td>指標①及び②は、達成目標の「収集した資料(データ)を文部科学省における施策立案に幅広く活用」のための指標として設定し、同じく③は、同目標「教育行政施策の企画立案」のための指標として設定し、同じく④は、同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する</td> <td>報告書等刊行物の電子化の割合</td> <td>%</td> <td>毎年度</td> <td>—</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する</td> <td>各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数</td> <td>ヶ国</td> <td>毎年度</td> <td>—</td> <td>37</td> <td>52</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する</td> <td>統計調査の調査票の回収率</td> <td>%</td> <td>毎年度</td> <td>98.7</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する</td> <td>国際セミナーの参加国数 人数</td> <td>ヶ国</td> <td>毎年度</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>達成目標にある国際機関等との国際教育協力を図るため、指標①として、ユネスコが掲げるテーマを開催し、国際セミナーの延べ参加国数や延べ招待者(参加者)数の計画を設定した。また、国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性が高いデータ・情報を提供するため、OECDやIEAの実施する国際調査に参加し、データの収集・分析を行った(参考として、PISA調査の参加国数とTIMSSの参加システム数を記載)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する</td> <td>PISAの実施年度・参加国数</td> <td>ヶ国 万人</td> <td>毎年度</td> <td>57 40</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する</td> <td>TIMSSの実施年度・実施数</td> <td>システム 万人</td> <td>毎年度</td> <td>—</td> <td>59 40</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	1-1-1 改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容の周知・普及により、教育改革の趣旨徹底を図りつつ、必要な文教施策の企画立案を進めるための基礎的・具体的な調査研究を実施する	教育改革セミナーの実施箇所数	カ所	毎年度	—	7	7	—	教育改革の趣旨の広報啓発の手段としては、パンフレット等の広報物の配布により周知を図る方法と、説明会の開催等、口頭により周知を図る方法が考えられる。具体的には、教育振興基本計画パンフレットを作成し広く配布するとともに、教育振興基本計画の内容をはじめとした教育改革に関する広報・啓発のための教育改革セミナーを実施した。本目標の達成状況を図る指標として、参加者の範囲を示す教育改革セミナー実施箇所数及び参加者数、各都道府県・政令指定都市の教育に係る基本的な計画の策定を設定した。	1-1-2 教育統計調査等の着実な実施を図り、教育行政施策の企画立案等に必要な基礎情報を収集し、それらを文部科学省における施策立案に幅広く活用できるようになるとともに、広く国民に提供する	教育統計調査ホームページアクセス数	件	毎年度	—	792,481	793,448	—	指標①及び②は、達成目標の「収集した資料(データ)を文部科学省における施策立案に幅広く活用」のための指標として設定し、同じく③は、同目標「教育行政施策の企画立案」のための指標として設定し、同じく④は、同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。	1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	報告書等刊行物の電子化の割合	%	毎年度	—	100.0	100.0	—		1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数	ヶ国	毎年度	—	37	52	—		1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	統計調査の調査票の回収率	%	毎年度	98.7	100.0	100.0	—		1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	国際セミナーの参加国数 人数	ヶ国	毎年度	19	13	11	—	達成目標にある国際機関等との国際教育協力を図るため、指標①として、ユネスコが掲げるテーマを開催し、国際セミナーの延べ参加国数や延べ招待者(参加者)数の計画を設定した。また、国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性が高いデータ・情報を提供するため、OECDやIEAの実施する国際調査に参加し、データの収集・分析を行った(参考として、PISA調査の参加国数とTIMSSの参加システム数を記載)。	1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	PISAの実施年度・参加国数	ヶ国 万人	毎年度	57 40	—	—	—		1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	TIMSSの実施年度・実施数	システム 万人	毎年度	—	59 40	—	—	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																				
				18年度	19年度	20年度																																																																																						
1-1-1 改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容の周知・普及により、教育改革の趣旨徹底を図りつつ、必要な文教施策の企画立案を進めるための基礎的・具体的な調査研究を実施する	教育改革セミナーの実施箇所数	カ所	毎年度	—	7	7	—	教育改革の趣旨の広報啓発の手段としては、パンフレット等の広報物の配布により周知を図る方法と、説明会の開催等、口頭により周知を図る方法が考えられる。具体的には、教育振興基本計画パンフレットを作成し広く配布するとともに、教育振興基本計画の内容をはじめとした教育改革に関する広報・啓発のための教育改革セミナーを実施した。本目標の達成状況を図る指標として、参加者の範囲を示す教育改革セミナー実施箇所数及び参加者数、各都道府県・政令指定都市の教育に係る基本的な計画の策定を設定した。																																																																																				
	1-1-2 教育統計調査等の着実な実施を図り、教育行政施策の企画立案等に必要な基礎情報を収集し、それらを文部科学省における施策立案に幅広く活用できるようになるとともに、広く国民に提供する	教育統計調査ホームページアクセス数	件	毎年度	—	792,481	793,448	—	指標①及び②は、達成目標の「収集した資料(データ)を文部科学省における施策立案に幅広く活用」のための指標として設定し、同じく③は、同目標「教育行政施策の企画立案」のための指標として設定し、同じく④は、同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。																																																																																			
		1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	報告書等刊行物の電子化の割合	%	毎年度	—	100.0	100.0	—																																																																																			
1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する			各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数	ヶ国	毎年度	—	37	52	—																																																																																			
	1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する		統計調査の調査票の回収率	%	毎年度	98.7	100.0	100.0	—																																																																																			
		1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する	国際セミナーの参加国数 人数	ヶ国	毎年度	19	13	11	—	達成目標にある国際機関等との国際教育協力を図るため、指標①として、ユネスコが掲げるテーマを開催し、国際セミナーの延べ参加国数や延べ招待者(参加者)数の計画を設定した。また、国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性が高いデータ・情報を提供するため、OECDやIEAの実施する国際調査に参加し、データの収集・分析を行った(参考として、PISA調査の参加国数とTIMSSの参加システム数を記載)。																																																																																		
1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する			PISAの実施年度・参加国数	ヶ国 万人	毎年度	57 40	—	—	—																																																																																			
	1-1-3 ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する		TIMSSの実施年度・実施数	システム 万人	毎年度	—	59 40	—	—																																																																																			
		政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育振興基本計画に基づく教育改革を進めるにあたり、これまでに行われた調査研究から得られた知見をもとに、新たにデータ等を収集する必要があることから、14百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：14百万円) ○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度「学校教員統計調査」においては「政府統計共同利用システム」のオンライン調査を全面導入するため、76百万円を概 																																																																																									

	<p>算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：75百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際比較調査研究について、国際的調査実施計画に基づき、国内における実施等協力活動の更なる推進のため、317百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：316百万円） <p>【業務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育改革セミナーを開催したことを受け、今後は各都道府県や市区町村において、改正教育基本法を受けて行われた制度改正に基づく教育に関する基本的な計画が策定されるよう、引き続き、教育改革の趣旨の周知・普及を行う。 ○ 平成21年度には、「地方教育費調査」の調査対象者の見直しを行うことで、市町村立学校の負担軽減を図った。 ○ 各国教育基礎資料データベースの調査対象国の拡大をした。 						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th><th>年月日</th><th>記載事項（抜粋）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育振興基本計画</td><td>平成20年7月1日</td><td>全文</td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	教育振興基本計画	平成20年7月1日	全文
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
教育振興基本計画	平成20年7月1日	全文					

施策名	生涯を通じた学習機会の拡大																																																																																																																																																																				
施策の概要	高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。																																																																																																																																																																				
【評価結果の概要】	<p>様々なニーズに対応した幅広い学習機会の提供を促進するため、放送大学における教育内容の充実、専修学校・文部科学省認定社会通信教育等の振興、生涯学習フェスティバルの開催等の取組を行うとともに、出産・育児後の女性や、若者、高齢者等、再チャレンジを目指す人々が就業や起業、社会参加ができるよう、「再チャレンジのための学習支援システムの構築」事業等を実施した。</p> <p>一部、十分に目標を達成できていないが、他の目標では、概ね想定どおり達成、もしくは想定した以上に順調に進捗しており、全体的に順調な進捗状況にあると判断できる。</p>																																																																																																																																																																				
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">1-2-1 放送大学を活用し、広く社会人等が大学教育を受ける機会を提供するとともに、教育内容の質的向上を図ることにより、生涯学習の充実に資する。</td><td>放送大学学生の学部における有職者の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>72.4 </td><td>72.1 </td><td>72.0 </td><td>- (20年度)</td><td>放送大学が広く社会人等に大学教育の機会を提供することを目的とした大学であることから、「有職者の割合」及び「年齢別割合」を指標とした。また、授業の質的側面については、受講する学生の理解度・満足度を測定することで、学生のニーズにあつた教育内容が提供されているか判断しうると考えられることから、アンケート結果を指標とした。</td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における有職者の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>84.9 </td><td>84.9 </td><td>85.3 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の学部における10代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>3.6 </td><td>5.0 </td><td>5.2 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の学部における20代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>16.6 </td><td>15.9 </td><td>15.2 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の学部における30代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>26.8 </td><td>26.2 </td><td>25.0 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の学部における40代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>22.6 </td><td>22.4 </td><td>23.1 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の学部における50代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>17.3 </td><td>17.0 </td><td>16.5 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の学部における60代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>13.0 </td><td>13.4 </td><td>15.0 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における10代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>- </td><td>- </td><td>- </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における20代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>6.7 </td><td>5.8 </td><td>6.0 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における30代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>22.3 </td><td>20.5 </td><td>19.7 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における40代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>31.5 </td><td>31.9 </td><td>30.0 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における50代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>25.4 </td><td>25.4 </td><td>26.4 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>放送大学学生の大学院における60代の学生の割合</td><td>(%)</td><td>- (18年度)</td><td>14.2 </td><td>16.4 </td><td>17.9 </td><td>- (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>学部における理解度についての肯定的評価</td><td>(%)</td><td>- (20年度)</td><td>65 </td><td>67 </td><td>75 </td><td>80 (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>学部における満足度についての肯定的評価</td><td>(%)</td><td>- (20年度)</td><td>70 </td><td>73 </td><td>79 </td><td>80 (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>大学院における理解度についての肯定的評価</td><td>(%)</td><td>- (20年度)</td><td>77 </td><td>78 </td><td>81 </td><td>80 (20年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>大学院における満足度についての肯定的評価</td><td>(%)</td><td>- (20年度)</td><td>80 </td><td>82 </td><td>84 </td><td>80 (20年度)</td><td></td></tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	1-2-1 放送大学を活用し、広く社会人等が大学教育を受ける機会を提供するとともに、教育内容の質的向上を図ることにより、生涯学習の充実に資する。	放送大学学生の学部における有職者の割合	(%)	- (18年度)	72.4 	72.1 	72.0 	- (20年度)	放送大学が広く社会人等に大学教育の機会を提供することを目的とした大学であることから、「有職者の割合」及び「年齢別割合」を指標とした。また、授業の質的側面については、受講する学生の理解度・満足度を測定することで、学生のニーズにあつた教育内容が提供されているか判断しうると考えられることから、アンケート結果を指標とした。	放送大学学生の大学院における有職者の割合	(%)	- (18年度)	84.9 	84.9 	85.3 	- (20年度)		放送大学学生の学部における10代の学生の割合	(%)	- (18年度)	3.6 	5.0 	5.2 	- (20年度)		放送大学学生の学部における20代の学生の割合	(%)	- (18年度)	16.6 	15.9 	15.2 	- (20年度)		放送大学学生の学部における30代の学生の割合	(%)	- (18年度)	26.8 	26.2 	25.0 	- (20年度)		放送大学学生の学部における40代の学生の割合	(%)	- (18年度)	22.6 	22.4 	23.1 	- (20年度)		放送大学学生の学部における50代の学生の割合	(%)	- (18年度)	17.3 	17.0 	16.5 	- (20年度)		放送大学学生の学部における60代の学生の割合	(%)	- (18年度)	13.0 	13.4 	15.0 	- (20年度)		放送大学学生の大学院における10代の学生の割合	(%)	- (18年度)	- 	- 	- 	- (20年度)		放送大学学生の大学院における20代の学生の割合	(%)	- (18年度)	6.7 	5.8 	6.0 	- (20年度)		放送大学学生の大学院における30代の学生の割合	(%)	- (18年度)	22.3 	20.5 	19.7 	- (20年度)		放送大学学生の大学院における40代の学生の割合	(%)	- (18年度)	31.5 	31.9 	30.0 	- (20年度)		放送大学学生の大学院における50代の学生の割合	(%)	- (18年度)	25.4 	25.4 	26.4 	- (20年度)		放送大学学生の大学院における60代の学生の割合	(%)	- (18年度)	14.2 	16.4 	17.9 	- (20年度)		学部における理解度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	65 	67 	75 	80 (20年度)		学部における満足度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	70 	73 	79 	80 (20年度)		大学院における理解度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	77 	78 	81 	80 (20年度)		大学院における満足度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	80 	82 	84 	80 (20年度)	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																																																																																													
				18年度	19年度	20年度																																																																																																																																																															
1-2-1 放送大学を活用し、広く社会人等が大学教育を受ける機会を提供するとともに、教育内容の質的向上を図ることにより、生涯学習の充実に資する。	放送大学学生の学部における有職者の割合	(%)	- (18年度)	72.4 	72.1 	72.0 	- (20年度)	放送大学が広く社会人等に大学教育の機会を提供することを目的とした大学であることから、「有職者の割合」及び「年齢別割合」を指標とした。また、授業の質的側面については、受講する学生の理解度・満足度を測定することで、学生のニーズにあつた教育内容が提供されているか判断しうると考えられることから、アンケート結果を指標とした。																																																																																																																																																													
	放送大学学生の大学院における有職者の割合	(%)	- (18年度)	84.9 	84.9 	85.3 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の学部における10代の学生の割合	(%)	- (18年度)	3.6 	5.0 	5.2 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の学部における20代の学生の割合	(%)	- (18年度)	16.6 	15.9 	15.2 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の学部における30代の学生の割合	(%)	- (18年度)	26.8 	26.2 	25.0 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の学部における40代の学生の割合	(%)	- (18年度)	22.6 	22.4 	23.1 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の学部における50代の学生の割合	(%)	- (18年度)	17.3 	17.0 	16.5 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の学部における60代の学生の割合	(%)	- (18年度)	13.0 	13.4 	15.0 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の大学院における10代の学生の割合	(%)	- (18年度)	- 	- 	- 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の大学院における20代の学生の割合	(%)	- (18年度)	6.7 	5.8 	6.0 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の大学院における30代の学生の割合	(%)	- (18年度)	22.3 	20.5 	19.7 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の大学院における40代の学生の割合	(%)	- (18年度)	31.5 	31.9 	30.0 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の大学院における50代の学生の割合	(%)	- (18年度)	25.4 	25.4 	26.4 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	放送大学学生の大学院における60代の学生の割合	(%)	- (18年度)	14.2 	16.4 	17.9 	- (20年度)																																																																																																																																																														
	学部における理解度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	65 	67 	75 	80 (20年度)																																																																																																																																																														
	学部における満足度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	70 	73 	79 	80 (20年度)																																																																																																																																																														
	大学院における理解度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	77 	78 	81 	80 (20年度)																																																																																																																																																														
	大学院における満足度についての肯定的評価	(%)	- (20年度)	80 	82 	84 	80 (20年度)																																																																																																																																																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等																																																																																																																																																																					

1-2-2 民間教育事業者等の協力を得つつ、地域における生涯学習概念の普及・啓発を図るとともに、民間教育事業者等の活動を支援することで生涯学習の機会を整備し、生涯学習の一層の振興を図る。	生涯学習フェスティバルにおける開催県人口に占める参加者の割合	(%)	-	27	41	27	40	生涯学習フェスティバルについては、地域における生涯学習の一層の振興に資することを目的とした事業であり、当該開催都道府県における参加者割合を把握することで、本事業による量的な側面での普及・啓発の成果を測定することができ、また、来場者アンケートを把握することで、本事業による質的な側面での普及・啓発の成果を測定しようと考える。また、文部科学省認定社会通信教育については、国民が本通信教育をどれだけ受講しているかを測定することで、参加の量的状況を測定しようと考える。
			(20年度)				(20年度)	
	生涯学習フェスティバルの来場者アンケートに占める「生涯学習」に「非常に興味はない」、「少し興味がない」の合計割合	(%)	88.4	88.9	89.2	87.0	92.8	
			(20年度)				(20年度)	
	文部科学省認定社会通信教育の受講者総数	(千人)	118	103	91	83	124	
			(20年度)				(20年度)	
	専修学校における工業分野における学科数の推移	(学科)	-	1,588	1,547	1,531	-	専修学校における分野別開設学科数の推移を指標として提供する学習内容の多様性を測定することが可能となり、また、専修学校における総開設学科数の推移を指標として提供する学習の総量を測定することが可能となると考え、本指標を設定した。
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における農業分野における学科数の推移	(学科)	-	88	92	101	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における医療分野における学科数の推移	(学科)	-	2,037	2,037	2,054	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における衛生分野における学科数の推移	(学科)	-	996	991	1,003	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における教育・社会福祉分野における学科数の推移	(学科)	-	732	758	738	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における商業実務分野における学科数の推移	(学科)	-	1,264	1,269	1,234	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における服飾・家政分野における学科数の推移	(学科)	-	1,023	948	912	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における文化・教養分野における学科数の推移	(学科)	-	1,987	2,061	2,068	-	
			(18年度)				(20年度)	
	専修学校における総開設学科数の推移	(学科)	-	9,715	9,703	9,641	9,641	
			(18年度)				(20年度)	
1-2-4 高等学校卒業程度認定試験等により学習機会の充実を図る。	出願者数	(人)	-	29,619	31,796	33,264	-	出願者数、潜在的出願者数(当該年度の前年度から過去3カ年の高校等中退者数の平均)中の出願者の割合及びその割合を平成19年度を100とした指数について、制度がどの程度活用されているのかという観点から、指標に設定した。
			(20年度)				(20年度)	
	潜在的出願者数に対する出願者数の割合	(%)	-	28.1	27.4	29.9	-	
			(20年度)				(20年度)	
	潜在的出願者数に対する出願者数の割合について、平成19年度を100としたときの指数		-	102.6	100.0	109.1	110.0	
			(19年度)				(20年度)	
1-2-5 学習機会の提供や学習相談を行う再チャレンジのための学習支援システムを構築するなど、生涯学習社会の充実を図る。	「再チャレンジ」のための学習支援システムの構築事業で開発する講座の学習を通じて、再チャレンジに成功(就業・起業・社会参加)した者を出した講座の割合	(%)	-	-	66	74	80	事業が開発した講座に参加した者が、実際に就職や社会参加するなど、再チャレンジのための第一歩を踏み出すことが可能となったと考えられるため、本指標を設定した。
			(20年度)		(90講座)	(189講座)	(20年度)	
	私立専修学校における社会人受入校数	(人)	-	51,364	77,250	77,792	-	
			(20年度)				(20年度)	
	私立専修学校における社会人受入校数	(校)	-	816	1,296	1,382	-	
			(20年度)				(20年度)	
1-2-6 大学・専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。	学生以外の者を対象とした教育課程を提供する大学数	(校)	-	221	213	未調査	-	私立専修学校における社会人受入数及び社会人受入校数を把握することで、専修学校において社会人に対して学習機会がどの程度提供されているかを測定することができると考え、本指標を設定した。なお、大学については平成21年度中に調査を実施する予定である。
	私立専修学校における社会人受入数	(人)	-	51,364	77,250	77,792	-	
			(20年度)				(20年度)	
	私立専修学校における社会人受入校数	(校)	-	816	1,296	1,382	-	
			(20年度)				(20年度)	

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>大学教育に対する学ぶ機会の一層の拡大を図るため、放送大学における放送のデジタル化を活かした学習環境等の整備・充実に向けて10,370百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ（平成22年度予算額：9,045百万円）。</p> <p>「生涯学習フェスティバル」について、現状の見直し及び今後の在り方に関する検討を行い、生涯学習を通じて地域活性化等の課題解決を図る場としての位置付けを一層重視した形で実施するため、108百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ（平成22年度予算額：96百万円）。</p> <p>高等学校卒業程度認定試験について、試験実施体制の整備及びシステム運用支援体制の強化に要する経費として、266百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ（平成22年度予算額：254百万円）。</p> <p>職業教育の中核機関である専修学校の教育内容の多様化・高度化や、教育内容の質保証のための体制整備等を推進する新規事業を平成22年度概算要求に盛り込んだが、行政刷新会議WGによる事業仕分けにおいて、「キャリア教育・職業教育」については「実施は自治体の判断に任せる」との評価結果となったことを踏まえ、国として予算要求を行なわないとした。</p> <p>社会人の学び直しの機会の充実を図るため、大学・短期大学・高等専門学校における教育研究資源を活用した、社会人の再就職やキャリアアップ等に資する短期間の実践的教育プログラムの開発・普及を支援する「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施すべく、367百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ（平成22年度予算額：367百万円）。</p>						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">施政方針演説等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">年月日</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">記載事項（抜粋）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">教育振興基本計画</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">平成 20 年 7 月 1 日</td><td style="padding: 10px;"> 第3章 P18 23~33行目 ◇ 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進 P20 8~16行目 ◇ 「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり </td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	第3章 P18 23~33行目 ◇ 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進 P20 8~16行目 ◇ 「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	第3章 P18 23~33行目 ◇ 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進 P20 8~16行目 ◇ 「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり					

施策名	地域の教育力の向上										
施策の概要	多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力を向上を図る。										
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力を向上させるため、「地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究」や「公民館等におけるニート支援モデル事業」、「図書館・博物館機能高度化推進事業」、「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援地域本部事業」等を実施した。</p> <p>全ての達成目標において、概ね順調に進捗しており、全体的に順調な進捗状況にあると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	1-3-1 地域住民のボランティア活動や課題解決活動等を支援し、地域のきずなを深める取組を推進するとともに、様々な機関・団体等との組織的連携を通じて、地域における学習活動の成果を生かしたものづくりに関する取組や、男女共同参画に関する取組、人権等に関する学習機会の充実に資する。	地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究の実施件数	(団体)	-	-	-	-	-	5	-	ボランティア活動支援センターについては、住民の認知度が低いこと、情報提供が十分でないこと等の課題があるため、本事業を実施することにより、ホームページの開設や学校や公民館等との連携等の情報提供や他機関との連携において運営面での改善が見られた団体の割合を評価指標に設定した。
		事業実施団体のうち支援センターの運営に改善が見られた割合	(団体)	-	-	-	-	-	4	-	(22年度)
		(17年度)	(%)	-	-	-	-	-	80.0	-	(22年度)
		公民館におけるニート支援モデル事業セミナー等回数	(回)	-	-	-	19	39	18	-	地元の教育委員会・公民館等の社会教育施設及びNPO法人等が企業等と連携し、ニートを支援する本事業においては、参加者20人の講座を6回、参加者50人の講座を1回開催することを想定しているため、170人×4回で計680人を基準に指標を設定した。また、内容の満足度については70%を基準に指標を設定した。
		(17年度)	(人)	-	-	-	728	1,060	1,285	-	(22年度)
		公民館におけるニート支援モデル事業実施参加者数	(人)	-	-	-	114	-	-	-	(22年度)
		(17年度)	(%)	-	-	-	-	-	91.2	-	(22年度)
		公民館におけるニート支援モデル事業参加者アンケート(125人回答)で「ニートやひきこもり傾向の若者について理解が深まった」と回答した人数	(人)	-	-	-	-	-	-	-	(22年度)
		(17年度)	(人)	-	-	-	-	-	43	-	(22年度)
		公民館等におけるニート支援モデル事業参加者アンケート(56人回答)で事業内容について満足と回答した人数	(人)	-	-	-	-	-	-	-	(22年度)
		(17年度)	(%)	-	-	-	-	-	77.0	-	(22年度)
		公民館等におけるニート支援モデル事業参加者アンケート(56人回答)で事業内容について満足と回答した割合	(人)	-	-	-	-	-	-	-	(22年度)
		(17年度)	(地域)	-	-	475	588	-	-	-	地域住民のボランティア活動の振興を目的に、地域の様々な課題等を解決する学習活動等を通じた地域のきずなづくりを推進する「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業について、全国46地域に運営協議会が設置され、それぞれで15事業が実施されるものと想定し、全国1,000事業の実施、100万人の参加者数(1事業あたり1,000人の参加)を基準に指標を設定した。
		「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を実施した地域数	(地域)	-	-	-	-	-	577	626	(22年度)
		(17年度)	(事業)	-	-	-	-	915	1,008	-	(22年度)
		(17年度)	(万人)	-	-	-	-	103	86	-	(22年度)
		「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を実施した参加者数	(万人)	-	-	-	-	-	-	-	NPOが中心となつて地域の多様な主体との協働により、生涯学習を通じた地域の課題解決の取組を推進することで、「民主主義による生涯学習事業については、委託終了後にいたるまで様々な地域課題に柔軟に対応できる柔軟性のある協働体制の構築が狙いであり、協働体制の構築数の5割を最低ラインとし、目標として7割を指標に設定した。
		(17年度)	(%)	-	-	-	-	-	75.0	-	(22年度)
		NPOを核とした生涯学習活性化事業の委託団体のうち、地域の課題解決に向けた多様な団体との協働体制を構築することができた割合	(団体)	-	-	-	-	-	-	12	-
		(17年度)	(部)	-	-	-	-	-	15,000	-	保護者を中心とした学校・家庭・地域連携強化及び活性化推進事業については、PTA関係者の意識啓発を図ることを目的とするため、意識調査の報告書の配布部数と調査の結果を普及するシンポジウムの参加者数を指標に設定した。
		PTA関係団体が開催した全国規模のシンポジウムの参加者数	(人)	-	-	-	-	-	7,527	-	(22年度)
		(17年度)	(部)	-	-	-	-	2	4	-	(22年度)
		男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究の委託件数	(部)	-	-	-	-	-	-	-	設定したテーマすべてに対応するが、男女共同参画社会の実現に向けどのような支援が必要かという観察の課題へ対応することにつながるため、委託件数を指標に設定した。
		(17年度)	(人)	-	28,164	26,069	30,662	34,389	38,010	-	人権教育推進のための調査研究事業は、調査研究を実施することにより、地域住民の人権教育に関する学習意欲を高め、学習機会を充実することを目的とするため、研究成果の普及の観点から、セミナー等の参加者数を指標に設定した。
		人権教育推進のための調査研究事業実施事業数	(事業)	-	77	71	60	75	87	-	(22年度)
		(17年度)	(本)	-	-	-	-	6	7	-	社会教育実践研究センターにおいては、調査研究を行い、その研究成果が地域において活用されることが地域の教育力の向上につながるため、調査研究事業数を指標に設定した。
		全国における社会教育施策等に対する調査研究事業の件数	(本)	-	-	-	-	-	-	-	(22年度)
		(17年度)	550								

1-3-2 公民館の活用を通じた地域の学習拠点づくりや、図書館・博物館を通じた住民の学習活動や個人の自立支援の推進を図る。	社会教育主事講習受講者数の教育委員会数に対する比率	-	-	0.361	0.409	0.523	0.472	0.395	-	社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業は、社会教育関係者を対象に、高度化・多様化する人々の学習ニーズに対応できるよう専門的・技術的な研修を実施するものである。このため、受講者の研修で得た知識・技術が地域の社会教育施設に波及することが地域の教育力の向上につながるため、研修の受講者数の教育委員会数に対する比率を指標に設定した。
	(17年度)								(22年度)	
	社会教育主事専門講座受講者数の教育委員会数に対する比率	-	-	0.012	0.017	0.025	0.021	0.020	-	
	(17年度)								(22年度)	
	図書館司書専門講座受講者数の教育委員会数に対する比率	-	-	0.020	0.026	0.027	0.028	0.033	-	
	(17年度)								(22年度)	
	新任図書館長研修受講者数の教育委員会数に対する比率	-	-	0.068	0.082	0.109	0.109	0.108	-	
	(17年度)								(22年度)	
	図書館司書別研修受講者数の教育委員会数に対する比率	-	-	0.212	0.308	0.323	0.372	0.370	-	
	(17年度)								(22年度)	
	全国社会教育主事研究協議会参加者数に対する教育委員会数の比率	-	-	0.031	0.035	0.041	0.042	0.049	-	
	(17年度)								(22年度)	
	公民館職員専門講座受講者数に対する教育委員会数の比率	-	-	0.018	0.027	0.029	0.032	0.022	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「地域の図書館サービス充実支援事業」実施図書館数	(館)	-	-	-	3	6	6	-	地域の図書館サービス充実支援事業は、地域における図書館サービスの充実を一層推進するため、図書館の課題解決支援機能や各種団体・機関との連携・協力、市町村合併等を踏まえた全域旅游等の充実を図るものであるため、事業の実施によって利用者登録数又は貸出者数が増加した図書館の割合や、事業委託の翌年度も独自に事業を取り組んでいく図書館の割合を指標に設定した。
	(17年度)								(22年度)	
	事業実施館のうち前年度比で利用者登録数又は貸出者数が増加した図書館	(館)	-	-	-	3	5	6	-	
	(17年度)								(22年度)	
	増加した図書館の割合	(%)	-	-	-	100.0	83.3	100.0	-	
	(17年度)								(22年度)	
	事業実施館のうち翌年度も独自に事業を継続している図書館数	(館)	-	-	-	3	5	6	-	
	(17年度)								(22年度)	
	継続している図書館の割合	(%)	-	-	-	100.0	83.3	100.0	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「博物館の評価基準に関する調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	4,300	-	-	地域と共に歩む博物館育成事業は、今日の博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館のあり方にについて調査研究するものであり、調査研究の成果が博物館運営に活用されることが博物館の活性化につながるため、報告書の配布部数を指標に設定した。
	(17年度)								(22年度)	
	「博物館の評価等機関に関するモデル調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	4,300	-	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	1,550	2,100	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「日本の博物館の動向にかかる総合調査研究(動物園水族館)」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	550	-	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「日本の博物館の動向にかかる総合調査研究(植物園)」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	1,500	-	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「博物館支援策にかかる各国等比較調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	2,000	-	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「博物館評価制度等の構築に関する調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	-	1,800	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「日本の博物館総合調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	-	1,800	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「アジア・太平洋地域の博物館連携にかかる総合調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	-	900	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	-	1,200	-	
	(17年度)								(22年度)	
	「博物館支援策にかかる各国等比較調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	-	2,000	-	
	(17年度)								(22年度)	

1-3-3 放課後・週末などにおける子どもたちの体験活動の受け入れの場を全国的に拡充することによる地域コミュニティの充実を図る。	地元子ども教室推進事業実施箇所数	(箇所)	-	5,321	7,954	8,272	-	-	-	放課後子ども教室推進事業(地元子ども教室推進事業)は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動等を推進する事業である。当該事業の実施には相当数の地域の大人の参加を得ることが必要であるため、実施箇所数及び参加者数を指標に設定した。
	運営に協力した地域の大人の年間参加者数	(万人)	-	171	337	383	-	-	-	
		(17年度)								(22年度)
	運営に協力した地域の大人の1箇所当たりの年間平均参加者数	(人)	-	320	424	463	-	-	-	
		(17年度)								(22年度)
	運営に協力した地域の大人の1箇所当たりの年間平均参加者数が前年度に比べて増加した都道府県数	(人)	-	-	32	32	-	-	-	
		(17年度)								(22年度)
	放課後子ども教室推進事業実施箇所数	(箇所)	-	-	-	-	6,201	7,919	-	
		(17年度)								(22年度)
	運営に協力した地域の大人の年間参加者数	(万人)	-	-	-	-	236	338	-	
		(17年度)								(22年度)
1-3-4 標準的な「教育サポート」制度を構築し全国的に普及することにより、高齢者・団塊世代等の社会参加促進を図ることによる高齢者・団塊世代等の社会参加促進を図る。	運営に協力した地域の大人の1箇所当たりの年間平均参加者数	(人)	-	-	-	-	380	427	-	
		(17年度)								(22年度)
	運営に協力した地域の大人の1箇所当たりの年間平均参加者数が前年度に比べて増加した都道府県数	(人)	-	-	-	-	3	30	-	
		(17年度)								(22年度)
	「団塊世代等社会参加促進のための調査研究」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	200	2,000	-	団塊世代等社会参加促進のための調査研究は、教育サポート制度の推進、団塊世代等の学習活動及び社会参加促進に向けて、団塊世代等高齢者層の地域の社会教育施設を活用した学習活動やその成果を発揮する活動について先進的な取組事例を調査整理するものである。この調査研究の成果を全国に周知することが、教育サポート制度の構築、高齢者・団塊世代等の社会参加促進につながるため、報告書等の配布部数及び事業の実施団体数を指標に設定した。
		(17年度)								(22年度)
	「教育サポート制度について」報告書配布部数	(部)	-	-	-	-	10,000	-	-	
		(17年度)								(22年度)
	教育サポート制度PRパンフレット配布部数	(部)	-	-	-	-	40,000	3,000	-	
		(17年度)								(22年度)
1-3-5 地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動の支援について促進を図る。	教育サポート推進事業実施団体数	(団体)	-	-	-	-	-	6	-	
		(17年度)								(22年度)
	事業実施団体のうち翌年度も独自に事業を継続している団体数	(団体)	-	-	-	-	-	4	-	
		(17年度)								(22年度)
	事業実施団体のうち翌年度も独自に事業を継続している団体数の割合	(%)	-	-	-	-	-	66.7	-	
		(17年度)								(22年度)
	実施市町村数	(市町村)	-	-	-	-	-	867	-	学校支援地域本部事業は、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を支援する事業である。このため、地域の教育力の向上に資する判断材料として、実施主体である実施市町村、学校支援地域本部数、学校支援ボランティア数、学校支援ボランティアの年間活動回数及び事業実施後の意識調査を指標に設定した。
		(17年度)								(22年度)
	学校支援地域本部数	(本部)	-	-	-	-	-	2,176	-	
		(17年度)								(22年度)
	1本部あたりの学校支援ボランティア数	(人)	-	-	-	-	-	220	-	
		(17年度)								(22年度)
	1本部あたりの学校支援ボランティアの年間活動回数	(回)	-	-	-	-	-	233	-	
		(17年度)								(22年度)
	事業実施後の意識調査における事業の進捗状況(目的の達成度合い)について肯定的な答える割合	(%)	-	-	-	-	-	26.0	-	
		(17年度)								(22年度)

政策評価の結果の政策への反映状況

【概算要求】

総合的に地域の教育力の更なる向上を図るために以下の取組を行った。

- 地域の抱える課題に対する効果的な取組事例の収集・提供や社会教育振興に関する相談・支援体制の整備、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりについて実証的共同研究を行うため必要な経費を予算案に盛り込んだ。(平成22年度予算額：119百万円(新規))
- 地域全体で学校を支援する体制づくりを引き続き推進していくため、学校支援本部事業について必要な経費を予算案に盛り込んだ。(平成22年度予算額：委託事業分 2,704百万円、補助事業分 13,093百万円の内数)
- すべての子どもを対象として、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援するため必要な経費を予算案に盛り込んだ。(平成22年度予算額：13,093百万円の内数)
- 男女共同参画社会の実現のための調査研究を4件実施し、うち、女性のライフプランニングに資する学習支援のあり方の調査研究を元に、平成22年度は各ライフステージの女性のライフプランニング支援に係る学習プログラムを開発するため、必要な経費を予算案に盛り込んだ。(平成22年度予算額：18百万円)

【機構・定員要求】

総合的な放課後対策の実施のための企画・立案等を行うため、子ども学習活動企画係の新設を要求した。(係長1名、係員1名措置)

【業務改善】

全ての事業について、取組が着実に実施されるよう、地方公共団体に対し要請した。

また、放課後子ども教室推進事業については、事業に参加する子どもの実態把握調査や事業のプログラム等に協力可能な団体等の紹介、地域において優れた取組を行っている教室の表彰を行うなど、地方における活動の充実・推進のための取組を行った。

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第3章</p> <p>P 15 21~28 行目 ◇ 地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進</p> <p>P 16 7~18 行目 ◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり</p> <p>P 19 9~26 行目・38 行目 ◇ 図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進 ◇ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり ◇ 人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進</p>

施策名	家庭の教育力の向上						
施策の概要	近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、親の間に、子育てに関する悩む親が増えてきていることが指摘されている。このため、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるようとする。						
【評価結果の概要】	<p>子育て中の親の悩みを解消し家庭教育に取り組むことが出来るようするため、「地域における家庭教育支援基盤形成事業」の実施による家庭教育支援チームの設置や子育てサポートリーダー養成等の取組に対する支援等を行うとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立のために「子どもの生活リズム向上プロジェクト」等を実施し、家庭教育に関する支援の充実を図った。</p> <p>全ての達成目標において、概ね順調に進捗、もしくは想定した以上に順調に進捗しており、全体的に順調な進捗状況にあると判断できる。</p>						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
達成目標 1-4 家庭の教 育力の向 上	地域における家庭教育支援基盤形成事業による家庭教育支援チームの設置市町村数	市町村	282 (20年度)	— — 332	—	身近な地域における家庭教育支援基盤の形成を図る上で、地域における支援体制の整備が重要な取組であるため、子育てサポートリーダーや子育てセンターを中心に保健師、民生委員等の地域の人材から構成され、原則として小学校区を活動範囲とする「家庭教育支援チーム」の設置状況を指標として設定した。	
	地域における家庭教育支援基盤形成事業による子育てサポートリーダーの養成数	人	3,273 (19年度)	— 3,273 4,564	—	身近な地域における家庭教育支援基盤の形成を図る上で、地域における専門家の養成は重要な取組であるため、子育てサポートリーダーの養成数を指標として設定した。	
	1市町村当たりの地域における家庭教育支援基盤形成事業による学習講座実施数	回	19 (19年度)	— 19 20	—	身近な地域における家庭教育支援基盤の形成を図る上で、親等が身近な所で子育てについて学習できる環境を整備することは重要な取組であるため、本指標を設定した。	
	「早寝早起き朝ごはん」国民運動Webサイトへの1日あたりの訪問件数	件	1,044 (20年度)	800 662 1,041	—	子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開を推進するため、国民運動webサイトにより普及啓発を図っており、普及啓発状況の指標として本指標を設定した。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【概算要求】</p> <p>平成22年度概算要求においては、家庭教育に関する困難な課題の整理・検討を行うとともに、様々な家庭の状況に応じた支援手法の確立を図るために経費を計上（「地域協働による家庭教育支援活性化促進事業」（委託事業）259百万円）。その後、行政刷新会議による事業仕分けの「実施は各自治体の判断に任せること」との指摘を踏まえ、委託事業のうちモデル事業等を廃止するとともに、自治体の自主的な取組を支援していく観点から、補助事業については、箇所数等を精査しつつ、統合補助金（学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金）のメニューの一つとして引き続き支援していくこととする。</p> <p>（平成22年度予算額：32百万円、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数）</p> <p>「子どもの生活習慣づくり支援事業」については、地域における研究成果を活用して、子どもの基本的な生活習慣の定着にかかる普及啓発を行うため、144百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>（平成22年度予算額：99百万円）</p>						
政策評価の結果の政策への反映状況	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	教育振興基本計画	平成20年7月1日	<p>基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む ② 家庭の教育力の向上を図る ◇ 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進</p> <p>それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、地域の子育て経験者や保健師、民生委員などの専門家が連携し、チームを編成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。</p>				

中央教育審議会 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」	平成20年2月19日	「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。
---	------------	---

施策名	I C Tを活用した教育・学習の振興							
施策の概要	高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進するとともに、I C Tを効果的に活用した教育学習の機会を充実する。							
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>インターネットを活用して国の施策などの教育情報等を提供するエル・ネットへのアクセス数は年間約28万件、全国33の放送局で放送される生涯学習番組の全国平均視聴率は2.5%であり、概ね順調に進捗していると判断した。</p> <p>我が国における教育・学習に関する情報を扱う中核的WebサイトN I C E Rへの年間アクセス数は約503万件であり、概ね順調に進捗していると判断した。</p> <p>教育におけるデジタルテレビ等の活用方策について普及・促進するため、「デジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究」を実施した結果、デジタルテレビの迫力ある美しい画像と、实物投影機、パソコンやデジタルカメラ等との連携により、わかりやすい授業が展開され、児童生徒の興味関心の向上に効果があらわれたほか、「知識の定着」「文章表現力」の向上に効果的であること等が示され、大変優れた実践事例が報告された。</p> <p>以上のことから、想定した以上に順調に進捗していると判断した。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	達成目標1-5-1	エル・ネット(教育情報通信ネットワーク)への年間アクセス件数	件	-	-	-	281,562 200,000 件以上 (毎年度)	○本達成目標 高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進し、ICTを効果的に活用した教育学習の機会が充実しているかを評価するために設定。 ○本指標 上記の目標を達成するためには、エル・ネットがより多くの人に利用される必要があることから、左記のとおり設定。
	達成目標1-5-2	番組全国平均視聴率	%	-	-	2.5%	2.5%	○本達成目標 高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進し、ICTを効果的に活用した教育学習の機会が充実しているかを評価するために設定。 ○本指標 上記の目標を達成するためには、番組がより多くの人に視聴される必要があることから、左記のとおり設定。
	達成目標1-5-3	NICERへの年間アクセス数	件	-	4,077,487 4,149,977 5,027,108	-	-	○本達成目標 高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進し、ICTを効果的に活用した教育学習の機会が充実しているかを評価するために設定。 ○本指標 上記の目標を達成するためには、NICERがより多くの人に利用される必要があることから、左記のとおり設定。
	達成目標1-5-4	「デジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究事業」モデル校全体の授業実践例の内容	-	-	-	大変優れた実践例が報告された。	-	○本達成目標 高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進し、ICTを効果的に活用した教育学習の機会が充実しているかを評価するために設定。 ○本指標 上記の目標を達成するためには、教育効果の高いデジタルテレビ等の活用方法を公表・周知する必要があることから、左記のとおり設定。

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 優れた生涯学習コンテンツの制作・配信等により、多様な学習機会の提供を図るため、184百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：131百万円） 学校教育又は社会教育に利用されることが適当と認められる教育用コンテンツを奨励し、その普及・促進を図るため、13百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：13百万円） 【機構・定員要求】 新学習指導要領の円滑かつ確実な実施及び学校のＩＣＴ環境を効果的に活用した学習活動を推進するため、学校教育の情報化推進のための体制の強化に伴う増員として、専門官（情報教育システム担当）（1名）と情報教育推進係員（1名）を要求することとした。（専門官（情報教育システム担当）1名及び情報教育推進係員1名を措置）</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	教育振興基本計画 i-Japan 戦略 2015	平成 20 年 7 月 1 日 平成 21 年 7 月 6 日	<p>◇ 学校の情報化の充実 教育用コンピュータ、校内 LAN などの I C T 環境の整備と教員の I C T 指導力の向上を支援する。また、教材・コンテンツについて、その利用等を支援し、I C T の教育への活用を促すとともに、校務の情報化、I C T 化のサポート体制の充実を促す。I T 新改革戦略に基づき、平成 22 年度までに、校内 LAN 整備率 100%、教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人、超高速インターネット接続率 100%、校務用コンピュータ教員 1 人 1 台の整備、すべての教員が I C T を活用して指導できるようになることを目指すとともに、教育委員会や小中高等学校等への学校 C I O の配置を促す。 また、平成 23 年の地上デジタル放送への移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する。</p> <p>(3) 教育・人財分野 (将来ビジョン及び目標) 2015 年までに、幼保小中高等学校等における教育、大学等における人財育成に関し、以下を実現する。 1. 客観的な効果測定の下で、子どもの学習意欲や学力を向上させる。 学校での授業において、各教科の特性に応じたデジタル技術の活用を進め、よりわかりやすく、創造的、発展的な双方向の授業を実現し、デジタル技術を活用した教育手法の効果の客観的な測定の下で、子どもの学習意欲や学力を向上させる。</p> <p>(方策) 1. ネットワーク化の進展も踏まえ、各教科の授業におけるデジタル技術の活用及び情報教育を推進し、子どもの学力や情報活用能力の向上を図るために、明確な効果評価の下で、以下の方策を実施する。 (3) 双方向でわかりやすい授業の実現 双方向でわかりやすい授業の実現に資するハード・ソフトの一体的な整備充実を図る。具体的には、学校における活用の実態や効果の検証も踏まえ、(ア) 教育用コンピュータ、校務用コンピュータ、校内 LAN 、超高速インターネット接続について、I T 新改革戦略に沿って引き続き整備を進めるとともに、(イ) 電子黒板等デジタル機器の教室への普及を進め、これらと一体的に(ウ) 教育コンテンツの開発と活用、公的機関の保有するコンテンツの教育利用を推進するとともに、(エ) デジタル技術を活用した効果的な教育方法の開発・普及を行う。</p>

施策名	確かな学力の育成							
施策の概要	基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせる。							
【評価結果の概要】	<p>児童生徒の学習状況の改善を図り、「確かな学力」を育成するため、高等学校学習指導要領の改訂や、平成20年3月に改訂した小・中学校学習指導要領の趣旨の周知・徹底のための説明会を開催した。また、学校図書や外部人材の活用など、教育諸条件の充実を図った。</p> <p>達成目標は全体的には想定通り達成できていると判断できる。</p>							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
2-1-1 「確かな学力」の育成	教育課程実施状況調査の結果	教科数		-	-	-		国内外の学力調査等の結果について、領域や調査項目毎の結果を指標として設定した。
	設定通過率を上回る又は同程度と考えられる問題数の合計が過半数を占める教科の割合	%		-	-	-		
	授業の理解度(よくわかる、だいたいわかると回答した率)	%		-	-	-		
	全国学力・学習状況調査の結果	%		- (小6) 国78.1 算77.2	(小6) 国78.1 算78.5			
	授業の理解度(よくわかる、だいたいわかると回答した率)	%		- (中3) 国65.8 数64.0	(中3) 国67.1 算65.8			
	過去の調査との同一問題について、今回の調査結果が上回った割合	問		- (小6) 国6/6 算6/7	(小6) 国5/6 算4/5			
	勉強は好きか(当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した率)	%		- (中3) 国7/8 数3/4	(中3) 国4/7 算4/6			
	生徒の学習到達度調査(PISA)の結果	数学的活用能力	OECD平均より高得点グループ	-	-			
	読解力		OECD平均	-	-			
	科学的活用能力		上位グループ	-	-			
2-1-2 学校図書館の機能の充実・強化	問題解決能力		-	-	-			学校図書館の機能の充実・強化が図られた場合、各校の読書活動が盛んになると考えられるため、指標として設定した。
	習熟度別指導を実施している学校の割合	小	%	82.7	85.0	-		
		中	%	74.4	73.9	-		
	公立小・中学校全体で全校一斉読書活動を実施している学校の割合	%		91.2	93.5	調査予定		
	公立小・中学校図書館の蔵書数	百万冊		257	262	調査予定		

2-1-3 学校のICT環境の整備・充実	学校のICT環境の整備状況	教育用コンピュータ1台あたり児童生徒数	台		7.3	7.0	7.2		ICT環境について、左記の4つの指標により具体的な整備・充実状況について判断することとした。
		校内LAN整備率	%		56.2	62.5	64.0		
		超高速インターネット接続率	%		35.0	51.8	60.5		
		教員の校務用コンピュータ整備率	%		43.0	57.8	61.6		
2-1-4 学校における教育の情報化の充実	コンピュータを使って指導ができる教員の割合	コンピュータを使って指導ができる教員の割合	%		-	-	-		コンピュータを使った指導ができる教員の割合を指標として設定した。
		教育効果をあげるには、どの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する	%		57.6	60.5	62.0		
		授業で使う教材や資料などを集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する	%		77.3	78.6	79.9		
		授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する	%		74.0	75.5	76.6		
		評価を充実させるためには、カメラやデジタルカメラなどを活用して児童の作品・学習状況・成績などを管理し集計する	%		68.5	70.8	72.1		
		学習に対する児童の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する	%		56.4	58.7	60.1		
		児童一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する	%		51.0	53.8	54.9		
		わかりやすく説明したり、児童の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する	%		52.4	55.1	56.3		
		学習内容をまとめ際に児童の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する	%		50.4	53.2	54.4		
		児童がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する	%		66.3	66.7	67.4		
		児童が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べたことを表計算ソフトで表や図などにまとめたりすることを指導する	%		56.2	57.6	58.1		
		児童がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく発表したり表現したりできるように指導する	%		48.8	51.2	52.0		
		児童が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図れるように指導する	%		54.1	55.7	56.4		
		児童が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、相手のことを考慮した情報のやりとりができるように指導する	%		63.8	66.0	67.6		
		児童が情報社会の一員としてルールやマナーを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する	%		65.2	67.4	69.0		
		児童がインターネットなどを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導する	%		65.7	67.7	69.3		
		児童がパスワードや自己他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけることができるよう指導する	%		56.3	59.4	61.3		
		校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する	%		71.0	74.1	75.1		
		教員間・保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットなどを活用して、必要な情報の交換・共有化を図る	%		52.6	57.2	58.8		

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">2-1-5 退職教員 や経験豊 かな社会 人等の外 部人材の 活用</td><td>外部人材活用事業による非常勤講師等配置数(週12時間換算)</td><td>人</td><td>-</td><td>-</td><td>6,518</td><td></td><td rowspan="8">各都道府県が本事業で配置した非常勤講師等の配置数を指標として設定した。</td></tr> <tr> <td>外部人材活用事業により非常勤講師等を配置している県数</td><td>県</td><td>-</td><td>-</td><td>44</td><td></td></tr> </table>	2-1-5 退職教員 や経験豊 かな社会 人等の外 部人材の 活用	外部人材活用事業による非常勤講師等配置数(週12時間換算)	人	-	-	6,518		各都道府県が本事業で配置した非常勤講師等の配置数を指標として設定した。	外部人材活用事業により非常勤講師等を配置している県数	県	-	-	44		
2-1-5 退職教員 や経験豊 かな社会 人等の外 部人材の 活用	外部人材活用事業による非常勤講師等配置数(週12時間換算)		人	-	-	6,518		各都道府県が本事業で配置した非常勤講師等の配置数を指標として設定した。								
	外部人材活用事業により非常勤講師等を配置している県数	県	-	-	44											
【概算要求】		<p>新学習指導要領の円滑な実施に向けた支援策として、2,030百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議の指摘を踏まえ、例えば、確かな学力の育成に資する取組について、様々なテーマによるメニューを設定し、学校や地域の実情等に応じたテーマを選択して調査研究ができるよう事業の整理統合を図るなどの事業内容の見直しを図った。（平成22年度予算額：1,322百万円）</p> <p>全国学力・学習状況調査については、調査方式を悉皆調査から抽出調査及び希望利用方式に切り替え、平成22年度も実施することとし、3,618百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：3,290百万円）</p> <p>また、平成23年度以降の調査の在り方に関する調査研究の費用を計上した。</p> <p>※金額については、国立教育政策研究所の計上分も含む。</p>														
【機構・定員要求】		<p>新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数増への対応等のため、理数教科の少人数指導の充実のための加配として2,052人の教職員定数増を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算：要求通り2,052人の教職員定数増。教職員定数全体では4,200人の改善。）</p> <p>なお、退職教員等人材活用事業については、7,690百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、理数教科の授業時数増に伴う少人数指導の充実について、上記の通り定数改善により対応することとして本事業の見直しを図った。（平成22年度予算額：2,760百万円）</p>														
【業務改善】		<p>新学習指導要領の周知・徹底を図るため、新教育課程の説明会の開催、学習指導要領解説の作成等を行った。</p>														
政策評価の結果 の政策への反映 状況	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													
			<p>第3章 P20 19行目～P21 13行目 「授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。特に、小学校の外国語活動に関しては、平成21年4月に小学校5、6年生に英語ノート、各学校に音声教材等を配布し、平成22年度までに教員研修を計画的に実施するとともに、ALT等の外部人材の積極的な活用を支援する。中学校保健体育の武道必修化に伴う施設整備や教員研修、理科の観察・実験等の活動を充実させるための理科支援員等の配置や設備整備を支援する。」</p> <p>P21 30行目～P22 3行目 「児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する。あわせて、その結果から児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題が見られる学校の改善に向けた取組への支援や、優れた取組の普及等を行う。」</p> <p>P24 20～23行目 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、地域や家庭における読書活動の取組とも連携し学校図書館の機能の発揮を図る。」</p> <p>P25 14～15行目 「退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。」</p> <p>P35 4～10行目 「学校図書館資料を充実させるため、平成19年度から23年度までの「学校図書館図書整備5カ年計画」</p>													
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策（主なもの）																

に基づく単年度約200億円の地方財政措置の活用も促しつつ、学校図書館図書標準の達成を目指す。」
P35 15~26行目

「教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備と教員のICT指導力の向上を支援する。また、教材・コンテンツについて、その利用等を支援し、ICTの教育への活用を促すとともに、校務の情報化、ICT化のサポート体制の充実を促す。」

施策名	豊かな心の育成																																																																		
施策の概要	他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。																																																																		
	<p>【評価結果の概要】 子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現するため、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育を推進し、また、学校における体験活動や人権教育を推進した他、児童生徒が勤労観・職業観を身につけるためのキャリア教育の充実を図った。 達成目標は全体的には想定通り達成できていると判断できる。 重要対象分野に関する評価のフォローアップ事項についても対応を行い、「施策への反映」において詳細に記している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">達成目標 2-2-1 道徳教育 の推進</td><td>イ: 小・中 学校の道 徳の時間</td><td>増減</td><td></td><td>調査中</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">学習指導要領改訂の趣 旨を踏まえ、道徳教育の 推進が重要であるため、 指標として設定した。</td></tr> <tr> <td>ロ: 「道徳 教育実践 研究事業」 の成果を 教育委員会 が主催 する協議 会や研修 等で活用し た割合</td><td>%</td><td>9年度</td><td>79</td><td>87</td><td></td><td>(24年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">達成目標2 -2-2 学校にお ける体験 活動や人 権感覚を 身に付ける 教育の推 進</td><td>イ: 小中高 校の体験 活動の実 施日数</td><td>日</td><td></td><td>小: 8.2 中: 7.2 高: 7.8</td><td>調査予定</td><td></td><td>(24年度)</td><td rowspan="2">教育振興基本計画にお いて、長期の自然体験・ 集団宿泊体験を実施する ことを目標としているた め、指標として設定した。 教育振興基本計画及び 新学習指導要領におい て、人権教育の推進を目 標としているため、指標と して設定した。</td></tr> <tr> <td>ロ: 人権教 育総合推 進地域、人 権教育研 究指定校 の指定地 域及び指 定校の取 組の成 果のうち、教 育委員会 の研修や 研究協議 におい 普及を図 た割合</td><td>%</td><td></td><td>68</td><td>72</td><td>調査中</td><td>(24年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">達成目標 2-2-3 職場体験 やインターンシッ プの取組等を 通じた高等 学校等に おけるキャ リア教育の 充実</td><td>イ: 都道府 県のすべ ての公立 中学校に おける職 場体験の 実施率</td><td>%</td><td></td><td>94.1</td><td>95.8</td><td>調査中</td><td>(24年度)</td><td rowspan="2">学校におけるキャリア教 育の充実度を測る上で、 キャリア教育の中核をな す職場体験、インターン シップの実施状況の推移 が参考指標になると考 え、指標として設定した。</td></tr> <tr> <td>ロ: 都道府 県のすべ ての公立 全日制高 等学校に おけるイン ターンシッ プの実施 率</td><td>%</td><td></td><td>66.5</td><td>68.1</td><td>調査中</td><td>(24年度)</td></tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	達成目標 2-2-1 道徳教育 の推進	イ: 小・中 学校の道 徳の時間	増減		調査中				学習指導要領改訂の趣 旨を踏まえ、道徳教育の 推進が重要であるため、 指標として設定した。	ロ: 「道徳 教育実践 研究事業」 の成果を 教育委員会 が主催 する協議 会や研修 等で活用し た割合	%	9年度	79	87		(24年度)	達成目標2 -2-2 学校にお ける体験 活動や人 権感覚を 身に付ける 教育の推 進	イ: 小中高 校の体験 活動の実 施日数	日		小: 8.2 中: 7.2 高: 7.8	調査予定		(24年度)	教育振興基本計画にお いて、長期の自然体験・ 集団宿泊体験を実施する ことを目標としているた め、指標として設定した。 教育振興基本計画及び 新学習指導要領におい て、人権教育の推進を目 標としているため、指標と して設定した。	ロ: 人権教 育総合推 進地域、人 権教育研 究指定校 の指定地 域及び指 定校の取 組の成 果のうち、教 育委員会 の研修や 研究協議 におい 普及を図 た割合	%		68	72	調査中	(24年度)	達成目標 2-2-3 職場体験 やインターンシッ プの取組等を 通じた高等 学校等に おけるキャ リア教育の 充実	イ: 都道府 県のすべ ての公立 中学校に おける職 場体験の 実施率	%		94.1	95.8	調査中	(24年度)	学校におけるキャリア教 育の充実度を測る上で、 キャリア教育の中核をな す職場体験、インターン シップの実施状況の推移 が参考指標になると考 え、指標として設定した。	ロ: 都道府 県のすべ ての公立 全日制高 等学校に おけるイン ターンシッ プの実施 率	%		66.5	68.1	調査中	(24年度)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																							
				18年度	19年度	20年度																																																													
達成目標 2-2-1 道徳教育 の推進	イ: 小・中 学校の道 徳の時間	増減		調査中				学習指導要領改訂の趣 旨を踏まえ、道徳教育の 推進が重要であるため、 指標として設定した。																																																											
	ロ: 「道徳 教育実践 研究事業」 の成果を 教育委員会 が主催 する協議 会や研修 等で活用し た割合	%	9年度	79	87		(24年度)																																																												
達成目標2 -2-2 学校にお ける体験 活動や人 権感覚を 身に付ける 教育の推 進	イ: 小中高 校の体験 活動の実 施日数	日		小: 8.2 中: 7.2 高: 7.8	調査予定		(24年度)	教育振興基本計画にお いて、長期の自然体験・ 集団宿泊体験を実施する ことを目標としているた め、指標として設定した。 教育振興基本計画及び 新学習指導要領におい て、人権教育の推進を目 標としているため、指標と して設定した。																																																											
	ロ: 人権教 育総合推 進地域、人 権教育研 究指定校 の指定地 域及び指 定校の取 組の成 果のうち、教 育委員会 の研修や 研究協議 におい 普及を図 た割合	%		68	72	調査中	(24年度)																																																												
達成目標 2-2-3 職場体験 やインターンシッ プの取組等を 通じた高等 学校等に おけるキャ リア教育の 充実	イ: 都道府 県のすべ ての公立 中学校に おける職 場体験の 実施率	%		94.1	95.8	調査中	(24年度)	学校におけるキャリア教 育の充実度を測る上で、 キャリア教育の中核をな す職場体験、インターン シップの実施状況の推移 が参考指標になると考 え、指標として設定した。																																																											
	ロ: 都道府 県のすべ ての公立 全日制高 等学校に おけるイン ターンシッ プの実施 率	%		66.5	68.1	調査中	(24年度)																																																												
施策に關す る評価結果 の概要と達 成すべき目 標等																																																																			

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>学校・地域の実情等に応じた積極的で多様な道徳教育を支援するため、「道徳教育総合支援事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分け結果（予算縮減）を踏まえて更なる統合メニュー化等を図り、予算を縮減した。（平成22年度予算額：706百万円）</p> <p>児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自然の中での長期宿泊体験活動など様々な体験活動を推進するため、引き続き「豊かな体験活動推進事業」を実施するための経費550百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けにおいて「国として事業を行わない」と判断されたことを踏まえ、国のモデル事業としてではなく、自治体の事業に対する補助を実施することとした。（平成22年度予算額：13,093百万円の内数）</p> <p>学校における人権教育を推進するため、引き続き、「人権教育開発事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：114百万円）</p> <p>児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするため、1.「キャリア教育実践プロジェクト」（平成17年度から平成20年度まで）を通して得た課題に対する解決策（モデルケース）を提示し、普及・定着を図るために、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を実施する「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」、2.企業や地域社会等との調整役を担う外部人材を都道府県の教育センター等に配置し、常勤の教職員と非常勤の外部人材の役割分担を踏まえた適切な連携の在り方その他の校内体制の望ましい在り方等、各学校におけるキャリア教育の推進に対する支援体制の在り方について調査研究を行う「高等学校キャリア教育体制外部人材活用事業」、3.普通科等の高等学校で、「産業社会と人間」に準ずる内容を当該学校の教育課程に位置付ける等、キャリア教育の組織的・体系的な推進を行う学校を指定し、普通科高等学校におけるキャリア教育の中核となる内容の教育課程の望ましい在り方、さらには、そうした教育課程における外部人材の活用方法と教科担任の役割分担について実証的に調査研究を行う「普通科等高等学校キャリア教育一貫指導研究事業」を実施するための経費を、「キャリア教育総合推進プラン」として概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けにおいて、「実施は自治体の判断に任せる」という評価がなされたことを踏まえ、事業としては廃止し、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において進路指導に関する調査研究等、自治体の判断により実施することとした。（平成22年度予算額：491百万円の内数）</p>		
	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	教育振興基本計画	平成20年7月1日	<p>第3章 P16 15～18行目 「小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間（例えば1週間程度）実施できるよう目指す。」</p> <p>P18 4～22行目 「子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、～キャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。」</p> <p>P19 36～37行目 「学校内外において、人権尊重の意識を高める教育を推進する。」</p> <p>P22 14～22行目 「子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむ観点から、道徳教育の充実に向けて～幅広く検討を行う。」</p>
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	<p>P17 4、5行目 「新学習指導要領の円滑な実施、…德育や読書・体験活動の充実」</p>
	教育再生会議第三次報告	平成19年12月25日	<p>P9 17行目 「小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する。」</p>
	教育再生会議最終報告	平成20年1月31日	<p>P2 8～10行目 「体験活動、スポーツ、芸術文化活動に積極的に取り組み、～人、自然、社会、世界と共に生きる心を育てる。」</p>
	教育再生懇談会第四次報告	平成21年5月28日	<p>P5 「子供の発達段階に応じ、小学校から高等学校まで、キャリア教育を組織的・系統的に推進するための教育内容・体制の見直しや、地域のニーズに基づいた産業の担い手育成の総合的な展開など、キャリア教育・職業教育の充実に向けた取組を推進する。」</p>

施策名	児童生徒の問題行動等への適切な対応						
施策の概要	学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する。						
【評価結果の概要】	<p>児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「問題を抱える子ども等の支援事業」、「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」等の事業を行った。</p> <p>全体として順調に進展していると判断できる。</p>						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	
達成目標2 -3-1 いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を進める。	「少年非行等の概要」(警察庁調べ)の「いじめに起因する事件」において、被害少年が相談しなかった割合	%	21.9	15	14.2	(24年度)	各事業等は、学校内外の相談体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携した取組を進めることにより、各学校が、暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校に適切に対応できるようにすることを目的としている。このため、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び「少年非行等の概要」(警察庁調べ)から、各事業等の成果と考えられる指標を設定する。
	いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	%	80.9	79.7	調査中	(24年度)	
	いじめの認知件数に占める、いじめられた児童生徒が誰にも相談していない件数の割合	%	10.2	8.3	調査中	(24年度)	
	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合	%	14.5	12.8	調査中	(24年度)	
	不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合	%	30.4	30.5	30.4	(24年度)	
	不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合	%	65.6	67.1	67.1	(24年度)	

政策評価の結果 の政策への反映 状況

【概算要求】

教育委員会やNPO等の民間団体等に対して、児童生徒の問題行動等への対応に当たって、1.未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、2.関係機関等と連携した取組、3.教育支援センター（適応指導教室）を活用した取組、4.教育プログラム等の開発のための「問題を抱える子ども等の支援事業」と、いじめの未然防止や円滑な問題解決に資するよう、1.学校問題解決支援事業、2.いじめ未然防止に向けた社会性育成事業、3.子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業などの取組の調査研究のための「いじめ対策総合推進事業」を実施するため、「問題を抱える子ども等の総合支援事業」として、977百万円を概算要求に盛り込んだ。

学校における教育相談体制を整備するため、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を引き続き行うとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充するための予算、都道府県等が行っている電話相談体制の充実を図るための予算、子どもと親の相談員等を配置するための予算、教育分野の知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用するための予算（13,721百万円の内数）を概算要求に盛り込んだ。

児童生徒の自殺問題について、1.教師に対する自殺予防に関する正しい知識の普及、2.児童生徒を直接対象とした自殺予防プログラムの検討、3.地域や家庭とも連携した児童生徒の自殺予防への対応策、等について調査研究をする「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究」を実施するための予算（3百万円）を概算要求に盛り込んだ。

その後、予算編成過程を経て、以下の内容を予算案に計上した。

- いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退など、生徒指導上の課題の解決に役立つと思われる取組を推進、その有効性を検証し、また、成果を普及するため、外部機関等との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など様々なアプローチによるモデル事業について、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図るための予算（平成22年度予算額：491百万円の内数）
- 学校における教育相談体制を整備するため、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を引き続き行うとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充するための予算、都道府県等が行っている電話相談体制の充実を図るための予算、子どもと親の相談員等を配置するための予算、教育分野の知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用するための予算（平成22年度予算額：13,093百万円の内数）
- 1.児童生徒の問題行動等に関する事例の分析や効果的な対応の在り方等についての総合的調査研究、2.児童生徒の自殺予防の在り方についての調査研究、3.ネットパトロールに関する調査研究を行い、教育委員会や学校の取組を支援する予算（平成22年度予算額：25百万円）

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 4 章 P48 20~23 行目 「いじめ、不登校、児童虐待や『キレる』言動、非行などの問題行動への対応等を進める。」 P 4 29~39 行目 「教育委員会は、「学校問題解決支援チーム（仮称）」を設け、学校において、様々な課題を抱える子供への対処や保護者との意思疎通の問題等が生じている場合、関係機関の連携の下に問題解決に当たる。」
	教育再生会議第二次報告	平成 19 年 6 月 1 日	P 13 「『学校問題解決支援チーム』を全教育委員会で設置する。」
	教育再生会議第三次報告	平成 19 年 12 月 25 日	P 2 7 行目 「『いじめ』、『暴力』を絶対に許さない、安心して学べる規律ある教室にする。」
	教育再生会議最終報告	平成 20 年 1 月 31 日	P 13 16、17 行目 「不登校の子どもをはじめ、手厚い支援が必要な子どもの教育、いじめや少年非行など問題行動への対応も求められる。」
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	P 4 18~19 行目 「学校の抱える生徒指導上の困難な課題等の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的人材の配置を充実する。」
	教育再生懇談会第四次報告	平成 21 年 5 月 28 日	P 13 24~26 行目 「スクールカウンセラーや『子どもと親の相談員』の配置など学校における相談体制の充実を図る。」
	自殺総合対策大綱	平成 19 年 6 月 8 日	P 16 22~26 行目 「学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。」

施策名	青少年の健全育成																																																																																																				
施策の概要	青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や青少年を取り巻く有害環境対策、子どもの読書活動等を推進することにより、青少年の健全育成を図る。																																																																																																				
【評価結果の概要】	<p>青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、「青少年体験活動総合プラン」や「子ども読書応援プロジェクト」の実施の他、有害情報対策の推進体制整備、青少年の国際交流推進に向けた取組等を行った。</p> <p>「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」等、想定した以上に進展が見られるものがあり、全体的には、想定どおり達成できていると判断できる。</p>																																																																																																				
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成目標 2-4-1 青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加させる。</td><td>自然体験活動指導者の養成人数</td><td>人</td><td>2,876 (20年度)</td><td>2,876</td><td>2,876</td><td>2,876</td><td>(24年度)</td><td>・左記指標は、体制の整備状況、体験活動の参加状況を計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-2 青少年を取り巻く有害環境情報を問うる問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する。</td><td>学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事等に参加した子ども(小学1年生～6年生)の割合(対前年度比)</td><td>%</td><td>(14年度)</td><td>63.2</td><td>61.0</td><td>63.3</td><td>(24年度)</td><td>・左記指標は、推進体制の整備状況、啓発の成果を計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-3 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各國における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。</td><td>当該年度に青少年を取り巻く有害環境対策に係わる推進体制を整備した都道府県数</td><td>ヶ所</td><td>11 (16年度)</td><td>28</td><td>32</td><td>35</td><td>47 (24年度)</td><td>・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。</td><td>携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者実績</td><td>人</td><td>631,000 (18年度)</td><td>631,000</td><td>2,101,000</td><td>4,545,810</td><td>子どもが使用する携帯電話等において原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。 (24年度)</td><td>・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-3 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各國における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。</td><td>海外に青少年等を派遣、招へいした国・人数</td><td>ヶ所・人</td><td>3国(米・英・独) 168人 (11年度)</td><td>4国(米・英・独・韓) 152</td><td>4国(米・英・独・韓) 185</td><td>4国(米・英・独・韓) 201</td><td>(21年度)</td><td>・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。</td><td>当該年度における交流事業プロトコラムの満足度(交流実施したアンケートにおいて、「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合)</td><td>%</td><td>米一 英一 獨一 韓100.0 (18年度)</td><td>米 - 英 - 獨 - 韓100.0</td><td>米93.6 英 - 獨 - 韓97.8</td><td>米95.9 英 - 獨100.0 韓100.0</td><td>(21年度)</td><td>・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。</td><td>委託事業の受託団体の会員数</td><td>人</td><td>122,793 (20年度)</td><td>122,793</td><td>129,896</td><td>122,793</td><td>(22年度)</td><td>・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。</td><td>事業における募集人数に対する参加者数の割合</td><td>%</td><td>(20年度)</td><td></td><td></td><td>149.2</td><td>(22年度)</td><td>・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。</td></tr> <tr> <td>達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。</td><td>「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」及び同様事業を実施した都道府県・政令指定都市数</td><td>ヶ所</td><td>19 (20年度)</td><td></td><td>17</td><td>19</td><td>(21年度)</td><td>・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。</td></tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	達成目標 2-4-1 青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加させる。	自然体験活動指導者の養成人数	人	2,876 (20年度)	2,876	2,876	2,876	(24年度)	・左記指標は、体制の整備状況、体験活動の参加状況を計るために設定。	達成目標 2-4-2 青少年を取り巻く有害環境情報を問うる問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する。	学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事等に参加した子ども(小学1年生～6年生)の割合(対前年度比)	%	(14年度)	63.2	61.0	63.3	(24年度)	・左記指標は、推進体制の整備状況、啓発の成果を計るために設定。	達成目標 2-4-3 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各國における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。	当該年度に青少年を取り巻く有害環境対策に係わる推進体制を整備した都道府県数	ヶ所	11 (16年度)	28	32	35	47 (24年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。	達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者実績	人	631,000 (18年度)	631,000	2,101,000	4,545,810	子どもが使用する携帯電話等において原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。 (24年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。	達成目標 2-4-3 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各國における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。	海外に青少年等を派遣、招へいした国・人数	ヶ所・人	3国(米・英・独) 168人 (11年度)	4国(米・英・独・韓) 152	4国(米・英・独・韓) 185	4国(米・英・独・韓) 201	(21年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。	達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	当該年度における交流事業プロトコラムの満足度(交流実施したアンケートにおいて、「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合)	%	米一 英一 獨一 韓100.0 (18年度)	米 - 英 - 獨 - 韓100.0	米93.6 英 - 獨 - 韓97.8	米95.9 英 - 獨100.0 韓100.0	(21年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。	達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	委託事業の受託団体の会員数	人	122,793 (20年度)	122,793	129,896	122,793	(22年度)	・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。	達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	事業における募集人数に対する参加者数の割合	%	(20年度)			149.2	(22年度)	・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。	達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」及び同様事業を実施した都道府県・政令指定都市数	ヶ所	19 (20年度)		17	19	(21年度)	・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																																																													
				18年度	19年度	20年度																																																																																															
達成目標 2-4-1 青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加させる。	自然体験活動指導者の養成人数	人	2,876 (20年度)	2,876	2,876	2,876	(24年度)	・左記指標は、体制の整備状況、体験活動の参加状況を計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-2 青少年を取り巻く有害環境情報を問うる問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する。	学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事等に参加した子ども(小学1年生～6年生)の割合(対前年度比)	%	(14年度)	63.2	61.0	63.3	(24年度)	・左記指標は、推進体制の整備状況、啓発の成果を計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-3 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各國における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。	当該年度に青少年を取り巻く有害環境対策に係わる推進体制を整備した都道府県数	ヶ所	11 (16年度)	28	32	35	47 (24年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者実績	人	631,000 (18年度)	631,000	2,101,000	4,545,810	子どもが使用する携帯電話等において原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。 (24年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-3 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各國における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。	海外に青少年等を派遣、招へいした国・人数	ヶ所・人	3国(米・英・独) 168人 (11年度)	4国(米・英・独・韓) 152	4国(米・英・独・韓) 185	4国(米・英・独・韓) 201	(21年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	当該年度における交流事業プロトコラムの満足度(交流実施したアンケートにおいて、「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合)	%	米一 英一 獨一 韓100.0 (18年度)	米 - 英 - 獨 - 韓100.0	米93.6 英 - 獨 - 韓97.8	米95.9 英 - 獨100.0 韓100.0	(21年度)	・左記指標は、量的・質的な側面から計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	委託事業の受託団体の会員数	人	122,793 (20年度)	122,793	129,896	122,793	(22年度)	・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	事業における募集人数に対する参加者数の割合	%	(20年度)			149.2	(22年度)	・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。																																																																																													
達成目標 2-4-4 青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。	「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」及び同様事業を実施した都道府県・政令指定都市数	ヶ所	19 (20年度)		17	19	(21年度)	・左記指標は、全国での普及状況を計るために設定。																																																																																													

達成目標 2-4-5 子どもの読書活動に関する社会的気運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動を推進するための体制の整備をする。	子どもの読書活動推進計画の策定状況	ヶ所 ヶ所 %	5都道府県 17市町村 全市町村数の1.1% (14年度)	47 431 23.6%	47 569 31.3%	47 654 36.3%	47 910 50.0% (24年度)	・左記指標は、「市町村読書活動計画」の策定状況を計るために設定。
				-	-	-	-	
				-	-	-	-	
				-	-	-	-	
				-	-	-	-	

【概算要求】

次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進するため、「青少年体験活動総合プラン」として213百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：138百万円）

昨今の携帯電話等の普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、有害情報等から青少年を守るための取組体制の構築、普及啓発活動の実施、必要な調査研究等を総合的に推進するため、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」として210百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：160百万円）

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を図るとともに、子どもの読書活動を支援する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子ども読書応援プロジェクト」として、212百万円を概算要求に盛り込んだ。

その後、行政刷新会議WGにおいての指摘を踏まえ、普及啓発・情報提供に特化した事業内容に見直した。（平成22年度予算額：49百万円）

政策評価の結果の政策への反映状況

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	P 16(青少年を有害環境から守るための取組の推進) P 38(道徳教育や伝統文化に関する教育、体験活動等の推進) P 40(放課後の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくり)
	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	平成 20 年 3 月	全文
	青少年育成施策大綱	平成 20 年 12 月 12 日	P 15 (地域等での多様な活動) P 24 (更生保護、自立・立ち直り支援) P 35 (読書活動の推進) P 37 (体験活動指導者) P 39 (携帯電話等をめぐる問題への取組)

施策名	健やかな体の育成及び学校安全の推進							
施策の概要	児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることのできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る。							
【評価結果の概要】	<p>学校保健に関しては、「学校すこやかプラン」として、薬物乱用防止教育の推進等、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための施策を実施した。また、食育・学校給食に関しては、「食育推進プラン」として、子どもの健康を育む総合食育推進事業や学校給食における地場産物に活用に係る事業等を実施した。一方、学校の安全確保については、「子ども安心プロジェクト」として、地域ぐるみで子どもの安全確保に取り組む体制の整備等、学校の安全確保のための取組を実施した。</p> <p>全体として一定の進捗は見られている。今後とも学校・家庭・地域が連携をした健康・安全な教育環境の整備のための更なる取組を推進していく必要がある。</p>							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
達成目標 2-5-1 学校保健を充実するための取組の推進	学校保健委員会の設置率(公立学校全体(大学を除く))	%	—	81.9	83.9	85.7	—	学校における健康に関する課題について研究協議し、学校・家庭・地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を可能にする組織である学校保健委員会の設置率の上昇を設定する。また、近年の学校保健における重要課題である青少年の薬物乱用の防止について、生徒の薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図るために取組である薬物乱用防止教室の開催率を指標とする。
達成目標 2-5-2 学校給食等と関連づけた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備の推進	薬物乱用防止教室の開催率(%) (公立中学校・高等学校・中等教育学校)	%	—	64.1	62.8	64.1	—	
達成目標 2-5-3 地域ぐるみで子どもの安全を守る体制の整備や子どもたち自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組等の推進	栄養教諭配置数の増加数	人	前年度	325	627	911	—	食育推進基本計画にも明記されているように、学校における食育の推進を図る上での栄養教諭の重要性に鑑み、その配置数の増加数を設定する。また、学校給食における地場産物の使用についても、当該計画において指摘されているように食に関する指導において重要なことから、その割合の上昇を指標とする。
	学校給食における地場産物の使用割合	%	—	22.4	23.3	調査中	—	
	地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合	%	—	91.0	92.6	—	—	地域社会全体で子どもの安全を守る取組の一環としての地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合を設定する。また、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組(防犯教室等)を実施している幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(以下「各学校」と称する。)の割合を指標として設定する。
	子どもの安全対応能力の向上を図るための取組	%	—	80.6	79.6	—	—	

政策評価の結果への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>児童生徒の心身の健康課題に対応するため、概算要求に「学校すこやかプラン」（平成22年度概算要求471百万円）とともにスクールヘルスリーダー派遣事業（14,823百万円の内数）を盛り込んだ。その後当該プランの事業の1つである「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」（平成22年度概算要求：129百万円）について、行政刷新会議WGの事業仕分けにおいて「国の事業として行わない」という指摘を受けたが、その後に寄せられた国民からの「本事業により児童生徒自身に健康課題解決のための実践力が身につくとともに、教職員の資質向上につながっており、有効な事業」との意見等を踏まえ、平成22年度については予算額を縮減して実施した上で、段階的に廃止することとした。（平成22年度予算額：56百万円）なお、平成22年度における「学校すこやかプラン」全体の予算案については393百万円、「スクールヘルスリーダー派遣事業」については13,093百万円の内数となった。</p> <p>また、学校における食育の推進を図るために、食育推進プランについて、概算要求に579百万円を盛り込んだ。その後行政刷新会議WGの事業仕分けにおいて「予算要求の縮減」という指摘を受けたが、その後に寄せられた国民からの「栄養教諭の配置増加や資質の向上、学校給食の充実が欠かせない」との意見等を踏まえ、一部事業の廃止や事業間の統合等を行い、予算額の縮減を図った。（平成22年度予算額：331百万円）</p> <p>さらに、学校における児童生徒の安全の確保をはかるため、概算要求に「子ども安心プロジェクト」（平成22年度概算要求：177百万円）とともに「地域ぐるみの学校安全部体制整備推進事業」（平成22年度概算要求：14,823百万円）を盛り込んだ。その後予算編成過程における検討を踏まえ、平成22年度予算において、当該プロジェクトについては156百万円、当該事業については13,093百万円の内数が計上された。</p>							
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">施政方針演説等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">年月日</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">記載事項（抜粋）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">教育振興基本計画</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">平成20年7月1日</td><td style="padding: 10px;"> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p> <p>① 安全・安心な教育環境を実現する 子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、教育環境の整備に取り組む。</p> <p>【施策】</p> <p>◇ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保 学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。その一環として、小学校におけるスクールガードリーダーを、5校に1人程度の割合で配置することを目指す。あわせて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において、教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定を目指す。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障 ◎ 学校における安全・安心の確保 子どもの安全と安心を確保するため、小・中学校において教育面と管理面から成る学校安全と学校保健に関する計画が策定されることを目指す。あわせて、学校と警察等の関係行政機関、地域のボランティアや医療機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身をはぐくむ取組を推進する。 </td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	教育振興基本計画	平成20年7月1日	<p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p> <p>① 安全・安心な教育環境を実現する 子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、教育環境の整備に取り組む。</p> <p>【施策】</p> <p>◇ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保 学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。その一環として、小学校におけるスクールガードリーダーを、5校に1人程度の割合で配置することを目指す。あわせて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において、教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定を目指す。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障 ◎ 学校における安全・安心の確保 子どもの安全と安心を確保するため、小・中学校において教育面と管理面から成る学校安全と学校保健に関する計画が策定されることを目指す。あわせて、学校と警察等の関係行政機関、地域のボランティアや医療機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身をはぐくむ取組を推進する。 	
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）						
教育振興基本計画	平成20年7月1日	<p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p> <p>① 安全・安心な教育環境を実現する 子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、教育環境の整備に取り組む。</p> <p>【施策】</p> <p>◇ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保 学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。その一環として、小学校におけるスクールガードリーダーを、5校に1人程度の割合で配置することを目指す。あわせて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において、教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定を目指す。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障 ◎ 学校における安全・安心の確保 子どもの安全と安心を確保するため、小・中学校において教育面と管理面から成る学校安全と学校保健に関する計画が策定されることを目指す。あわせて、学校と警察等の関係行政機関、地域のボランティアや医療機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身をはぐくむ取組を推進する。 						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">経済財政改革の基本方針2008</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">平成20年6月27日</td><td style="padding: 10px;"> <p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・德育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作 </td></tr> </tbody> </table>	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・德育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作 					
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・德育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作 						

		<p>り、学校の I C T 化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに策定する「青少年育成施策大綱」に基づき、青少年の健全育成を図る。 ・「食育推進基本計画」に基づき、国民運動として食育を推進する。 <p>3. 良好的な治安と災害に強い社会の実現等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成 20 年末までに策定する。
教育再生会議第二次報告	平成 19 年 6 月 1 日	<p>I. 学力向上にあらゆる手立てで取り組む 提言 2 全ての子供にとって分かりやすく、魅力ある授業にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、学力向上のため、読み書き計算の反復学習、読書、漢字学習などに積極的に取り組む。食育をしっかりと位置付け、給食の時間の指導と合わせて、推進する。 <p>提言 4 学校が抱える課題に機動的に対処する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、日常的に危機管理体制を整備し、事件、事故が発生した場合は、一体となって迅速に取り組む。 <p>2. 知育と德育で、健全な子どもを育てる (2) 運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上を図り、スポーツ庁などによりスポーツを振興する <ul style="list-style-type: none"> ・国、教育委員会は、小学校の体育専科教員の増員を図り、毎年小・中学生の体力調査を実施し、結果に応じた「体力向上プラン」を学校が策定するなど、体力向上に組織的、継続的に取り組む。その際、運動、食育、生活習慣が一体となった取組を行う。特に、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着、日本の食文化の継承などを含め、食育を充実する。
教育再生会議第三次報告	平成 19 年 12 月 25 日	<p>III. 戰略の具体的な内容</p> <p>第 1 部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策</p> <p>2. 女性を応援する健康プログラム</p> <p>(1) 女性の健康的な「自分」づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 思春期の女性に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・健康を守る食に関する知識の普及啓発・食育の推進 ・過度なダイエットによる健康リスクに関する知識の普及 ・骨粗しょう症及びその予防に関する知識の普及
新健康フロンティア戦略	平成 19 年 4 月 18 日	

- ・性感染症や人工妊娠中絶の健康リスクに関する意識啓発
- ・学校における歯・口の健康づくりの強化
- ・健康増進のための運動に関する知識の普及啓発
- ・地域保健と連携した、学校での健康教育の推進
- ・科学的根拠（エビデンス）に基づいた健康情報の収集・分析・提供
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育及び意識啓発

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標値

(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少

具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども（小学生）については、平成12年度に4%となっている割合（小学校5年生のうちほとんど食べないと回答した者）について、平成22年度までに0%とすることを目指す。

(3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に「顔が見える、話ができる」生産者等の地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段である。このため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材数ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指す。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

2. 学校、保育所等における食育の推進

(2) 取り組むべき施策

学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(指導体制の充実)

平成17年度から制度化された栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職である。また、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である。このため、その重要性についての普及啓発を進めるとともに、全ての現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得することができるよう必要な講習会等を開催すること等により、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する。また、給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を促進し、学校における食育を組織的・計画的に推進

食育推進基本計画

平成18年3月31日

する。さらに、食に関する指導計画の作成や食に関する指導を行う上での手引を作成・配付し、各学校での指導の充実に役立てるとともに、校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるシンポジウムを開催するなど意識啓発等を推進する。

(子どもへの指導内容の充実)

学校における食育の推進のためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭を中心となって組織的な取組を進めることが必要である。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進するとともに、食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施する。

なお、学習指導要領の見直しに当たり、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るなど、食育が推進されるよう取り組む。

学校教育外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、子ども向けパンフレット等を作成・配布するとともに、行政関係者や関係団体等と連携し、これら関係者による子どもへの指導を推進する。

これらの取組を踏まえ、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努める。

(学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食

		<p>関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。</p> <p>(食育を通じた健康状態の改善等の推進)</p> <p>食育の推進を通じて子どもの健康状態の改善や学習等に対する意欲の向上等を図るため、栄養教諭と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、その成果を生かした効果的な指導プログラムの開発を推進する。また、子どもへの指導においては、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及し、その実践を図る。</p>
犯罪から子どもを守るためにの対策	平成 17 年 12 月 20 日 (20 年 12 月 22 日改定)	<p>全文</p> <p>I 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る</p> <p>子どもを非行や犯罪被害から守るための地</p>
子どもの安全・安心加速化プラン	平成 18 年 6 月 20 日	

域での取組について、次のとおり強化を図る。特に、子どもの安全対策については、「犯罪から子どもを守るためにの対策」(平成17年12月)に基づく施策を一層推進するとともに、インターネットや各種メディアの違法・有害情報への対策など、子どもの成育環境の改善のための取組を促進する。

1 通学（園）路等の安全対策

(1) 地域のボランティア等の協力を得た登下校時の安全対策の推進

○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進

警察官OBや防犯の専門家等からなる地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）の全国展開を図り、全ての小学校を巡回指導できるようにするなど取組の強化を図る。また、地域住民に対して、学校や通学路において子どもの見守り活動等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を呼びかける。【文部科学省】

(2) スクールバスの導入等

登下校時の安全確保のため、地域の路線バスのスクールバスとしての活用や企業、福祉施設等の所有するバスによる無料送迎の実施を含め、地域の関係者と連携しつつスクールバスの導入、運営を促進する。【文部科学省・警察庁・総務省・国土交通省】

(4) 情報通信技術や防犯ブザー等を用いた子どもの安全確保の推進

○ 子ども防犯ブザーの実効性の確保

子どもが携帯する防犯ブザーの音色や音量、耐久性、操作性等の性能基準を策定し、これに適合した製品の普及を促進することにより、防犯ブザーによる安全確保の実効性を向上させる。【警察庁・文部科学省・経済産業省】

2 子どもの安全に関する効果的な情報共有の推進

(2) I Tを活用した効果的な情報共有の推進

ウェブサイトや電子メール等を活用した効果的な情報発信、共有システム構築のための調査研究を推進し、普及を図る。【文部科学省】

3 子どもの安全・安心を確保したまちづくりの推進

(1) 学校や通学路の安全に配慮したまちづくりの推進

関係者が連携して学校や通学路の安全点検を実施し、危険箇所の解消に向けて防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを促進する。【警察庁・文部科学省・農林水産省・国土交通省】

II 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む

子ども自身に非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けさせるための取組について、次のとおり強化を図る。特に、学校教育を通じ、すべての子どもが非行・犯罪被害防止の両面で教育を受け、また社会体験や自然体験などの体験活動に参加する機会を与えられるよう取組を充実する。

		<p>1 非行・犯罪被害防止に向けた取組や情報モラル教育等の充実</p> <p>(4) 防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な教材等の作成・普及 実践的な取組事例集や子どもも向けリーフレットの普及を図るとともに、最近の児童への声かけや連れ去り手段等の犯行手口を踏まえた効果的な被害防止教育のための教本等の作成を促進する。【警察庁・文部科学省】 ○ 効果的な被害防止教育の推進 子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型の教育など効果的な被害防止教育を推進するとともに、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施等を通じて学校における教育内容・方法の一層の改善充実を図る。【警察庁・文部科学省】
子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するためには学校全体としての取組を進めるための方策について	平成 20 年 1 月 17 日	全文
青少年育成施策大綱	平成 20 年 12 月 12 日	<p>4 年齢期ごとの施策の基本的方向</p> <p>(2) 学童期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康の確保・増進 (学校における教育・相談体制の充実) 心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実を図る。また、健康上の諸問題に対する取組を進めるため、スクールカウンセラーの配置の促進など健康相談体制の充実を図る。 ② 日常生活能力の習得 (安全教育) 子どもが交通事故等の事故、災害、犯罪被害などの危険から自らの身を守る能力を養うため、学校教育や地域活動等を通じて、子どもの発達段階に応じた安全教育を推進する。 <p>(3) 思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康の確保・増進 (学校における教育・相談体制の充実) 心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実を図る。また、健康上の諸問題に対する取組を進めるため、スクールカウンセラーの配置の促進など健康相談体制の充実を図る。 ④ 社会生活能力の習得 (安全教育) 若者が交通事故等の事故、災害、犯罪被害などの危険から自己及び他者の身を守る能力を養うため、学校教育や地域活動等を通じた安全教育を推進する。 <p>5 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向</p> <p>(4) 青少年の被害防止・保護 (その他の犯罪対策) 地域社会において青少年を犯罪から守</p>

		<p>るため、警察・学校関係者等の連絡協議会等を活用した情報交換、関係機関や民間団体等が連携して行うパトロール活動の推進、防犯講習の実施、青少年の緊急避難場所の確保のための支援・周知等を行う。また、学校における危機管理の手引の作成、防犯や応急手当等の訓練などを行う防犯教室の開催など、学校の安全管理のための取組を継続的に推進する。</p> <p>(災害・事故防止対策)</p> <p>青少年が災害や交通事故の被害に遭わないよう、各年齢期に応じた防災教育や交通安全教育を推進する。</p>
犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008	平成 20 年 12 月 22 日	<p>第 1 身近な犯罪に強い社会の構築</p> <p>2 犯罪に強いまちづくりの推進</p> <p>④ 学校における防犯活動の推進</p> <p>退職警察官等からなるスクールガード・リーダー及びスクールサポーターの導入を促進し、スクールガード・リーダーによる各学校やボランティア等の指導を充実させるとともに、警察、スクールサポーター、学校等が連携の上、地域安全情報のきめ細やかな収集・提供、非行防止・犯罪被害防止教室や防犯教室の開催、問題を抱えた少年への対応等をより的確に実施する。</p> <p>⑤ 安全・安心な子どもの居場所づくり</p> <p>すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との様々な交流活動等を行う機会を提供する放課後子ども教室の全国展開を図る。</p> <p>第 2 犯罪者を生まない社会の構築</p> <p>1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進</p> <p>① 少年の規範意識の向上</p> <p>少年の規範意識の向上を図るため、学校における法教育、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の実施、啓発資材の作成・配布、地域の人材を活用した生徒指導の支援、保護司・保護司会と中学校の連携による「中学生サポート・アクションプラン」等を推進する。また、子どもたちが善悪の判断やきまりの尊重等の規範意識等を育むための道徳教育を推進する観点から、道徳教育の指導方法、指導体制等に関する調査研究を実施する。</p>

施策名	地域住民に開かれた信頼される学校づくり						
施策の概要	地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を実現するとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようにする。						
【評価結果の概要】	<p>地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を実現するとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようにするために、学校評価やコミュニティ・スクール推進のための事業や高校教育改革の推進に必要な取組を実施した。</p> <p>達成目標は全体的には想定通り達成できていると判断できる。</p>						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	
2-6-1 学校関係者評価等の取組の充実を通じ、保護者や地域住民等と教職員との共通理解及び学校改善に向けた連携・協力を促す。	学校評価実施状況調査における学校関係者評価実施率(公立学校)	%	20年度	49.1% — 調査予定	24年度	学校関係者評価は、保護者や地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を評価することを通じ、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的としており、また、外部アンケートは、学校運営に対する保護者、地域住民等の意見や要望を把握するためのものであるため、上記の目標が達成されたかについては、実施率を用いて判断することとする。	
2-6-2 保護者や地域住民のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となったより良い教育を実現するため、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持つて公立学校運営に参画できる仕組みである「学校運営協議会制度」を活用した取組が多くの地域で行われるよう、その着実な推進を図る。	調査研究事業の委嘱校で学校運営協議会未設置校のうち新規に学校運営協議会を設置した学校数の割合	%	20年度	61% 67% 63%	24年度	「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進プラン」の趣旨が、「各地域において、学校運営協議会制度が円滑かつ効果的に実施され、新しいタイプの学校運営が着実に推進される」ことであるため、目標が達成されたかについては、調査研究事業の委嘱校で学校運営協議会未設置校のうち新規に学校運営協議会を設置した学校数の割合を用いて判断することとする。	
2-6-3 多様化する生徒のニーズを考慮しつつ、生徒や保護者、地域、社会のニーズに対応した特色ある高校づくりのため、総合学科、単位制高等学校の設置促進などを通じた高等学校教育改革を推進する。	総合学科を設置する高等学校的增加数	校	20年度	301 322 334	24年度	総合学科、単位制高等学校、中高一貫教育校の設置促進を通じた高等学校教育改革の推進は、生徒や保護者、地域、社会のニーズに対応した特色ある高等学校づくりに繋がるものであることから、これを達成目標とし、設置促進の状況を判断する指標として、各年度における当該学校の増加数を設定	
	単位制高等学校の增加数	校	20年度	751 807 857	24年度		
	中高一貫教育校の増加数	校	20年度	203 280 334	24年度		

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>引き続きコミュニティ・スクールの設置や、学校関係者評価をはじめとする学校評価の充実・改善を推進するため、「学校運営支援事業の推進（コミュニティ・スクール等）」として、448百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：300百万円）</p> <p>生徒や保護者、地域、社会のニーズに対応した特色ある高等学校づくりのため、高等学校教育改革を推進することとともに、高等学校教育の質の保証・向上が課題となっていることを踏まえ、「新時代に対応した高等学校教育改革推進事業」として7百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：298百万円の内数）</p> <p>社会や生徒のニーズに応じた定時制・通信制高等学校の改善・充実を図るため、「定時制・通信制チャレンジ事業」として7百万円を概算要求に盛り込んだ。</p>						
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="335 399 600 428">施政方針演説等</th> <th data-bbox="600 399 849 428">年月日</th> <th data-bbox="849 399 1521 428">記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 428 600 1154">教育振興基本計画</td> <td data-bbox="600 428 849 1154">平成 20 年 7 月 1 日</td> <td data-bbox="849 428 1521 1154"> <p>◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善 教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るために、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。</p> <p>◇家庭・地域と一体になった学校の活性化 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進に取り組む。（後略）</p> </td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善 教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るために、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。</p> <p>◇家庭・地域と一体になった学校の活性化 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進に取り組む。（後略）</p>
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善 教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るために、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。</p> <p>◇家庭・地域と一体になった学校の活性化 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進に取り組む。（後略）</p>					

施策名	魅力ある優れた教員の養成・確保						
施策の概要	優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、教員のやる気と能力を引き出す。						
【評価結果の概要】	教員免許更新制の円滑な導入のための取組や教育職員免許法施行規則の改正を行うなど教員の資質能力の向上を図る施策を行った。 全体的に順調に進展していると判断した。						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	単位	基準値 (20年度)	実績値 18年度	実績値 19年度	実績値 20年度	目標値 (24年度)
【2-7-1】各地域における教員の養成・採用・研修の各段階を通じた取組を充実し、教員の資質能力の向上を図るために、各都道府県・指定都市教育委員会と大学との連携等を推進する。	大学での教員研修(現職研修)の改善を目的とした大学との連携の取組を行っている都道府県・指定都市教育委員会の割合(「教員の資質向上連絡協議会」の事前アンケート)	都道府県・指定都市教育委員会の割合(%)		87.1	-	-	
【2-7-2】教員が最新の知識技能を修得することを目的として実施される教員免許更新制が、平成21年度より円滑に導入できるよう、全ての都道府県において体制を整備する。	平成20年度免許状更新講習プログラム開発委託事業に応募した大学が所在する都道府県数 平成21年3月時点において受入予定人数と予備講習履修人数の合計が受講対象者数よりも多い都道府県数	都道府県数		-	-	全47	教員免許更新制の整備の状況を判断するため、左記の指標を設定した。
【2-7-3】評価システムの改善・運用を積極的に進めることにより教員の能力と実績に応じた評価と処遇が行われるようにする。	新しい教員評価システムが既に試行又は実施されている都道府県・指定都市教育委員会の割合	都道府県・指定都市教育委員会の割合(%)		96.8	100	100	評価システムの実施の状況を判断するため、左記の指標を設定した。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等							

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 教員養成課程の充実など教員の資質向上方策を抜本的に見直すこととしており、教員免許更新制の効果検証等を含め必要な調査・検討を新たに行うための経費や教員資格認定試験を実施するための経費を概算要求に324百万円盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果等を反映して、事業内容を一部見直した。(平成22年度予算額：223百万円) また、免許状更新講習に係る補助金等については、概算要求に375百万円を計上した。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果等を反映して、平成21年度の補助実績等を踏まえて予算要求額の縮減を行った。(平成22年度予算額：246百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 理科教育の充実のために、教科教育の指導法の在り方及び人材発掘・供給システムの構築に関する調査研究し、その具体的な手法を開発する予定であったため、定員要求(教員資質向上モデル開発専門官1名及び現職教育係員1名)を行った。(査定の結果、定員増は認められなかった。)</p>						
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">施政方針演説等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">年月日</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">記載事項（抜粋）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">経済財政改革の基本方針 2007</td><td style="padding: 10px; text-align: center;">平成 19 年 6 月 19 日</td><td style="padding: 10px;"> <p>③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加 社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のＩＴ化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。</p> </td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加 社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のＩＴ化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。</p>
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加 社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のＩＴ化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。</p>					
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 33%; padding: 10px;">教育振興基本計画</td><td style="width: 33%; padding: 10px; text-align: center;">平成 20 年 7 月 1 日</td><td style="width: 33%; padding: 10px;"> <p>◇ 教員養成・研修等の推進 • 実践的能力を備えた質の高い教員を養成するため、「教職実践演習(仮称)」を必修化するとともに、その能力の向上を図るために、教員養成に係るカリキュラムや、教職課程に係る事後評価、認定審査の在り方などを見直し、逐次実施する。その状況も踏まえつつ、教員養成の在り方の抜本的な改革について検討する。あわせて、専修免許状の取得を促す。 • 実践的な指導力を備えた新人教員を養成するとともに、現職教員を対象にスクールリーダーとなる教員養成を行うため、教職大学院の整備・活用を図るとともに、修了者の選考の公平性の確保に留意しつつ、教職大学院等と教育委員会との連携を促す。 • 任命権者に対し、社会人や国際協力経験者をはじめ、多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善等を促す。また、教育委員会に対し、悩みを抱える教員のための相談窓口の設置を図るよう促す。 • 学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。また、初任者研修の効果的な運用をはじめとする教育委員会の行う教職員研修の充実に向けた取組を促す。</p> <p>◇ 教員免許更新制の円滑な実施 教員免許更新制の実施に向けた準備に着実に取り組むとともに、平成 21 年 4 月の制度開始後は、円滑に実施されるよう、周知等必要な取組等を行う。</p> <p>◇ 教員評価の推進 学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価に関する取組を促す。</p> <p>◇ 優秀教員表彰の推進 優れた教員の功績を評価するとともに、広く教員の意欲を高め、あわせて社会全体に教職に対する信頼感と尊敬の念を醸成するため、優秀教員の表彰に関する取組を促す。</p> <p>◇ 指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理</p> </td></tr> </tbody> </table>	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>◇ 教員養成・研修等の推進 • 実践的能力を備えた質の高い教員を養成するため、「教職実践演習(仮称)」を必修化するとともに、その能力の向上を図るために、教員養成に係るカリキュラムや、教職課程に係る事後評価、認定審査の在り方などを見直し、逐次実施する。その状況も踏まえつつ、教員養成の在り方の抜本的な改革について検討する。あわせて、専修免許状の取得を促す。 • 実践的な指導力を備えた新人教員を養成するとともに、現職教員を対象にスクールリーダーとなる教員養成を行うため、教職大学院の整備・活用を図るとともに、修了者の選考の公平性の確保に留意しつつ、教職大学院等と教育委員会との連携を促す。 • 任命権者に対し、社会人や国際協力経験者をはじめ、多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善等を促す。また、教育委員会に対し、悩みを抱える教員のための相談窓口の設置を図るよう促す。 • 学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。また、初任者研修の効果的な運用をはじめとする教育委員会の行う教職員研修の充実に向けた取組を促す。</p> <p>◇ 教員免許更新制の円滑な実施 教員免許更新制の実施に向けた準備に着実に取り組むとともに、平成 21 年 4 月の制度開始後は、円滑に実施されるよう、周知等必要な取組等を行う。</p> <p>◇ 教員評価の推進 学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価に関する取組を促す。</p> <p>◇ 優秀教員表彰の推進 優れた教員の功績を評価するとともに、広く教員の意欲を高め、あわせて社会全体に教職に対する信頼感と尊敬の念を醸成するため、優秀教員の表彰に関する取組を促す。</p> <p>◇ 指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理</p>			
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>◇ 教員養成・研修等の推進 • 実践的能力を備えた質の高い教員を養成するため、「教職実践演習(仮称)」を必修化するとともに、その能力の向上を図るために、教員養成に係るカリキュラムや、教職課程に係る事後評価、認定審査の在り方などを見直し、逐次実施する。その状況も踏まえつつ、教員養成の在り方の抜本的な改革について検討する。あわせて、専修免許状の取得を促す。 • 実践的な指導力を備えた新人教員を養成するとともに、現職教員を対象にスクールリーダーとなる教員養成を行うため、教職大学院の整備・活用を図るとともに、修了者の選考の公平性の確保に留意しつつ、教職大学院等と教育委員会との連携を促す。 • 任命権者に対し、社会人や国際協力経験者をはじめ、多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善等を促す。また、教育委員会に対し、悩みを抱える教員のための相談窓口の設置を図るよう促す。 • 学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。また、初任者研修の効果的な運用をはじめとする教育委員会の行う教職員研修の充実に向けた取組を促す。</p> <p>◇ 教員免許更新制の円滑な実施 教員免許更新制の実施に向けた準備に着実に取り組むとともに、平成 21 年 4 月の制度開始後は、円滑に実施されるよう、周知等必要な取組等を行う。</p> <p>◇ 教員評価の推進 学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価に関する取組を促す。</p> <p>◇ 優秀教員表彰の推進 優れた教員の功績を評価するとともに、広く教員の意欲を高め、あわせて社会全体に教職に対する信頼感と尊敬の念を醸成するため、優秀教員の表彰に関する取組を促す。</p> <p>◇ 指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理</p>					

		<p>指導が不適切な教員が子どもたちの教育に当たることのないよう、厳格な人事管理の実施を促す。</p> <p>〈明日を担う人材の育成〉</p> <p>国民の皆様から信頼される公教育を確立するため、学習指導要領を改訂して必要な授業時間を確保し、基礎的な学力の向上と応用力を養う取組を強化するとともに、体験活動やスポーツ、德育にも力を入れます。教職員の定数の改善などにより子どもたちと向き合える時間を増やすとともに、教員の質の向上に取り組みます。</p> <p>〈教員の質の向上〉</p> <p>4. あらゆる手立てを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる</p> <p>教員の質の向上を図るためにには、優れた人材の採用と、現役教員の能力を、より一層伸ばすとともに、会全体で教員を支援することが必要です。教育再生会議では、今後、教員養成から、採用、資格、研修などあらゆる点から、教員の質を高めるための検討を行いますが、当面、本報告では以下の取組を早急に講じるよう求めます。</p> <p>(1) 社会の多様な分野から優れた人材を積極的に採用する</p> <p>子供がそれぞれの興味・関心に沿って、各自のゴールを目指すには、教える側にも専門知識や経験の豊かさが求められます。人間性に溢れ、多様な経験と専門知識を持った教員を採用し、教育現場の多様化と専門性の深化を図る必要があります。文部科学省は、特別免許状授与数を、今後5年間で採用数の2割以上(ボトムライン)とするなど目標を設定し、教育委員会の積極的な取組を求めるとともに、教育委員会は広く募集活動を行うなど、一層の努力が求められます。</p> <p>また、国際化に対応し、特に英語能力の強化が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、優れた教員を新規採用するため、広く募集活動を行い、教員としての専門性や適格性が厳格に判断されるような採用選考を導入する。 ○ 教育委員会は、社会人経験者や教員養成系学部卒業者以外の大学卒業者も積極的に採用する。また、特に理数系の教員としては、実績のある研究者、大学院修了者など専門的知識に優れ、子供たちにとって魅力ある者を採用する。更に芸術家、スポーツ選手、社会福祉、国際協力等の分野の経験者等についても積極的に登用する。 ○ 国際語である英語の能力を高めるため、教育委員会は、英語の講師にALT(外国語指導助手)経験者、英語を母国語とする外国人などを積極的に登用する。 ○ 教育委員会は、これらの取組に当たって、特別免許状の授与を前提とする採用選考を推進するなど、特別免許状制度を積極的に活用する。 ○ 教育委員会においても、教員養成を行う大学との連携強化や独自の教師塾(注)など、採用前から優れた教員を養成・確保するための取組を推進する。 <p>※ 教師塾とは、質の高い教員の養成・確保を目的として、教育委員会において開設されている機関で、採用前の教員志望の学生、社会人などを対象にし、現職教員等による実践的な講義や実習を通じて教員に</p>
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	
教育再生会議第一次報告	平成19年1月24日	

求められる資質を培っている。名称は教育委員会によって異なる。

- 文部科学省は、あらゆる分野から優れた人材を確保するため、大学における教員養成課程の見直し、採用活動の体制整備や財源の確保を行う。

(2) 頑張っている教員を徹底的に支援し、頑張る教員をすべての子供の前に

【メリハリのある給与体系で差をつける、昇進面での優遇、優秀教員の表彰】

教育現場で日々奮闘し、児童・生徒のために汗をかいている教員がおり、彼らは教育再生に重要な役割を負っています。こうした教員の努力に報い、社会全体が教職の素晴らしさを認めることができるような環境を整えるには、教員の能力と実績の積極的評価とそれに連動した人事・給与など諸制度の改革が不可欠です。

(3) 不適格教員は教壇に立たせない。教員養成・採用・研修・評価・分限の一体的改革

【実効ある教員評価、指導力不足認定や分限の厳格化】

子供は教員を選ぶことができません。教員の人間性、専門性や指導力、学級経営の方法が子供の人格形成や学力に大きな影響を与えます。日々、直接に子供と接する教員は、保護者や住民の信頼を損なうことのないよう、一般の職員等以上に厳しく自らの身を律することは当然です。教員の質の向上のため、教員の養成、採用、研修、評価、分限などあらゆる手立てを講じることが必要です。

○ 教育委員会は、指導力不足教員の認定をはじめ、教員の評価を校長や教育委員会が行う際に、保護者、学校評議員、児童・生徒等からの意見も反映させる。その際、意見を聞く項目や、意見を反映させる際の重み付けを適切に判断し、評価する。

○ 教育委員会は、指導力不足教員の認定基準を明確化し、各教員の日頃の勤務状況を蓄積し、教員の適性を十分見極め、指導力不足教員の認定をきちんと行う。プライバシーに配慮した形で、指導力不足教員の人数、改善への取組、及び成果についても分かりやすい形で公表する。

○ 新卒の教員についても、1年間の条件附採用期間終了時に、教員としての資質や適格性を厳格に判断する仕組みを導入する。

○ 教員研修の内容について、教育委員会は、全員一律の画一的な研修ではなく、課題を抱えている教員に対する重点的な研修、各人の得意分野を伸ばす研修など、メリハリのある教員研修を実施する。

○ 教員の資質向上の観点から、いわば「他流試合」的に、他県等への人事交流を促進する。

○ 教育委員会は、公立学校の優れた教員を、給与・昇進・手当等で優遇する。また、スーパーティーチャー（注）の制度や部活動手当の引上げなど、頑張っている教員を評価し、教員給与に差を設け、メリハリのある給与体系とする。文部科学省・教育委員会等は、優秀教員の表彰を行う。また、希望に応じて研修の機会を与えるなど、頑張っている教員のやる気を更に高める。

※ スーパーティーチャーとは、高い指導力のある優れた教員を位置づけ処遇するため、教育委員会の判断で制度化されている

		<p>職種で、名称は様々であるが、選ばれた教員は研修会の講師を務めたり、他の教員への指導助言を行ったりしている例が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員が児童・生徒と向き合うことに専念できる時間を確保するため、学校は教育委員会と一緒にとなって教員の事務や業務を見直し、教員の事務的負担を効率化・削減する。 ○ 教育委員会は、悩みを抱える教員のための相談窓口の充実を図る。 <p>(4) 真に意味のある教員免許更新制の導入</p> <p>平成19年通常国会に教育職員免許法改正案を提出</p> <p>教員は、教員養成課程で身に付けた能力・技術を日々磨き続け、専門性を深化させていくことが必要です。しかし、教育現場は多忙を極め、また、自らの能力・技術を把握する明確な指標もなく、有効な自己研鑽の機会が提供されていないことも事実です。</p> <p>教員が、時代の変化や要請に合わせた教育を行える能力や資質を確保するため、教員免許更新制を導入することが必要です。ただし、10年ごとに30時間の講習受講のみで更新するのではなく、厳格な修了認定とともに、分限制度の活用により、不適格教員に厳しく対応することを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、教育職員免許法等を改正して、教員免許更新制を導入し、教員の更なる資質向上を図る。その際、講習受講のみで更新するのではなく、メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う仕組みとする。 ○ 指導力不足と認定されている教員については、更新講習ではなく、指導力を上げるための研修を優先的に行い、改善が図られない教員については、分限制度を有効に活用し、教員免許状を取り上げるなど、不適格教員に免許を持たせない仕組みとする。
教育再生会議第二次報告	平成19年6月1日	<p>提言3 教員の質を高める、子供と向き合う時間を大幅に増やす</p> <p>【社会人採用のための特別免許状の活用促進、授業内容改善のための教員研修の充実、教員評価を踏まえたメリハリある教員給与体系の実現、教員の事務負担軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、教員の大量退職期を迎えているこの時期に当たり、特別免許状の活用を促進し、平成24年までに採用数の2割以上を目標とするなど、社会人、大学院修了者等を大量に教員に採用する。 ○ 国、教育委員会は、ITの授業への活用など授業方法の改善のための研修を充実する。また、教育委員会は、教師塾など採用前から質の高い教員を養成・確保する取組を推進する。 ○ 国、地方自治体は、教育界に良き人材を得るために、教員の待遇を充実しつつ、公立学校の教員給与の一括の優遇を見直し、教員評価を踏まえたメリハリのある給与体系にし、頑張る教員を支援する。また、副校長、主幹等の配置など、教職員の加配措置を講ずる。
教育再生会議第三次報告	平成19年12月25日	<p>5. 現場の自主性を活かすシステムの構築 ～情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いる～</p> <p>(3) 多様な分野の優れた社会人等から教員を大量に採用し、学校を活性化させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別非常勤講師、特別免許状を活用し、採用者の2割以上を目標とするなど、普通免許

		<p>状がなくても社会人、大学院修了者等を教員に積極的に採用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会や学校は、教育内容の充実に向け、現役、O Bを含む社会人等の外部人材に協力を求める事項を明確にし、一定の費用負担を含め、こうした人材を積極的に受け入れる仕組みを構築する。企業もこれに積極的に協力する。 ・ 体育、芸術など人材を得にくい地域においては、これらの教員を教育委員会に配置し、複数の学校に派遣する。 <p>(4) 教員養成を抜本的に改革する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員養成大学・学部の教育など、教員養成の在り方を抜本的に見直す <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の教職課程のカリキュラムの見直し、教員養成大学・学部の教員への学校現場での実践豊かな教員の登用など、教員養成の在り方を抜本的に見直す。 ・ また、教員養成大学・学部以外の学生にも教員への門戸を更に拡大するため、教職課程の在り方について根本的に見直す。 ・ 将来的な課題として、教員の一定の質を担保するため、教員免許を国家資格とすることや、特別免許状の活用を促すため、特別免許状を国が出すことについても検討する。
衆・教育再生に関する特別委員会附帯決議	平成19年5月17日	<p>政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>七 教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及び他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。</p> <p>八 免許状更新講習の受講負担を軽減するため、講習受講の費用負担も含めて国による支援策を検討するとともに、へき地等に勤務する教員のための講習受講の機会の確保に努めること。</p> <p>九 大学における教員養成課程の見直しなど、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めるとともに、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。</p>
参・文教科学委員会附帯決議	平成19年6月19日	<p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及び他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。</p> <p>十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。</p> <p>十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時の服務の取扱いについても必要な配慮を行うこと。</p> <p>十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。</p> <p>十五、へき地等に勤務する教員や障がいを有する教員が、多様な免許状更新講習を受講できるよう努</p>

		<p>めること。</p> <p>十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。</p> <p>十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であって教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。</p> <p>十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めること。</p>
(第3期) 科学技術基本計画	平成18年3月28日	<p>(4) 次代の科学技術を担う人材の裾野の拡大</p> <p>① 知的好奇心に溢れた子どもの育成</p> <p>また、高度・先端的な内容の理科、数学、技術等の教科を分かりやすく教え、魅力ある授業を行うことができる教員の養成と資質向上のため、教員養成系大学を中心として、大学における教職課程の教育内容・方法の見直しと充実を図る。さらに、教員の専修免許状の取得のための取組を推進するとともに、高い専門性と実践的な指導力を発揮できる教員の養成を行うことができるよう、教員養成における専門職大学院制度の活用やそのあり方を検討する。</p>
経済成長戦略	平成20年6月10日	<p>(ウ) 英語教育の強化</p> <p>② J E T プログラムを活用した A L T や、英語能力の高い社会人等の指導者の確保を図る。また T O E I C 、 T O E F L 、英検(例えば英検1級程度)を条件に課すなど、英語教員の採用の見直しを促す</p>
経済成長戦略大綱	平成20年6月27日	<p>1. ヒト：「人財立国」の実現</p> <p>(1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築</p> <p>① 教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化教育の質の向上は、成長力・競争力を支えるヒトづくりのために非常に重要である。教育の質の向上を図り、子どもたちの個性を尊重しつつ能力をのばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる観点から、全国的な学力調査の継続的な実施、及びその調査結果の分析等を踏まえた更なる教育内容・方法の改善・充実(習熟度別・少人数指導の推進、言語に関する能力の育成、理数教育・情報教育の充実、小学校低・中学年(たとえば3年生)からの英語教育の必修化を目指し、モデル的な取組を含めた検討や高校生留学の推進)等により、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルの達成を目指すなど、成長力・競争力強化を支える人材を育成する。さらに、教育委員会の活動内容の透明性向上、第三者評価を含む学校評価の充実、コミュニティ・スクールの設置促進、地域の実情に応じた学校選択制の普及、社会の多様な分野からの優れた人材の活用、教員養成・免許制度や採用等の改善と教員免許更新制の円滑な実施による教員の質の向上、能力・実績に見合ったメリハリのある教員給与体系の構築、学校施設や I T 環境等の教育環境の整備の推進、地域住民など社会総がかりの力で学校を支援する取組の推進、飛び入学の促進等により、教育の質の向上を図る。</p>

施策名	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進																																																		
施策の概要	児童生徒が安心して学習でき、教育内容・方法の多様化や社会のニーズに対応した学校施設・設備の整備を推進する。																																																		
【評価結果の概要】	<p>地方の実状に応じて計画的に学校施設等の整備が推進され、全国の公立小中学校等施設の耐震化が推進されるなど安全・安心で豊かな学校施設の整備を推進した。</p> <p>これにより、公立小中学校等施設の耐震化は全体として当初の想定以上に順調に進捗していると判断できるものの、耐震化も耐震診断も未だ完了には至っておらず、今後も耐震化の加速により事業量の増加が見込まれるため、地方公共団体からの要望を踏まえて必要な予算額を引き続き確保していく必要がある。</p>																																																		
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">達成目標2-8-1 公立小中学校、幼稚園、特別支援学校、高等学校的耐震化率の向上。特に大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校等施設(約1万棟)の早期の耐震化。</td> <td>公立小中学校施設における耐震化率</td> <td>%</td> <td>62.3 (20年度)</td> <td>58.6</td> <td>62.3</td> <td>67.0</td> <td>—</td> <td rowspan="4">左記の指標は、学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして適切であるため設定。</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設における耐震化率</td> <td>%</td> <td>57.8 (20年度)</td> <td>54.5</td> <td>57.8</td> <td>60.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公立特別支援学校施設における耐震化率</td> <td>%</td> <td>80.5 (20年度)</td> <td>78.2</td> <td>80.5</td> <td>82.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(推計棟数)</td> <td>棟</td> <td>10,656 (20年度)</td> <td>—</td> <td>10,656</td> <td>7,309</td> <td>—</td> <td>左記の指標は、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして適切であるため設定。</td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	達成目標2-8-1 公立小中学校、幼稚園、特別支援学校、高等学校的耐震化率の向上。特に大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校等施設(約1万棟)の早期の耐震化。	公立小中学校施設における耐震化率	%	62.3 (20年度)	58.6	62.3	67.0	—	左記の指標は、学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして適切であるため設定。	公立幼稚園施設における耐震化率	%	57.8 (20年度)	54.5	57.8	60.1	—	公立特別支援学校施設における耐震化率	%	80.5 (20年度)	78.2	80.5	82.8	—	大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(推計棟数)	棟	10,656 (20年度)	—	10,656	7,309	—	左記の指標は、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして適切であるため設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																											
				19年度	20年度	21年度																																													
達成目標2-8-1 公立小中学校、幼稚園、特別支援学校、高等学校的耐震化率の向上。特に大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校等施設(約1万棟)の早期の耐震化。	公立小中学校施設における耐震化率	%	62.3 (20年度)	58.6	62.3	67.0	—	左記の指標は、学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして適切であるため設定。																																											
	公立幼稚園施設における耐震化率	%	57.8 (20年度)	54.5	57.8	60.1	—																																												
	公立特別支援学校施設における耐震化率	%	80.5 (20年度)	78.2	80.5	82.8	—																																												
	大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(推計棟数)	棟	10,656 (20年度)	—	10,656	7,309	—		左記の指標は、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして適切であるため設定。																																										
【概算要求】	<p>公立学校施設整備費として、平成21年度当初予算においては、1,150億円（※）を計上し、公立学校施設の耐震化等を推進した。</p> <p>また、平成21年度補正予算（第一号）において、公立学校施設の耐震化等の推進のため、2,803億円（※）を計上し、公立学校施設の耐震化等を推進した。平成22年度概算要求においては、1,212億円（※）を計上した。その後、学校耐震化に予算をより重点化し、耐震化の着実な推進に努めていく事としている（平成22年度予算額：1,151億円（※））。</p> <p>※内閣府において計上する沖縄分を含む。</p>																																																		
政策評価の結果の政策への反映状況	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>3. 良好的な治安と災害に強い社会の実現等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。 																																																
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第 3 章 今後 5 年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(3) 基本的方向性ごとの施策</p> <p>① 安全・安心な教育環境を実現する</p> <p>【施策】</p> <p>◇ 学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築</p> <p>基本的な教育条件を全国を通じて確保するため、学校施設の整備を支援する。また、児童生徒等が安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たす小中学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設（約 1 万棟）について、優先的に耐震化を支援する。地方公共団体等に対し、今回の計画期間中のできる限り早期にこ</p>																																																

		これらの耐震化が図られるよう要請する。あわせて、バリアフリー化、アスベスト対策等の施設環境の整備を支援する。
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣の施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	学校施設の耐震化も前倒しで実施します。
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。 (第 3 の重点分野) 地方の底力の発揮 8. 住宅投資・防災強化対策 ◇ 住宅ローン減税や容積率の緩和などを通じて住宅投資等を促進するとともに、省エネ、子育て等に資する住宅の普及を支援する。また、公共施設の耐震化等防災対策を通じて国民の安全を確保する。 <具体的な施策> ○ 公共施設の耐震化等防災対策 <ul style="list-style-type: none">・ 学校や住宅等の耐震化の一層の加速と公共施設の震災対策（空港、上下水道施設、廃棄物処理施設、矯正施設、官庁施設等）・ グリーン化・エコ改修等、道路橋等老朽化の進む社会資本ストックの長寿命化等の保全対策
生活対策	平成 20 年 10 月 30 日	(第 2 の目標) 「持続可能社会」への変革加速 5. 住まい・防災刷新対策 (2) 児童を地震から守る学校づくり等防災対策 ◇ 児童生徒の安全確保に加え、災害時における地域住民の応急避難先の役割も果たす学校その他の施設等の耐震化を前倒し実施するとともに、災害の復旧・防災、消防等の対策を行う。 <具体的な施策> ○ 児童を地震から守る学校づくり等の推進 <ul style="list-style-type: none">・ 大規模地震による倒壊の危険性の高い公立小中学校施設（約 1 万棟）等の耐震化事業の加速化・ 耐震化事業と併せたエコ改修の推進
安心実現のための緊急総合対策	平成 20 年 8 月 29 日	19. 公立学校施設の耐震化の一層の促進を図ること。特に、危険度の高い建物について、早急な耐震補強工事等の実施を促すとともに必要な支援を行うこと。
参・文教科学委員会附帯決議	平成 20 年 6 月 10 日	21. 学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。
参・文教科学委員会附帯決議	平成 19 年 6 月 19 日	子どもたちの安全を確保するため、大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設（約 1 万棟）について、今後 5 年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。
「生活安心プロジェクト」緊急に講ずる具体的な施策	平成 19 年 12 月 17 日	耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設（約 1 万棟）について、今後 5 年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。
『自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策』（閣僚懇談会）	平成 19 年 12 月 18 日	

施策名	教育機会の確保のための特別な支援づくり												
施策の概要	児童生徒が、家庭環境、居住地域等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるようにする。												
【評価結果の概要】	<p>児童生徒が家庭環境、居住地等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるよう、補助金等の交付、実践研究の実施等の取組を行った。</p> <p>全体的には順調に進捗していると判断できるが、一部の達成目標においてはやや遅れが見られるものもあるため、今後児童生徒の教育機会の確保のため、取り組みを更に進める必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>												
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)						
		%	20年度	18年度	19年度	20年度	24年度						
2-9-1 特別な支援を要する児童生徒の教育機会を確保するために、必要な調査研究や補助事業等を推進する。	へき地、市町村合併及び人口の過疎現象に起因する学校統合、過疎地域等において、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、地方公共団体がスクールバス等を購入する際に国庫補助申請が行われた事業にかかる補助採択率	%	20年度	100	100	100	24年度						
	経済的理由により高等學校等への進学後、修学困難なアイヌ子弟へ北海道が奨学金等の給付を行つた経費の一部として、北海道から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率	%	20年度	100	100	100	24年度						
	市町村が就学困難な児童生徒の保護者に対して行う就学援助のうち、要保護者に対して行ったものとして、市町村から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率	%	20年度	100	100	100	24年度						
	中学校夜間学級調査研究校のうち、学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実が見られた学校数の割合	%	20年度	-	100	100	24年度						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等													
現場のニーズである市町村からの申請に対して、補助金適正化法及び当該補助金の補助要綱に則って適切に対応することが当該補助金の目的であるため													
現場のニーズである北海道からの申請に対して、補助金適正化法及び当該補助金の補助要綱に則って適切に対応することが当該補助金の目的であるため													
現場のニーズである市町村からの申請に対して、補助金適正化法及び当該補助金の補助要綱に則って適切に対応することが当該補助金の目的であるため													
当該事業は、中学校夜間学級における学習指導、生徒指導の在り方などについて調査研究を行い、その改善充実を図ることを目的としており、左記達成目標はその考えに基づくものである													

2-9-2 外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。	公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合	%	20年度	85.6	83.5	84.9	85 24年度	・外国人の児童生徒が、言語、家庭環境、居住地域等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるようにするために、特に日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援体制が整っていることが重要であると考えるために、左記の達成目標を設定。 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して実際にどれだけの支援が行えたかが重要であることから、左記の指標を設定。
2-9-3 在外教育施設への教員派遣を行うこと等により、海外在留邦人が帶同する子どもの教育環境の改善を図る。	日本人学校派遣教員数 標準法に基づく教員定数措置率	人 %	20年度	1275 80	1287 80	1289 80	24年度 24年度	左記達成目標は、国内標準法に基づき算定した教員定数に対する措置率(80%)に基づき、設定。

【概算要求】

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、「へき地児童生徒援助費等補助金」として、1,688百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：935百万円)

北海道のアイヌ子弟の高校生等のうち、経済的理由から就学が困難な生徒に対し、北海道が奨学金・通学用品等助成金を給与(貸与)する場合その経費の一部を補助するために必要な経費として、189百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：148百万円)

経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者(要保護者に限る)に学用品費等を給与するなど就学奨励を行う市町村に対し、国が必要な援助を行うための経費として、704百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：704百万円)

中学校夜間学級における学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実を図るため、「中学校夜間学級に関する実践研究」として、5百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等) 298百万円(内数))

公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備のため、281百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算においては、「学校運営支援事業等の推進」(委託事業)(300百万円の内数(5地域))及び「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(補助事業)(13,093百万円の内数(60地域))として計上。)

海外在留邦人子女の教育環境の改善を図るため、在外教育施設への教員派遣等に係る経費として、21,910百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：20,856百万円)

【機構・定員要求】

教育制度の改革等のため、専門官(教育環境改善担当)、義務教育改革係長の見直し解除を要求することとした。(見直し解除)

高校実質無償化を推進するため、高等学校無償化推進室の設置及び室長補佐2名、企画係長1名、高校奨学金係長1名、高校無償化第1係長1名、第2係長1名を要求することとした。(室長補佐2名、企画係長1名、高校無償化第1係長1名、第2係長1名を措置。)

外国人児童生徒に対する就学支援の充実のため、現在の「適応・日本語指導係」を「適応指導係」と「日本語指導係」に分け、日本語指導係長1名、同係員1名を新規で要求した。(日本語指導係長1名、同係員1名措置)

政策評価の結果の政策への反映状況

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの) 教育振興基本計画	平成20年7月1日	第3章 P29 1~7行目 ◇ 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進 小・中・高等学校等における外国人児童生徒等の受入体制の整備や指導の推進のため、母語の話せる支援員を含む外国人児童生徒等の指導に当た

		<p>る人材の確保や資質の向上、指導方法の研究及び改善を行うとともに、関係府省との連携を図りながら、地方公共団体における先進的なモデル事業例の情報提供など就学の促進等の取組を推進する。</p> <p>また、在外教育施設に在籍する児童生徒への教育を推進する。</p> <p>P 36 35～36 行目、P 37 1 行目</p> <p>◇ 奨学金事業等の推進</p> <p>各都道府県及び市町村においても、適切な就学援助や高等学校奨学金事業が行われるよう促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本に定住する外国人やその子どもが、増加しつつあります。新たに設けた担当組織の下、地域における支援を進めます。 ・ 経済状況の厳しい中でも不安なく教育を受けられるようにすることや、国際的に活躍できる人材の育成などについて、日本の将来を見据え、教育再生懇談会において幅広く検討を進めます。
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣の施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	<p>1 「教育安心社会」の実現－「人生前半の社会保障」の充実を一 2 具体的取組</p> <p>(1) 保護者の教育費負担の軽減方策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の児童生徒に対する就学援助を充実し、自治体の財政力によって差が生じないよう、財源措置等の在り方を含め、就学援助の新たな仕組みを検討。 ・ 経済的に困難な高校生に対し、授業料減免措置の拡充や奨学金の充実を図るとともに、これらとの関係も含め新たな給付型教育支援制度(高校版就学援助)の創設を検討。 <p>2 教育のグローバル化と創造性に富んだ科学技術人材の育成</p> <p>(1) 国際的に活躍できる人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のグローバル化に伴う日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加に対応し、公立学校における円滑な受入れ体制の整備や日本語指導の充実を図るとともに、国際理解教育を推進する。 ・ 日本の若者(高校生含む)の海外留学を大幅に増加させるため、奨学金制度や派遣制度を充実。
教育再生懇談会第四次報告	平成 21 年 5 月 28 日	<p>第 2 章 成長力の強化</p> <p>4. 地域発の成長</p> <p>活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島航路・産業の再生を図るとともに、離島における子弟教育の充実や適切な医療の確保への取組なども含めた離島地域の実情に応じた活性化策等を積極的に推進する。
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	<p>第 3 章 安心社会の実現</p> <p>1. 生活安心保障の再構築</p> <p>(2) 安心社会実現の道筋</p> <p>②安心回復局面(2011年度頃～2010年代半ば)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修学困難な高校生・大学生への公平な教育機会の確保のための制度(授業料減免等教育費負担の軽減)の質的充実・拡大、若年層の人材投資(留学・研修への支援)の拡充を行う。 <p>2. 安全・生活の確保等</p> <p>②生活支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども等への日本語指導等を含めた定住外国人への支援を推進する。 <p>4. 教育の再生</p>

		<p>・ 安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。</p>
教育安心社会の実現に関する懇談会報告	平成 21 年 7 月 3 日	<p>P 7 4～5 行目 公財政支出による教育費の充実により教育に関する家庭負担を軽減することが求められる。 P 17～P 19 (別添)</p>
経済成長戦略大綱 (平成 20 年度)	平成 20 年 6 月 27 日	<p>P 30 人材の国際競争力の強化・相互理解の促進のため、外国人留学生制度の充実を図る。…(中略)…、外国人児童生徒の教育等に配慮した生活環境の整備を取り組む。 P 66 第 5. 生産性向上型の 5 つの制度インフラ 1. ヒト：「人財立国」の実現 (3) 人材の国際競争力の強化 ③ グローバル化に対応する多文化共生社会の構築 加えて「「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」(平成 18 年 12 月 25 日)に基づき、日本語教育の充実、標識・各種表示等の外国語表記の拡大、実効性のある在留管理システムの構築、住宅確保、外国人児童生徒の教育の充実などについて実施していく。</p>
長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年 6 月 1 日	<p>P 29 7 行目 第 5 章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 (1) 早急に取り組むべき課題 2) 次世代投資の充実と強化 ② 世界の頭脳が集まる拠点づくり ・ 生活者としての外国人に対する支援 - 外国人の子どもの教育の充実。</p>
外国人学校及び外国人子弟の教育を支援する議員の会 中間とりまとめ・提言	平成 20 年 6 月 11 日	<p>3. 公立学校における外国人児童生徒への教育の充実 ① 外国人子弟の不就学等に関する全国調査の実施及び就学実態を学校教育調査項目に入れること ② 外国人児童生徒の受入促進事業の予算拡充 ③ 学校内日本語指導の指導体制の整備・充実 ④ 日本の学校への進学問題の克服 ⑤ 多文化共生教育の必要性 ⑥ 外国人学校と教育委員会、公立学校等との連携の促進</p>
「生活者としての外国人」に関する総合的対応策	平成 18 年 12 月 25 日	<p>P 6 18～22 行目 (2) 就学の促進 外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制を構築する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)</p>

施策名	幼児教育の振興							
施策の概要	教育基本法第11条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。							
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>地域や保護者の多様なニーズに対応するため、認定こども園制度の普及促進を図り、幼稚園における子育て支援の充実を促した。また、幼稚園における学校評価や幼稚園教育要領の理解推進に努めた。さらに、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園への就園機会の充実を図った。</p> <p>全体として一定の進捗はみられたものの、個々の達成目標について十分に達成できたとは言えないものもあるため、今後、目標達成年度に向けて取り組みを更に進める。</p> <p>重要対象分野に関する評価のフォローアップ事項についても対応を行い、「施策への反映」において詳細に記している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
達成目標 2-10-1 「認定こども園」制度の普及促進を図り、保護者や地域の多様な教育・保育ニーズに応える	認定こども園の認定件数 (各翌年4月1日現在)	件	229 (19年度)	94	229	358	2000 (23年度)	・左記達成目標は、保護者や地域の多様なニーズに応える認定こども園制度の普及促進を図る必要があるため、設定した。 ・認定こども園制度は平成18年度に創設された新しい制度であることから更なる制度の普及促進が求められているところであり、普及促進の進捗状況を測るために認定件数、設置されている都道府県数といった左記指標を設定した。
	認定こども園が設置されている都道府県数 (各翌年4月1日現在)	都道府県	40 (19年度)	30	40	43	47 (平成23年度)	
達成目標 2-10-2 幼稚園における学校評価や幼稚園教育要領の理解推進等を通じ、幼児教育の質の向上を図る	学校関係者評価(保護者・地域住民等で構成された委員会等が、自己評価結果について評価することを基本として行う評価)を行っている幼稚園の割合	%	22.1 (18年度)	22.1	—	集計予定	69 (23年度)	・左記達成目標は、幼稚園における学校評価や幼稚園教育要領の理解促進等を通じ、幼児教育の質の向上を図る必要があるため設定した。 ・左記指標の設定根拠は、学校評価の推進状況を把握するため、平成19年に学校教育法等において努力義務とされた学校関係者評価を実施している幼稚園の割合を指標とした。 また、新教育課程説明会については、一層の幼稚園教育要領の周知徹底を図ることを目的にしていたため、その参加者数を指標とした。
	新教育課程説明会の参加者	人	22804 (20年度)	—	—	22804		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等								

達成目標 2-10-3 幼稚園が行う子育て支援についての内容の充実を促し、地域や保護者のニーズに対応した子育て支援の充実を図る。	幼稚園教職員による子育て相談の実施率	%	32.9 (19年度)	-	32.9	31.8	8%以上の上昇(23年度)	<ul style="list-style-type: none"> 左記達成目標は、子育て支援についての内容の充実を促し、地域や保護者のニーズに対応する必要があるため設定した。 左記指標の設定根拠は、幼稚園教育要領に具体的としてあげられる子育て相談、情報提供、親子登園(未就園児保育)、保護者同士の交流の機会の提供(井戸端会議)の実施率である。
	子育て支援事業の情報提供(情報誌・紙)の実施意率	%	26.2 (19年度)	-	26.2	26.1	8%以上の上昇(23年度)	
	未就園児に対する保育の実施率	%	57.8 (19年度)	-	57.8	58.9	8%以上の上昇(23年度)	
	子育て井戸端会議の実施率	%	21.6 (19年度)	-	21.6	19.5	8%以上の上昇(23年度)	
達成目標 2-10-4 幼稚園への就園機会の充実を図る	第2子以降の保護者負担の軽減【同時就園の場合】(第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合)	第2子	0.7 (18年度)	0.7	0.7	0.7	0.5 (23年度)	<ul style="list-style-type: none"> 左記達成目標は、幼稚園に通う園児をもつ保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児の幼稚園への就園機会の確保を図る必要があるため設定した。 左記指標の設定根拠は、幼稚園就園奨励費補助金の目的を踏まえ、特に経済的負担の大きい兄弟姉妹のいる家庭に対する就園奨励費事業措置後の経済的負担軽減の割合を設定することとし、第1子保護者負担に対する第2子以降の負担割合を指標とした。
			0.2 (18年度)	0.2	0.2	0.2	0.0 (23年度)	
	第2子以降の保護者負担の軽減【兄・姉が小学生の場合】(第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合)	第2子	0.9 (18年度)	0.9	0.9	0.9	0.5 (23年度)	
			0.8 (18年度)	0.8	0.8	0.8	0.0 (23年度)	
	第2子以降の保護者負担軽減措置に係る適用条件の拡充		小1まで拡充 (18年度)	小1まで拡充	小2まで拡充	小3まで拡充	小3まで拡充 (23年度)	

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 「安心こども基金」の活用により、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備や、認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援を実施。（平成21年度1次補正予算 1,500億円の内数（文科省・厚労省合計）） 幼稚園の子育て支援活動の推進のため、子育て支援推進経費として1,150百万円を要求した。（平成22年度予算額：1,150百万円） また、幼稚園の教育内容・方法の改善充実のため、「幼稚園教育理解推進事業」として34百万円（平成22年度予算額：34百万円）及び「幼児教育の改善・充実調査研究」として130百万円（平成22年度予算額：75百万円）を要求した。 さらに、幼稚園就園奨励費補助について、子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直すとともに、第2子の保護者負担を軽減を図り、20,903百万円を要求した。（平成22年度予算額：20,417百万円）</p>												
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">施政方針演説等</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年月日</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">経済財政改革の基本方針 2008</td><td style="padding: 10px; text-align: center;">平成 20 年 6 月 27 日</td><td style="padding: 10px;"> <p>P 5 36 行目～P 6 2 行目 第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 【具体的手段】 ① 新雇用戦略 • 「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">経済財政改革の基本方針 2009</td><td style="padding: 10px; text-align: center;">平成 21 年 6 月 23 日</td><td style="padding: 10px;"> <p>第3章 安心社会の実現 1. 生活安心保障の再構築 (2) 安心社会実現の道筋 ① 安心再構築局面（2009 年度～2011 年度頃） • 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。 ② 安心回復局面（2011 年度頃～2010 年代半ば） • 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教育振興基本計画</td><td style="padding: 10px; text-align: center;">平成 20 年 7 月 1 日</td><td style="padding: 10px;"> <p>第3章 P27 27 行目～P28 20 行目 (2) 施策の基本的方向 基本的方向 2 ⑤ 幼児期における教育を推進する 改正教育基本法第 11 条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。 【施策】 ◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進 国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が 2,000 件以上になることをを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革を取り組む。また、小学校就学前の幼児のうち 3 歳児については、幼稚園、保育所又は認定こども園への就園の普及啓発に努めていく。 ◇ 幼児教育全体の質の向上 • 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平</p> </td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>P 5 36 行目～P 6 2 行目 第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 【具体的手段】 ① 新雇用戦略 • 「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。</p>	経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	<p>第3章 安心社会の実現 1. 生活安心保障の再構築 (2) 安心社会実現の道筋 ① 安心再構築局面（2009 年度～2011 年度頃） • 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。 ② 安心回復局面（2011 年度頃～2010 年代半ば） • 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。</p>	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第3章 P27 27 行目～P28 20 行目 (2) 施策の基本的方向 基本的方向 2 ⑤ 幼児期における教育を推進する 改正教育基本法第 11 条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。 【施策】 ◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進 国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が 2,000 件以上になることをを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革を取り組む。また、小学校就学前の幼児のうち 3 歳児については、幼稚園、保育所又は認定こども園への就園の普及啓発に努めていく。 ◇ 幼児教育全体の質の向上 • 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平</p>
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）											
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>P 5 36 行目～P 6 2 行目 第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 【具体的手段】 ① 新雇用戦略 • 「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。</p>											
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	<p>第3章 安心社会の実現 1. 生活安心保障の再構築 (2) 安心社会実現の道筋 ① 安心再構築局面（2009 年度～2011 年度頃） • 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。 ② 安心回復局面（2011 年度頃～2010 年代半ば） • 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。</p>											
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第3章 P27 27 行目～P28 20 行目 (2) 施策の基本的方向 基本的方向 2 ⑤ 幼児期における教育を推進する 改正教育基本法第 11 条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。 【施策】 ◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進 国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が 2,000 件以上になることをを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革を取り組む。また、小学校就学前の幼児のうち 3 歳児については、幼稚園、保育所又は認定こども園への就園の普及啓発に努めていく。 ◇ 幼児教育全体の質の向上 • 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平</p>											

成 21 年から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。また、幼稚園が行う「預かり保育」についても、新しい幼稚園教育要領に規定した内容の周知を図る。

- ・ 幼稚園における学校評価の実施とその結果の公表についても、幼稚園の特性を踏まえて、前述の小学校や中学校等と同様の取組を推進する。
- ・ 教職員の資質向上のため、幼稚園・保育所の教職員に対する合同研修を促進するとともに、養成段階における幼稚園教諭免許と保育士資格の取得の促進はもとより、現職者においてもそれらの併有を促す。さらに、幼稚園教諭一種免許状を有する現職幼稚園教員の増加を促す。
- ・ 幼稚園の保健安全対策に関する取組を促す。

- ◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、小学校就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。
- ◇ 幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進
幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等を活用した子育てへの支援を推進する。

(第 3 章 (3) 基本的方向 ② ◇ 幼稚園等を活用した子育ての支援の推進 ② 家庭の教育力の向上を図る ◇ 幼稚園等を活用した子育ての支援の推進 幼稚園、保育所及び認定こども園が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育ての支援を促す。)

P 39 2 行目～8 行目

(4) 特に重点的に取り組むべき事項

○ 幼児教育の推進

幼稚園と保育所の連携を進め、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成 21 年度から実施するとともに、幼児教育に携わる教職員の資質向上のための取組を促す。あわせて、認定こども園については、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が 2,000 件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む。

P 41 23 行目

○ 教育への機会の保障

就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。

3 P 8 21 行目～34 行目、
《1 新待機児童ゼロ作戦の推進（I）～認定こども園の抜本的改革》
【21 年度における当面の対応（概算要求予定）】

社会保障の機能強化
のための緊急対策～
5 つの安心プラン～

平成 20 年 7 月 29 日

〔「こども交付金」の創設等〕《厚生労働省、文部科学省》

- 集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討

- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進

【制度的な見直しを検討】

〔認定こども園の制度改革〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

- 地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえた認定こども園の制度改革に向けた検討（平成20年度中に結論を得る）

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔二重行政の解消〕《厚生労働省、文部科学省》

- 会計処理、監査事務の簡素化、制度の普及啓発を図るガイドライン整備等の運用改善策のとりまとめ・推進による二重行政の解消

P10 18行目

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

〔保育料等の軽減〕《文部科学省》

- 幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進							
施策の概要	障害のある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。							
【評価結果の概要】	<p>発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための実践研究事業や、教員の専門性向上のための事業等を実施した。</p> <p>達成目標はいずれも順調に達成できており、全体的に見て、想定した以上に進展していると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度			目標値 (年度)
	2-11-1 幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。	公立小・中学校における個別の指導計画作成率	%	38.5 (18年度)	38.5 	63.8 	80.9 	
	2-11-2 特別支援学校教諭免許状非保有者の認定講習受講者数	公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率	%	19.9 (18年度)	19.9 	35.8 	52.3 	
		特別支援学校教諭免許状非保有者の認定講習受講者数	人	29,560 (19年度)	28,276 	29,560 	27,057 	
		特別支援学校教諭等免許状保有者の割合 ※ 平成18年度の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合。平成19年度は、担当学級の障害種と自立教科等の免許状保有率を併せたもの。	%	68.3 (19年度)	61.1 	68.3 	69.0 	
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】							
	幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、9,401百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議における「事務事業の横断的な見直し」の方針を踏まえ、既存事業を整理・統合するなど、事業の見直しを行った。（平成22年度予算額：9,023百万円）							
	【機構・定員要求】							
	発達障害のある児童生徒等の教育の振興に関する企画・立案、実態把握に関する調査研究、関係省庁・関係団体との連絡調整等を行うため、定員要求（課長補佐1名及び発達障害企画係長1名）を行った。（査定の結果、要求どおり定員増が認められた。）							
	【業務改善】							
	特別支援教育課関係事業が着実に実施されるよう、事業の実施先に対して事業説明会や協議会を実施したほか、実地調査を伴う指導助言を行った。							

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	<p>第3章 安心社会の実現 4. 教育の再生 「教育基本法」の理念を実現し、公平な教育機会を確保するため、公教育の質の向上を図る。そのため、「教育振興基本計画」等に基づき、…特別支援教育…などの新たな時代に対応した教育施策に積極的に取り組む。</p>
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等 (2) 重要課題への対応 ④ 福祉施策や健康対策等の推進 障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。</p> <p>2. 未来を切り拓く教育 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際…特別支援教育…など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p>
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2007 平成 19 年 6 月 19 日	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現 2. 教育再生 【具体的な手段】 (1) 学力向上の取組 ② 分かりやすく、魅力のある授業 発達障害児など特別な支援の必要な子どもたちのための教員・支援員の適正配置や外部専門家の活用などすべての子ども一人ひとりに応じた教育。</p>
教育振興基本計画 平成 20 年 7 月 1 日		<p>第3章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ⑥ 特別なニーズに対応した教育を推進する 改正教育基本法第 4 条第 2 項において、障害のある者への教育上の支援について新たに規定された。障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。</p>
第 169 回国会における渡海文部科学大臣所信表明演説 平成 20 年 2 月 22 日 平成 20 年 3 月 18 日		<p>発達障害を含む障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育や、海外子女、外国人児童生徒の教育を推進します。</p>
重点施策実施 5 か年計画（障害者施策推進本部決定） 平成 19 年 12 月 25 日		<p>4 教育・育成 ○ 基本方針 発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。</p>

施策名	義務教育に必要な教職員の確保																																																		
施策の概要	公立義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図り、優秀な教職員を確保するとともに、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくる。																																																		
策に する評価 結果の概 要と達成目 標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>公立義務教育諸学校における学級規模と教職員配置の適正化については、全ての都道府県において公立小・中学校の教員数が教員定数を充足しており、成果を上げている。</p> <p>教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりについては、主幹教諭のマネジメント機能の強化のための加配措置を行った全ての県において、問題発生時等の校内体制の確立や各種会議の見直し等のマネジメント機能が強化されており、成果を上げている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-1-1 公立義務教育諸学校 における学級規模と教 職員の配置の適正化を 図る。</td> <td>公立小・中学校の教員 定数の充足状況</td> <td>県</td> <td>一</td> <td>45</td> <td>43</td> <td>45</td> <td>左記指標は、全国すべての地域で教員が必要数確保されて いるか判断するため設定している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align:center;">※各年度とも5月1日現在の状況 年度途中には全ての県で充足している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-1-2 教員が子ども一人一人 に向き合う環境をつくる。</td> <td>加配措置により、主幹 教諭のマネジメント機能 が強化され、教員が子 どもに向き合う環境づく りに成果を上げていると の報告がなされた県の 数</td> <td>県</td> <td>一</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>左記指標は、主幹教諭のマネジメント機能の強化のための加 配措置が、教員が子どもに向き合う環境づくりに効果があつた かを判断するため設定している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" rowspan="3" style="text-align:center;">※加配措置を行った県の数 H18 H19 H20 — — 12県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	3-1-1 公立義務教育諸学校 における学級規模と教 職員の配置の適正化を 図る。	公立小・中学校の教員 定数の充足状況	県	一	45	43	45	左記指標は、全国すべての地域で教員が必要数確保されて いるか判断するため設定している。					※各年度とも5月1日現在の状況 年度途中には全ての県で充足している。				3-1-2 教員が子ども一人一人 に向き合う環境をつくる。	加配措置により、主幹 教諭のマネジメント機能 が強化され、教員が子 どもに向き合う環境づく りに成果を上げていると の報告がなされた県の 数	県	一	—	—	12	左記指標は、主幹教諭のマネジメント機能の強化のための加 配措置が、教員が子どもに向き合う環境づくりに効果があつた かを判断するため設定している。					※加配措置を行った県の数 H18 H19 H20 — — 12県			
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																												
				18年度	19年度			20年度																																											
3-1-1 公立義務教育諸学校 における学級規模と教 職員の配置の適正化を 図る。	公立小・中学校の教員 定数の充足状況	県	一	45	43	45	左記指標は、全国すべての地域で教員が必要数確保されて いるか判断するため設定している。																																												
				※各年度とも5月1日現在の状況 年度途中には全ての県で充足している。																																															
3-1-2 教員が子ども一人一人 に向き合う環境をつくる。	加配措置により、主幹 教諭のマネジメント機能 が強化され、教員が子 どもに向き合う環境づく りに成果を上げていると の報告がなされた県の 数	県	一	—	—	12	左記指標は、主幹教諭のマネジメント機能の強化のための加 配措置が、教員が子どもに向き合う環境づくりに効果があつた かを判断するため設定している。																																												
				※加配措置を行った県の数 H18 H19 H20 — — 12県																																															
政策評価 の結果の 政策への 反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図ができるよう、概算要求に教職員定数5,500人の改善を盛り込んだ。(平成22年度予算では4,200人の改善)</p>																																																		
関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第3章 P22 4~8行目</p> <p>① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する</p> <p>◇ 学校現場の創意工夫による取組への支援</p> <p>学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の充実を図る。</p> <p>第3章 P25 1~21行目</p> <p>③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる</p> <p>教員は、子どもたちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な待遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。</p> <p>教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。</p> <p>【施策】</p> <p>◇ メリハリある教員給与体系の推進</p> <p>人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリのある教員給与体系の中でもがんばる教員の適切な待遇を推進する。</p> <p>◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり</p> <p>教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。その際、教員に広く一般社会から教育に熱意と能力・適性</p>																																																

		<p>を備えた人材の導入の促進を目指し、社会人採用のための特別免許状制度等の活用等を促す。また、学校と地域との連携体制を構築し、地域住民が事務等について学校を支援する「学校支援地域本部」などの取組を促す。あわせて、調査の見直し、教育現場のＩＣＴ化、事務の簡素化・外部化、学校事務の共同実施などに取り組む。</p> <p>P 39 10～19 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり ○ 教員の資質向上 メリハリある教員給与体系の推進、実践的指導力の育成のための教員養成課程の改善、多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、平成21年度から教員免許更新制が円滑に実施されるよう必要な取組等を行う。 ○ 教員の子どもと向き合う環境づくり 教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」などの地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のＩＣＴ化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。 <p>第5章 P 26 16～23 行目</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・德育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のＩＣＴ化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。 <p>第3章 P 17 1～10 行目</p> <p>4. 教育の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育基本法」の理念を実現し、公平な教育機会を確保するため、公教育の質の向上を図る。そのため、「教育振興基本計画」等に基づき、①初等中等教育については、新学習指導要領の円滑な実施、幼稚教育、特別支援教育、国語教育、外国語教育、德育や読書・体験活動の充実、「スクール・ニューディール」構想の推進、教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくり、教職員定数の適正化や多様な手段を通じた学校のマンパワーの充実、学校の事務負担軽減、教育的観点からの学校の適正配置、②高等教育については、国際的に開かれた大学づくり、高等教育の教育研究基盤の充実、競争的資金の拡充などの新たな時代に対応した教育施策に積極的に取り組む。 <p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、習熟度別指導や少人数教育の拡充、教員の事務負担軽減、改訂学習指導要領の円滑な実施等を図るために、教職員定数の改善に努めること。 二、平成二十年度予算で措置される、千百九十五人の
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	
参・文教科学委員会附帯 決議	平成 20 年 3 月 31 日	

定数改善措置・七千人の非常勤講師配置・学校支援地域本部事業について、「子どもと向き合う時間の確保」にどの程度効果があったか、その検証に努めること。

三、教職の専門性・重要性を踏まえ立法化された「人材確保法」の意義は、大量退職・大量採用時期を迎えた今日、ますます高まっていることから、法の趣旨を踏まえた教員給与の充実に努めること。あわせて、四十年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのための財源確保に努めること。

四、平成二十年四月の改正労働安全衛生法の完全実施に当たっては、管理者による過重労働の対策に万全を期すこと。

施策名	大学教育研究の質の向上
施策の概要	<p>大学等の教育研究を支える基盤を強化しつつ、特色ある発展に向けた取組などを支援することや、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保すること等により、大学等の国際化や教育研究の質の向上・保証を推進する。</p>
【評価結果の概要】	<p>大学等の特色や個性に即した各種プログラムを継続的に実施することで、各大学等が自主的に特色・個性ある多様な取組を実施している。各大学等は申請の検討過程等で教育改革に意欲的に取り組むと共に、フォーラム等へ積極的に参加する等、各大学等において積極的・意欲的な教育改革の取組が実施されている。</p> <p>また、FD（ファカルティ・ディベロPMENT）を行う大学、厳格な成績評価（GPA）を行う大学は順調に増加しており、大学において授業の質を高めるための取組も普及しつつある。</p> <p>更に、英語による授業を実施している大学数が増加しており、大学の国際化に資する取組が進められている。</p> <p>専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した大学院として、平成15年度に創設された。</p> <p>この背景をもとに、国公私立が行う、産業界、学協会、職能団体及び地方公共団体等との連携に基づいて教育方法等の充実に資する先導的な取組について、国公私を通じた競争的な環境の中で重点的に支援することにより、高等教育機関における高度専門職業人養成等の一層の強化を図ることを目的として、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」を実施した。その結果、共同取組を含め、平成20年度までに108専攻（累積）が当該プログラムによる支援を受けており、専門職大学院の62%が、高度専門職業人の養成を目的とした教育内容・方法の開発・充実等を図る取組を実施している。</p> <p>国際的に魅力ある大学づくりを推進するため、国内外の大学・機関との連携と若手研究者の育成機能の強化を含め、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援するとともに、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院（博士課程、修士課程）を対象として、コースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育取組を支援する。</p> <p>文部科学省では、「新時代の大学院教育」（平成17年9月中央教育審議会答申）等において、21世紀COEプログラムをより充実・発展させて引き続き国際的に卓越した教育研究拠点に対して支援を行うことが必要であると提言されたことを踏まえ、平成19年度より、国際的に卓越した教育研究拠点の形成をより重点的に支援する「グローバルCOEプログラム」を実施している。平成19年度には28大学63拠点（申請：111大学281拠点）、平成20年度には29大学68拠点（申請：130大学315拠点）を採択した。</p> <p>グローバルCOEプログラムの採択拠点においては、申請時と比較して、博士課程修了者の企業への就職者数の増加、企業等との共同研究の実施件数の増加、国際学会での基調講演・招待講演回数の増加、外国人留学生数の増加など博士課程修了後の進路の多様化、研究活動の活発化、人材の国際流動性の向上など、人材育成面や研究活動面において成果が確認されている。</p> <p>さらに、「新時代の大学院教育」（平成17年9月中央教育審議会答申）を踏まえ、平成18年度から5年間の体系的・集中的な取組計画である「大学院教育振興施策要綱」（平成18年3月）を策定し、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）、国際的な通用性、信頼性の確保、国際競争力ある卓越した教育研究拠点の形成の3つの方向性を示し、国際的に魅力ある大学院づくりを推進している。</p> <p>大学院教育の実質化については、各大学院の人材養成目的の明確化、FD実施の義務化、成績評価基準の明示等について大学院設置基準を改正（平成19年4月施行）し、さらにこれらを踏まえて、教育の実質化に向けた各大学院の優れた取組を支援する事業として、平成19年度より「大学院教育改革支援プログラム」を実施している。平成19年度には61大学126件（申請：154大学355件）、平成20年度には47大学66件（申請：161大学273件）を採択し、優れた組織的・体系的な教育取組に対して重点支援を行った。</p> <p>また、各大学院における「大学院教育振興施策要綱」に明示した大学院教育の実質化に関する取組について調査を行ったところ、標準修業年限内での学位授与率が増加する（平成17年度：42.6%→平成18年度：43.5%）など博士の学位授与の円滑化が促進されている傾向がある。また、競争的資金等の外部資金によるTA・RA雇用を実施する大学が増加する（平成17年度：17.3%→平成18年度：19.7%）など大学院学生に対する経済的支援の強化が図られている。</p> <p>平成20年度より開始した戦略的大学連携支援事業を実施することで、国公私立大学間の積極的な連携を推進し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準の更なる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図っているところである。</p> <p>また、同じく平成20年度より開始した「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」を実施することで、複数の大学が緊密に連携し、それぞれが得意とする分野の相互補完を図り、幅広い知識と技術を有する優れた専門医・臨床研究者を養成するプログラムの構築を支援している。</p> <p>本取組により、大学病院間の連携が推進され、各病院を循環しながら修練や幅広い経験を積むことが出来る医師キャリア形成システム構築の活性化を促している。</p> <p>届出制度の導入により、制度導入前（平成13年度～平成15年度開設分の平均302件）に比べ、毎年度の大学等の設置に係る届出、認可の総件数（平成16年度～平成21年度開設分の平均393件）は増加しており、大学設置認可の弾力化による大学等の参入や組織改編は、順調に進捗していると</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	

言える。

認証評価機関の整備も一層の充実が図られ、平成20年度においては、経営分野を行う評価機関として大学基準協会が、助産分野を行う評価機関として日本助産評価機構が、新たに専門職大学院における分野別の評価機関として認証された。

大学の資金調達・運用に関するルール作りや学内体制の整備を行うに当たっての参考に供するため、調査研究を実施し、大学に周知した。各法人では、このような調査研究も参考としつつ、資金調達・資産運用に努めており、寄附金受入額及び財務収益は増加傾向にある。また、ライセンス対価等として取得した新株予約権の権利行使が可能である旨を大学に通知したほか、土地等の貸付等に係る考え方を示すことで資産運用の弾力化を図っている。

以上より、国立大学法人の基盤強化の一つとして、資金調達・資産運用の活発化のための環境整備が着実に進展している。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
4-1-1 大学における教育内容・方法等の改善・充実を図り、各大学の個性・特色を踏まえた人材の育成機能を強化するとともに大学等の国際化を推進する。	1. ファカルティ・ディベロップメントの取組を行つている大学数	大学数 割合 (%)	—	628 — 86	664 + 90	未調査 — 未調査	—	国公私立大学を通じた大学教育改革プログラムは、各大学が教育面での改革の推進や個性・特色の一層の明確化を図るために、国公私立大学を通じた競争的環境の下で、優れた取組を選定・支援するものである。このため、本達成目標を計るにあたり、各プログラムの申請件数・選定件数を指標として設定する。また、大学教育改革の取組の一つであるFD(ファカルティ・ディベロップメント)や厳格な成績評価(GPA)、英語による授業等に取り組んでいる大学数を指標として設定する。
	2. 厳格な成績評価(GPA)の取組を行つている大学数	大学数 割合 (%)	—	270 — 38	295 + 41	未調査 — 未調査	—	
	3. 英語による授業を実施している大学数(学部段階)	大学数 割合 (%)	—	185 — 26	194 + 27	未調査 — 未調査	—	
	4. 英語による授業を実施している大学数(研究科段階)	大学数 割合 (%)	—	158 — 27	177 + 30	未調査 — 未調査	—	
	1. 「質の高い大学教育推進プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	— —	— —	148 939	—	
	2. 「特色ある大学教育支援プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	48 331	52 331	— —	—	
	3. 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	112 565	119 600	— —	—	
	4. 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」採択件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	— —	70 272	23 230	—	
	5. 「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	107 141	143 178	182 234	—	
6. 「大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育研究実践支援)」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	281 430	245 385	172 227	—	—	
	7. 「大学教育の国際化推進プログラム(国際・連携支援)」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	— —	— —	19 105	—	
	8. 「大学教育の国際化推進プログラム(戦略的国際連携支援)」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	5 78	— —	— —	—	
	9. 「大学教育の国際化推進プログラム(先端的国際連携支援)」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	—	— —	6 51	— —	—	

	10. 「社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」(平成18,19年度は「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」)選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	22 110	16 72	- -		
	11. 「がんプロフェッショナル養成プラン」採択件数(申請件数)	選定件数 申請件数	- -	18 22	- -		
	12. 「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」採択件数(申請件数)	選定件数 申請件数	- 26	6 8	- -		
	13. 「产学連携による実践型人材育成事業」採択件数(申請件数)	選定件数 申請件数	- -	- -	11 88		
	14. 「派遣型高度人材育成協同プラン」採択件数(申請件数)	選定件数 申請件数	- 30	10 -	- -		
	15. 「ものづくり技術者育成支援事業」選定件数(申請件数)	選定件数 申請件数	- -	- 79	12 -		
	16. 「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」採択件数(申請件数)	選定件数 申請件数	- -	- 35	6 -		
4-1-2	専門職大学院の教育の高度化に向けた取組への支援状況	支援専攻数(実数)※1(延べ) 選定専攻数※2 設置専攻数 支援専攻数/設置専攻数(%)	86 21 140 61	90 36 149 60	108 47 174 62		左記の補助事業は、各大学が教育内容・方法の開発・充実を図る取組を支援するものであるため、設置されている専門職大学院の専攻のうち、当該事業により支援した専攻数(実数)の割合、および支援を受けた取組の内容を達成指標として設定する。
	必要とされる取組の実施状況	プログラムの選定件数(延べ) 新たな教材開発(件数) カリキュラムの充実(件数) 大学間ネットワークの形成等(件数)	85 43 23 19	105 51 33 21	125 52 44 29		※1 財政支援した実専攻数(共同取組への参加を含む)。 複数の取組が選定された専攻でも「1」とカウント。 ※2 各年度に新規選定された専攻数(共同取組への参加を含む)

4－1－3 国公私立大学を通じた競争的環境の下で、優れた若手研究者の育成機能の強化や国内外の大学・機関との連携強化等を通じて、国際的に卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育の実質化を推進する。	博士課程修了後の進路の多様化	博士課程修了者の企業への就職率（企業への就職者数／全修了者数）		23.90% 26.70% 25.80%		国際的に魅力ある大学づくりを推進するため、国内外の大 学・機関との連携と若手研究者の育成機能の強化を含め、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援するとともに、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院（博士課程、修士課程）を対象として、コースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育取組を支援する。このため、本達成目標を計るにあたり、教育研究拠点の活動状況を測るために指標及び大学院における教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）の状況を指標として設定する。
	研究活動の活発化	企業等との共同研究の実施件数		3,464件 3,881件 4,400件		
	海外大学・研究機関との共同研究の実施件数			1,690件 1,889件 2,199件		
	国際学会での基調講演・招待講演回数			1,972回 2,224回 2,369回		
	学生当たりのレフェリー付学術雑誌への論文発表数			0.43本／人 0.49本／人 0.52本／人		
	人材の国際流动性の向上	外国人留学生数の割合（外国人留学生数／全学生数）		14.20% 15.30% 16.00%		
	「グローバルCOEプログラム」選定件数（申請件数）	選定件数 申請件数	- -	- 63 68		
	「大学院教育改革支援プログラム」選定件数（申請件数）	選定件数 申請件数	- -	- 126 66		
	「大学院教育振興施策要綱」に明示した大学院教育の実質化に関する取組状況	標準修業年限内での学位授与率 競争的資金等の外部資金によるTA・RA雇用を実施する大学		43.50% 未調査 未調査 19.70% 未調査 未調査		
	4－1－4 国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組など、各大学等がそれぞれの特色を生かして行う社会貢献の取組の充実を図る。	大学間の戦略的な連携取組の展開状況 「戦略的大連携支援事業」選定件数（申請件数）	選定件数 申請件数	- - 54 - - 94		
	単位互換の状況 単位互換を行っている大学数	大学数 割合（%）		- 586 未調査 - 79 未調査		国公私立大学間の積極的な連携を支援する戦略的大連携推進事業は、大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準の高度化、個性・特色の明確化を支援するものである。 また、複数の大学病院による緊密な連携及び得意分野の相互補完を支援する大学病院連携型高度医療人養成推進事業は、若手医師にとって魅力あるキャリア形成システムを構築し、質の高い専門医・臨床研究者を養成するものである。 このため、本達成目標を計るにあたり、同事業の申請数・選定数や、大学間の連携取組の一つである単位互換の状況、大学病院の緊密な連携の実施状況を指標として設定する。
	大学病院の緊密な連携の実施状況 「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」選定件数及び連携大学数	選定件数 連携大学数		- - 19 - - 74		

4-1-5 各大学の継続的な教育研究の質の向上に資するよう、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保を図る。	大学等の設置届出の件数	件数	356	243	258		平成14年度の学校教育法改正において、認証評価制度が導入（平成16年4月施行）されると同時に、設置認可制度の縮小化（認可事項の縮減、届出制度の導入）及び大学設置基準の準則化等を行ったことによって、事前評価と事後評価の適切な役割分担を図っており、この役割分担が適切に行われているかを定量的に判断するためには、設置認可制度としては、当該改正によって導入された届出制度の活用状況を、一方の認証評価制度についても、当該制度の活用状況を見ることによって判断することが現時点においては最も適切である。
	大学等の設置認可の件数	件数	126	110	87		
	大学機関別認証評価実施数（大学・短期大学）	実施数	118	185	175		

4-1-6 国立大学が質の高い教育研究を行うことができるよう、基盤的な環境の整備を図る。	寄付金受入額（億円）	698	776	(計算中)		寄附金受入額と損益計算書上の財務収益の増減を参考指標として、国立大学法人の基盤強化の一因となる資金調達・資産運用の活性化のための環境整備が考えられ、環境整備の進捗状況を計る上での参考指標となる。

【概算要求】

国公私立大学を通じた競争的環境の下で、各大学等の優れた大学教育改革の取組を支援する経費を概算要求に盛り込んだ。

大学教育の質保証のための取組や就職支援等学生支援の取組を支援するため、大学教育・学生支援推進事業について、10,002百万円を盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、新規選定件数の見直しによる予算額の縮減を図ったが、国民から寄せられた意見を踏まえ、事業自体は確実に実施する。(平成22年度予算額：9,202百万円)

国際的に卓越した教育研究拠点形成のための取組と、組織的・体系的なカリキュラムの構築等による大学院教育の実質化を図る取組を支援するため、大学院教育改革推進事業について、概算要求に36,554百万円を盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、補助対象経費の見直し等による予算額の縮減を図ったが、国民から寄せられた意見を踏まえ、事業自体は確実に実施する。(平成22年度予算額：28,677百万円)

英語による授業のみで学位が取得できるコースの設置や留学生受け入れの拠点の整備等、我が国を代表する国際化拠点としての総合的な体制整備を図る大学の取組を支援する国際化拠点整備事業を実施すべく、4,081百万円を盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの評価結果を踏まえ単価等の予算積算の見直しによる予算額の縮減を図ったが、国民から寄せられた意見を踏まえ、事業自体は確実に実施する。(平成22年度予算額：3,267百万円)

がん医療の担い手となるがん専門医師等、がん医療に携わる医療人の養成を行う大学の取組の支援や周産期医療環境の整備、関係職種間の役割分担の推進及び医療専門職を要請する教育体制の充実を行う大学病院の取組の支援などについて、予算編成過程で検討することとして事項要求を行った。(平成22年度予算：がんプロフェッショナル養成プラン2,000百万円、周産期対策のための医療環境の整備88百万円、大学病院における医師等の勤務環境改善のための人員の雇用2,175百万円、医師不足解消のための大学病院を活用した専門医療人材養成2,580百万円)

実践型人材の育成を目指し、大学等において、産学連携による新たな教育プログラムの開発を支援する「産学連携による実践型人材育成事業」を実施すべく、232百万円を盛り込んだ。(平成22年度予算額：1,207百万円)

高度IT人材を育成するための教育拠点の形成を支援する「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」を実施すべく540百万円を盛り込んだ。(平成22年度予算額：340百万円)

【機構・定員要求】

大学の国際化や教育研究の質の向上・保証の推進のために課長補佐1名、専門官3名、係長5名、係員6名の定員を要求。(課長補佐1名、専門官3名、係長2名、係員1名の定員を措置。)

政策評価の結果の政策への反映状況

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
我が国の高等教育の将来像	平成17年1月28日	第1章 新時代の高等教育と社会 第2章 新時代における高等教育の全体像 第3章 新時代における高等教育機関の在り方

の)

経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	III. 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 【具体的手段】 (2) 大学・大学院改革
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	II. グローバル戦略 ③国際的な人材強化 ii) 教育の国際化
教育再生会議第二次報告	平成 19 年 6 月 1 日	III. 地域、世界に貢献する大学・大学院の再生
教育再生会議第三次報告	平成 19 年 12 月 25 日	3. 大学・大学院の抜本的改革
教育再生会議第最終報告	平成 20 年 1 月 31 日	【大学・大学院改革】世界をリードする大学・大学院を目指す 第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向 3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	第 1 章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の基本方向 第 2 章 学士課程教育における方針の明確化 第 3 章 学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発 第 4 章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化 第 5 章 基盤となる財政支援
「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会答申)	平成 20 年 12 月 24 日	

施策名	大学などにおける教育研究基盤の整備																																																						
施策の概要	国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。																																																						
<p>【評価結果の概要】</p> <p>第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画（以下、「第2次5か年計画」という。）では、「教育研究基盤施設の再生」及び「大学附属病院の再生」を重点的・計画的に整備するとしており、5か年で約540万m²を整備目標としている。平成20年度における当該事業の整備面積は合計106万m²（うち、「教育研究基盤施設の再生」として「老朽再生整備」78万m²、「狭隘解消整備」14万m²、「大学附属病院の再生」として15万m²）であり、3か年で合計282万m²を整備している。</p> <p>「第2次5か年計画」では、国立大学等は全学的な視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントの推進や寄附・自己収入による整備など国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を一層推進することとしている。平成20年度の共同利用スペースは、全体で163万m²保有されており、基準年度と比べ7万m²増加した。</p> <p>以上より、個性が輝く高等教育の推進のための取組は、想定どおり順調に進捗していると判断した。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">達成目標4-2-1 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。</td> <td>教育研究基盤の再生 ・老朽再生整備</td> <td>万m²</td> <td>27 (18年度)</td> <td>129</td> <td>207</td> <td>400 (22年度)</td> <td rowspan="3">左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」に基づき設定。</td> </tr> <tr> <td>教育研究基盤の再生 ・狭隘解消整備</td> <td>万m²</td> <td>11 (18年度)</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>80 (22年度)</td> </tr> <tr> <td>大学附属病院の再生</td> <td>万m²</td> <td>11 (18年度)</td> <td>22</td> <td>37</td> <td>60 (22年度)</td> </tr> <tr> <td>達成目標4-2-2 全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。</td> <td>共同利用スペースの保有状況</td> <td>万m²</td> <td>156 (18年度)</td> <td>156</td> <td>158</td> <td>163</td> <td>左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において、スペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進することとしているため、共同利用スペースの保有状況を指標として設定。</td> </tr> <tr> <td>達成目標4-2-3 寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。</td> <td>新たな整備手法による施設整備状況</td> <td>件</td> <td>227 (18年度)</td> <td>227</td> <td>302</td> <td>310</td> <td>左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において、寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することとしているため、新たな整備手法による施設整備の件数を指標として設定。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	達成目標4-2-1 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。	教育研究基盤の再生 ・老朽再生整備	万m ²	27 (18年度)	129	207	400 (22年度)	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」に基づき設定。	教育研究基盤の再生 ・狭隘解消整備	万m ²	11 (18年度)	24	38	80 (22年度)	大学附属病院の再生	万m ²	11 (18年度)	22	37	60 (22年度)	達成目標4-2-2 全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。	共同利用スペースの保有状況	万m ²	156 (18年度)	156	158	163	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において、スペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進することとしているため、共同利用スペースの保有状況を指標として設定。	達成目標4-2-3 寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。	新たな整備手法による施設整備状況	件	227 (18年度)	227	302	310	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において、寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することとしているため、新たな整備手法による施設整備の件数を指標として設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																																											
				18年度	19年度	20年度																																																	
達成目標4-2-1 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。	教育研究基盤の再生 ・老朽再生整備	万m ²	27 (18年度)	129	207	400 (22年度)	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」に基づき設定。																																																
	教育研究基盤の再生 ・狭隘解消整備	万m ²	11 (18年度)	24	38	80 (22年度)																																																	
	大学附属病院の再生	万m ²	11 (18年度)	22	37	60 (22年度)																																																	
達成目標4-2-2 全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。	共同利用スペースの保有状況	万m ²	156 (18年度)	156	158	163	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において、スペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進することとしているため、共同利用スペースの保有状況を指標として設定。																																																
達成目標4-2-3 寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。	新たな整備手法による施設整備状況	件	227 (18年度)	227	302	310	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において、寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することとしているため、新たな整備手法による施設整備の件数を指標として設定。																																																
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>国立大学等の「教育研究基盤施設の再生」として耐震化を図るとともに、「大学附属病院の再生」を実施すべく、89,122百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：89,122百万円）</p>																																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学技術基本計画（第3期）</td> <td>平成18年3月28日</td> <td> 第3章 科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化 (1) 施設・設備の計画的・重点的整備 世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。 </td></tr> <tr> <td>長期戦略指針「イノベーション25」</td> <td>平成19年6月1日</td> <td> 第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 3) 大学改革 ① 大学の研究力・教育力の強化 - 大学の研究と教育両面にわたる国際競争力の強化 - 大学の施設環境を国際的な水準の魅力あるものとしていくための整備 </td></tr> <tr> <td>教育再生会議第二次報告</td> <td>平成19年6月1日</td> <td> IV. 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方 ○ 大学・大学院改革実現のための3つの具体策 具体策1 競争的資金の拡充と効率的な配分 ■ 私学も含めイノベーションの基盤となる研究施設整備に対する支援を拡充する。 </td></tr> <tr> <td>教育再生会議第三次報告</td> <td>平成19年12月25日</td> <td> 3. 大学・大学院の抜本的な改革～世界トップレベルの大学・大学院をつくる～ </td></tr> </tbody> </table>						施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	第3章 科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化 (1) 施設・設備の計画的・重点的整備 世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。	長期戦略指針「イノベーション25」	平成19年6月1日	第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 3) 大学改革 ① 大学の研究力・教育力の強化 - 大学の研究と教育両面にわたる国際競争力の強化 - 大学の施設環境を国際的な水準の魅力あるものとしていくための整備	教育再生会議第二次報告	平成19年6月1日	IV. 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方 ○ 大学・大学院改革実現のための3つの具体策 具体策1 競争的資金の拡充と効率的な配分 ■ 私学も含めイノベーションの基盤となる研究施設整備に対する支援を拡充する。	教育再生会議第三次報告	平成19年12月25日	3. 大学・大学院の抜本的な改革～世界トップレベルの大学・大学院をつくる～																																		
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																					
科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	第3章 科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化 (1) 施設・設備の計画的・重点的整備 世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。																																																					
長期戦略指針「イノベーション25」	平成19年6月1日	第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 3) 大学改革 ① 大学の研究力・教育力の強化 - 大学の研究と教育両面にわたる国際競争力の強化 - 大学の施設環境を国際的な水準の魅力あるものとしていくための整備																																																					
教育再生会議第二次報告	平成19年6月1日	IV. 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方 ○ 大学・大学院改革実現のための3つの具体策 具体策1 競争的資金の拡充と効率的な配分 ■ 私学も含めイノベーションの基盤となる研究施設整備に対する支援を拡充する。																																																					
教育再生会議第三次報告	平成19年12月25日	3. 大学・大学院の抜本的な改革～世界トップレベルの大学・大学院をつくる～																																																					

		<p>(1) 大学・大学院教育の充実と成績評価の厳格化により、卒業者の質を担保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーションを創出し国際競争を勝ち抜くためにも、教育研究施設・設備を整備する。
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>　　基本的方向 3 　　教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える</p> <p>⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する</p> <p>◇ 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化 　　優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進するため、大学等の施設・設備について、安全性の確保だけでなく、現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を支援する。このため、「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」(平成 18 ~22 年度)を着実に実施する。</p>

施策名	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進																											
施策の概要	学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 奨学金事業について、対前年度比7.5万人の貸与人員の増員を行った結果、施策目標5-1の下の達成目標については、「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」という観点から想定どおりに達成できている。 なお、高等学校奨学金事業は、平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。 達成目標を達成することで、意欲ある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-1-1 日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。</td> <td>奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合</td> <td>毎年度</td> <td>-</td> <td>80.13%</td> <td>82.13%</td> <td>1</td> <td>毎年度</td> <td>経済的な理由により修学が困難な学生を支援するという奨学金の趣旨に鑑み、奨学金が受けられなかった場合、修学が著しく困難(不可能)、もしくは修学が困難な学生の割合を指標として設定。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	年度	5-1-1 日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。	奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合	毎年度	-	80.13%	82.13%	1	毎年度	経済的な理由により修学が困難な学生を支援するという奨学金の趣旨に鑑み、奨学金が受けられなかった場合、修学が著しく困難(不可能)、もしくは修学が困難な学生の割合を指標として設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				19年度	20年度	年度																						
5-1-1 日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。	奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合	毎年度	-	80.13%	82.13%	1	毎年度	経済的な理由により修学が困難な学生を支援するという奨学金の趣旨に鑑み、奨学金が受けられなかった場合、修学が著しく困難(不可能)、もしくは修学が困難な学生の割合を指標として設定。																				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度概算要求においては、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するため、無利子奨学金の貸与人員の増など、予算編成過程で検討することとして事項要求を行った。(平成22年度予算額：130,899百万円(事業費：1,005,479百万円)) 行政刷新会議WGによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、債権回収業務の民間委託などの回収強化を講じ、返還金を確保することにより事業費の拡充を行う。</p> <p>【制度改正】 平成22年度進学予定者に対する奨学金の予約採用から、申込締切後に家計が急変した場合に予約採用の申込みを受け付ける「応急予約採用制度」を創設し、進学前に経済的不安無く安心して学べる環境を整備した。</p>																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政改革の基本方針2008</td> <td>平成20年6月27日</td> <td> <p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。 <p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。</p> <p>能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。</p> <p>(4) 教育機会の均等を確保する</p> <p>【施策】奨学金事業等の推進</p> </td></tr> <tr> <td>教育振興基本計画</td> <td>平成20年7月1日</td> <td></td></tr> </tbody> </table>						施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。 <p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。</p> <p>能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。</p> <p>(4) 教育機会の均等を確保する</p> <p>【施策】奨学金事業等の推進</p>	教育振興基本計画	平成20年7月1日														
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																										
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。 <p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。</p> <p>能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。</p> <p>(4) 教育機会の均等を確保する</p> <p>【施策】奨学金事業等の推進</p>																										
教育振興基本計画	平成20年7月1日																											

		<p>教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障 ○ 教育への機会の保障 就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。 <p>第3章 安心社会の実現</p> <p>4. 教育の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育基本法」の理念を実現し、公平な教育機会を確保するため、公教育の質の向上を図る。そのため、「教育振興基本計画」等に基づき、①初等中等教育については（略）、②高等教育については、国際的に開かれた大学づくり、高等教育の教育研究基盤の充実、競争的資金の拡充などの新たな時代に対応した教育施策に積極的に取り組む。 ・ 安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。
--	--	---

施策名	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興																																																											
施策の概要	私立学校の振興に向け、教育研究条件の維持向上を図るとともに経営の健全性を高める。																																																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 引き続き、私学助成や、学校法人への指導・助言等を行った。達成目標「教育研究条件の維持向上等」や「学校法人の経営の健全性、経営基盤の強化」において一部の指標において改善が見られないものがあるものの、ほとんどの指標では概ね一定の成果が上がっている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">6-1-1 質の高い教育研究のため、私立学校の教育研究条件の維持向上を図る。</td><td>教員一人あたりの学生数</td><td>人</td><td>—</td><td>9.4 </td><td>9.0 </td><td>8.8 </td><td>—</td><td>教育研究条件の維持向上及び学生生徒の修学上の経済的負担の軽減について判断するため、教育研究条件に関する指標及び学校法人全体の教育研究条件に関する投入量、私立学校の学生生徒の教育費に関する指標を設定</td></tr> <tr> <td>大学及び短期大学の定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合</td><td>%</td><td>—</td><td>0.65 </td><td>0.54 </td><td>0.18 </td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>教育研究経費依存比率(学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合)</td><td>%</td><td>—</td><td>61.4 </td><td>63.3 </td><td>集計中 </td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>私立大学の図書館の蔵書数</td><td>冊</td><td>—</td><td>173,750,201 </td><td>177,139,574 </td><td>集計中 </td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>私立学校の学生納付金額</td><td>円</td><td>—</td><td>1,308,320 </td><td>1,298,726 </td><td>1,309,061 </td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	6-1-1 質の高い教育研究のため、私立学校の教育研究条件の維持向上を図る。	教員一人あたりの学生数	人	—	9.4 	9.0 	8.8 	—	教育研究条件の維持向上及び学生生徒の修学上の経済的負担の軽減について判断するため、教育研究条件に関する指標及び学校法人全体の教育研究条件に関する投入量、私立学校の学生生徒の教育費に関する指標を設定	大学及び短期大学の定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合	%	—	0.65 	0.54 	0.18 	—		教育研究経費依存比率(学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合)	%	—	61.4 	63.3 	集計中 	—		私立大学の図書館の蔵書数	冊	—	173,750,201 	177,139,574 	集計中 	—		私立学校の学生納付金額	円	—	1,308,320 	1,298,726 	1,309,061 	—	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																
				18年度	19年度	20年度																																																						
6-1-1 質の高い教育研究のため、私立学校の教育研究条件の維持向上を図る。	教員一人あたりの学生数	人	—	9.4 	9.0 	8.8 	—	教育研究条件の維持向上及び学生生徒の修学上の経済的負担の軽減について判断するため、教育研究条件に関する指標及び学校法人全体の教育研究条件に関する投入量、私立学校の学生生徒の教育費に関する指標を設定																																																				
	大学及び短期大学の定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合	%	—	0.65 	0.54 	0.18 	—																																																					
	教育研究経費依存比率(学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合)	%	—	61.4 	63.3 	集計中 	—																																																					
	私立大学の図書館の蔵書数	冊	—	173,750,201 	177,139,574 	集計中 	—																																																					
	私立学校の学生納付金額	円	—	1,308,320 	1,298,726 	1,309,061 	—																																																					
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度私学助成予算の概算要求においては、私立大学等経常費補助については、対前年度400百万円増の332,182百万円（平成22年度予算額：322,182百万円）、私立高等学校等経常費助成費等補助については、対前年度400百万円増の104,293百万円（平成22年度予算額：99,850百万円）を計上し、これまでの取組を引き続き推進した。本私学助成事業については既存の補助項目の見直しを行った。</p> <p>【機構・定員要求】 学校法人の経営の健全性の確保を図ることにより、私立学校の経営基盤を強化するために、係員1名の定員を要求した。（措置なし）</p> <p>【税制改正要望】 平成22年度税制改正において、個人から学校法人等に対する寄附金について、①寄附金控除手続の年末調整対象化、及び②適用下限額の引き下げを要望した。（平成22年度税制改正要望で、適用下限額の引き下げ（5,000円から2,000円）が認められた。）</p> <p>【業務改善】 学校法人の財務情報等の公開の状況について、取組の状況を調査し、取組が着実に実施されるよう、平成22年1月18日に各文部科学大臣所轄学校法人に通知した。（平成21年度において財務情報等の一般公開を行っている文部科学大臣所轄の学校法人は、615法人（全法人の92.2%）と対前年度比2.6ポイント増加した。）</p> <p>【各種会議等】 昨年度に引き続き、学校法人の運営等に関する協議会、学校法人監事研修会等の各種会議や学校法人運営調査等を通じ、学校法人自らによる経営改善のための取組や各学校法人の実情に応じた積極的な財務情報の公開の取組を促すとともに、平成20年度の税制改正において認められた企業等の法人が学校法人等に寄附した際の損金算入限度額の引き上げについて周知を行った。</p>																																																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																									
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2 未来を切り開く教育																																																									
	教育振興基本計画	平成20年7月1日	第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組るべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策																																																									

基本的方向4
③ 私立学校の教育研究を振興する
【施策】
◆ 私学助成その他の総合的支援

施策名	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成						
施策の概要	科学技術創造立国実現に向けて、若手・女性・外国人研究者などの多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の整備をはじめとした初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、科学技術関係人材の質と量を確保する。また、科学技術の社会的信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養（科学技術リテラシー）を高める活動を推進するとともに、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。						
【評価結果の概要】	理数に興味・関心の高い生徒・学生の能力を伸ばすための取組、理科好きな子どもの裾野を拡大する取組及び若手・女性・外国人研究者の活躍を促進するための取組が着実に実施されるとともに、科学技術に関する高度な専門的応用能力を持つて計画、設計等の業務を行う技術士の登録者数が着実に増加しており、科学技術関係人材の質と量が順調に確保されている。専門高校においては、地域社会等と連携した取組が着実に実施されており、産業社会のニーズに対応した人材育成が図られている。また、科学技術を国民に分かりやすく伝え、国民の科学技術に対する興味・関心と基礎的な知識・能力を高める取組も着実に実施されており、科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成については、想定通り達成できていると判断される。						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	
7-1-1 次世代を担う科学技術関係人材の育成に向けて、子どもが科学技術を親しみ学ぶことができる環境を充実するとともに、理数に興味関心の高い子どもとの能力を伸長することができる効果的な環境を提供するための理数教育の充実を図る。	科学技術分野のコンテスト応募件数のSSH指定前と比較	%		558 703 841		スーパーサイエンスハイスクール（SSH）における科学技術コンテストへの応募・表彰件数やSSH指定校生徒の専攻分野選択に影響した割合、理数分野に優れた生徒の能力を伸ばす大学の取組状況、及びサイエンスプロジェクトの調査結果で計ることができるために、記号の指標を用いて判断することとする。	
	科学技術分野のコンテスト表彰件数のSSH指定前と比べた比率	%		517 423 470			
	理系学部専攻の卒業生が「SSH参加が現在の専攻分野に影響した」と回答した割合	%		— 59.9 59.9			
	理数分野に強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力を更に伸ばす取組を行う大学の取組進捗状況（理数生応援プロジェクト）	採択件数 申請件数		— 5 37 29			
	中間評価において「優れた成果が期待できる」と取組があり、「計画通り推進すべき」または「一定の成果が期待できる取組であり、中間評価の所見に留意し計画を推進すべき」との評価を受けた大学数			— — 5			
	中間評価において「優れた成果が期待できる」と取組があり、「計画通り推進すべき」または「一定の成果が期待できる取組であり、中間評価の所見に留意し計画を推進すべき」との評価を受けた割合（%）			— — 100			
	サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトに関するアンケート調査で、科学技術や理科・数学に対する興味関心が増加した又はどちらかといえば増加したと答えた児童・生徒の割合	%		72.0 72.3 66.8			
7-1-2 専門高校において、地域社会との連携強化等により、産業社会のニーズに対応した人材養成を行う。	目指せスペシャリスト「スーパー専門高校」	指定校数 新規指定数	36 (12)	36 (10) 34 (12)		モデル事業において生徒の実践力の習得や就労観・職業観の醸成が図られたか、学校が地域社会との連携をどれほど強化したかによってその効果を計ることができるため、記号の指標を用いて判断することとする。	
	専門高校等における「日本版デュアルシステム」推進事業	学校数 指定地域数	25 20	5 5 —			
	地域産業の担い手育成プロジェクト（旧、ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業）	学校数 指定地域数 新規指定地域数	— — —	79 23 (23) 129 43 (20)			
	モデル事業において生徒の実践力の習得や勤労観・職業観の醸成が図られたとする学校数	目指せスペシャリスト 「日本版デュアルシステム」推進事業 地域産業の担い手育成プロジェクト（旧、ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業） 合 計		— — — — 28 5 46 101 45 79 130			
	モデル事業における1学校あたりの連携協力機関数	「日本版デュアルシステム」推進事業 地域産業の担い手育成プロジェクト（旧、ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業）		32.5 — — — 33.6 24.4 48.9			
7-1-3 研究活動を活性化させることによる、性研究者など多様な人材が能力を最大限発揮できる環境を整備する。	「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」 1機関あたりの博士課程修了者及びホストドクターの就職者数	人 対前年度（倍）	16.4 —	32.2 1.96 1.03		若手研究者の活躍促進について、博士課程修了者が社会で活躍しているかによって、女性研究者の活躍促進については、事業の参加者が理系への進路に前向きになったかに関するアンケート結果及び女性研究者の割合を用いて、この指標については、高齢な専門的応用能力を持つ技術者として公共の事業や製造の現場等での活躍が見込まれる技術士の増加状況によつて、その効果を計ることができるため、記号の指標を用いて判断することとする。	
	企業等における研究者のうち、博士号を取得した研究者数の割合	% 対前年度（倍）	3.78 0.97	4.30 1.14 0.88			
	博士課程修了者の就職率	% 対前年度（倍）	57.4 1.00	58.8 1.03 63.2 1.07			
	「女子中高生の理系進路選択支援事業」に参加する前に進路について理系か文系か迷っていた人のうち、文系ではなく理系への進路に前向きになった人の割合	%	—	— — 25.5			
	大学（学部）へ入学した女性のうち、理系各学科に入学した女性の割合	% 対前年度（倍）	20.4 1.03	20.8 1.02 21.1 1.01			
	我が国における女性研究者割合	% 対前年度（倍）	11.9 1.00	12.4 1.04 13.0 1.05			
	技術士登録者数の推移	人 対前年度（倍）	60,534 1.04	61,794 1.02 65,483 1.06			

7-1-4 わかりやすく 親しみやすい 形で国民に科 学技術を伝 え、国民との 対話を通じて 説明責任と情 報発信を強化 する活動及び 科学技術に關 する基礎的な 知識・能力の 向上に資する 取組を推進す る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件</th><th>5,442</th><th>6,709</th><th>10,169</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学技術週間標語の応募件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>日本科学未来館の入館者数</td><td>人</td><td>778,629</td><td>795,497</td><td>907,921</td></tr> <tr> <td>国立科学博物館の入館者数</td><td>人</td><td>1,761,257</td><td>1,907,826</td><td>1,610,348</td></tr> <tr> <td>サイエンスチャンネル (科学技術番組) のモニ ター調査において、「知 識・教養」を高める上で の有 用性に関する評価と「実 用性」、「平明性」に關 する評価の平均値（5段 階評価）</td><td></td><td>3.7</td><td>3.7</td><td>4.1</td></tr> <tr> <td>国民の科学技術への関心 (科学技術と社会に關す る世論調査（内閣府資 料）)</td><td>%</td><td>—</td><td>61.1</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	件	5,442	6,709	10,169		科学技術週間標語の応募件数					日本科学未来館の入館者数	人	778,629	795,497	907,921	国立科学博物館の入館者数	人	1,761,257	1,907,826	1,610,348	サイエンスチャンネル (科学技術番組) のモニ ター調査において、「知 識・教養」を高める上で の有 用性に関する評価と「実 用性」、「平明性」に關 する評価の平均値（5段 階評価）		3.7	3.7	4.1	国民の科学技術への関心 (科学技術と社会に關す る世論調査（内閣府資 料）)	%	—	61.1	—	サイエンスチャンネルのモニター調査結果及び日本科学未来館・国立科学博物館の入館者数、及び科学技術週間標語の応募件数で計ることができるため、標記の指標を用いて判断することとする。
件	5,442	6,709	10,169																													
科学技術週間標語の応募件数																																
日本科学未来館の入館者数	人	778,629	795,497	907,921																												
国立科学博物館の入館者数	人	1,761,257	1,907,826	1,610,348																												
サイエンスチャンネル (科学技術番組) のモニ ター調査において、「知 識・教養」を高める上で の有 用性に関する評価と「実 用性」、「平明性」に關 する評価の平均値（5段 階評価）		3.7	3.7	4.1																												
国民の科学技術への関心 (科学技術と社会に關す る世論調査（内閣府資 料）)	%	—	61.1	—																												
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】 若手・女性・外国人研究者の活躍を促進するとともに、次の世代の挑戦する人材を確保する観点から理数教育の充実等を図るため、「実践型研究リーダー養成事業」の新規要求を含む3,059百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議の指摘等を踏まえ、地域社会との連携強化等により産業社会のニーズに対応した人材養成を行う「目指せスペシャリスト「スーパー専門高校」」及び「地域産業の担い手育成プロジェクト」については廃止し、自治体等の判断により取組を実施する場合に補助を行うこととした。（平成22年度予算額：1,645百万円）</p> <p>【機構・定員要求】 基礎科学をリードする優秀で創造的な人材の育成のための体制の強化に伴い、基礎人材企画係長（1名）、基礎人材企画係員（1名）の新設を要求することとした。（基礎人材企画係長1名、基礎人材企画係員1名措置）</p>																															
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1226 605 1293">経済財政改革の基本方針 2008</td> <td data-bbox="628 1226 882 1293">平成 20 年 6 月 27 日</td> <td data-bbox="906 1001 1521 1507"> <ul style="list-style-type: none"> 小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業教育の強化、世界トップレベルの研究環境実現、大学等における教育研究の水準向上、創造性に富んだ若手研究者の育成、超小型衛星システムの開発や中小企業・ベンチャー等の活用による宇宙開発利用分野での新市場創造等、地域の産業構造の変革、雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。 将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、「研究開発力強化法」等に基づき、产学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。 </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業教育の強化、世界トップレベルの研究環境実現、大学等における教育研究の水準向上、創造性に富んだ若手研究者の育成、超小型衛星システムの開発や中小企業・ベンチャー等の活用による宇宙開発利用分野での新市場創造等、地域の産業構造の変革、雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。 将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、「研究開発力強化法」等に基づき、产学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。 	<p>第3章</p> <ol style="list-style-type: none"> 人材の育成、確保、活躍の促進 <ol style="list-style-type: none"> 個々の人材が生きる環境の形成 大学における人材育成機能の強化 社会のニーズに応える人材の育成 次代の科学技術を担う人材の裾野の拡大 <p>第4章</p> <ol style="list-style-type: none"> 科学技術に関する国民意識の醸成 																								
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																														
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業教育の強化、世界トップレベルの研究環境実現、大学等における教育研究の水準向上、創造性に富んだ若手研究者の育成、超小型衛星システムの開発や中小企業・ベンチャー等の活用による宇宙開発利用分野での新市場創造等、地域の産業構造の変革、雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。 将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、「研究開発力強化法」等に基づき、产学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。 																														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1608 605 1675">科学技術基本計画（第3期）</td> <td data-bbox="628 1608 882 1675">平成 18 年 3 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table>	科学技術基本計画（第3期）	平成 18 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> 若手研究者向け資金の充実と強化 若手研究者の自立を支援し広い裾野を築き、その中から世界トップ研究者を育てる一貫した競争的資金体系を確立する。博士号を取得したいわゆるポスドクが概ね 5 年の間に自立して新しい領域の開拓等に挑戦できる機会を与え、そこで成果を出した人を引き続き育てる仕組みを導入する。また、優れた博士課程学生に対する経済的支援の充実、若手研究者の自立的な研究環境の構築や女性研究者が出産・育児等で研究活動に支障を来さず能力を發揮できるよう、研究や生活環境の整備を図る。 																												
科学技術基本計画（第3期）	平成 18 年 3 月 28 日																															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1933 605 2001">長期戦略指針「イノベーション 25」</td> <td data-bbox="628 1933 882 2001">平成 19 年 6 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table>	長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年 6 月 1 日																													
長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年 6 月 1 日																															

- ・ 学ぶ意欲と能力ある者への支援の充実
博士課程学生に対するフェローシップを充実するとともに、競争的資金を活用する等により、2010年までに20%程度の博士課程学生が生活費相当額程度の支援を得られることを目指す。
- ・ 高度で先進的な理数学習の機会の提供
高校生及び中学生を対象とした科学オリンピック等の科学技術コンテスト（物理、化学、生物、数学、情報、課題研究等の各分野）の支援（2010年までに参加者の倍増を目指す）。
- ・ 理数教育に重点を置く高校（スーパーサイエンスハイスクール）の取組を推進するとともに、海外の理数教育重点高校等との間の国際交流支援を充実。
卓越した意欲・能力を有する児童・生徒を対象に高度で発展的な学習機会を提供する大学等の支援。
- ・ 理数教育の充実
小学校の理科支援員等の配置の充実。
実験・観察・実習等体験活動を充実させるための教員研修の充実。
- ・ 大学の研究と教育両面にわたる国際競争力の強化
若手研究者の自立促進や女性研究者のための環境整備、日本人研究者の「異」との交流等を促進し、イノベーションの担い手となる創造的な人材の育成。
- ・ 意欲・能力の高い学生を選抜するための大学入試の改善
意欲・能力の高い理数系学生を選抜するための入試方法開発及び実践、これらの学生の才能を開花させるためのカリキュラム開発や実践・早期の研究室配属・学会参加等の取組の促進。
- ・ 「科学技術週間」等関連する行事と一体となつた国民向け普及・啓発運動 等

施策名	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進																																				
施策の概要	科学技術の社会的信頼を獲得するために、生命倫理問題が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への対応を強化する。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成20年度においては、現下のライフサイエンス研究の進展に伴う生命倫理上の諸課題について、文部科学省で検討を進めた結果、それぞれ以下のとおり、一定の結論が得られるなど具体的な進展が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒトES細胞、ヒトiPS細胞等から生殖細胞を作成することの是非について、その基本となる報告書（生殖細胞の作成については容認）を取りまとめ（平成21年2月、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会） 「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」における手続等の見直し（緩和）について、ヒトES細胞の使用計画に対する国の二重審査を廃止し、今後は届出でよいとする基本的方向性について結論（平成21年3月、生命倫理・安全部会の下の専門委員会） 人クローニング胚の研究目的の作成・利用を容認するに当たっての関係指針の整備について、具体的な指針改正案を取りまとめ、総合科学技術会議に諮問（平成20年10月） 生殖補助医療研究を目的としたヒト受精胚の作成・利用に関するガイドラインの整備について、その基本となる報告書を取りまとめ（平成21年2月、生命倫理・安全部会） <p>また、関係指針の運用を着実に実施した。</p> <p>以上より、生命倫理上の諸課題への取組は、想定通り達成できていると判断される。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																				
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">実績値（単位：件）</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ES指針に基づく樹立計画（変更を含む。）の審査件数</td> <td>2</td> <td>4(2)</td> <td>2</td> <td>法令や指針の運用等の状況を客観的に判断する参考指標として、ES指針に基づく樹立計画、分配機関の設置計画及び使用計画の審査件数並びに各年度において進行中のこれらの計画件数の合計を用いた。</td> </tr> <tr> <td>ES指針に基づく分配機関の設置計画（変更を含む。）の審査件数</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ES指針に基づく使用計画（変更を含む。）の審査件数</td> <td>15</td> <td>58(34)</td> <td>52</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施中のES指針に基づく樹立、分配機関の設置及び使用計画の件数（各年度とも、3月末現在）</td> <td>40</td> <td>41</td> <td>55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ES指針の違反件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年度の括弧内の件数は、ES指針の改正に伴う審査件数（内数）（文部科学省調べ）</p>		実績値（単位：件）			達成目標・指標の設定根拠・考え方	平成18年度	平成19年度	平成20年度	ES指針に基づく樹立計画（変更を含む。）の審査件数	2	4(2)	2	法令や指針の運用等の状況を客観的に判断する参考指標として、ES指針に基づく樹立計画、分配機関の設置計画及び使用計画の審査件数並びに各年度において進行中のこれらの計画件数の合計を用いた。	ES指針に基づく分配機関の設置計画（変更を含む。）の審査件数	-	0	1		ES指針に基づく使用計画（変更を含む。）の審査件数	15	58(34)	52		実施中のES指針に基づく樹立、分配機関の設置及び使用計画の件数（各年度とも、3月末現在）	40	41	55		ES指針の違反件数	0	0	0				
	実績値（単位：件）			達成目標・指標の設定根拠・考え方																																	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																		
ES指針に基づく樹立計画（変更を含む。）の審査件数	2	4(2)	2	法令や指針の運用等の状況を客観的に判断する参考指標として、ES指針に基づく樹立計画、分配機関の設置計画及び使用計画の審査件数並びに各年度において進行中のこれらの計画件数の合計を用いた。																																	
ES指針に基づく分配機関の設置計画（変更を含む。）の審査件数	-	0	1																																		
ES指針に基づく使用計画（変更を含む。）の審査件数	15	58(34)	52																																		
実施中のES指針に基づく樹立、分配機関の設置及び使用計画の件数（各年度とも、3月末現在）	40	41	55																																		
ES指針の違反件数	0	0	0																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	<p>【概算要求】</p> <p>生命倫理等に関する諸課題への対応を着実に実施するため、22百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：22百万円）</p> <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定胚の取扱いに関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」の改正を行い、平成21年5月に公布・施行。（人クローニング胚の研究目的の作成・利用の容認） 「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」を見直し、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」及び「ヒトES細胞の使用に関する指針」の二つに分けて平成21年8月に公布・施行。（手続等の見直し（緩和）） 	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																	
	科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	<p>第4章 社会・国民に指示される科学技術 1. 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組</p> <p>科学技術の急速な発展により、ヒトに関するクローニング技術等の生命倫理問題、遺伝子組換え食品に対する不安、個人情報の悪用に対する懸念、実験データの捏造等の研究者の倫理問題など、科学技術は法や倫理を含む社会的な側面に大きな影響を与えるようになってきている。科学技術の社会的信頼を獲得するために、国及び研究者コミュニティ等は、社会に開かれたプロセスにより国際的な動向も踏まえた上でルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールにのっとって活動するよう促してゆく。</p>																																		

施策名	地域における科学技術の振興							
施策の概要	世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地に形成する。							
【評価結果の概要】	<p>世界レベルのクラスター形成に対する支援や小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成に対する支援については、平成20年度に事後評価等を実施した合計17地域のうち13地域が優れているとの評価を受けた。また、平成20年度までに事後評価等を実施した合計72地域のうち54地域が優れているとの評価を受けた。これにより、世界レベルのクラスター及び地域の特色を活かした強みを持つクラスターが各地に形成されつつあり、地域における科学技術の振興に向けた取組は、想定通り達成できていると判断される。</p>							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
7-3-1 世界中からヒト・モノ・カネを惹きつける、世界レベルのクラスターを育成する。	知的クラスター創成事業実施地域の中で、中間評価または終了評価において、優れないと評価された地域の数（平成20年度評価実績分）	地域	—	18年度 4/7	19年度 6/11	20年度 2/4	半数以上	中間評価・終了評価において、優れないと評価された地域を指標とし、半数以上を目標値として設定。
	知的クラスター創成事業実施地域の中で、中間評価または終了評価において、優れないと評価された地域の数（これまでの累積）	地域	—	4/7	10/18	12/22	半数以上	
7-3-2 小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地域に育成する。	都市エリア产学研官連携促進事業実施地域のうち、事後評価において、優れると評価された地域の数（平成20年度評価実績分）	地域	—	8/9	9/9	11/13	半数以上	中間評価・終了評価において、優れると評価された地域を指標とし、半数以上を目標値として設定。
	都市エリア产学研官連携促進事業実施地域のうち、事後評価において、優れると評価された地域の数（これまでの累積）	地域	—	22/28	31/37	42/50	半数以上	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等								
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>引き続き世界レベルのクラスター及び地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成等を進めるため、13,066百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けの結果を踏まえ、継続事業についてイノベーションシステム整備事業として一本化し、段階的に終了することとするなど、所要の見直しを行った。（平成22年度予算額：12,065百万円）</p>							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	产学研官連携の拠点形成を通じた科学技術による地域活性化やグローバルな研究開発の拠点形成等のイノベーション創出に向けた取組を推進する。					
	科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	地域における科学技術の振興は、地域イノベーション・システムの構築や活力ある地域づくりに貢献					

するものであり、ひいては、我が国全体の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力を強化するものであるので、国として積極的に推進する。

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>科学技術振興調整費については、引き続き科学技術システム改革を推進するため、第4期科学技術基本計画を見据えたパイロット事業としての「社会システム改革と研究開発の一体的推進プログラム」の創設等を図ることとし、348億円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>その後、行政刷新会議による競争的資金（先端研究）に対する「予算を整理して縮減」、競争的資金（若手研究者育成）に対する「予算の縮減」、競争的資金（女性研究者支援）に対する「予算の縮減（1／3程度）」という結果を踏まえ、革新的技術推進費の廃止などの所要の見直しを行った（平成22年度予算額：296億円）。</p> <p>不合理な重複や過度の集中を排除し、研究費を効果的に配分するため、府省共通研究開発管理システム（e-Road）の運用経費として、502百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：502百万円）</p> <p>科学技術に関する現状課題や将来ニーズ等の適切な把握及び研究開発評価システムの改革を推進するため、448百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：399百万円）</p> <p>世界トップレベル研究拠点プログラム（WPⅠ）については、我が国が科学技術の力で世界をリードしていく観点から、地球規模問題の解決に資する分野で新規3拠点の拡充等を図ることとし、9,312百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>その後、行政刷新会議による「予算要求の縮減」という結果を踏まえ、各拠点の予算規模の見直し等を行うとともに、新規拠点数を環境分野の1拠点のみとして実施することとした。（平成22年度予算額：7,283百万円）</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>現下の喫緊の政策課題に対応するため、マネジメント能力を備えた高度研究開発リーダー育成に関する調査研究のために必要な上席研究官1名及び基礎研究における研究環境と研究アウトプットの相関に関する調査研究のために必要な主任研究官1名を定員要求した。（いずれも措置なし）</p> <p>【施策の充実】</p> <p>研究費の不正使用等への対処として、平成21年度においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等の実施状況報告書の提出を求め、内容の分析を行っている。また、ガイドラインに基づく体制整備等の現状・実態を把握することを目的とした現地調査の実施、ガイドラインの趣旨の理解を促進するための研修会の開催などを通じ、適切な対応を要請しているところ。</p>	
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日
	経済財政改革の基本方針 2008	平成18年3月28日

			<p>4. 國際活動の戦略的推進</p> <p>第5章 総合科学技術会議の役割</p> <p>2. 具体的取組</p> <p>(6) 科学技術基本計画の適切なフォローアップとその進捗の促進</p> <p>【7-4-4】</p> <p>第3章 科学技術システム改革</p> <p>2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出</p> <p>(2) 大学の競争力の強化</p> <p>① 世界の科学技術をリードする大学の形成 我が国の大大学において、研究活動に関する各種評価指標により、世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点、例えば、分野別の論文被引用数 20 位以内の拠点が、結果として 30 拠点程度形成されることを目指す。</p>
長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年 6 月 1 日		<p>【7-4-1】</p> <p>第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>1. 社会システムの改革戦略</p> <p>(1) 早急に取り組むべき課題</p> <p>2) 次世代投資の充実と強化</p> <p>① 若手研究者、意欲的・挑戦的研究への思い切った投資等の研究資金改革</p> <p>4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献</p> <p>① 科学技術外交の強化</p> <p>【7-4-4】</p> <p>第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>1. 社会システムの改革戦略</p> <p>2) 次世代投資の充実と強化</p> <p>② 世界の頭脳が集まる拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界トップレベルの研究拠点づくり <p>イノベーションを起こすには、その出発点である大学等の基礎研究の機能を格段に高め、国際競争力を強化する必要がある。そのためには、世界トップレベルの研究拠点を、従来の発想にとらわれることなく構築し、世界の頭脳が集い、優れた研究成果が生み出され、人材を育む「場」を我が国に作っていく必要がある。この一つの方策として、2007 年度からスタートしたプログラムを充実・推進する。</p>
平成 21 年度科学技術関係予算の編成に向けて 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）	平成 20 年 12 月 8 日		<p>【7-4-2】 P 3 1～5 行目</p>
	平成 18 年 8 月 31 日		<p>【7-4-2】 P 1 21～34 行目 P 2 1～20 行目</p>
科学技術外交の強化に向けて	平成 20 年 5 月 19 日		<p>【7-4-1】</p> <p>第4章 科学技術外交を推進するために取り組むべき施策</p> <p>1. 地球規模の課題解決に向けた開発途上国との科学技術協力の強化</p> <p>(1) 科学技術協力の実施及び成果の提供・実証</p> <p>2. 我が国の先端的な科学技術を活用した科学技術協力の強化</p> <p>(1) 国際共同研究等の主導的な実施</p>

施策名	科学技術の国際活動の戦略的推進																																														
施策の概要	研究環境の国際化や人的ネットワーク等の国際活動の基盤を拡大することにより、研究者等の往来などの国際交流を推進するとともに、戦略的な国際共同研究や政府間会合を通じ、各国との持続的な関係の構築を促進する。																																														
【評価結果の概要】	<p>「大学国際戦略本部強化事業」等の実施（20大学等研究機関を採択）により、研究環境の国際化や外国人研究者等の受入れのための制度や環境整備の推進が図られるとともに、大学間交流協定に關しても大きく増加しており、機関間レベルでの関係構築についても順調に進捗している。また、政府間会合や研究交流の実施、各種の国際交流事業を通じて、国際共同研究や国際会議等の多層的な科学技術交流が推進されており、科学技術の国際活動の戦略的推進に向けた取組は、想定通り達成できていると判断される。</p>																																														
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-5-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。</td> <td>外国人研究者受入数</td> <td>人</td> <td>—</td> <td>34,938</td> <td>35,083</td> <td>35,665 (速報値)</td> <td>増加傾向の維持</td> <td>中国、インド等の新興国の台頭等により、国際科学技術コミュニティにおける我が国の相対的なプレゼンスは停滞している。そのため、あらゆる科学技術の国際活動の活動量を増加させ、「知」をめぐる世界的な競争を勝ち抜くための基盤を強固なものとする必要がある。</td> </tr> <tr> <td>7-5-2 近年発展著しいアジア諸国を中心とした各国との国際共同研究や政府間会合を通じ、一時的な協力関係に留まらない持続的な関係の構築を促進する。</td> <td>アジアへの研究者派遣数</td> <td>人</td> <td>—</td> <td>46,217</td> <td>48,753</td> <td>46,142 (速報値)</td> <td>増加傾向の維持</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-5-3 政府間、大学・研究機関間、研究者間における、国際共同研究や国際会議等の多層的な科学技術交流を推進し、人的ネットワーク等の国際活動の基盤を維持・拡大する。</td> <td>科学技術協力協定締結国数</td> <td>国</td> <td>—</td> <td>43</td> <td>46</td> <td>48</td> <td>増加傾向の維持</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	7-5-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。	外国人研究者受入数	人	—	34,938	35,083	35,665 (速報値)	増加傾向の維持	中国、インド等の新興国の台頭等により、国際科学技術コミュニティにおける我が国の相対的なプレゼンスは停滞している。そのため、あらゆる科学技術の国際活動の活動量を増加させ、「知」をめぐる世界的な競争を勝ち抜くための基盤を強固なものとする必要がある。	7-5-2 近年発展著しいアジア諸国を中心とした各国との国際共同研究や政府間会合を通じ、一時的な協力関係に留まらない持続的な関係の構築を促進する。	アジアへの研究者派遣数	人	—	46,217	48,753	46,142 (速報値)	増加傾向の維持		7-5-3 政府間、大学・研究機関間、研究者間における、国際共同研究や国際会議等の多層的な科学技術交流を推進し、人的ネットワーク等の国際活動の基盤を維持・拡大する。	科学技術協力協定締結国数	国	—	43	46	48	増加傾向の維持	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																							
				17年度	18年度	19年度																																									
7-5-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。	外国人研究者受入数	人	—	34,938	35,083	35,665 (速報値)	増加傾向の維持	中国、インド等の新興国の台頭等により、国際科学技術コミュニティにおける我が国の相対的なプレゼンスは停滞している。そのため、あらゆる科学技術の国際活動の活動量を増加させ、「知」をめぐる世界的な競争を勝ち抜くための基盤を強固なものとする必要がある。																																							
7-5-2 近年発展著しいアジア諸国を中心とした各国との国際共同研究や政府間会合を通じ、一時的な協力関係に留まらない持続的な関係の構築を促進する。	アジアへの研究者派遣数	人	—	46,217	48,753	46,142 (速報値)	増加傾向の維持																																								
7-5-3 政府間、大学・研究機関間、研究者間における、国際共同研究や国際会議等の多層的な科学技術交流を推進し、人的ネットワーク等の国際活動の基盤を維持・拡大する。	科学技術協力協定締結国数	国	—	43	46	48	増加傾向の維持																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【概算要求】</p> <p>アジア・アフリカ諸国とのネットワークを拡げることにより、我が国が地域の科学技術の発展を先導する「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進」について、2,100百万円（他プログラムを含む総額）を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：2,100百万円（他プログラムを含む総額））</p> <p>生体機能解明のための基礎研究を助成することを目的として、国際的な知的公共財を創出し、科学技術の分野における先駆的役割を果たす「ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム</p>																																														
政策評価の結果の政策への反映状況																																															

(H F S P)」について、2,026百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：1,849百万円）

各政府・関係機関における国際会議・研究集会・ワークショップ等への対応や、専門家の派遣・招へい等を行うことにより科学技術の国際交流を推進する「国際科学技術交流等」について、132百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：118百万円）

【審議会での議論】

科学技術・学術審議会国際委員会において「科学技術の国際活動の推進に関する今後の重要課題について～激動する世界におけるこれからの日本の役割と挑戦～」を取りまとめた。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	第 2 章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 II グローバル戦略 ⑥ 総合的な外交力強化 科学技術外交を強化する。
	科学技術基本計画（第 3 期）	平成 18 年 3 月 28 日	第 3 章 科学技術システム改革 4. 国際活動の戦略的推進
	長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年 6 月 1 日	第 5 章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献 ① 科学技術外交の強化
	科学技術外交の強化に向けて	平成 20 年 5 月 19 日	第 3 章 科学技術外交の具体的かつ戦略な推進

施策名	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握						
施策の概要	原子力の研究開発利用活動による災害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行い、核物質の適正な計量管理、封印／監視、査察等を行うことにより、その平和利用を確保するとともに、原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握する。また、国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。						
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成21年度において、原子力災害、核燃料物質等の防護を破る盗取・妨害破壊行為が発生しなかったこと、国内にある核物質が核兵器等に転用されていないことが国際原子力機関（IAEA）により確認されたこと、原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握したこと及び必要な情報発信やプレス発表が行われていたことから、「想定どおり達成」したと評価する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標 8-1-1 原子炉等規制法に基づく安全規制により試験研究用原子炉、核燃料物質等に係る災害の発生を防止する。	指標名 原子力災害の発生件数	単位 件	基準値 —	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 —	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	達成目標 8-1-2 原子炉等規制法に基づく安全規制により核燃料物質を盗取・妨害破壊行為から防護する。	核燃料物質に係る防護を破る盗取件数	件	—	0 0 0	—	
		核燃料物質に係る防護を破る妨害破壊行為件数	件	—	0 0 0	—	
	達成目標 8-1-3 国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことがIAEAにより確認される。	核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数	件	—	0 0 0	—	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握のために、文部科学省では、原子炉等規制法に基づく規制業務や我が国への原子力艦寄港時ににおける放射能調査等を実施しており、これらの業務に関して、左記5つの達成目標を設定して取り組む。
	達成目標 8-1-4 国民の安全・安心に資するため原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握する。	原子力艦調査不能回数	回	—	0 0 0	—	
	達成目標 8-1-5 原子力や放射線利用に対する安全規制等に関する情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、安全規制行政への国民の理解を得る。	ホームページへのアクセス件数	件	—	192,043 211,218 302,220	—	

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>原子力の安全及び平和利用の確保という目標の性質上、今後とも目標を達成し続ける必要があり、そのために必要となる下記の措置を行った。</p> <p>【概算要求】</p> <p>平成22年度概算要求においては、事業を精査した上で、所要の57億円を盛り込んだ（平成22年度予算額：47億円）。本要求においては、これまで行ってきた安全規制業務及び保障措置業務を着実に実施するとともに、最新の技術的知見、国際的な基準、指針類等の取入れ等を行なうこととした。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>原子力の平和利用の確保については実施体制の強化を図るため、平成22年度機構・定員要求により、保障措置室を研究開発局核不拡散・保障措置室へ振替要求を行った。（要求どおり措置）</p>						
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 370 632 406">施政方針演説等</th> <th data-bbox="632 370 870 406">年月日</th> <th data-bbox="870 370 1514 406">記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 406 632 651">原子力政策大綱</td> <td data-bbox="632 406 870 651">平成 17 年 10 月</td> <td data-bbox="870 406 1514 651"> 原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通理念 我が国における原子力の研究、開発及び利用は、厳に平和の目的に限り、安全の確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として推進することとされている。 </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	原子力政策大綱	平成 17 年 10 月	原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通理念 我が国における原子力の研究、開発及び利用は、厳に平和の目的に限り、安全の確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として推進することとされている。
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
原子力政策大綱	平成 17 年 10 月	原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通理念 我が国における原子力の研究、開発及び利用は、厳に平和の目的に限り、安全の確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として推進することとされている。					

施策名	学術研究の振興																																																																																																																												
施策の概要	研究者の自由な発想に基づく学術研究について、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積を形成することを目指し、萌芽段階からの多様な研究や時流に流されない普遍的な知の探求を長期的視点の下で振興する。																																																																																																																												
【評価結果の概要】	<p>大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究関連予算の着実な確保及び全国の大学研究者による共同利用・共同研究体制の整備・充実により、当該研究を着実に推進した。</p> <p>さらに、学術研究に関する競争的資金（科学研究費補助金）については、「新学術領域研究」の新設や、間接経費の拡充など学術研究への幅広い助成を行うとともに、研究費の弾力的使用や審査・評価システムに係る制度改革を着実に実施した。</p> <p>また、人文学及び社会科学分野の振興を図るために、社会のニーズに基づく現代的な課題に対応した総合的・融合的な研究や、人文・社会科学における共同利用・共同研究拠点の整備を着実に推進した。</p>																																																																																																																												
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																																																																																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【達成目標9－1－1】大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進（※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上）</td> <td>予算額（大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進）（※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上）</td> <td>百万円</td> <td>—</td> <td>121,522</td> <td>119,812</td> <td>118,677</td> <td>—</td> <td>基礎研究の特性上、一定の資源を確保する結果もたらされる政策効果を具体的に把握する統一的・横断的な指標を設定することは難しい。そのため、一定の資源を確保することや、一定の資源を確保することにより行われる基礎研究の進捗状況や、基礎研究が行われる全国共同利用・共同研究拠点制度の整備状況を指標としている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別教育研究経費（学術研究）による研究事業の進捗状況（特別教育研究経費進捗状況報告書において、事業毎に4段階評価）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>3.4</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同利用・共同研究拠点制度（※）への対応状況 （※）個々の大学の枠を越えて、大学の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が利用したり、共同研究を行う共同利用・共同研究システムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。国公私立大学を通じてこのシステムを推進するため、平成20年7月に文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を設けた。 ①国立大学に設置されている附置研究所及び全国共同利用型研究施設の合計数</td> <td>提点数</td> <td>—</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>88</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②うち、共同利用・共同研究拠点制度への申請数</td> <td>申請数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>85</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【達成目標9－1－2】学術研究に関する競争的資金予算額（科学研究費補助金）（参考指標）</td> <td>学術研究に関する競争的資金予算額（科学研究費補助金）（参考指標）</td> <td>百万円</td> <td>—</td> <td>189,500</td> <td>191,300</td> <td>193,200</td> <td>—</td> <td>科学研究費補助金の予算額、採択件数は、優れた学術研究を選別して支援する競争的資金として幅広い助成ができるかを判断する指標である。また、研究成果として報告のあった研究論文数・図書数・産業財産権数は、科学研究費補助金による研究成果の創出の状況について定量的に示すことできる指標である。</td> </tr> <tr> <td>研究成績として報告のあった研究論文数（参考指標）</td> <td>科学研究費補助金の採択件数（参考指標）</td> <td>件数</td> <td>—</td> <td>54,609</td> <td>56,358</td> <td>56,582</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究成績として報告のあった図書数（参考指標）</td> <td>研究成績として報告のあった研究論文数（参考指標）</td> <td>件数</td> <td>—</td> <td>149,086</td> <td>154,853</td> <td>160,011</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究成績として報告のあった産業財産権数（参考指標）</td> <td>研究成績として報告のあった図書数（参考指標）</td> <td>件数</td> <td>—</td> <td>9,556</td> <td>11,030</td> <td>11,846</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【達成目標9－1－3】人文・社会科学分野の振興を図るために、社会のニーズに基づく現代的な課題に対する総合的・融合的な研究を振興し、優れた成果を創出するとともに、人文・社会科学における共同利用・共同研究拠点の整備を図る。</td> <td>「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」における中間評価の結果（A評価…3、B評価…2、C評価…1、D評価…0と換算し、その合計を課題数で割り指数を算出）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」において、外部有識者による「中間評価を受けた課題数」を指標としている。これは、評価にあたり優れた成果の創出が期待できるのかという点からも評価が行われるため、指標として適している。また、「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」においては、平成20年度に外部有識者による「中間評価を受けた課題数」を指標としている。これは、評価にあたり優れた成果の創出が期待できるのかという点からも評価が行われるため、指標として適している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」実施課題数</td> <td>課題数</td> <td>—</td> <td>6 (新規4)</td> <td>10 (新規4)</td> <td>14 (新規4)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」において整備されている共同利用・共同研究拠点数</td> <td>拠点数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策評価の結果の政策への反映</td><td colspan="7"> <p>【概算要求】</p> <p>大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究について、一定の資源を確保し、全国の大学研究者による共同利用・共同研究体制等により推進するため、1,149億円を概算要求に盛</p> </td></tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	【達成目標9－1－1】大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進（※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上）	予算額（大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進）（※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上）	百万円	—	121,522	119,812	118,677	—	基礎研究の特性上、一定の資源を確保する結果もたらされる政策効果を具体的に把握する統一的・横断的な指標を設定することは難しい。そのため、一定の資源を確保することや、一定の資源を確保することにより行われる基礎研究の進捗状況や、基礎研究が行われる全国共同利用・共同研究拠点制度の整備状況を指標としている。		特別教育研究経費（学術研究）による研究事業の進捗状況（特別教育研究経費進捗状況報告書において、事業毎に4段階評価）	—	—	3.3	3.3	3.4	—			共同利用・共同研究拠点制度（※）への対応状況 （※）個々の大学の枠を越えて、大学の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が利用したり、共同研究を行う共同利用・共同研究システムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。国公私立大学を通じてこのシステムを推進するため、平成20年7月に文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を設けた。 ①国立大学に設置されている附置研究所及び全国共同利用型研究施設の合計数	提点数	—	86	87	88	—			②うち、共同利用・共同研究拠点制度への申請数	申請数	—	—	—	85	—		【達成目標9－1－2】学術研究に関する競争的資金予算額（科学研究費補助金）（参考指標）	学術研究に関する競争的資金予算額（科学研究費補助金）（参考指標）	百万円	—	189,500	191,300	193,200	—	科学研究費補助金の予算額、採択件数は、優れた学術研究を選別して支援する競争的資金として幅広い助成ができるかを判断する指標である。また、研究成果として報告のあった研究論文数・図書数・産業財産権数は、科学研究費補助金による研究成果の創出の状況について定量的に示すことできる指標である。	研究成績として報告のあった研究論文数（参考指標）	科学研究費補助金の採択件数（参考指標）	件数	—	54,609	56,358	56,582	—		研究成績として報告のあった図書数（参考指標）	研究成績として報告のあった研究論文数（参考指標）	件数	—	149,086	154,853	160,011	—		研究成績として報告のあった産業財産権数（参考指標）	研究成績として報告のあった図書数（参考指標）	件数	—	9,556	11,030	11,846	—		【達成目標9－1－3】人文・社会科学分野の振興を図るために、社会のニーズに基づく現代的な課題に対する総合的・融合的な研究を振興し、優れた成果を創出するとともに、人文・社会科学における共同利用・共同研究拠点の整備を図る。	「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」における中間評価の結果（A評価…3、B評価…2、C評価…1、D評価…0と換算し、その合計を課題数で割り指数を算出）	—	—	3	2	—	「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」において、外部有識者による「中間評価を受けた課題数」を指標としている。これは、評価にあたり優れた成果の創出が期待できるのかという点からも評価が行われるため、指標として適している。また、「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」においては、平成20年度に外部有識者による「中間評価を受けた課題数」を指標としている。これは、評価にあたり優れた成果の創出が期待できるのかという点からも評価が行われるため、指標として適している。		「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」実施課題数	課題数	—	6 (新規4)	10 (新規4)	14 (新規4)	—			「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」において整備されている共同利用・共同研究拠点数	拠点数	—	—	—	5	—		政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】</p> <p>大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究について、一定の資源を確保し、全国の大学研究者による共同利用・共同研究体制等により推進するため、1,149億円を概算要求に盛</p>						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																																																	
				18年度	19年度	20年度																																																																																																																							
【達成目標9－1－1】大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進（※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上）	予算額（大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進）（※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上）	百万円	—	121,522	119,812	118,677	—	基礎研究の特性上、一定の資源を確保する結果もたらされる政策効果を具体的に把握する統一的・横断的な指標を設定することは難しい。そのため、一定の資源を確保することや、一定の資源を確保することにより行われる基礎研究の進捗状況や、基礎研究が行われる全国共同利用・共同研究拠点制度の整備状況を指標としている。																																																																																																																					
	特別教育研究経費（学術研究）による研究事業の進捗状況（特別教育研究経費進捗状況報告書において、事業毎に4段階評価）	—	—	3.3	3.3	3.4	—																																																																																																																						
	共同利用・共同研究拠点制度（※）への対応状況 （※）個々の大学の枠を越えて、大学の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が利用したり、共同研究を行う共同利用・共同研究システムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。国公私立大学を通じてこのシステムを推進するため、平成20年7月に文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を設けた。 ①国立大学に設置されている附置研究所及び全国共同利用型研究施設の合計数	提点数	—	86	87	88	—																																																																																																																						
	②うち、共同利用・共同研究拠点制度への申請数	申請数	—	—	—	85	—																																																																																																																						
【達成目標9－1－2】学術研究に関する競争的資金予算額（科学研究費補助金）（参考指標）	学術研究に関する競争的資金予算額（科学研究費補助金）（参考指標）	百万円	—	189,500	191,300	193,200	—	科学研究費補助金の予算額、採択件数は、優れた学術研究を選別して支援する競争的資金として幅広い助成ができるかを判断する指標である。また、研究成果として報告のあった研究論文数・図書数・産業財産権数は、科学研究費補助金による研究成果の創出の状況について定量的に示すことできる指標である。																																																																																																																					
研究成績として報告のあった研究論文数（参考指標）	科学研究費補助金の採択件数（参考指標）	件数	—	54,609	56,358	56,582	—																																																																																																																						
研究成績として報告のあった図書数（参考指標）	研究成績として報告のあった研究論文数（参考指標）	件数	—	149,086	154,853	160,011	—																																																																																																																						
研究成績として報告のあった産業財産権数（参考指標）	研究成績として報告のあった図書数（参考指標）	件数	—	9,556	11,030	11,846	—																																																																																																																						
【達成目標9－1－3】人文・社会科学分野の振興を図るために、社会のニーズに基づく現代的な課題に対する総合的・融合的な研究を振興し、優れた成果を創出するとともに、人文・社会科学における共同利用・共同研究拠点の整備を図る。	「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」における中間評価の結果（A評価…3、B評価…2、C評価…1、D評価…0と換算し、その合計を課題数で割り指数を算出）	—	—	3	2	—	「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」において、外部有識者による「中間評価を受けた課題数」を指標としている。これは、評価にあたり優れた成果の創出が期待できるのかという点からも評価が行われるため、指標として適している。また、「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」においては、平成20年度に外部有識者による「中間評価を受けた課題数」を指標としている。これは、評価にあたり優れた成果の創出が期待できるのかという点からも評価が行われるため、指標として適している。																																																																																																																						
	「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」実施課題数	課題数	—	6 (新規4)	10 (新規4)	14 (新規4)	—																																																																																																																						
	「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」において整備されている共同利用・共同研究拠点数	拠点数	—	—	—	5	—																																																																																																																						
政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】</p> <p>大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究について、一定の資源を確保し、全国の大学研究者による共同利用・共同研究体制等により推進するため、1,149億円を概算要求に盛</p>																																																																																																																												

状況	<p>り込んだ。（平成22年度予算額：1,111億円）</p> <p>科学研究費補助金においては、基礎研究を充実させ、大学等の研究力の強化を図るため、科学研究費補助金の中核である「基盤研究」の予算を確保するなど、2,000億円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：2,000億円）</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応した人文・社会科学研究の推進や、豊富な学術資料やデータ等を有する組織のポテンシャルを活用し、人文・社会科学分野をはじめ特色ある分野を対象とした国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の整備等により、人文・社会科学分野の振興を図るために、7億円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：7億円）</p> <p>【制度改正】</p> <p>科学研究費補助金では、若手研究者が「基盤研究」へ円滑に移行できるようにするために、「若手研究」から「基盤研究」への最終年度前年度の応募を可能とし「若手研究」に回数制限を導入した。また、科学研究費補助金の効果的かつ適正な使用を促進するため、繰越申請手続きをさらに簡素化した。</p>						
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	<table border="1" data-bbox="323 489 838 1039"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 489 600 534">施政方針演説等</th><th data-bbox="600 489 838 534">年月日</th><th data-bbox="838 489 1521 534">記載事項（抜粋）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 534 600 1039">科学技術基本計画 (第3期)</td><td data-bbox="600 534 838 1039">平成18年3月28日</td><td data-bbox="838 534 1521 1039"> <p>第2章 科学技術の戦略的重点化</p> <p>1. 基礎研究の推進</p> <p>「多様な知と革新をもたらす基礎研究については、一定の資源を確保して着実に進める。」</p> <p>第3章 科学技術システムの改革</p> <p>2. 科学技術システムの改革</p> <p>(1) 競争的環境の醸成</p> <p>「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分される間接経費については、全ての制度において、30%の措置をできるだけ早期に実現する。」</p> </td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	<p>第2章 科学技術の戦略的重点化</p> <p>1. 基礎研究の推進</p> <p>「多様な知と革新をもたらす基礎研究については、一定の資源を確保して着実に進める。」</p> <p>第3章 科学技術システムの改革</p> <p>2. 科学技術システムの改革</p> <p>(1) 競争的環境の醸成</p> <p>「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分される間接経費については、全ての制度において、30%の措置をできるだけ早期に実現する。」</p>
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）					
科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	<p>第2章 科学技術の戦略的重点化</p> <p>1. 基礎研究の推進</p> <p>「多様な知と革新をもたらす基礎研究については、一定の資源を確保して着実に進める。」</p> <p>第3章 科学技術システムの改革</p> <p>2. 科学技術システムの改革</p> <p>(1) 競争的環境の醸成</p> <p>「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分される間接経費については、全ての制度において、30%の措置をできるだけ早期に実現する。」</p>					

施策名	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化																																																																																																																																																																				
施策の概要	世界最高水準の研究成果や、新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出すとともに、イノベーションを通じて研究成果を社会的価値・経済的価値として発現させ、社会・国民に還元する。																																																																																																																																																																				
【評価結果の概要】	<p>「戦略的創造研究推進事業」(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)においては、新たな研究領域の設定を行い、また同事業から生み出された i P S 細胞の樹立や新系統高温超伝導物質の発見等の大きな成果について迅速に研究加速を進め、優れた研究成果の創出に向けた支援を着実に行うとともに、「出産・子育て等支援制度」や優秀な博士課程在学者の R A 雇用に係る制度を創設する等、制度改革も順調に進捗している。</p> <p>また、大学知的財産本部の整備、産学官連携コーディネーターによる大学等への支援、大学等の研究成果を基にした共同研究や技術移転に係る研究開発の推進等により、大学等における産学官連携、知的財産活動は着実に進展している。</p>																																																																																																																																																																				
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">9-2-1 より良い成果を創出するために制度改革を進めつつ、目的基礎研究制度である戦略的創造研究推進事業を推進し、世界最高水準の研究成果や新たなブレークスルーをもたらす研究成果を生み出すことを目指す。さらに、その成果をもとに、イノベーション創出に向けて基礎研究から実用化まで一貫した研究開発の効果的な推進を図る。</td><td>[指標] 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)の事業額</td><td>百万円</td><td>- -</td><td>47,976</td><td>48,626</td><td>50,326</td><td>- -</td><td rowspan="5">基礎研究の成果が必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れるとは限らず、長い月を経て予想外の発見を導くものも少なからずあることから、定量的な指標設定による評価が困難である。 様々な観点から総合的に判断することによって、達成度を判断する。</td></tr> <tr> <td>[参考指標1-①]論文発表(国内外)</td><td>発表数</td><td>- -</td><td>6,152</td><td>5,874</td><td>4,426</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標1-②]口頭発表(国内外)</td><td>発表数</td><td>- -</td><td>18,359</td><td>16,745</td><td>14,911</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標2-①]「出産・子育て等支援制度」対象者数</td><td>人</td><td>- -</td><td>-</td><td>-</td><td>18</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標2-②] R A 採用数</td><td>人</td><td>- -</td><td>-</td><td>-</td><td>378</td><td>- -</td></tr> <tr> <td rowspan="16">9-2-2 大学等の「知」を円滑に社会へ還元し、社会的価値、経済的価値につなげるため、大学等における組織的、戦略的な産学官連携活動及び知的財産活動を推進する。</td><td>[参考指標3]成果の展開(終了して1年を経過した研究領域のうち成果の展開が行われた研究領域の割合)</td><td>%</td><td>- -</td><td>-</td><td>90</td><td>90</td><td>- -</td><td rowspan="17">研究成果の社会還元の重要な手段である産学官連携・技術移転活動における代表的成果である共同研究・受託研究、特許実施、及び大学等発ベンチャーの年間設立数の実績を定量的に評価することにより、その達成度を総合評価する。</td></tr> <tr> <td>[指標1-①]大学等と企業等との連携活動件数(参考指標1,2,3の①から算出)</td><td>件</td><td>39,126 (19年度)</td><td>35,674</td><td>39,126</td><td>42,145</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[指標1-②] (①)に係る企業等からの受入金額(参考指標1,2,3の②から算出)</td><td>千円</td><td>201,645,259 (19年度)</td><td>179,679,848</td><td>201,645,259</td><td>214,829,822</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[指標1-③] (①)に係る企業等からの受入金額(1件当たり(②/①))</td><td>千円</td><td>5,154 (19年度)</td><td>5,037</td><td>5,154</td><td>5,097</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[指標2-①]大学等発ベンチャ一年間設立件数</td><td>件</td><td>163 (19年度)</td><td>210</td><td>163</td><td>91</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[指標2-②]大学等発ベンチャ一年間設立件数の対前年度比</td><td></td><td>0.78 (19年度)</td><td>0.83</td><td>0.78</td><td>0.56</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[指標2-③]大学等発ベンチャ累積設立件数</td><td>件</td><td>1,863 (19年度)</td><td>1,700</td><td>1,863</td><td>1,963</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標1-①]大学等と企業等との共同研究件数</td><td>件</td><td>16,211 (19年度)</td><td>14,757</td><td>16,211</td><td>17,638</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標1-②]大学等における共同研究受入金額</td><td>千円</td><td>40,125,683 (19年度)</td><td>36,843,149</td><td>40,125,683</td><td>43,824,366</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標1-③]大学等における共同研究受入金額(1件当たり(②/①))</td><td>千円</td><td>2,475 (19年度)</td><td>2,497</td><td>2,475</td><td>2,485</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標2-①]大学等における企業等からの受託研究件数</td><td>件</td><td>18,525 (19年度)</td><td>18,045</td><td>18,525</td><td>19,201</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標2-②]大学等における企業等からの受託研究受入金額</td><td>千円</td><td>160,745,129 (19年度)</td><td>142,035,360</td><td>160,745,129</td><td>170,019,475</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標2-③]大学等における企業等からの受託研究受入金額(1件当たり(②/①))</td><td>千円</td><td>8,677 (19年度)</td><td>7,871</td><td>8,677</td><td>8,855</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標3-①]大学等における特許実施件数</td><td>件</td><td>4,390 (19年度)</td><td>2,872</td><td>4,390</td><td>5,306</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標3-②]大学等における特許実施料収入</td><td>千円</td><td>774,447 (19年度)</td><td>801,339</td><td>774,447</td><td>985,981</td><td>- -</td></tr> <tr> <td>[参考指標3-③]大学等における特許実施料収入(1件当たり(②/①))</td><td>千円</td><td>176 (19年度)</td><td>279</td><td>176</td><td>186</td><td>- -</td></tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	9-2-1 より良い成果を創出するために制度改革を進めつつ、目的基礎研究制度である戦略的創造研究推進事業を推進し、世界最高水準の研究成果や新たなブレークスルーをもたらす研究成果を生み出すことを目指す。さらに、その成果をもとに、イノベーション創出に向けて基礎研究から実用化まで一貫した研究開発の効果的な推進を図る。	[指標] 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)の事業額	百万円	- -	47,976	48,626	50,326	- -	基礎研究の成果が必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れるとは限らず、長い月を経て予想外の発見を導くものも少なからずあることから、定量的な指標設定による評価が困難である。 様々な観点から総合的に判断することによって、達成度を判断する。	[参考指標1-①]論文発表(国内外)	発表数	- -	6,152	5,874	4,426	- -	[参考指標1-②]口頭発表(国内外)	発表数	- -	18,359	16,745	14,911	- -	[参考指標2-①]「出産・子育て等支援制度」対象者数	人	- -	-	-	18	- -	[参考指標2-②] R A 採用数	人	- -	-	-	378	- -	9-2-2 大学等の「知」を円滑に社会へ還元し、社会的価値、経済的価値につなげるため、大学等における組織的、戦略的な産学官連携活動及び知的財産活動を推進する。	[参考指標3]成果の展開(終了して1年を経過した研究領域のうち成果の展開が行われた研究領域の割合)	%	- -	-	90	90	- -	研究成果の社会還元の重要な手段である産学官連携・技術移転活動における代表的成果である共同研究・受託研究、特許実施、及び大学等発ベンチャーの年間設立数の実績を定量的に評価することにより、その達成度を総合評価する。	[指標1-①]大学等と企業等との連携活動件数(参考指標1,2,3の①から算出)	件	39,126 (19年度)	35,674	39,126	42,145	- -	[指標1-②] (①)に係る企業等からの受入金額(参考指標1,2,3の②から算出)	千円	201,645,259 (19年度)	179,679,848	201,645,259	214,829,822	- -	[指標1-③] (①)に係る企業等からの受入金額(1件当たり(②/①))	千円	5,154 (19年度)	5,037	5,154	5,097	- -	[指標2-①]大学等発ベンチャ一年間設立件数	件	163 (19年度)	210	163	91	- -	[指標2-②]大学等発ベンチャ一年間設立件数の対前年度比		0.78 (19年度)	0.83	0.78	0.56	- -	[指標2-③]大学等発ベンチャ累積設立件数	件	1,863 (19年度)	1,700	1,863	1,963	- -	[参考指標1-①]大学等と企業等との共同研究件数	件	16,211 (19年度)	14,757	16,211	17,638	- -	[参考指標1-②]大学等における共同研究受入金額	千円	40,125,683 (19年度)	36,843,149	40,125,683	43,824,366	- -	[参考指標1-③]大学等における共同研究受入金額(1件当たり(②/①))	千円	2,475 (19年度)	2,497	2,475	2,485	- -	[参考指標2-①]大学等における企業等からの受託研究件数	件	18,525 (19年度)	18,045	18,525	19,201	- -	[参考指標2-②]大学等における企業等からの受託研究受入金額	千円	160,745,129 (19年度)	142,035,360	160,745,129	170,019,475	- -	[参考指標2-③]大学等における企業等からの受託研究受入金額(1件当たり(②/①))	千円	8,677 (19年度)	7,871	8,677	8,855	- -	[参考指標3-①]大学等における特許実施件数	件	4,390 (19年度)	2,872	4,390	5,306	- -	[参考指標3-②]大学等における特許実施料収入	千円	774,447 (19年度)	801,339	774,447	985,981	- -	[参考指標3-③]大学等における特許実施料収入(1件当たり(②/①))	千円	176 (19年度)	279	176	186	- -
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																																																																																																																								
			18年度	19年度	20年度																																																																																																																																																																
9-2-1 より良い成果を創出するために制度改革を進めつつ、目的基礎研究制度である戦略的創造研究推進事業を推進し、世界最高水準の研究成果や新たなブレークスルーをもたらす研究成果を生み出すことを目指す。さらに、その成果をもとに、イノベーション創出に向けて基礎研究から実用化まで一貫した研究開発の効果的な推進を図る。	[指標] 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)の事業額	百万円	- -	47,976	48,626	50,326	- -	基礎研究の成果が必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れるとは限らず、長い月を経て予想外の発見を導くものも少なからずあることから、定量的な指標設定による評価が困難である。 様々な観点から総合的に判断することによって、達成度を判断する。																																																																																																																																																													
	[参考指標1-①]論文発表(国内外)	発表数	- -	6,152	5,874	4,426	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標1-②]口頭発表(国内外)	発表数	- -	18,359	16,745	14,911	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標2-①]「出産・子育て等支援制度」対象者数	人	- -	-	-	18	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標2-②] R A 採用数	人	- -	-	-	378	- -																																																																																																																																																														
9-2-2 大学等の「知」を円滑に社会へ還元し、社会的価値、経済的価値につなげるため、大学等における組織的、戦略的な産学官連携活動及び知的財産活動を推進する。	[参考指標3]成果の展開(終了して1年を経過した研究領域のうち成果の展開が行われた研究領域の割合)	%	- -	-	90	90	- -	研究成果の社会還元の重要な手段である産学官連携・技術移転活動における代表的成果である共同研究・受託研究、特許実施、及び大学等発ベンチャーの年間設立数の実績を定量的に評価することにより、その達成度を総合評価する。																																																																																																																																																													
	[指標1-①]大学等と企業等との連携活動件数(参考指標1,2,3の①から算出)	件	39,126 (19年度)	35,674	39,126	42,145	- -																																																																																																																																																														
	[指標1-②] (①)に係る企業等からの受入金額(参考指標1,2,3の②から算出)	千円	201,645,259 (19年度)	179,679,848	201,645,259	214,829,822	- -																																																																																																																																																														
	[指標1-③] (①)に係る企業等からの受入金額(1件当たり(②/①))	千円	5,154 (19年度)	5,037	5,154	5,097	- -																																																																																																																																																														
	[指標2-①]大学等発ベンチャ一年間設立件数	件	163 (19年度)	210	163	91	- -																																																																																																																																																														
	[指標2-②]大学等発ベンチャ一年間設立件数の対前年度比		0.78 (19年度)	0.83	0.78	0.56	- -																																																																																																																																																														
	[指標2-③]大学等発ベンチャ累積設立件数	件	1,863 (19年度)	1,700	1,863	1,963	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標1-①]大学等と企業等との共同研究件数	件	16,211 (19年度)	14,757	16,211	17,638	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標1-②]大学等における共同研究受入金額	千円	40,125,683 (19年度)	36,843,149	40,125,683	43,824,366	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標1-③]大学等における共同研究受入金額(1件当たり(②/①))	千円	2,475 (19年度)	2,497	2,475	2,485	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標2-①]大学等における企業等からの受託研究件数	件	18,525 (19年度)	18,045	18,525	19,201	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標2-②]大学等における企業等からの受託研究受入金額	千円	160,745,129 (19年度)	142,035,360	160,745,129	170,019,475	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標2-③]大学等における企業等からの受託研究受入金額(1件当たり(②/①))	千円	8,677 (19年度)	7,871	8,677	8,855	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標3-①]大学等における特許実施件数	件	4,390 (19年度)	2,872	4,390	5,306	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標3-②]大学等における特許実施料収入	千円	774,447 (19年度)	801,339	774,447	985,981	- -																																																																																																																																																														
	[参考指標3-③]大学等における特許実施料収入(1件当たり(②/①))	千円	176 (19年度)	279	176	186	- -																																																																																																																																																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等																																																																																																																																																																					

		<p>【概算要求】 (達成目標 9-2-1) 「戦略的創造研究推進事業」においては、今後のイノベーション創出につながる新技術の芽を創出するため、iPS細胞や新系統高温超伝導物質に関する研究を継続するとともに、新たな研究領域を発足させた。加えて、「出産・子育て等支援制度」等の制度改革を着実に推進するため、50,549百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：50,549百万円)</p> <p>(達成目標 9-2-2) 大学等における戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制整備への支援を着実に実施するため、「産学官連携戦略展開事業」について2,881百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果を踏まえ、産学官連携のための大学等の機能強化、地域における産学官のネットワークの形成等を通じて、地域が主体的に実施するイノベーション創出のためのシステム整備を図るため、「イノベーションシステム整備事業」として「知的クラスター創成事業」等の地域科学技術振興施策と統合し、本事業はそのうち「大学等産学官連携自立化促進プログラム」として実施することとした。(平成22年度予算額：2,649百万円)</p> <p>課題ごとに最適なファンディング計画を設定し、大学等の研究成果を実用化につなぐための産学共同研究に対する総合的な支援を実施するため、「研究成果最適展開支援事業（A-S-T-E-P）」について「独創的シーズ展開事業」、「産学共同シーズイノベーション化事業」及び「若手研究者ベンチャー創出推進事業」を統合する形で9,674百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる地域科学技術振興施策に関する事業仕分けの結果を踏まえ、更に「地域イノベーション創出総合支援事業」の継続分を統合して実施することとした。(平成22年度予算額：16,580百万円)</p> <p>特許の海外出願支援や産学のマッチングの場の提供などの各種施策により、大学等の研究成果の技術移転活動や知的財産活動に対する専門的な支援を行うため、「技術移転支援センター事業」について2,557百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：2,238百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 科学技術コモンズの構築等知的財産戦略の推進において必要となる知的財産権法その他の法律に精通した専門人材として、「知的財産戦略専門官」(1名)の新設を要求した。(措置なし)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	<p>第3章 科学技術システム改革</p> <p>2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出</p> <p>(3) イノベーションを生み出すシステムの強化</p> <p>② 産学官の持続的・発展的な連携システムの構築</p> <p>-大学知的財産本部や技術移転機関（TLO）の活性化と連携強化-</p> <p>大学における知的財産の戦略的な創出・管理・活用を行う知的財産本部は、研究成果の社会還元という大学の使命を果たす上で極めて重要な存在であり、国は大学の主体性及び経営努力を求めつつ、その取組を支援する。</p>	
	長期戦略指針「イノベーション25」	平成19年6月1日	<p>第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>1. 社会システムの改革戦略</p> <p>(1) 早急に取り組むべき課題</p> <p>1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備</p> <p>④ 知的財産戦略・標準化活動の新たな展開</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学等の知的財産戦略の強化 -大学等における基本特許につながる重要な発明の海外出願、国際的な産学官連携、技術移転、事業化を戦略的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進。また、こうした知的財産の活用を各地域で担う人材の充実と更なる活用を検討。 -大学の知的財産本部とTLO（技術移転機関）の一本化・連携強化や地域における産学官連携体制の強化、大学間の連携を進める等により、それぞれの大学における知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める体 	

経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	<p>制を構築。</p> <p>第2章 成長力の強化</p> <p>5. 中小企業の活性化と研究開発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将來のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、研究開発力強化法等に基づき、産学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。 ・ 「第3期知的財産戦略の基本方針」に基づき、グローバルな知財戦略を推進する。 ・ 革新的な環境・エネルギー技術や先端医療技術、デジタル技術、新型インフルエンザ等感染症対策、防災対策、気候変動対策等、成長力強化と安全・安心確保につながる研究開発を推進する。産学官連携の拠点形成を通じた科学技術による地域活性化やグローバルな研究開発の拠点形成等のイノベーション創出に向けた取組を推進する。
科学技術政策推進のための知的財産戦略（2009年）	平成 21 年 6 月 12 日	<p>1. グローバル競争を勝ち抜くための知的財産システムの構築</p> <p>1－1 知的財産体制、制度等の整備 〈具体的施策〉</p> <p>⑤ 2009年度も引き続き、大学等に対し、輸出管理（外国為替及び外国貿易法）に関する組織的な対応を図るよう「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス」（大学等・研究機関用）等を周知するとともに、大学等向けの説明会の開催等により、研究者等の意識向上を図る。</p> <p>2. イノベーション促進（プロイノベーション）型知的財産システムへの転換</p> <p>2－2 知的財産人材、情報の充実 〈具体的施策〉</p> <p>(1) 知的財産人材</p> <p>① オープンイノベーションが進展し知的財産の活用がますます重要になってきているため、2009年度も引き続き、知的財産の特に活用面での教育や研修の充実（例えば、研究開発戦略・事業戦略立案担当者への知的財産戦略に関する研修、大学等への実務家教員の配置の拡充等）を促進する。</p> <p>3. 国力の源泉として知的財産総出力の強化</p> <p>3－1 大学等を対象とする知的財産戦略 〈具体的施策〉</p> <p>(1) 知的財産体制の整備</p> <p>① 大学等の知的財産戦略等の産学官連携活動が持続的に展開されるように、2009年度も引き続き、大学等の主体的かつ多様な特色のある取組みのうち、国際的な産学官連携体制の強化や国公私立大学間連携等による地域の多様な知的財産活動体制の構築について、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定し、その到達度の評価を実施し、その結果や大学等の役割等考慮にいれつつ適切な資源配分に努める。</p>

施策名	科学技術振興のための基盤の強化																																																																																																																																																									
施策の概要	先端的な研究施設・設備・機器、知的基盤等は、独創的・先端的な基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般を支える基盤として不可欠なものであることから、その整備や効果的な利用を促進する。																																																																																																																																																									
【評価結果の概要】	<p>先端的な計測分析技術や機器の開発については、「先端計測技術・機器開発事業」において、プロトタイプ機の性能実証、応用開発の推進を目的とするプロタイプの実証・実用化プログラムを開始するとともに、成果の普及活動が活発化するなど順調に進捗している。</p> <p>また、大学・独立行政法人等が有する先端研究施設の共用については、産業利用の拡大や施設を保有する機関の共用のための体制整備が進むなどにより共用を通じた利用成果創出に向けて概ね順調に進捗している。特に、大型放射光施設（Spring-8）については、共用の促進により、利用者数、利用研究課題数とも順調に増加するとともに、次世代スーパーコンピュータの共用については、「次世代スーパーコンピュータ戦略委員会」を設置し、利活用の具体的方策の検討を開始するなど概ね順調に進捗している。</p> <p>次世代スーパーコンピュータプロジェクトについては、平成21年7月に中間評価を踏まえ、新たなシステム構成（スカラ型単一）が決定されるなど、プロジェクトとして概ね順調に進捗している。</p> <p>X線自由電子レーザー装置の開発・整備については、加速器製作と装置収納建屋等の整備を昨年度に引き続き実施するなど概ね計画通りに進捗している。</p> <p>大型放射光施設（Spring-8）については、測定代行制度等の利用体制の充実による研究成果の質的・量的向上が、概ね順調に進捗している。</p>																																																																																																																																																									
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">9-3-1 先端計測分析技術・機器及びその関連システムの開発を推進し、創造的・独創的な研究開発活動を支える基盤を整備する。</td><td>【指標1】開発された要素技術の内、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させる成果の割合</td><td>%</td><td>-</td><td>75</td><td>86</td><td>80</td><td>70以上 (24年度)</td><td>本施策目標を達成するためには、先端計測分析技術・機器開発事業を通じた先端計測分析機器の整備及び機器の実用化プログラムを実施する。 また、大型放射光施設（Spring-8）における共用の促進により、利用者数、利用研究課題数とも順調に増加するとともに、次世代スーパーコンピュータの共用については、「次世代スーパーコンピュータ戦略委員会」を設置し、利活用の具体的方策の検討を開始するなど概ね順調に進捗している。</td></tr> <tr> <td>【指標2】開発されたプロトタイプ機の内、最先端の科学技術に関するデータ取得が可能な成果の割合</td><td>%</td><td>-</td><td>-</td><td>67</td><td>73</td><td>70以上 (24年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>【指標3】成果をより広く社会に普及し活用を促進させるための社会への情報発信件数</td><td>件</td><td>496 (19年度)</td><td>-</td><td>496</td><td>620</td><td>596以上 (24年度)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">9-3-2 大学、独立行政法人等の有する先端研究施設の産業界による共用を推進し、研究開発投資の効率化及び有償利用の効率化を図ることで成果の創出を図るとともに、各機関における、共用に係る体制及び有償利用体制の整備を促進する。</td><td>【指標1】先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】における施設共用時間の対当初予定期間比（各機関平均）</td><td>%</td><td>-</td><td>-</td><td>131</td><td>126</td><td>110以上 (23年度)</td><td>「先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】」によって、分野を限らず、一部の大学・独立行政法人等が保有する産業利用用ドテンシャルの高い先端研究施設を、技術支援等の共用に供するため、その能力を最大限に活用したうえで、世界による利用を促進し、成果創出につなげることを目的としていることから、本事業及び本事業終了後の共用による成果創出に向けて、(1)取組の実績による評価、(2)施設共用時間の対当初予定期間比（各機関平均）)、(3)波及効果（本事業での施設利用統合率）、(4)有償利用の状況（利用課題数の対前年度比、各機関平均）)の四つの観点から評価を行った。</td></tr> <tr> <td>【指標2】有償利用体制が整備されている機関数（全17機関）</td><td>機関</td><td>-</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td><td>17 (23年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>【指標3】特許出願につながった利用課題数</td><td>課題</td><td>-</td><td>-</td><td>0</td><td>(150課題のうち) 8</td><td>1企業当たり1件以上 (23年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>【指標4】先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】での施設利用終了後、有償などで再度当該施設を利用した利用課題数</td><td>課題</td><td>-</td><td>-</td><td>0</td><td>(150課題のうち) 5</td><td>90以上 (23年度)</td><td></td></tr> <tr> <td>【指標5】有償利用課題数の対前年度比（各機関平均）(前年度に有償利用の実績があった機関）</td><td>%</td><td>-</td><td>-</td><td>109</td><td>123</td><td>120以上 (23年度)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">9-3-3 ナノテクノロジー・材料研究の推進による異なる分野的な機能を有する研究機関の設置、設備を共用化することで研究環境の整備を図り、イノベーションの創出を図るためにナノテクノロジー・材料研究の振興に貢献する。</td><td>【指標1】プロジェクト開拓支援件数（うち、産業界利用数）</td><td>件</td><td>1,316 (258) (19年度)</td><td>766 (197)</td><td>1,316 (258)</td><td>1,537 (332)</td><td>- -</td><td>先端研究施設共用イノベーション創出事業【ナノテクノロジー・材料研究】の共用化を促進することで異分野の融合を図ることを目的としていることから、事業における支援件数を評価指標として用いるとともに、先端的な施設・設備を用いて得られた成果が論文発表等で評価されることが重要であるため、本支援事業が開拓した研究発表件数（論文、誌上、口頭の合計）を評価指標として技術支援の評価を行つた。また、共用化の推進により、ナノテクノロジー・材料研究の分野の研究者間の連携が促進されるためには、情報発信が重要であることから、情報支援についても評価を行つた。</td></tr> <tr> <td>【指標2】プロジェクト開拓論文・研究発表数</td><td>件</td><td>1,529 (19年度)</td><td>1,560</td><td>1,529</td><td>1,747</td><td>- -</td><td></td></tr> <tr> <td>【指標3】ナノテクノロジー総合シンポジウム参加者数</td><td>人</td><td>648 (19年度)</td><td>1,036</td><td>648</td><td>725</td><td>- -</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">9-3-4 世界最先端・高性能の次世代スーパーコンピュータ及びそれを最大限活用するためのソフトウェアを開発し、その施設の共用を図る。</td><td>システムの開発</td><td>-</td><td>概念設計開始</td><td>概念設計完了・詳細設計開始</td><td>詳細設計ほぼ終了</td><td>-</td><td>-</td><td>次世代スーパーコンピュータは、広範な分野の科学技術・学術研究の進展、産業競争力の強化、安心安全な社会の実現に資するものであり、第3期科学技術基本計画において、我が国として開発すべき「国家基幹技術」に位置づけられており、國として着実な推進が必要であるため。</td></tr> <tr> <td>ソフトウェアの開発</td><td>-</td><td>開発開始</td><td>開発実施</td><td>引き続き開発実施</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>施設の整備</td><td>-</td><td>設計開始</td><td>設計実施（計算機棟設計完了）</td><td>計算機棟建設実施、研究棟設計完了・建設開始</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">9-3-5 原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であるX線自由電子レーザー装置を開発し、施設の共用を図る。</td><td>装置開発・建屋整備</td><td>-</td><td>利用推進研究開始</td><td>設計・整備着手（共同実験、共同研究、電子ビーム輸送系）、入射部、加速器</td><td>利用推進研究課題の実験評議会入り込み、綱型加速器収納部建屋、アンジュレータ収納部建屋完成</td><td>装置開発・建屋整備を終え、施設の共用を図る。</td><td>-</td><td>X線自由電子レーザーは、原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であり、幅広い分野における革新的な研究開発に貢献し、科学技術活動全般を支えることから、平成22年度までの完成を達成目標とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(23年度)</td><td></td></tr> </tbody> </table>									達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	9-3-1 先端計測分析技術・機器及びその関連システムの開発を推進し、創造的・独創的な研究開発活動を支える基盤を整備する。	【指標1】開発された要素技術の内、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させる成果の割合	%	-	75	86	80	70以上 (24年度)	本施策目標を達成するためには、先端計測分析技術・機器開発事業を通じた先端計測分析機器の整備及び機器の実用化プログラムを実施する。 また、大型放射光施設（Spring-8）における共用の促進により、利用者数、利用研究課題数とも順調に増加するとともに、次世代スーパーコンピュータの共用については、「次世代スーパーコンピュータ戦略委員会」を設置し、利活用の具体的方策の検討を開始するなど概ね順調に進捗している。	【指標2】開発されたプロトタイプ機の内、最先端の科学技術に関するデータ取得が可能な成果の割合	%	-	-	67	73	70以上 (24年度)		【指標3】成果をより広く社会に普及し活用を促進させるための社会への情報発信件数	件	496 (19年度)	-	496	620	596以上 (24年度)		9-3-2 大学、独立行政法人等の有する先端研究施設の産業界による共用を推進し、研究開発投資の効率化及び有償利用の効率化を図ることで成果の創出を図るとともに、各機関における、共用に係る体制及び有償利用体制の整備を促進する。	【指標1】先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】における施設共用時間の対当初予定期間比（各機関平均）	%	-	-	131	126	110以上 (23年度)	「先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】」によって、分野を限らず、一部の大学・独立行政法人等が保有する産業利用用ドテンシャルの高い先端研究施設を、技術支援等の共用に供するため、その能力を最大限に活用したうえで、世界による利用を促進し、成果創出につなげることを目的としていることから、本事業及び本事業終了後の共用による成果創出に向けて、(1)取組の実績による評価、(2)施設共用時間の対当初予定期間比（各機関平均）)、(3)波及効果（本事業での施設利用統合率）、(4)有償利用の状況（利用課題数の対前年度比、各機関平均）)の四つの観点から評価を行った。	【指標2】有償利用体制が整備されている機関数（全17機関）	機関	-	5	8	10	17 (23年度)		【指標3】特許出願につながった利用課題数	課題	-	-	0	(150課題のうち) 8	1企業当たり1件以上 (23年度)		【指標4】先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】での施設利用終了後、有償などで再度当該施設を利用した利用課題数	課題	-	-	0	(150課題のうち) 5	90以上 (23年度)		【指標5】有償利用課題数の対前年度比（各機関平均）(前年度に有償利用の実績があった機関）	%	-	-	109	123	120以上 (23年度)		9-3-3 ナノテクノロジー・材料研究の推進による異なる分野的な機能を有する研究機関の設置、設備を共用化することで研究環境の整備を図り、イノベーションの創出を図るためにナノテクノロジー・材料研究の振興に貢献する。	【指標1】プロジェクト開拓支援件数（うち、産業界利用数）	件	1,316 (258) (19年度)	766 (197)	1,316 (258)	1,537 (332)	- -	先端研究施設共用イノベーション創出事業【ナノテクノロジー・材料研究】の共用化を促進することで異分野の融合を図ることを目的としていることから、事業における支援件数を評価指標として用いるとともに、先端的な施設・設備を用いて得られた成果が論文発表等で評価されることが重要であるため、本支援事業が開拓した研究発表件数（論文、誌上、口頭の合計）を評価指標として技術支援の評価を行つた。また、共用化の推進により、ナノテクノロジー・材料研究の分野の研究者間の連携が促進されるためには、情報発信が重要であることから、情報支援についても評価を行つた。	【指標2】プロジェクト開拓論文・研究発表数	件	1,529 (19年度)	1,560	1,529	1,747	- -		【指標3】ナノテクノロジー総合シンポジウム参加者数	人	648 (19年度)	1,036	648	725	- -		9-3-4 世界最先端・高性能の次世代スーパーコンピュータ及びそれを最大限活用するためのソフトウェアを開発し、その施設の共用を図る。	システムの開発	-	概念設計開始	概念設計完了・詳細設計開始	詳細設計ほぼ終了	-	-	次世代スーパーコンピュータは、広範な分野の科学技術・学術研究の進展、産業競争力の強化、安心安全な社会の実現に資するものであり、第3期科学技術基本計画において、我が国として開発すべき「国家基幹技術」に位置づけられており、國として着実な推進が必要であるため。	ソフトウェアの開発	-	開発開始	開発実施	引き続き開発実施	-	-		施設の整備	-	設計開始	設計実施（計算機棟設計完了）	計算機棟建設実施、研究棟設計完了・建設開始	-	-		9-3-5 原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であるX線自由電子レーザー装置を開発し、施設の共用を図る。	装置開発・建屋整備	-	利用推進研究開始	設計・整備着手（共同実験、共同研究、電子ビーム輸送系）、入射部、加速器	利用推進研究課題の実験評議会入り込み、綱型加速器収納部建屋、アンジュレータ収納部建屋完成	装置開発・建屋整備を終え、施設の共用を図る。	-	X線自由電子レーザーは、原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であり、幅広い分野における革新的な研究開発に貢献し、科学技術活動全般を支えることから、平成22年度までの完成を達成目標とする。		-					(23年度)	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																																																																																		
				18年度	19年度	20年度																																																																																																																																																				
9-3-1 先端計測分析技術・機器及びその関連システムの開発を推進し、創造的・独創的な研究開発活動を支える基盤を整備する。	【指標1】開発された要素技術の内、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させる成果の割合	%	-	75	86	80	70以上 (24年度)	本施策目標を達成するためには、先端計測分析技術・機器開発事業を通じた先端計測分析機器の整備及び機器の実用化プログラムを実施する。 また、大型放射光施設（Spring-8）における共用の促進により、利用者数、利用研究課題数とも順調に増加するとともに、次世代スーパーコンピュータの共用については、「次世代スーパーコンピュータ戦略委員会」を設置し、利活用の具体的方策の検討を開始するなど概ね順調に進捗している。																																																																																																																																																		
	【指標2】開発されたプロトタイプ機の内、最先端の科学技術に関するデータ取得が可能な成果の割合	%	-	-	67	73	70以上 (24年度)																																																																																																																																																			
	【指標3】成果をより広く社会に普及し活用を促進させるための社会への情報発信件数	件	496 (19年度)	-	496	620	596以上 (24年度)																																																																																																																																																			
9-3-2 大学、独立行政法人等の有する先端研究施設の産業界による共用を推進し、研究開発投資の効率化及び有償利用の効率化を図ることで成果の創出を図るとともに、各機関における、共用に係る体制及び有償利用体制の整備を促進する。	【指標1】先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】における施設共用時間の対当初予定期間比（各機関平均）	%	-	-	131	126	110以上 (23年度)	「先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】」によって、分野を限らず、一部の大学・独立行政法人等が保有する産業利用用ドテンシャルの高い先端研究施設を、技術支援等の共用に供するため、その能力を最大限に活用したうえで、世界による利用を促進し、成果創出につなげることを目的としていることから、本事業及び本事業終了後の共用による成果創出に向けて、(1)取組の実績による評価、(2)施設共用時間の対当初予定期間比（各機関平均）)、(3)波及効果（本事業での施設利用統合率）、(4)有償利用の状況（利用課題数の対前年度比、各機関平均）)の四つの観点から評価を行った。																																																																																																																																																		
	【指標2】有償利用体制が整備されている機関数（全17機関）	機関	-	5	8	10	17 (23年度)																																																																																																																																																			
	【指標3】特許出願につながった利用課題数	課題	-	-	0	(150課題のうち) 8	1企業当たり1件以上 (23年度)																																																																																																																																																			
	【指標4】先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】での施設利用終了後、有償などで再度当該施設を利用した利用課題数	課題	-	-	0	(150課題のうち) 5	90以上 (23年度)																																																																																																																																																			
	【指標5】有償利用課題数の対前年度比（各機関平均）(前年度に有償利用の実績があった機関）	%	-	-	109	123	120以上 (23年度)																																																																																																																																																			
9-3-3 ナノテクノロジー・材料研究の推進による異なる分野的な機能を有する研究機関の設置、設備を共用化することで研究環境の整備を図り、イノベーションの創出を図るためにナノテクノロジー・材料研究の振興に貢献する。	【指標1】プロジェクト開拓支援件数（うち、産業界利用数）	件	1,316 (258) (19年度)	766 (197)	1,316 (258)	1,537 (332)	- -	先端研究施設共用イノベーション創出事業【ナノテクノロジー・材料研究】の共用化を促進することで異分野の融合を図ることを目的としていることから、事業における支援件数を評価指標として用いるとともに、先端的な施設・設備を用いて得られた成果が論文発表等で評価されることが重要であるため、本支援事業が開拓した研究発表件数（論文、誌上、口頭の合計）を評価指標として技術支援の評価を行つた。また、共用化の推進により、ナノテクノロジー・材料研究の分野の研究者間の連携が促進されるためには、情報発信が重要であることから、情報支援についても評価を行つた。																																																																																																																																																		
	【指標2】プロジェクト開拓論文・研究発表数	件	1,529 (19年度)	1,560	1,529	1,747	- -																																																																																																																																																			
	【指標3】ナノテクノロジー総合シンポジウム参加者数	人	648 (19年度)	1,036	648	725	- -																																																																																																																																																			
9-3-4 世界最先端・高性能の次世代スーパーコンピュータ及びそれを最大限活用するためのソフトウェアを開発し、その施設の共用を図る。	システムの開発	-	概念設計開始	概念設計完了・詳細設計開始	詳細設計ほぼ終了	-	-	次世代スーパーコンピュータは、広範な分野の科学技術・学術研究の進展、産業競争力の強化、安心安全な社会の実現に資するものであり、第3期科学技術基本計画において、我が国として開発すべき「国家基幹技術」に位置づけられており、國として着実な推進が必要であるため。																																																																																																																																																		
	ソフトウェアの開発	-	開発開始	開発実施	引き続き開発実施	-	-																																																																																																																																																			
	施設の整備	-	設計開始	設計実施（計算機棟設計完了）	計算機棟建設実施、研究棟設計完了・建設開始	-	-																																																																																																																																																			
9-3-5 原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であるX線自由電子レーザー装置を開発し、施設の共用を図る。	装置開発・建屋整備	-	利用推進研究開始	設計・整備着手（共同実験、共同研究、電子ビーム輸送系）、入射部、加速器	利用推進研究課題の実験評議会入り込み、綱型加速器収納部建屋、アンジュレータ収納部建屋完成	装置開発・建屋整備を終え、施設の共用を図る。	-	X線自由電子レーザーは、原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であり、幅広い分野における革新的な研究開発に貢献し、科学技術活動全般を支えることから、平成22年度までの完成を達成目標とする。																																																																																																																																																		
		-					(23年度)																																																																																																																																																			

9-3-6 我が国の代表的な先端研究施設である特定放射光施設（大型放射光施設（Spring-8））において、研究成果の一層の質的・量的向上を図ることにより、研究成果の社会還元を促進し、もって我が国の科学技術の振興に寄与する。	【指標1】発表論文登録数の当該年度から過去3年間の平均値	報	534 (19年度)	517	534	537	-	放射光は、物質の種類や構造、様々な環境下での物質の状態等の解析を可能とし、幅広い分野における革新的な研究開発に貢献する手法であり、科学技術活動全般を支える基盤として不可欠なものであることから、我が国として着実な放射光利用体制の構築を図るとともに、研究成果の質的・量的向上につながる取り組みを進めていく必要がある。そこで我が国の代表的な放射光施設であるSpring-8において、研究成果の一層の質的向上・効率的創出を図り、その程度を評価するため、当該年度から過去3年間の発表論文登録数の平均値を指標として設定する。
	【参考指標1】発表論文登録数（査読あり原著論文等）	報	479 (19年度)	430	479	470	-	
	【参考指標2】当該年度の発表論文数登録数／運転時間指標	報／運転時間指標	2.01 (19年度)	1.81	2.01	2.06	-	
	【参考指標3】Spring-8の産業利用率（共用ビームライン産業利用率）	%	19.7 (19年度)	20.0	19.7	20.5	-	

【概算要求】

(達成目標9-3-1)

独創的な研究開発活動を支える基盤を整備するための「先端計測分析技術・機器開発事業」について、「产学研イノベーション加速事業」に統合し、「产学研イノベーション加速事業（先端計測分析技術・機器開発）」として5,501百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果を踏まえ、新規採択課題の厳選及び継続課題の重点化等を行い実施することとした。（平成22年度予算額：4,951百万円）

(達成目標9-3-2)

科学技術活動全般を高度化し、产学研のイノベーション加速・拡大を図るとともに、我が国の研究開発投資の効率化を図るために、「先端研究施設共用促進事業」について1,498万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：1,398百万円）

(達成目標9-3-3)

全国の大学や独法等が所有する最先端ナノテクノロジー研究設備の利用機会を高度な専門技術・知識と共に研究者に提供することにより、分野横断的な研究開発を戦略的かつ効率的に推進するため、「ナノテクノロジー・ネットワーク」について1,528百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：1,328百万円）

(達成目標9-3-4)

世界最先端・最高性能の次世代スーパーコンピュータの開発・整備等や、次世代スーパーコンピュータの利活用を推進する「戦略プログラム」のため、26,759百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果等を踏まえ、利用者側視点に立った多様なユーザーに応える「革新的ハイパフォーマンスコンピューティング・インフラ」を構築する計画に進化・発展させ実施することとした。（平成22年度予算額：22,779百万円）

(達成目標9-3-5)

X線自由電子レーザー装置の開発・整備について、加速器製作と装置収納建屋等の整備を昨年度に引き続き実施するため、4,839百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：4,301百万円）

(達成目標9-3-6)

大型放射光施設（Spring-8）について、利用体制の充実による研究成果の質的・量的向上を昨年度に引き続き実施するため、8,589百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果を踏まえ、運営の一層の効率化に向け努力するとともに、利用料金体系の見直しなどにより自己収入の増額を図りつつ、施設運営のために不可欠な経費は確保することとした。（平成22年度予算額：8,492百万円）

【機構・定員要求】

科学技術コモンズの構築等知的財産戦略の推進において必要となる知的財産権法その他の法律に精通した専門人材として、「知的財産戦略専門官」（1名）の新設を要求した。（措置なし）

政策評価の結果 の政策への反映 状況

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	科学技術基本計画（第3期） 平成18年3月28日	<p>第2章 科学技術の戦略的重點化</p> <p>2. 政策課題対応型研究開発における重點化</p> <p>(3) 「戦略重点科学技術」の選定</p> <p>③ 国が主導する一貫した推進体制の下で実施され世界をリードする人材育成にも資する長期的かつ大規模なプロジェクトにおいて、国家の総合的な安全保障の観点も含め経済社会上の効果を最大化するために基本計画期間中に集中的な投資が必要なもの。</p> <p>3. 分野別推進戦略の策定及び実施に当たり考慮すべき事項</p> <p>(3) 戰略重点科学技術に係る横断的な配慮事項</p> <p>③ 国家的な基幹技術として選定されるも</p>

の
本章2.(3)③に該当する科学技術に対しては、国家的大規模プロジェクトとして基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術（「国家基幹技術」という。）として国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組むものであり、次世代スーパーコンピューティング技術、宇宙輸送システム技術などが考えられる。これらの技術を含め総合科学技術会議は、国家的な長期戦略の視点に配慮して、戦略重点科学技術を選定していく中で国家基幹技術を精選する。また、国家基幹技術を具現化するための研究開発の実施に当たっては、総合科学技術会議が予め厳正な評価等を実施する。

第3章 科学技術システム改革

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(2) 知的基盤の整備

① 知的基盤の戦略的な重点整備

なお、先端的機器については、機器開発そのものが最先端の研究を先導する性格を持つことを踏まえ、重要な分野の研究に不可欠な機器や我が国が比較優位を持ちつつも諸外国に追い上げられている機器について、鍵となる要素技術やシステム統合技術を重点開発する。

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

② 国立大学法人、公的研究機関等の設備の整備

国立大学法人や公的研究機関等においては、機関内での設備の共同利用等に積極的に努めるなど既存設備の有効活用を進めるとともに、機関の枠を超えた共同利用、競争的資金等による研究終了後の設備の再利用など、研究設備の効果的かつ効率的な利用を促進する。

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

2) 次世代投資の充実と強化

① 若手研究者、意欲的・挑戦的研究への思い切った投資等の研究資金改革

- 研究設備の整備と共用の促進
多数の研究者が利用する基盤的かつ共通的な研究設備、学生の教育研究に必要な設備等の大学や研究機関における計画的な整備を図る。また、高額の研究設備等は不必要に重複して整備することのないようにするとともに、既存の研究設備等を含め、若手育成や民間利用の観点も含め積極的に共用を促進する。

2. 技術革新戦略ロードマップ

(2) 分野別の戦略的な研究開発の推進

ものづくり技術分野 日本型ものづくり技術をさらに進化させる、科学に立脚したもののづくり「可視化」技術 ものづくりのニーズに応える新しい計測分析技術・機器開発、精密加工技術 次世代ものづくり技術の基

		<p>盤を構築するため、ナノレベルの物質構造の3次元可視化、高分解能動態解析、高精度定量分析などの技術に基づく我が国独自の計測分析技術・機器を開発</p> <p>第1編 「新経済成長戦略」のフォローアップ</p> <p>第3章 地域経済の活性化（地域活性化戦略）</p> <p>第1節 地域活性化のための政策</p> <p>【現在の取組状況・今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各地域に立地する研究機関が保有する先端的な研究開発施設等を産業界等に開放し、共用を促進
新経済成長戦略のフォローアップと改訂	平成20年9月19日	<p>第七条 国は、国、地方公共団体、研究開発法人、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進が図られるにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十五条 国は、研究開発等に係る競争の促進を図るため、国の資金により行われる研究開発における公募型研究開発(国の資金により行われる研究開発であって公募によるもの)をいう。以下同じ。)の更なる活用その他の研究開発機関相互間及び研究者等相互間の公正な競争の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管するものとする。</p> <p>2 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、可能な限り、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>第二十八条 国は、研究開発能力の強化を図るために、科学技術に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際的な水準等を踏まえ、効率性に配慮しつつ、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分を行うものとする。</p> <p>2 国は、前項の場合において、我が国の経済社会の存立の基盤をなす科学技術については、長期的な観点からその育成及び水準の向上を図るとともに、科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならない。</p> <p>第四十三条 国は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、国、研究開発法人、大学等及び事業者の研究開発の成果のうち、活用されていないもの(次項において「未利用成果」という。)について、その積極的な活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第四十四条 国は、中小企業者その他の事業者が研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進並びにイノベーションの創出に極めて重要な役割を果たすものであるにかんがみ、その革新的な研究開発の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第三十五条</p>
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律	平成20年6月11日	

		<p>1 国は、研究開発に係る施設及び設備の共用の促進を図るために、広く研究者等の利用に供するためには必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 研究開発法人及び国立大学法人等は、その保有する研究開発施設等のうち研究者等の利用に供するものについて、可能な限り、広く研究者等の利用に供するよう努めるものとする。</p> <p>II. 各分野の主な重点プロジェクトのテーマと概要</p> <p>3. 魅力発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材力強化・技術力発揮プラン 我が国の経済成長力の鍵を握る人財力の強化、技術力の発揮を目指し、研究施設・設備の整備や研究支援者等の活用による研究環境の抜本的な回線を図る。
未来開拓戦略	平成 21 年 4 月 17 日	

施策名	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進						
施策の概要	「生命現象の統合的全体像の理解」を目指した研究を推進するとともに「研究成果の実用化のための橋渡し」を特に重視し、国民への成果還元を抜本的に強化する。						
【評価結果の概要】	<p>「生命現象の統合的全体像の理解」に関しては、社会的・科学的意義の高い脳科学研究を戦略的に推進するため、「長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について（第1次答申案（中間取りまとめ））」（平成20年1月23日科学技術・学術審議会）を策定した。これと並行して、平成20年度から、脳科学研究戦略推進プログラムを開始し、ブレイン・マシン・インターフェース（B M I）の開発（情報脳）、及び独創性の高いモデル動物の開発（基盤技術開発）について研究開発拠点の整備等を実施した。</p> <p>「研究成果の実用化のための橋渡し」については、我が国のi P S細胞研究等を日本全体で戦略的に進めていくため、これまでの取組や支援の実施状況を確認するとともに、総合科学技術会議により策定された「i P S細胞研究の推進について（第一次取りまとめ）」（平成20年7月3日）等も踏まえ、今後の効果的・効率的な研究推進体制の推進方策として「i P S細胞研究等の加速に向けた総合戦略 改訂版」（平成21年1月20日文部科学大臣決定）を策定した。また、関係府省においてそれぞれ推進が図られている橋渡し研究・臨床研究について、我が国として一つの戦略に基づき、統一的かつ重点的な取り組みを進めるため、内閣府・文科省・厚労省・経産省の4大臣等から構成される「健康研究推進会議」を設置（平成20年7月）し、先端医療開発特区（スーパー特区）の運用や「健康研究推進戦略」の策定（平成21年7月31日）を行った。このような推進方策の策定をはじめとして、ライフサイエンス分野の研究開発を戦略的に推進したところである。</p> <p>また、個々の研究開発については、「ゲノム機能解析等の推進（ゲノムネットワークプロジェクト）」及び「革新的ながん治療法等の開発にむけた研究の推進」が最終年度を迎えた。「ゲノム機能解析等の推進（ゲノムネットワークプロジェクト）」については、転写制御ネットワークの要素測定技術を確立し、獲得した転写因子の発現情報等の基盤データについて、計画値を超えて提供した。また、ヒトc DNAクローン等研究用リソースの収集については、概ね収集予定のクローンを整備したほか、プラットフォームよりデータの一般公開を行い、一般に成果の還元を行うなど、当初目標を概ね達成した。「革新的ながん治療法等の開発にむけた研究の推進」については、6課題すべてについて当初目標である臨床試験実施計画書の作成が終了しており、さらに5課題は臨床試験のフェーズに入るなど、想定以上に進捗している。</p>						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
達成目標 10-1 蓄積された知見、技術を活用し、医学・薬学への貢献、産業応用に向けて生命現象のさらなる解明を図る。	脳科学研究戦略推進プログラムにおける成果の論文数	—	—	— (20年度)	— 約130	— (26年度)	・「長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について（第1次答申案）」を踏まえた、社会的・科学的意義の高い脳科学研究拠点等の整備状況及び各拠点等における研究開発拠点等において、政策立案段階から現状と比較して、推進プログラムにおける成果として、論文数を数える指標として設定している。 ・技術開発等の研究において、難解析性タンパク質の構造解析等の機能解析技術の開発や基礎研究等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。 ・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。
	学術研究や産業振興において重要なターナンパク質の構造解析数	—	—	— (19年度)	約70 266 ※難解析性タンパク質の周辺タンパク質を含む	200 ※難解析性タンパク質の構造解析数 (23年度)	・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。 ・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。
	ヒトゲノム転写開始点情報（累積）	万	—	約4,300 (16年度)	約4,300 約10,300	1,000 (20年度)	・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。 ・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。
	遺伝子発現情報（累積）	—	—	2,315 (16年度)	2,315 2,315	2,000 (20年度)	・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。 ・生物学・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤となる構造状況及び疾患の発症機構の解明や新しい治療法等につながる研究の進捗状況として、生物学・分化等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析の進捗状況として、技術開発等の研究開発拠点等において重要なタンパク質の構造解析数を指標として設定している。
達成目標 10-1 革新のがん医療技術開発研究・臨床への橋渡し研究などを通じ、先端的医療の実現に資する知見の蓄積と技術の開発、またそれに必要な環境の整備を図る。	疾患特異的i P S細胞の樹立数	—	— (20年度)	— — 5	毎年数個	・各種施策を踏まえた、わが国の幹細胞・再生医学研究の体制充実拡張等の整備状況及びこれらにより推進される再生医学の実現化のための研究の進捗状況とし、疾患特異的i P S細胞の樹立数を指標として設定している。 ・粒子線がん治療に係る人材育成事業の進捗状況とし、粒子線治療プログラムの研究開始者数（下段は研修修了者数）を指標として設定している。	
	粒子線がん治療に係る人材育成プログラムの開始者数（下段は研修修了者数）	—	— (19年度)	— 0 0	5 2	— (23年度)	・粒子線がん治療に係る人材育成事業の進捗状況とし、粒子線治療プログラムの研究開始者数（下段は研修修了者数）を指標として設定している。 ・粒子線がん治療に係る人材育成事業の進捗状況とし、粒子線治療プログラムの研究開始者数（下段は研修修了者数）を指標として設定している。
	分子プロトタイプの製造法の開発・実用化（累積）	—	— (17年度)	24 42 57	毎年10個	・分子イメージングの進歩拠点等の整備とともに、分子プロトタイプの製造法の開発・実用化数を指標として設定している。	

達成目標 10-1-3 新興・再興 感染症克服技術など、社会の 安全・安心の確保に 必要な知見の蓄積、 人材の養成等を図る。	海外研究 拠点数 (累積)	か国	- (17年度)	3	6	8	- (21年度)	海外研究拠点の整備の 進捗度合いとして研究拠 点数(累積)を指標として 設定している。
			- (19年度)	-	約150	337	250 (22年度)	ライフサイエンス関係 データベースの整備、基 盤構築と統合データベー ス公開サービスの提供に ついての計画・目標達成 度として、カタログDB数、 横断検索DB数、DB受け 入れ数を指標として設定 している。
			- (19年度)	-	10	200	200 (22年度)	・国として戦略的に整備 する必要があるバイオリ ソースについて体系的に 収集、保存し、提供する ための体制整備の進捗 状況として、実験動物(マ ウス)・実験植物(シロイ ヌナズナ)・遺伝子材料 (動物、微生物)、細胞材 料(動物、がん等、及びヒ ト細胞)を指標として設定 している。
			- (19年度)	-	5	12	15 (22年度)	・国として戦略的に整備 する必要があるバイオリ ソースについて体系的に 収集、保存し、提供する ための体制整備の進捗 状況として、実験動物(マ ウス)・実験植物(シロイ ヌナズナ)・遺伝子材料 (動物、微生物)、細胞材 料(動物、がん等、及びヒ ト細胞)を指標として設定 している。
			実験動物 (マウス) (系統数)	2,859 (19年度開始時点)	-	3,261	3,885	世界最高水 準の知的基 盤の整備 (22年度)
			実験植物 (シロイ ヌナズ ナ)	390,185 (19年度開始時点)	-	544,235	570,399	
			遺伝子材 料 (動物、微 生物)	914,148 (19年度開始時点)	-	1,605,396	3,284,668	
			細胞材料 (動物、 がん等、 及びヒト 細胞) (使切試 料含む)	6,872 (19年度開始時点)	-	8,167	8,800	

【概算要求】

国民の寿命の延伸に向け、がんや生活習慣病の予防・治療に向けたゲノムやタンパク質などの基礎・基盤研究、難病の根治治療である再生医療の実現に向けたiPS細胞等の幹細胞研究、アルツハイマー病等の認知症克服に向けた脳研究、さらには基礎研究の成果を医療につなげる橋渡し研究など、医療・福祉等の向上に資する研究開発を推進するため、ライフサイエンス関係予算として、61,671百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：59,420百万円)

また、21年度補正予算として、以下を措置した。

- ・再生医療を目指す上で最も重要な安全性・有効性を確認する前臨床研究を行うための施設整備や、再生医療の根幹を担う細胞バンクの施設を整備。(平成21年度第1号補正予算額：9,753百万円)
- ・理化学研究所脳科学総合研究センターに、脳の疾患・老化メカニズム解明に不可欠な設備等を整備。(平成21年度第1号補正予算額：1,798百万円)
- ・理化学研究所バイオリソースセンターに、難病研究等のためにiPS細胞を提供する基盤(iPS細胞バンク)を整備。(平成21年度第2号補正予算額：710百万円)

【制度改正】

- ・「特定胚の取扱いに関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」の改正を行い、平成21年5月に公布・施行。(人クローン胚の研究目的の作成・利用の容認)
- ・「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」を見直し、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」及び「ヒトES細胞の使用に関する指針」の二つに分けて平成21年8月に公布・施行。(手続等の見直し(緩和))

【業務改善】

「統合データベースプロジェクト」については、他事業と一体的運用を図ることでより政策効果を高めるとの評価結果を踏まえ、他事業と一部統合して予算の減額要求を行った。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	国家的・社会的課題に対応した研究開発については、目指すべき国姿(3つの理念)への寄与が大きいと判断される4つの分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料)に特に重点を置き優先的に資源配分を行う。
	革新的技術戦略	平成20年6月13日	約430万人といわれる要介護者や約10万人の脊髄損傷者等、疾病や事故によって身体の自由が利かなくなったりの方々が、自らの意思や思考を脳活動(脳波など)の変化として受信機(センサー)に伝え、そ

		<p>れをデジタル信号に変えて支援機器に伝える、ブレイン・マシン・インターフェイス技術の開発により、自由に機能支援機器を操作することが可能となる。その結果、高齢者、障害者が介護なしに思いのまま行動できるようになる。</p> <p>iPS細胞を利用した再生医療技術などを更に強化し、健康・医療産業を我が国のリーディング・インダストリーに育て上げる。</p> <p>薬剤の副作用及び化学物質の有害性について、その人のiPS細胞を分化させて様々な臓器の細胞を作成し、それを用いることにより、服用前の副作用や、人体への影響を評価することが期待できる。また様々な細胞と遺伝子情報をバンクとして整備することによって、創薬において薬効や副作用の評価が効率的に行なうことが出来るようになる。また、iPS細胞を用いた疾患モデルの細胞を作成することで、疾患メカニズム等の解明が進む。</p>
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>健康な社会構築、日本と世界の安全保障を目指す。バイオ技術、医療関連技術を強化し、健康・医療産業をリーディング・インダストリーに育成する。</p> <p>革新的技術特区（スーパー特区）</p> <p>革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議などの仕組みを創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の行政区域単位の特区でなく、テーマ重視の特区（複数拠点をネットワークで結んだ複合体）であることなどを特徴とする「スーパー特区」を創設する。 平成 20 年度は、第一弾として先端医療開発特区を創設する。新たに、上記の仕組みに加え、研究開発費を確保し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進する。
経済成長戦略大綱	平成 18 年 7 月 6 日	がん等の生活習慣病や感染症等各種疾病対策の推進等国民の保健医療水準の向上に資する医薬品・医療機器産業について、（中略）特に、基礎・基盤研究、臨床研究及び基礎研究から臨床研究への橋渡し研究を推進する。
新健康フロンティア戦略	平成 19 年 4 月 18 日	<p>個人の特徴に応じた予防（テーラーメイド予防）の研究開発と普及。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発症リスク等に関する指標（遺伝子、生体指標（バイオマーカー）、ライフスタイル等）の研究開発と普及。
健康研究推進戦略	平成 21 年 7 月 31 日	全文

施策名	情報通信分野の研究開発の重点的推進		
施策の概要	先端的な情報科学技術の研究開発及び研究開発に関する情報化を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 計算科学技術の飛躍的発展により研究開発の革新を図るため、平成20年度より開始した「イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発」について、平成20年度はシミュレーションソフトウェアの仕様検討、概念設計、基本設計、要素試作を実施するなど順調に進捗している。 情報科学技術を用いた科学技術・学術研究の基盤構築のため実施している研究開発プロジェクト、「e-サイエンス実現のためのシステム統合・連携ソフトウェアの研究開発」及び「革新的実行原理に基づく超高性能データベース基盤ソフトウェアの開発」に関しては、目標達成に向けて計画が順調に進捗しており、引き続き事業を実施していく。 最先端学術情報基盤(CSI)の構築については、研究者のニーズに対応したネットワークを整備するほか、機関リポジトリの構築を促進するなど、順調に進捗しており、引き続き事業を実施していく。 世界トップレベルの基礎研究シーズの実用化への橋渡しを図るために実施している「高機能・超低消費電力コンピューティングのためのデバイス・システム基盤技術の研究開発」及び「ソフトウェア構築状況の可視化技術の開発普及プロジェクト」については事業目標達成に向けて着実に進捗しており、引き続き事業を実施していく。また、「知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術の構築」に関して、「文化財のデジタル・アーカイブ化」については、リアルタイム3次元形状復元システム等、研究開発が計画通りに進捗し、十分な成果を得ることができたことから、平成20年度で事業を終了することとした。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標（目標年度：24年度） <ol style="list-style-type: none"> 1. 計算科学技術の飛躍的発展による研究開発の革新 (測定指標) <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において、当初目標に照らして研究開発が順調にしているかどうか。 2. 情報科学技術を用いた科学技術・学術研究の基盤構築 (測定指標) <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において、当初目標に照らして研究開発が順調にしているかどうか。 3. 世界トップレベルの基礎研究シーズの実用化への橋渡し (測定指標) <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において、当初目標に照らして研究開発が順調にしているかどうか。 		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成22年度においては、引き続き事業を実施していくとされた評価結果を踏まえ以下の経費を概算要求に盛り込んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代IT基盤構築のための研究開発について、これまでの研究開発において得た知見を更に発展させ、ITの高度化・大規模化に伴い発生している消費電力の抑制、情報システムの信頼性向上などの課題を解決するための研究開発を推進するための経費1,467百万円（平成22年度予算額：1,267百万円） <p>【機構・定員要求】 電子ジャーナルの価格高騰等の諸課題に対応するとともに、オープンアクセス及び機関リポジトリの推進体制のあり方の検討を行うため、専門官（1名）の新設を要求することとした。（措置なし）</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	2. 政策課題対応型研究開発における重点化 (1) 「重点推進4分野」及び「推進4分野」 ～（略）～情報通信分野～（略）～について は、次のような観点から、引き続き基本計画においても、特に重点的に研究開発を推進すべき分野（「重点推進4分野」という。）とし、次項以下の分野内の重点化の考え方に基づきつつ優先的に資源配分を行う。
	革新的技術戦略	平成20年5月19日	(i) 産業の国際競争力強化 電子デバイス技術 スピントロニクス技術
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月19日	III 革新的技術創造戦略 (1) 革新的技術戦略 優れた革新的な技術シーズを特定し、資源の重点的・集中的投資を図りつつ、それにふさわしい研究開発体制を整備して、スピード感を持って発展させ、イノベーション創出につなげる。 ・ 他国の追随を許さない技術を持ち続けることを目指す、「革新的技術戦略」（平成20年）

IT新改革戦略	平成19年4月5日	5月19日)を実行し～(略) (3) 創造的発展基盤の整備 生産性向上につながるIT活用の促進や国際競争力強化につながる次世代技術の研究開発等の将来の発展基盤の整備等を図るため、重点的な資源配分を行っていく必要がある。
---------	-----------	---

施策名	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進																																																																																																						
施策の概要	気候変動や地球ダイナミクス等、環境・海洋分野の諸問題は、人類の生存や社会生活と密接に関係していることから、これらの諸問題を科学的に解明し、国民生活の質の向上と安全を図るための研究開発成果を生み出す。																																																																																																						
【評価結果の概要】	<p>地球環境分野に関しては、国際協力のもと、海洋研究船・ブイや人工衛星等による地球観測や、南極地域における観測・研究を推進した。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定への貢献等のため、気候変動予測研究を推進するとともに、各種データ等の統合・解析に関する基盤的研究を充実させた。さらに、人工衛星からの地球観測については、陸域観測技術衛星「だいち」の植生把握等に係る利用実証を実施したほか、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」を打ち上げ、二酸化炭素等の濃度分布の観測に向け、初期機能確認を行う等、地球観測衛星の研究開発を行った。</p> <p>地球環境問題等の地球規模での問題や巨大海溝型地震への対応、エネルギー資源の安定確保の問題等の解決に貢献するため、地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究、海洋に関する基盤的技術開発のほか、海洋資源探査技術開発、南極観測事業の推進等、環境・海洋に関する科学的知見の充実を図った。</p> <p>特に海底熱水鉱床等の海洋鉱物資源の探査のための技術開発については、「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」を創設し、本プログラムのもと、音響技術を活用した海底位置・地形の高精度計測技術、海水の化学成分を自動計測する化学モニタリングツール等の各種技術の開発に着手した。</p> <p>また、これらの技術開発の進捗状況等を踏まえ、さらに海洋鉱物資源の探査技術の開発を推進するため、当初の計画になかったが、科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋資源の有効活用に向けた検討委員会において、必要となる探査手法や探査機技術について、当該委員会の中間とりまとめに向けた総合的な検討を実施した。その他、経済産業省資源エネルギー庁と連携し、文部科学省が実施するセンサーや探査機技術の開発についても盛り込んだ「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に貢献するなど、当初の計画以上の成果を得ることができた。</p> <p>一方で、地球深部探査船「ちきゅう」の運用技術や深海底ライザ掘削技術等の蓄積、科学掘削及び科学掘削による科学研究については、平成20年3月～4月にかけての定期検査の際に発見されたアジマスラスター損傷等の修理を行ったため、平成18年度の「南海トラフ地震発生帶掘削計画」策定時に予定していた平成20年度の掘削計画を実施することができなかった。一方で、平成19年度に巨大分岐断層やプレート境界断層の浅部など計33箇所の掘削を実施した結果を踏まえ、掘削計画について見直しを行った結果、当該計画の終了年一平成25年一を変更することなく計画全体を遂行することが可能となった。</p>																																																																																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-3-1 人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極観測等の研究、観測を行い、「全球 地球観測システム（GEOS）」10年実施計画の推進等による気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定等の技術情報を提供できる程度の高い測定モデルの開発を行うことにより、地球観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、学術研究の進展に寄与する。</td><td>宇宙航空研究開発機構（JAXA）が開発し打ち上げた地球観測衛星</td><td>衛星数</td><td>(13年度)</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td></td><td>人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極観測等の研究、観測を行い、「全球 地球観測システム（GEOS）」10年実施計画の推進等による気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定等の技術情報を提供できる程度の高い測定モデルの開発を行うことにより、地球観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、学術研究の進展に寄与する。</td></tr> <tr> <td>10-3-2 アジア・太平洋域を中心とした地域での地球観測を行なうことにより地理環境研究分野の基礎を構築する。また、環境変動について予測モデルの開発などをを行うことにより気候変動の現象の実験を囲む、地球規模の環境問題の解決に貢献する。</td><td>地球観測システム構築推進プログラムで観測を開始した地点数及び開発された観測器または手法の数</td><td>観測網構築または手法の数</td><td>(13年度)</td><td>70</td><td>119</td><td>122</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-3-3 深海微生物の保存菌株数</td><td>データ統合のために蓄積された観測等のデータ量（バイト）</td><td>テラバイト</td><td>(13年度)</td><td></td><td>約300</td><td>約420</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-3-4 「海洋基本計画」を踏まえ、海底熱水鉱床やコバルトリチウム等の資源開発に資する基盤的なセンサー等の技術開発を実施する。これに伴う新熱水鉱床等の探査技術開発を推進する。</td><td>アルゴフロートの投入フロー数</td><td>台</td><td>65</td><td>557</td><td>635</td><td>712</td><td></td><td>・アルゴフロートは、国際的な計画（アルゴ計画）の下で、世界気象機関（WMO）、ユネスコ政府間海洋学委員会、世界地殻研究会、政府機関や研究機関等の協力により我が国では海洋研究開発機関、大学等がアルゴフロートの投入を行っている。海洋研究開発機構は、アルゴフロートの取扱、データの投げ入れを行っている。「アルゴフロートの取得データの扱い」等の「取扱データ数」については、H20年度より算定方法を変更。検索業者のギヤードの自動検索数を除き、個人によるアクセス、閲覧数に限定した。</td></tr> <tr> <td>10-3-5 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数</td><td>海洋観測ブイの取得データへの研究者からのアクセス数</td><td>件</td><td>140,636</td><td>143,593</td><td>142,743</td><td>151,670</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-3-6 深海微生物の保存菌株数</td><td>アルゴ計画による塩分水温データ取得数</td><td>件</td><td>916</td><td>13,878</td><td>13,216</td><td>13,048</td><td>引き続きデータ取得を継続していく。</td><td></td></tr> <tr> <td>10-3-7 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数</td><td>アルゴフロート取得データへの研究者からのアクセス数</td><td>件</td><td>789,676</td><td>28,134,635</td><td>16,987,684</td><td>906,806</td><td>引き続きデータ取得を継続していく。</td><td></td></tr> <tr> <td>10-3-8 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数</td><td>深海微生物の保存菌株数</td><td>株</td><td>3,500</td><td>6,000</td><td>6,800</td><td>7,500</td><td>11,500</td><td>・左記の達成目標は、海洋研究開発機構の中期計画に基づく。</td></tr> <tr> <td>10-3-9 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	10-3-1 人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極観測等の研究、観測を行い、「全球 地球観測システム（GEOS）」10年実施計画の推進等による気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定等の技術情報を提供できる程度の高い測定モデルの開発を行うことにより、地球観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、学術研究の進展に寄与する。	宇宙航空研究開発機構（JAXA）が開発し打ち上げた地球観測衛星	衛星数	(13年度)	0	0	1		人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極観測等の研究、観測を行い、「全球 地球観測システム（GEOS）」10年実施計画の推進等による気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定等の技術情報を提供できる程度の高い測定モデルの開発を行うことにより、地球観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、学術研究の進展に寄与する。	10-3-2 アジア・太平洋域を中心とした地域での地球観測を行なうことにより地理環境研究分野の基礎を構築する。また、環境変動について予測モデルの開発などをを行うことにより気候変動の現象の実験を囲む、地球規模の環境問題の解決に貢献する。	地球観測システム構築推進プログラムで観測を開始した地点数及び開発された観測器または手法の数	観測網構築または手法の数	(13年度)	70	119	122			10-3-3 深海微生物の保存菌株数	データ統合のために蓄積された観測等のデータ量（バイト）	テラバイト	(13年度)		約300	約420			10-3-4 「海洋基本計画」を踏まえ、海底熱水鉱床やコバルトリチウム等の資源開発に資する基盤的なセンサー等の技術開発を実施する。これに伴う新熱水鉱床等の探査技術開発を推進する。	アルゴフロートの投入フロー数	台	65	557	635	712		・アルゴフロートは、国際的な計画（アルゴ計画）の下で、世界気象機関（WMO）、ユネスコ政府間海洋学委員会、世界地殻研究会、政府機関や研究機関等の協力により我が国では海洋研究開発機関、大学等がアルゴフロートの投入を行っている。海洋研究開発機構は、アルゴフロートの取扱、データの投げ入れを行っている。「アルゴフロートの取得データの扱い」等の「取扱データ数」については、H20年度より算定方法を変更。検索業者のギヤードの自動検索数を除き、個人によるアクセス、閲覧数に限定した。	10-3-5 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数	海洋観測ブイの取得データへの研究者からのアクセス数	件	140,636	143,593	142,743	151,670			10-3-6 深海微生物の保存菌株数	アルゴ計画による塩分水温データ取得数	件	916	13,878	13,216	13,048	引き続きデータ取得を継続していく。		10-3-7 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数	アルゴフロート取得データへの研究者からのアクセス数	件	789,676	28,134,635	16,987,684	906,806	引き続きデータ取得を継続していく。		10-3-8 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数	深海微生物の保存菌株数	株	3,500	6,000	6,800	7,500	11,500	・左記の達成目標は、海洋研究開発機構の中期計画に基づく。	10-3-9 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数																	
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																											
		18年度	19年度	20年度																																																																																																			
10-3-1 人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極観測等の研究、観測を行い、「全球 地球観測システム（GEOS）」10年実施計画の推進等による気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定等の技術情報を提供できる程度の高い測定モデルの開発を行うことにより、地球観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、学術研究の進展に寄与する。	宇宙航空研究開発機構（JAXA）が開発し打ち上げた地球観測衛星	衛星数	(13年度)	0	0	1		人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極観測等の研究、観測を行い、「全球 地球観測システム（GEOS）」10年実施計画の推進等による気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定等の技術情報を提供できる程度の高い測定モデルの開発を行うことにより、地球観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、学術研究の進展に寄与する。																																																																																															
10-3-2 アジア・太平洋域を中心とした地域での地球観測を行なうことにより地理環境研究分野の基礎を構築する。また、環境変動について予測モデルの開発などをを行うことにより気候変動の現象の実験を囲む、地球規模の環境問題の解決に貢献する。	地球観測システム構築推進プログラムで観測を開始した地点数及び開発された観測器または手法の数	観測網構築または手法の数	(13年度)	70	119	122																																																																																																	
10-3-3 深海微生物の保存菌株数	データ統合のために蓄積された観測等のデータ量（バイト）	テラバイト	(13年度)		約300	約420																																																																																																	
10-3-4 「海洋基本計画」を踏まえ、海底熱水鉱床やコバルトリチウム等の資源開発に資する基盤的なセンサー等の技術開発を実施する。これに伴う新熱水鉱床等の探査技術開発を推進する。	アルゴフロートの投入フロー数	台	65	557	635	712		・アルゴフロートは、国際的な計画（アルゴ計画）の下で、世界気象機関（WMO）、ユネスコ政府間海洋学委員会、世界地殻研究会、政府機関や研究機関等の協力により我が国では海洋研究開発機関、大学等がアルゴフロートの投入を行っている。海洋研究開発機構は、アルゴフロートの取扱、データの投げ入れを行っている。「アルゴフロートの取得データの扱い」等の「取扱データ数」については、H20年度より算定方法を変更。検索業者のギヤードの自動検索数を除き、個人によるアクセス、閲覧数に限定した。																																																																																															
10-3-5 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数	海洋観測ブイの取得データへの研究者からのアクセス数	件	140,636	143,593	142,743	151,670																																																																																																	
10-3-6 深海微生物の保存菌株数	アルゴ計画による塩分水温データ取得数	件	916	13,878	13,216	13,048	引き続きデータ取得を継続していく。																																																																																																
10-3-7 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数	アルゴフロート取得データへの研究者からのアクセス数	件	789,676	28,134,635	16,987,684	906,806	引き続きデータ取得を継続していく。																																																																																																
10-3-8 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数	深海微生物の保存菌株数	株	3,500	6,000	6,800	7,500	11,500	・左記の達成目標は、海洋研究開発機構の中期計画に基づく。																																																																																															
10-3-9 「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において開発に着手したセンサー等の数																																																																																																							

政策評価の結果 の政策への反映 状況

【概算要求】

人工衛星からの地球観測については、陸域観測技術衛星「だいち」や温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による観測及びデータ提供を着実に実施するともに、更なる多様なデータの収集・提供を行う地球観測衛星の研究開発を推進するため、14,000百万円及び宇宙航空研究開発機構運営費交付金の内数を概算要求に盛り込んだ。また、衛星打上げ（平成24年度以降打上げ分）については、事業仕分けにおいてコスト削減の努力をすべきという指摘を踏まえ、予算の見直しを行った。（平成22年度予算案：7,927百万円及び宇宙航空研究開発機構運営費交付金（130,392百万円）の内数）

「データ統合・解析システム」について、平成22年度より「気候変動適応戦略イニシアチブ」の一部として実施することとした。気候変動に伴う環境変化への適応策立案などの取り組みに対して科学的知見を提供するためのデータ統合解析の研究開発を実施するため、気候変動・地球温暖化、水循環、生態系の分野を横断的に扱うコアシステムの整備を加速することとし、2,440百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：1,618百万円）

「地球観測システム構築推進プラン」について、さらに総合的に観測システムを構築する観点から、全球規模で輸送される大気中に含まれる人為起源および自然起源の微量成分や微粒子の対流圏中の大気成分変化を観測するシステムの構築の実現に資する観測研究および技術開発を目指して、35百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：35百万円）

「21世紀気候変動予測革新プログラム」について、より精度の高い気候変動予測を行うため、全球大気モデルの改良を図るとともに、気候変動の影響を受けやすいアジア諸国における自然災害の出現頻度や強度の変化予測を強化する。さらに本事業の成果を集約し、気候変動予測情報を蓄積・共有することにより、I P C C 第5次評価報告書へのインプットに向けたアプローチを継続するため、1,640百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：1,540百万円）

新「じらせ」の本格運用に伴う運航・保守・管理、南極輸送支援ヘリコプターの整備用部品の整備及び南極地域観測第8期計画（平成22～27年度）に基づき、南極域での環境変化の把握を目的とした多項目の観測を引き続き行うため、3,520百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：3,510百万円）

「地球内部ダイナミクス研究」について、地殻構造の把握、海底堆積物や海底下の試料の解析等を通じ、安全・安心な社会の構築に貢献するため1,295百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けの、ムダを排除する努力は必要との指摘を踏まえ、試料の分析・解析業務等を最大限合理化し、研究費について、縮減することとした。（平成22年度予算額：1,093百万円）

「深海地球ドリリング計画の推進」について、東南海地震の発生メカニズム解明のため、統合国際深海掘削計画（I O D P）の国際枠組の下、地球深部探査船「ちきゅう」による熊野灘における掘削・研究航海を推進するため、11,885百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けの予算効率化の余地ありという指摘等を踏まえ、この国際約束（計画）に反しない範囲で事業内容を見直した。（平成22年度予算額：11,346百万円）

国家基幹技術「海洋地球観測探査システム」の構成要素である次世代海洋探査技術の開発のうち、「次世代型深海探査技術の開発」について、要素技術開発を本格化するため、1,146百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：946百万円）

「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」について、海底熱水鉱床等海洋資源を広域かつ効率的に探査するための新たな技術開発を実施するため、700百万円を概算要求に盛り込んだ。未発見の鉱床の発見や資源量把握に資するセンサー等の技術開発を実施する。（平成22年度予算額：700百万円）

（概算要求額及び予算案については、運営費交付金中の推計値を含む）

【機構・定員要求】

低炭素社会づくりに向けた研究開発体制を強化するため、環境エネルギー課の新設及び課長補佐1名、係長4名の要求を行った。（環境エネルギー課の新設及び課長補佐1名、係長3名措置）

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	<p>2. 政策課題対応型研究開発における重点化 (1) 「重点推進4分野」及び「推進4分野」</p> <p>第2期基本計画において、国家的・社会的課題に対応した研究開発の中で特に重点を置き、優先的に資源を配分することとされたライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野については、次のような観点から、引き続き基本計画においても、特に重点的に研究開発を推進すべき分野（「重点推進4分野」という。）とし、次項以下の分野内の重点化の考え方に基づきつつ優先的に資源配分を行う。 (中略)</p> <p>また、上記の重点推進4分野以外のエネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティアの4つの分野について、引き続き、国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野（「推進4分野」という。）と位置付け、次項以下の分野内の重点化の考え方に基づく</p>

経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	きつつ適切な資源配分を行う。 第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 4. 資源・エネルギーの安定供給 E E Z 60 等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」61 に基づく取組を実施し、新たな海洋立国 の実現を目指す。
低炭素社会づくり行動計画	平成 20 年 7 月 29 日	II 革新的技術開発と既存先進技術の普及 低炭素社会を目指し、長期目標を実現するためには重要な革新的技術開発の推進及び既存先進技術の普及促進を行う。
環境エネルギー技術革新計画	平成 20 年 5 月 19 日	② 地球観測、気候変動予測及び影響評価への国際貢献 国際的な気候安定化政策は、気候等に関する科学的知見に基盤を置いており、I P C C に代表される科学の成果が大きな流れを作る。我が国の優れた気候関連科学をさらに進め、独自の政策基盤を確保することが重要である。地球上の地域ごとの気候変動予測など、観測・予測精度の向上を図り、I P C C の第 5 次報告に向けてより一層の貢献を果たし、国際的枠組み作りへの有効な情報、知見を提供する。 また、開発途上国を中心とした海外への地球観測データや地域の環境影響評価・予測結果等の提供を通じ、国際貢献を図る。
長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年 6 月 1 日	第 5 章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献 ① 科学技術外交の強化 ・ 日本の優れた環境・エネルギー技術等の世界への発信、実証 温暖化に対してより脆弱な途上国における温暖化の影響研究や災害リスク管理等の能力開発、適応策に関する人材育成等の技術協力、アフリカ等の不良環境に耐性のある新品種の開発・普及、砂漠の緑化による食料需給の安定等、気候変動の緩和策と併せて適応策について、我が国の知見と技術を活用した技術協力等の国際貢献。
21 世紀環境立国戦略	平成 19 年 6 月 1 日	3. 今後 1 、 2 年で重点的に着手すべき八つの戦略 地球温暖化に関するモニタリング・予測及び適応策の検討等 地球温暖化の科学的な知見の不確実性を低減するため、また、温暖化の影響評価及び適応策を検討するためにも、途上国的能力向上の支援をしつつ、全球地球観測システム（G E O S S ）をはじめとする国際的なネットワークにより、地球観測衛星等による環境モニタリングや最先端のシミュレーション技術を利用した将来予測、情報の共有を長期にわたり着実に実施する。
京都議定書目標達成計画	平成 17 年 4 月 28 日 (策定) 平成 20 年 3 月 28 日 (全部改定)	第 3 章 目標達成のための対策と施策 第 2 節 地球温暖化対策及び施策 3. 基盤的施策 (3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化 地球温暖化に係る研究については、総合科学技術会議における地球温暖化研究イニシアティブなどを踏まえ、気候変動メカニズムの解明や地球温暖化の現状把握と予測

		<p>及びそのために必要な技術開発の推進、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガスの削減及び地球温暖化への適応策等の研究を、国際協力を図りつつ、戦略的・集中的に推進する。</p>
海洋基本計画	平成 20 年 3 月 18 日	<p>第 1 部 海洋に関する施策についての基本的な方針 3 科学的知見の充実 第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 政策課題対応型研究開発の推進 地球規模の問題となっている地球温暖化問題への対応、地球温暖化に伴う海洋大循環の変化や海面上昇等が沿岸部、生物資源や生態系に与える様々な影響の解明、近い将来に発生が想定されている特異な海底地殻構造に起因する巨大海底地震・津波への対応、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等のエネルギー・鉱物資源の開発等、我が国において積極的に対応を行っていくことが必要とされている政策課題が山積している。他方、我が国の技術水準が必ずしも十分でない分野も存在している。これら政策課題に適切に対応するため、政策課題対応型研究開発を重点的かつ戦略的に推進することが必要である。</p>
地球観測の推進戦略	平成 16 年 12 月 27 日	全文 3. 観測計画の概要 南極地域は、その地理的特性と地球環境モニタリングの面から科学観測を欠かすことのできない重要な地域である。今後の南極観測においても、南極が有する、極めて汚染の少ない空間、地球史情報の半永久的な凍結保存、宇宙に開かれた窓等の優位性を活用し、全地球的視点からの地球環境に関する観測や地球システムの観測を更に強化する必要がある。同時に、国際社会における我が国の責務としての基本的な観測の継続を確保する必要がある。
南極地域観測VII期計画	平成 17 年 11 月 11 日	

施策名	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進																																																																																																																						
施策の概要	ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取組みを行うと共に、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出する。																																																																																																																						
【評価結果の概要】	<p>ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・产业化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図るために、ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発（キーテクノロジー研究開発の推進）において、元素戦略等の産学官連携型プロジェクトやナノバイオインテグレーション研究拠点の形成等の研究拠点形成型のプロジェクトを実施している。また、経済活性化のための研究開発プロジェクト（リーディング・プロジェクト）において、次世代の電子顕微鏡要素技術の開発を実施しており、全体的に順調に進捗している。</p> <p>これらのプロジェクトについては、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ナノテクノロジー・材料委員会においても、研究開発の進捗を評価するため、中間評価、事後評価を実施している。</p>																																																																																																																						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[達成目標10-4-1]ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・产业化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。</td> <td>[参考指標1]元素戦略プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>89 (3)</td> <td>355 (21)</td> <td>—</td> <td>(23年度)</td> <td>ナノテクノロジー・材料分野の研究開発を重点的に推進し、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出するため、10～15年後の実用化が期待される研究開発や、比較的短期間で実用化が期待される研究開発など社会への成果還元を目指した目的志向の研究開発を実施する必要がある。これを実現するため、左記の達成目標を設定して取り組むこととしている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標2]非シリコン系材料を基盤とした演算デバイスプロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>20 (2)</td> <td>31 (5)</td> <td>38 (5)</td> <td></td> <td>達成目標の達成状況の判断にあたっては、各個別課題に対して設定されている目標がどの程度実現されているかについて、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ナノテクノロジー・材料委員会における中間評価や現地調査の実施を通して総合的に評価することとしている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標3]超高密度情報メモリの開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>86 (1)</td> <td>101 (5)</td> <td>68 (4)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標4]革新的環境・エネルギー触媒の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>65 (4)</td> <td>165 (9)</td> <td>172 (16)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標5]ナノ環境触媒の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>23 (2)</td> <td>39 (0)</td> <td>36 (2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標6]組織制御構造体の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>4 (0)</td> <td>40 (5)</td> <td>31 (0)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ナノテクノロジー・材料を中心とした融合振興分野研究開発（拠点形成型）の進捗状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標7]ナノバイオ・インテグレーション拠点プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>909 (35)</td> <td>937 (27)</td> <td>982 (58)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標7]ナノバイオ・インテグレーション拠点プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>245 (0)</td> <td>241 (0)</td> <td>353 (0)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ナノ計測・加工技術の実用化開発の進捗状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[参考指標8]次世代顕微鏡の要素技術開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>1 (1)</td> <td>37 (11)</td> <td>39 (7)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	[達成目標10-4-1]ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・产业化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。	[参考指標1]元素戦略プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	89 (3)	355 (21)	—	(23年度)	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発を重点的に推進し、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出するため、10～15年後の実用化が期待される研究開発や、比較的短期間で実用化が期待される研究開発など社会への成果還元を目指した目的志向の研究開発を実施する必要がある。これを実現するため、左記の達成目標を設定して取り組むこととしている。		[参考指標2]非シリコン系材料を基盤とした演算デバイスプロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	20 (2)	31 (5)	38 (5)		達成目標の達成状況の判断にあたっては、各個別課題に対して設定されている目標がどの程度実現されているかについて、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ナノテクノロジー・材料委員会における中間評価や現地調査の実施を通して総合的に評価することとしている。		[参考指標3]超高密度情報メモリの開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	86 (1)	101 (5)	68 (4)				[参考指標4]革新的環境・エネルギー触媒の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	65 (4)	165 (9)	172 (16)				[参考指標5]ナノ環境触媒の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	23 (2)	39 (0)	36 (2)				[参考指標6]組織制御構造体の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	4 (0)	40 (5)	31 (0)				ナノテクノロジー・材料を中心とした融合振興分野研究開発（拠点形成型）の進捗状況						(23年度)			[参考指標7]ナノバイオ・インテグレーション拠点プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	909 (35)	937 (27)	982 (58)				[参考指標7]ナノバイオ・インテグレーション拠点プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	245 (0)	241 (0)	353 (0)				ナノ計測・加工技術の実用化開発の進捗状況						(23年度)			[参考指標8]次世代顕微鏡の要素技術開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	1 (1)	37 (11)	39 (7)		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																																															
				18年度	19年度	20年度																																																																																																																	
[達成目標10-4-1]ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・产业化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。	[参考指標1]元素戦略プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	89 (3)	355 (21)	—	(23年度)	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発を重点的に推進し、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出するため、10～15年後の実用化が期待される研究開発や、比較的短期間で実用化が期待される研究開発など社会への成果還元を目指した目的志向の研究開発を実施する必要がある。これを実現するため、左記の達成目標を設定して取り組むこととしている。																																																																																																															
	[参考指標2]非シリコン系材料を基盤とした演算デバイスプロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	20 (2)	31 (5)	38 (5)		達成目標の達成状況の判断にあたっては、各個別課題に対して設定されている目標がどの程度実現されているかについて、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ナノテクノロジー・材料委員会における中間評価や現地調査の実施を通して総合的に評価することとしている。																																																																																																															
	[参考指標3]超高密度情報メモリの開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	86 (1)	101 (5)	68 (4)																																																																																																																	
	[参考指標4]革新的環境・エネルギー触媒の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	65 (4)	165 (9)	172 (16)																																																																																																																	
	[参考指標5]ナノ環境触媒の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	23 (2)	39 (0)	36 (2)																																																																																																																	
	[参考指標6]組織制御構造体の開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	4 (0)	40 (5)	31 (0)																																																																																																																	
	ナノテクノロジー・材料を中心とした融合振興分野研究開発（拠点形成型）の進捗状況						(23年度)																																																																																																																
	[参考指標7]ナノバイオ・インテグレーション拠点プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	909 (35)	937 (27)	982 (58)																																																																																																																	
	[参考指標7]ナノバイオ・インテグレーション拠点プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	245 (0)	241 (0)	353 (0)																																																																																																																	
	ナノ計測・加工技術の実用化開発の進捗状況						(23年度)																																																																																																																
	[参考指標8]次世代顕微鏡の要素技術開発プロジェクト関連論文・研究発表数（関連特許件数）	件	—	1 (1)	37 (11)	39 (7)																																																																																																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【概算要求】</p> <p>キーテクノロジー研究開発の推進（ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発）については、引き続き研究開発を推進するため、804百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：804百万円）</p> <p>物質・材料研究機構におけるナノテクノロジー共通基盤技術の開発や、環境・エネルギー材料の高度化のための研究開発等の物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を着実に推進するため、運営費交付金として15,801百万円を、施設整備費補助金として106百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：運営費交付金14,051百万円、施設整備費補助金106百万円）</p>																																																																																																																						
政策評価の結果の政策への反映状況	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																																																																																				
関係する施政方針演説等内閣の	科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	第2章 科学技術の戦略的重点化 2. 政策課題対応型研究開発における重点化																																																																																																																				

重要政策（主なもの）		<p>(1) 「重点推進4分野」及び「推進4分野」 第2期基本計画において、国家的・社会的課題に対応した研究開発の中で特に重点を置き、優先的に資源を配分することとされたライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野については、次のような観点から、引き続き基本計画においても、特に重点的に研究開発を推進すべき分野（「重点推進4分野」という。）とし、次項以下の分野内の重点化の考え方に基づきつつ優先的に資源配分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3つの基本理念への寄与度（科学技術面、経済面、社会面）が総合的に見て大きい分野であること。 ② 国民の意識調査から見て期待や関心の高い分野であること。 ③ 各国の科学技術戦略の趨勢を踏まえたものであること。 ④ 戰略の継続性、研究現場への定着等実際的な観点からも適切であること。 <p>また、上記の重点推進4分野以外のエネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティアの4つの分野について、引き続き、国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野（「推進4分野」という。）と位置付け、次項以下の分野内の重点化の考え方に基づきつつ適切な資源配分を行う。</p>
革新的技術戦略	平成20年5月19日	<p>(別表：革新的技術戦略一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希少資源対策技術 レアメタル代替材料・回収技術 我が国経済を支える自動車、ロボット、エレクトロニクス等の先端産業においてレアメタルは不可欠。薄型ディスプレイに必須のインジウム等の代替技術や回収・再利用技術を開発することにより、これら先端産業の持続可能性を確保する。
環境エネルギー技術革新計画	平成20年5月19日	<p>1. 低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略 (2) 中期的対策（2030年以降）に必要な技術 ② 技術のブレークスルーを実現するための基盤技術 新しい技術の芽を実用化するには、多くの技術的障害を乗り越える必要がある。これら障害のブレークスルーを実現するため新しい触媒や材料（耐熱・高温材料、超電導材料、白金代替触媒等）などを開発する基礎・基盤的な技術の研究を推進する。</p>
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>I. 基本的考え方 1. 最重要政策課題 (1) 低炭素社会の実現 環境と経済を両立させながら地球規模で直面する課題に対応するために、「環境エネルギー技術革新計画」に示された革新技術の研究開発目標を前倒しで実現するための取組を加速化するとともに、気候変動適応策に資する研究開発を推進 (3) 革新的技術の推進 「革新的技術戦略」により、他国の追随を許さない革新的技術を生み育てる取組を協力に推進する。そのため「平成21年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針」において科学技術振興費の1%規模で創設した「革新的技術推進費」については、革新的技術の動向を踏まえ、必要な充実を図る。</p>

施策名	原子力分野の研究・開発・利用の推進						
施策の概要	長期的なエネルギーの安定供給、原子力をを利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向けて、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発成果を得る。						
【評価結果の概要】	<p>高速増殖炉サイクル技術については、実用化に向けて、採用する革新技術の研究開発を着実に進めており、日本原子力研究開発機構において、設計研究成果及びその技術的根拠となるデータを概ね計画通りに取得するなど、全体としては順調に進捗している。高速増殖原型炉「もんじゅ」については、運転再開時期を延期し、早期運転再開に向けた準備を進めており、一部進捗にやや遅れが見られる状況である。原子力システム研究開発事業については、競争的資金制度の活用により、革新的な原子力システムの実現に係わる研究開発を実施。有望な革新的原子力システム候補に係わる枢要技術の研究開発等が着実に進捗している。核融合技術については、平成19年6月に幅広いアプローチ協定が、平成19年10月にITER協定が発効し、実施体制が整備され、国際的に合意されたスケジュールに基づき、機器の調達活動等が進められており、順調に進捗している。</p> <p>大強度陽子加速器施設（J-PARC）については、平成20年度末までに予定していた実験施設の建設が完了し、平成20年12月には物質・生命科学実験施設、平成21年2月には原子核・素粒子実験施設の利用が開始され、また、リニアックビーム増強にも着手するなど、順調に進捗している。重粒子線がん治療研究については、治療患者数が大幅に目標値を上回る等、想定した以上に進捗している。</p> <p>原子力分野の人材育成については、経済産業省との連携の下「原子力人材育成プログラム」を実施し、各大学・高専における優れた原子力分野の人材育成取組に対する支援等を行った。原子力分野の国際協力については、第IV世代原子力システムに関する国際フォーラム（GIF）等の先進国との協力に参画するとともに、アジア原子力協力フォーラム（FNCA）を中心とした協力事業や、国際機関への資金的・人的貢献等を実施した。電源立地対策については、各立地自治体等からの申請に基づく補助金・交付金の交付等を行った。また、「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金」等を活用し、初等中等教育段階からの理解促進を図った。</p>						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度	実績値 19年度	実績値 20年度	目標値 (年度)
10-5-1 エネルギーの長期的安定供給を実現するため、始動安定性や環境適合性に優れた原子力の特性を技術的に高める高速増殖炉サイクル技術・核融合技術の研究開発等を進める。	（参考）原子力システム研究開発事業採択課題成果の特許登録件数（上段）及び成果利用件数（下段） ※出願日及び成果利用期間の属する年度で集計	件		3	9	5	
10-5-2 国民生活の質の向上および産業の発展のため、量子ビームテクノロジー等について、科学技術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用の促進を図る。	重粒子線がん治療の治療患者数 （参考）中性子実験装置の利用申請日数	人 日	549 6843	641 7328	684 7000	500 （中期計画期間）	国民生活の質の向上および量子ビームテクノロジー等の幅広い分野での利活用の観点から、促進重粒子線がん治療研究について具体的な世界の治療によって重粒子線がん治療による治療患者数を用いてその進捗を測る指標としている。 量子ビームテクノロジーの科学技術・学術分野から各種分野での利活用の促進を図る観点から、中性子実験装置の利用申請日数を用いて利活用の度合いを測る参考指標としている。
10-5-3 原子力にかかる人材の育成・確保、国際協力の推進、電源立地対策としての財政上の措置などを通じ、原子力分野の研究開発・利用の基礎整備を図る。	原子力人材育成プログラムの採択件数 （参考）独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAERI）本部・地方研究所及び核燃料サイクル開発機構との連携大学院制度を取り入れてている大学の専攻数 （参考）独立行政法人放射線医学総合研究所との連携大学院制度を取り入れていている大学の専攻数 （参考）原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付自治体数	件 － － － － －		－ <td>21</td> <td>23</td> <td></td>	21	23	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等				22	24	24	
				12	16	19	
				34	40	39	

**政策評価の結果
の政策への反映
状況**

【概算要求】

長期的なエネルギー安定供給を確保し、また地球環境との調和の取れた発展を目指す上で重要な技術である高速増殖炉サイクル技術に関する研究開発を着実に実施するため、38,414百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けにおける「事業見直し」との評価結果を踏まえ、高速増殖炉サイクル政策の推進のため、「もんじゅ」の早期運転再開と2025年の実証炉の運転開始が不可欠と再確認、「もんじゅ」を早期に運転再開し、実証炉の概念設計を2015年に提示するという目標達成に支障のない範囲で概算要求に対し歳出削減を図った。（平成22年度予算額：36,954百万円）

革新的原子力システム（原子炉、再処理、燃料加工）の実現に資する、競争的研究資金制度を適用した提案型公募事業である原子力システム研究開発事業の実施のため、5,555百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、事業仕分けにおける「予算要求の縮減（2割）」との評価結果を踏まえ、事業の見直しを行い歳出の縮減を図った。（平成22年度予算額：4,144百万円）

核融合エネルギーの実現のために必要不可欠なステップである I T E R（国際熱核融合実験炉）計画及び幅広いアプローチ活動を着実に推進するため、10,000百万円を概算に盛り込んだ。その後、事業仕分けにおける「予算要求通り」との評価結果を踏まえ、当初通りとした。（平成22年度予算額：9,906百万円 ※要求額との差額は為替レートの変更による）

中性子やニュートリノ等を用いた先端科学研究を可能とする大強度陽子加速器施設（J – P A R C）において物質・生命科学、原子核・素粒子物理学などの多様な研究を推進するため、15,320百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：14,148百万円）

先進医療としての重粒子線がん治療や次世代照射システムの開発等を推進するため、5,578百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：5,578百万円）

我が国の原子力人材の育成に向けて、原子力人材育成プログラムを着実に実施するため、226百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：192百万円）

電源立地対策として財政上の措置を講じるため、7,447百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：7,533百万円）

【機構・定員要求】

原子力科学技術に係る総合的な政策の企画及び立案に係る業務と、原子力研究開発の中核機関である原子力機構の所管を含めた原子力研究開発に関する業務とを一体的に進めるため、原子力課及び核燃料サイクル室の新設を要求した。（原子力課及び核燃料サイクル室の新設）

研究開発分野における国際原子力協力戦略の整備や、原子力協力協定の拡大に伴う国際協力の充実のための体制の整備を図るため、原子力国際協力室の新設及び国際協力係1名の要求を行った。（原子力国際協力室の新設及び国際協力係長1名措置）

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	推進4分野の一つ、エネルギー分野に原子力が該当。戦略重点科学技術として文部科学省関連では高速増殖炉サイクル技術（国家基幹技術）、高レベル放射性廃棄物処分技術、I T E R（国際熱核融合実験炉）計画等の核融合技術の3つが選定。
	革新的技術戦略	平成20年5月19日	革新的技術に高速増殖炉サイクル技術、核熱を用いた革新的水素製造技術が該当。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	安全性を一層高め、主要利用国並の設備利用率を目指す等、原子力発電を推進するとともに、核燃料サイクルの確立に向けて取り組む。等
	経済成長戦略大綱	平成19年6月19日	エネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を一体的に図るため、「原子力政策大綱」（平成17年10月11日）及び「原子力立国計画」（平成18年8月8日）を踏まえつつ、原子力の研究開発や利用を計画的かつ総合的に推進する。（中略）核燃料サイクルの着実な推進、高速増殖炉サイクルの早期実用化への円滑な移行を実現するとともに、核融合エネルギー技術の研究開発を推進する。等
	低炭素社会づくり行動計画	平成20年7月25日	発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電は、今後も、低炭素エネルギーの中核として、地球温暖化対策を進める上で極めて重要な位置を占める。（中略）高速増殖炉サイクル技術については、2008年度中に原型炉「もんじゅ」の運転を再開するとともに、2025年の実証炉及び関連サイクル施設の実現、2050年頃からの商業ベースでの導入を目指して技術開発を進める。等
	環境エネルギー技術革新計画	平成20年5月19日	2030年前後に見込まれるリプレースに向けた次世代軽水炉や2050年よりも前の実用化を目指す高速増殖炉の開発、電力貯蔵等の開発・実証を進める。（中略）化石燃料に依存しない大規模なエネルギー源である核融合や宇宙太陽光発電等の技術開発に長期的観点から取組む。等

21世紀環境立国戦略	平成19年6月1日	省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図るとともに、新たなビジネスモデルの創出などにより、環境問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする。これにより、内外の環境問題の解決に寄与するとともに、経済の活性化や国際競争力の強化を進め、環境と経済の両立を図ることが重要である。 等
京都議定書目標達成計画	平成20年3月28日	官民一体となった世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の技術開発、高速増殖炉サイクルの早期実用化に向けた関係者と一体となった取組、ウラン資源自主開発の推進及び原子力人材育成等を通じ、原子力発電の長期かつ安定的な運転のための環境整備を進める。
エネルギー基本計画	平成19年3月9日	高速増殖炉サイクル技術は、第3期の「科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定に基づき総合科学技術会議が策定した「分野別推進戦略」）において「国家基幹技術」にも位置付けられていることを踏まえ、国として最重点課題の一つとして推進する。 等
原子力政策大綱	平成17年10月11日	既存システムを置き換える、あるいは新しい市場を開拓できる技術を準備するとの観点から、将来において他のエネルギー技術に対して競争力のある高速増殖炉サイクル技術などの次世代原子力発電技術や、原子力による水素製造技術などの革新技术の実用化を目指す研究開発も継続的に実施されることが重要である。 等

施策名	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進						
施策の概要	平成20年5月に成立した宇宙基本法を踏まえ、国民生活の向上、産業の振興、人類社会の発展、国際協力等に資する宇宙分野の研究開発を推進するとともに、航空科学技術に係る先端的・基盤的研究を行う。						
【評価結果の概要】	<p>温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」が、平成21年1月にH-II A15号機によって打ち上げられ、初期機能確認を行った。また、H-II Aロケットについては、9機連続成功、成功率約93%を達成する等、研究開発が概ね計画どおり実施された。</p> <p>宇宙科学の分野においては、既に打ち上げた人工衛星等の運用及び将来打上げ予定の人工衛星等の開発が概ね計画どおり行われた。特に、月周回衛星「かぐや」は研究開発目標をほぼ達成した。</p> <p>国際宇宙ステーション（ISS）計画において我が国が開発している日本実験棟「きぼう」の船内保管室、船内実験室の打上げ及びISSへの取付けが完了し、船内での実験等が開始された。平成21年3月から若田光一宇宙飛行士が国際宇宙ステーションに長期滞在を開始し、「きぼう」を利用した様々な活動を行った。</p> <p>航空科学技術分野において、旅客機の開発に関しては、先端技術の実証試験等を開始した。</p>						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	達成目標10-6-1 地球観測、災害監視、測位等の利用ニーズを踏まえた衛星システムの開発・運用を行い、宇宙開発の成果を国民・社会に還元する。	JAXAが開発し打ち上げた衛星（科学衛星を除く）			技術試験 衛星Ⅷ型 (ETS- VIII) 「きく8 号」	超高速イ ンターネット衛 星(GOSAT) 「いぶき」	本達成目標は宇宙開発委員会が評価等を行い、JAXAにおいて実施している施策に関するものである。判断基準においては、独法評価委員会における関連業務の実績に関する評価結果も参考とした。また、当初計画は、平成20年4月9日に宇宙開発委員会に報告されたJAXAの中期計画に基づいている。
	特許等の出願数（※科学衛星と利用衛星の合計値） (出願日基準の値)	件			134 	120 	
	成果の外部発表・査読付き論文数（※科学衛星と利用衛星の合計値）	件			472 	404 	
	達成目標10-6-2 我が国として、必要な人工衛星等を必要な時に独自に打ち上げるために必要な「自律的な宇宙輸送システム」の確立に向け、基幹輸送系の維持、多様な輸送手段の確保、更なる信頼性の向上、及び将来輸送系に必要な技術基盤の確立を行う。	H-II Aロケット打上げ成功回数 (内は打上げ回数)	回		3(3) 	2(2) 	1(1)
	達成目標10-6-3 科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる。	JAXAが開発し打ち上げた科学衛星			第22号科学衛星 「ひので」(太陽観測衛星)	月周回衛星「かぐや」	本達成目標は宇宙開発委員会が評価等を行い、JAXAにおいて実施している施策に関するものである。判断基準においては、独法評価委員会における関連業務の実績に関する評価結果も参考とした。また、当初計画は、平成20年4月9日に宇宙開発委員会に報告されたJAXAの中期計画に基づいている。
	特許等の出願数（※科学衛星と利用衛星の合計値） (出願日基準の値)	件			134 	120 	
	成果の外部発表・査読付き論文数（※科学衛星と利用衛星の合計値）	件			472 	404 	
	達成目標10-6-4 国際宇宙ステーション計画等の国際協力に参加し、国際約束を果たすと共に、有人宇宙技術や宇宙環境の利用技術の獲得を図る。また、アジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）等を通じて国際協力・交流を行う。	日本実験棟「きぼう」の開発・運用 宇宙ステーション補給機（HTV） アジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）			・生命維持技術 ・システム維持機能技術 ・有人運用管制技術 ・搭乗員関連技術 ・無人補給技術 ・宇宙輸送技術の発展 ・センチネルアジアプロジェクトの推進 ・SAFEプロジェクトの推進 ・STAR計画の推進	本達成目標は宇宙開発委員会が評価等を行い、文部科学省及びJAXAにおいて実施している施策に関するものである。判断基準においては、独法評価委員会における関連業務の実績に関する評価結果も参考とした。また、当初計画は、平成20年4月9日に宇宙開発委員会に報告されたJAXAの中期計画に基づいている。	

達成目標10-6-5 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進の意義やその成果について国民・社会からの理解を更に深める。	タウンミーティング開催件数	件		8	10	11		本達成目標は宇宙開発委員会が評価等を行い、JAXAにおいて実施している施策に関するものである。判断基準においては、独法評価委員会における関連業務の実績に関する評価結果も参考とした。また、当初計画は、平成20年4月9日に宇宙開発委員会に報告されたJAXAの中期計画に基づいている。
	授業支援校	校		27	42	50		
	講師派遣件数	件		393	480	584		
	コズミックカレッジ開催件数	件		26	62	103		
	ホームページアクセス数	アクセス		646万	631万	662万		
	施設公開における動員数	人		49,142	49,991	42,721		
	タウンミーティング動員数	人		784	761	1,361		
	コズミックカレッジ動員数	人		1907	5409	5342		
達成目標10-6-6 社会からの要請に応える研究開発を行うとともに、次世代を切り開く先進技術を開発することにより、航空科学技術を我が国の社会基盤を支える技術とする。	国産旅客機高性能化技術の研究開発			・空力設計高度化技術 ・構造衝撃評価技術 ・機体騒音低減化技術 ・低コスト複合材構造技術 ・空力弹性評価 ・操縦システム技術			本達成目標は科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会航空科学技術委員会が評価等を行い、JAXAにおいて実施している施策に関するものである。判断基準においては、独法評価委員会における関連業務の実績に関する評価結果も参考とした。また、当初計画は、平成20年4月21日に航空科学技術委員会に報告されたJAXAの中期計画に基づいている。	
	クリーンエンジン高性能化技術の研究開発			・騒音低減技術 ・CO ₂ 排出削減技術 ・システム制御技術 ・エンジン試験設備の整備 ・NO _x 排出低減技術				

政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】		
	平成20年5月に成立した宇宙基本法を踏まえ、国民生活の向上、産業の振興、人類社会の発展、国際協力等に資する宇宙開発利用を国家戦略のひとつとして積極的に推進するために、宇宙輸送システムの維持・発展に必要な経費、利用ニーズを踏まえた人工衛星システムの開発・運用に必要な経費、宇宙天文学等のための科学衛星の開発・運用に必要な経費、宇宙開発に関する国民・社会への理解増進と宇宙開発に関するニーズの開拓に必要な経費、並びに航空科学技術に係る先端的・基盤的研究を推進するために必要な経費として、1,790億円を概算要求に盛り込んだ。	G Xロケット（LNG推進系飛行実証プロジェクト）については、行政刷新会議WGによる事業仕分けの結果等を参考に、内閣官房長官、宇宙担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣で「G Xロケット及びLNG推進系に係る対応について（平成21年12月）」を決定した。この決定を受けて、G Xロケットへの搭載を前提としたLNGエンジンの予算計上については見送る一方、エンジンの高性能化・高信頼性化に向けた研究開発等を行い、将来的な国内外のロケットや軌道間輸送への適用を視野に、国際競争力ある汎用性の高いLNGエンジン技術の確立を図ることとした。また、宇宙ステーション補給機（HTV）及び衛星打上げ（平成24年度以降打上げ分）については、事業仕分けにおいてコスト削減の努力をすべきという指摘を踏まえ、予算の見直しを行った。 (平成22年度予算額：173,000百万円)	
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	科学技術基本計画（第3期）	平成18年3月28日	第2章 科学技術の戦略的重点化 ・ P12 …上記の重点推進4分野以外のエネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティアの4つの分野について、引き続き、国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野（「推進4分野」という。）と位置付け、次項以下の分野内の重点化の考え方に基づきつつ適切な資源配分を行う。 ・ P14 32行目 …国家的大規模プロジェクトとして基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術（「国家基幹技術」という。）として国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組むものであり、次世代スーパーコンピュータ

		ィング技術、宇宙輸送システム技術などが考えられる。
革新的技術戦略	平成 20 年 5 月 19 日	<p>1. 革新的技術の戦略的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 3 14 行目 …国の存立に係わる最先端技術として国主導で取り組む国家基幹技術を推進する。 ・ P 17 別表（略）
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 5 章 P 28 1 行目 「宇宙基本法」及び「地理空間情報活用推進基本法」を踏まえ、我が国の総合的な安全保障も視野に入れ、宇宙の開発利用、産業化を総合的かつ計画的に実施するとともに、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供及び共有、先端的な研究開発等を推進する。</p>
経済成長戦略大綱	平成 18 年 7 月 6 日	<p>第 1. 國際競争力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 5 3 行目、P 5 6 行目 (2) 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出 「新産業創造戦略」（平成 16 年 5 月）における燃料電池、ロボット、情報家電、環境産業等の戦略分野に加えて、新世代自動車向け電池、次世代環境航空機などの潜在的な新産業群の実現を目指す。これらの実現に向けて 2006 年度内にアクションプログラムの策定を行う。 また、地理情報システムの利用拡大、衛星測位の研究開発等により国土空間データ基盤（N S D I）を構築し、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図るとともに、宇宙の利用・産業化を積極的に推進する。 ・別表（略）
低炭素社会づくり行動計画	平成 20 年 7 月 25 日	<p>II. 革新的技術開発と議損先進技術の普及 P 5 13 行目、P 5 14 行目 「環境エネルギー技術革新計画」に示された技術ロードマップ等（…、低燃費航空機（低騒音）、高効率船舶、高度道路交通システム（I T S）による交通や物流の効率化、地球観測、気候変動予測及び影響評価への国際貢献など）の実施に向け、今後 5 年間で 300 億ドル程度を投入する。</p>
環境エネルギー技術革新計画	平成 20 年 5 月 19 日	<p>1. 低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略 ・ P 4 5 行目 一方、エネルギー需要側においては、熱分野への高効率ヒートポンプの普及・拡大と冷媒や熱交換器の効率向上・低コスト化、運輸部門への電気自動車導入等による電化の促進、省エネルギー型の家電・情報機器やそれらに波及するパワーエレクトロニクスなど排出削減効果の大きな技術の効率向上と普及を図る。 ・ P 6 24 行目 化石燃料に依存しない大規模なエネルギー源である核融合や宇宙太陽光発電等の技術開発に長期的観点から取組む。</p> <p>2. 國際的な温室効果ガス削減への貢献策 ・ P 11 9 行目 我が国単独では対応できないリスクが高く長期間にわたり大規模な投資を必要とする研究開発（核融合炉、C C S、宇宙太陽光発電等）においては、我が国の技術上の権利が確保されることを条件と</p>

		<p>し、海外の資金も活用して、国際協力を積極的に進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P11 22行目 <p>国際的な気候安定化政策は、気候等に関する科学的知見に基盤を置いており、I P C Cに代表される科学の成果が大きな流れを作る。我が国の優れた気候関連科学をさらに進め、独自の政策基盤を確保することが重要である。地球上の地域ごとの気候変動予測など、観測・予測精度の向上を図り、I P C Cの第5次報告に向けてより一層の貢献を果たし、国際的枠組み作りへの有効な情報、知見を提供する。</p> <p>また、開発途上国を中心とした海外への地球観測データや地域の環境影響評価・予測結果等の提供を通じ、国際貢献を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添1、2（略）
21世紀環境立国戦略	平成19年6月1日	<p>3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P12 3行目 <p>地球温暖化の科学的な知見の不確実性を低減するため、また、温暖化の影響評価及び適応策を検討するためにも、途上国的能力向上の支援をしつつ、全球地球観測システム（G E O S S）をはじめとする国際的なネットワークにより、地球観測衛星等による環境モニタリングや最先端のシミュレーション技術を利用した将来予測、情報の共有を長期にわたり着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P16 33行目 …地球観測衛星等による衛星観測監視システムの構築等を図る。 ・ P18 30行目 …次世代環境航空機の開発・普及などによる航空機からのC O 2 排出抑制対策…を推進する。
京都議定書目標達成計画	平成20年3月28日	第3章P66 19行目 (3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化
地球観測の推進戦略	平成16年12月27日	全文
宇宙開発に関する長期的な計画	平成20年2月22日	全文
宇宙基本法	平成20年法律第43号	全文
新経済成長戦略 フォローアップと改訂	平成20年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1編P8 31行目 <p>革新的技術の推進等によるイノベーションの加速化、新産業の発展、内需型産業の更なる国際展開を図るために、以下の施策を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代環境航空機に係る研究開発及び国内普及の促進 ・ 第2編P51 26行目 <p>よりエネルギー消費の少ない輸送システムを実現するため、規制的措置と支援的措置を活用し、公共交通機関の活性化・低燃費化、…、次世代自動車・次世代航空機・鉄軌道・船舶等省エネ型交通機関の普及・開発加速…を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P64 2行目 …低燃費・低騒音航空機…等の革新的技術の開発を適切に推進する。

「20世紀における偉大な発明・発見に際して、異分野の知の出会いによる触発や切磋琢磨する中での知の融合が果たした役割は大きい。21世紀に入り、世界的な知の大競争が激化する中、新たな知の創造のために、既存の分野区分を越え課題解決に必要な研究者の知恵が自在に結集される研究開発を促進するなど、異分野間の知的な触発や融合を促す環境を整える必要がある。8つの分野別推進戦略を策定する際にも、これら新興領域・融合領域へ機動的に対応しイノベーションに適切につなげていくことに十分に配慮して進める。」

施策名	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進																																																																																		
施策の概要	豊かで安全・安心で快適な社会を実現するための研究開発等を行い、これらの成果を社会に還元する。																																																																																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 防災科学技術については、今後 10 年程度の地震調査研究の基本となる「新たな地震調査研究の推進について」(平成 21 年 4 月地震調査研究推進本部) を策定し、これと並行して、将来連動して発生し、我が国に甚大な被害を生じさせる可能性が高いとされている東海・東南海・南海地震の高精度な地震発生予測等を目的とした「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究プロジェクト」や、近年、新潟県中越地震等の顕著な地震被害が発生している「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生する地震のメカニズムの解明を目的とした「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究」等のプロジェクトを平成 20 年度から開始しており、全体としては概ね順調に進捗した。また、「安全・安心科学技術プロジェクト」において、危険物検知装置の実証試験を実施したり関係省庁等と連携して導入の検討を行うなど、成果の社会実装に向けて、ニーズに立脚した研究開発等が順調に進捗した。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成目標10-8-1 地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、自然災害に強い安全・安心な社会の構築に向けた科学技術基盤を確立する。 <small>事業の進捗状況で判断</small></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>科学的知見の現場における活用状況を評価するため、課題解決に向けた具体的な取り組みの進捗状況を参考指標として設定。</td> </tr> <tr> <td>達成目標10-8-2 安心・安全に係る課題の解決に向け、文部科学省の持つ多様な科学技術的知見の現場における活用を図るためにの基盤を構築する。</td> <td>安全・安心科学技術プロジェクトにおける現場ユーザーとの連携のための会議回数(参考指標)</td> <td>回(課題あたり)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.3</td> <td>6.0</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成目標10-8-3 放射性同位元素等に係る事故・トラブル及び放射線障害の発生を防止し、放射性同位元素等を防護する。</td> <td>安全・安心科学技術プロジェクトにおける実証試験の実施回数(参考指標)</td> <td>回(課題あたり)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般公衆の放射線障害の発生件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>放射性同位元素等の防護は、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めて安全性・信頼性が確保され、確立されるので、判断基準の設定は困難ではあるものの、規制の最終的な目的に直結する放射線障害または防護上の問題が発生した件数を設定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性同位元素に係る防護を破る盗取件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性同位元素に係る防護を破る妨害破壊行為件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線障害防止法に基づく事故・トラブル等報告件数(参考指標)</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	達成目標10-8-1 地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、自然災害に強い安全・安心な社会の構築に向けた科学技術基盤を確立する。 <small>事業の進捗状況で判断</small>	—	—	—	—	—	—	—	科学的知見の現場における活用状況を評価するため、課題解決に向けた具体的な取り組みの進捗状況を参考指標として設定。	達成目標10-8-2 安心・安全に係る課題の解決に向け、文部科学省の持つ多様な科学技術的知見の現場における活用を図るためにの基盤を構築する。	安全・安心科学技術プロジェクトにおける現場ユーザーとの連携のための会議回数(参考指標)	回(課題あたり)	—	—	3.3	6.0	—		達成目標10-8-3 放射性同位元素等に係る事故・トラブル及び放射線障害の発生を防止し、放射性同位元素等を防護する。	安全・安心科学技術プロジェクトにおける実証試験の実施回数(参考指標)	回(課題あたり)	—	—	0.5	0.8	—			一般公衆の放射線障害の発生件数	件	—	0	0	0	0	放射性同位元素等の防護は、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めて安全性・信頼性が確保され、確立されるので、判断基準の設定は困難ではあるものの、規制の最終的な目的に直結する放射線障害または防護上の問題が発生した件数を設定する。		放射性同位元素に係る防護を破る盗取件数	件	—	0	0	1	0			放射性同位元素に係る防護を破る妨害破壊行為件数	件	—	0	0	0	0			放射線障害防止法に基づく事故・トラブル等報告件数(参考指標)	件	—	6	10	7	—								
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																							
		18年度	19年度	20年度																																																																															
達成目標10-8-1 地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、自然災害に強い安全・安心な社会の構築に向けた科学技術基盤を確立する。 <small>事業の進捗状況で判断</small>	—	—	—	—	—	—	—	科学的知見の現場における活用状況を評価するため、課題解決に向けた具体的な取り組みの進捗状況を参考指標として設定。																																																																											
達成目標10-8-2 安心・安全に係る課題の解決に向け、文部科学省の持つ多様な科学技術的知見の現場における活用を図るためにの基盤を構築する。	安全・安心科学技術プロジェクトにおける現場ユーザーとの連携のための会議回数(参考指標)	回(課題あたり)	—	—	3.3	6.0	—																																																																												
達成目標10-8-3 放射性同位元素等に係る事故・トラブル及び放射線障害の発生を防止し、放射性同位元素等を防護する。	安全・安心科学技術プロジェクトにおける実証試験の実施回数(参考指標)	回(課題あたり)	—	—	0.5	0.8	—																																																																												
	一般公衆の放射線障害の発生件数	件	—	0	0	0	0	放射性同位元素等の防護は、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めて安全性・信頼性が確保され、確立されるので、判断基準の設定は困難ではあるものの、規制の最終的な目的に直結する放射線障害または防護上の問題が発生した件数を設定する。																																																																											
	放射性同位元素に係る防護を破る盗取件数	件	—	0	0	1	0																																																																												
	放射性同位元素に係る防護を破る妨害破壊行為件数	件	—	0	0	0	0																																																																												
	放射線障害防止法に基づく事故・トラブル等報告件数(参考指標)	件	—	6	10	7	—																																																																												
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 沿岸海域に存在する活断層や、地震が発生した場合に社会的影響が大きい活断層等の調査観測・研究を推進する「活断層調査の総合的推進」実施のため、620百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：588百万円)</p> <p>地震計・水圧計等を備えた世界最先端のリアルタイム観測可能な海底ネットワークシステムを、南海地震の想定震源域に整備する「地震・津波観測監視システム」実施のため、1,510百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：1,510百万円)</p> <p>東海・東南海・南海地震の想定震源域における海底稠密地震観測やシミュレーション研究等により、3つの地震が将来連動して発生する可能性等を評価する「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」実施のため、501百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：501百万円)</p> <p>日本海東縁部等のひずみ集中帯における海陸統合調査等により、ひずみ集中帯の地震発生メカニズム等の解明に資する「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究」実施のため、596百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：594百万円)</p> <p>首都直下地震による被害の軽減に資することを目的とした「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」実施のため、755百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：755百万円)</p> <p>海溝型地震を対象とした重点的調査観測や海底GPSの技術開発、長周期地震動に関する調査等を推進する「地震調査研究の重点的推進」実施のため、119百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：117百万円)</p> <p>防災研究による知見を活かした、防災教育の優れた取組を支援する等の「防災教育支援推進プログラム」実施のため、18百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：17百万円)</p> <p>地震調査研究推進本部における審議を円滑に実施するとともに、長期評価の実施や地震動予測地図の作成等を行うため、490百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：445百万円)</p> <p>独立行政法人防災科学技術研究所において、「地震観測データを利用した地殻活動の評価と予測に関する研究」や「次世代型高性能気象レーダ(MP レーダ) を用いた集中豪雨予測研究等の推進」、</p>																																																																																		

「E-ディフェンスを活用した耐震実験研究」、「災害リスク情報プラットフォーム」等、防災分野における研究開発実施のため、8,125百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：7,973百万円)

テロ対策等に係る研究開発と地域社会の安全・安心を確保するための研究開発を実施とともに、関係研究者等のネットワークの構築を図る「安全・安心科学技術プロジェクト」実施のため、501百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：421百万円)

犯罪・テロ対策技術等について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげる「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」のための経費を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：29,643百万円の内数)

【機構・定員要求】

放射性同位元素の使用等に係る廃棄物の処分対策を強化するため、廃止措置を確認するための廃止確認専門官2名を要求した。(廃止確認専門官2名措置)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	科学技術基本計画 (第3期)	平成18年3月28日	理念3 健康と安全を守る ～安心・安全で質の高い生活のできる国実現に向けて～ ◆ 目標5 生涯はつらつ生活 - 子どもから高齢者まで 健康な日本を実現 (9) 国民を悩ます病の克服 (10) 誰もが元気に暮らせる社会の実現 ◆ 目標6 安全が誇りとなる国 - 世界一安全な国・日本を実現 (11) 国土と社会の安全確保 (12) 暮らしの安全確保
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好的治安と災害に強い社会の実現等
	海洋基本計画	平成20年3月18日	第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針 3 科学的知見の充実 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策 5 海洋の安全の確保 (2) 海洋由来の自然災害への対策

施策名	子どもの体力の向上																																																																																																																															
施策の概要	長期的に低下傾向にある子どもの体力を、スポーツの振興を通じ、上昇傾向に転じさせることを目指す。																																																																																																																															
【評価結果の概要】	<p>「スポーツ振興基本計画」において、長期的に低下傾向にある子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指している。</p> <p>平成20年度においては、国、地方自治体、学校等により実施される取組により、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせることを目的とし、元気アップ親子セミナーの実施、学校体育・運動部活動の充実、社会体育施設の整備推進等の取組を進めてきた。</p> <p>「平成19年度体力・運動能力調査書」より、平成13年度からの各種目の測定結果と比較すると、全ての種目についてほぼ横ばいで推移していること、また、教員の指導力向上のための研修の充実が図れていること、中学校の運動部活動における地域の外部指導者の活用状況が現状維持で推移していること、部活動への参加率について、中学生が高い水準を維持し高校生においても増加傾向にあること、さらに、学校体育施設の整備が、伸び率は高くないものの着実に進められていることなどを総合的に考慮し、子どもの体力の向上に向け、「想定どおり順調に進捗している」と判断する。</p>																																																																																																																															
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">11-1-1 スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける。</td><td>50m走(11歳男子)の長期的な傾向</td><td>s(秒)</td><td>8.91 (15年度)</td><td>8.89 </td><td>8.91 </td><td>—</td><td>昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)</td><td rowspan="6">「体力・運動能力調査」は昭和39年より実施しており、国民全体の体力・運動能力の状況を明らかにすることを目的としている。このため、長期的な体力の変化を測るための指標として当該調査の結果を設定する。</td></tr> <tr> <td>50m走(11歳女子)の長期的な傾向</td><td>s(秒)</td><td>9.25 (15年度)</td><td>9.22 </td><td>9.19 </td><td>—</td><td>昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)</td></tr> <tr> <td>ソフトボール投げ(11歳男子)の長期的な傾向</td><td>m</td><td>30.4 (15年度)</td><td>29.5 </td><td>30.0 </td><td>—</td><td>昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)</td></tr> <tr> <td>ソフトボール投げ(11歳女子)の長期的な傾向</td><td>m</td><td>17.2 (15年度)</td><td>17.2 </td><td>17.5 </td><td>—</td><td>昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)</td></tr> <tr> <td>立ち幅跳び(9歳男子)の長期的な傾向</td><td>cm</td><td>166.5 (15年度)</td><td>165.1 </td><td>165.8 </td><td>—</td><td>昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)</td></tr> <tr> <td>立ち幅跳び(9歳女子)の長期的な傾向</td><td>cm</td><td>154.3 (15年度)</td><td>153.4 </td><td>156.2 </td><td>—</td><td>昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">11-1-2 学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する。</td><td>研修受講後のアンケートにおいて有意義と答えた受講者の割合</td><td>%</td><td>98.4 (18年度)</td><td>98.4 </td><td>96.8 </td><td>98.5 </td><td>100 (22年度)</td><td rowspan="2">職員の指導力向上のための研修が充実しているかどうかは、受講者の客観的な視点によるアンケート結果を見て判断する必要があるため、当該アンケートの結果を指標として設定する。</td></tr> <tr> <td>中学生の運動部活動への参加率</td><td>%</td><td>65.2 (15年度)</td><td>66.0 </td><td>65.0 </td><td>65.1 </td><td>参加率の増加 (22年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">11-1-3 中学校や高等学校において運動部活動などを活性化する取組を推進する。</td><td>高校生の運動部活動への参加率</td><td>%</td><td>37.4 (15年度)</td><td>40.1 </td><td>40.6 </td><td>40.9 </td><td>参加率の増加 (22年度)</td><td rowspan="2">運動部活動などを活性化することにより、それに参加する生徒数の増加が考えられるところから、運動部活動への参加率を指標として設定する。</td></tr> <tr> <td>中学校の運動部活動に対する外部指導者の活用状況</td><td>人</td><td>21,797 (15年度)</td><td>29,122 </td><td>28,590 </td><td>28,394 </td><td>活用人数の増加 (22年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">11-1-4 地域のスポーツ指導者を体育授業や運動部活動に積極的に活用する。</td><td>学校プールの整備率</td><td>%</td><td>74.3 (15年度)</td><td>74.6 </td><td>74.8 </td><td>74.8 </td><td>整備率の増加 (22年度)</td><td rowspan="4">体育の授業や運動部活動に指導者が積極的に活用されたかどうかの評価には、実際に運動部活動などに活用された指導者の人数で判断することが適当なため、指標として設定する。</td></tr> <tr> <td>学校武道場の整備率</td><td>%</td><td>68.7 (15年度)</td><td>69.5 </td><td>70.1 </td><td>70.3 </td><td>整備率の増加 (22年度)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="8"></td></tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	11-1-1 スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける。	50m走(11歳男子)の長期的な傾向	s(秒)	8.91 (15年度)	8.89 	8.91 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	「体力・運動能力調査」は昭和39年より実施しており、国民全体の体力・運動能力の状況を明らかにすることを目的としている。このため、長期的な体力の変化を測るための指標として当該調査の結果を設定する。	50m走(11歳女子)の長期的な傾向	s(秒)	9.25 (15年度)	9.22 	9.19 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	ソフトボール投げ(11歳男子)の長期的な傾向	m	30.4 (15年度)	29.5 	30.0 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	ソフトボール投げ(11歳女子)の長期的な傾向	m	17.2 (15年度)	17.2 	17.5 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	立ち幅跳び(9歳男子)の長期的な傾向	cm	166.5 (15年度)	165.1 	165.8 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	立ち幅跳び(9歳女子)の長期的な傾向	cm	154.3 (15年度)	153.4 	156.2 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	11-1-2 学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する。	研修受講後のアンケートにおいて有意義と答えた受講者の割合	%	98.4 (18年度)	98.4 	96.8 	98.5 	100 (22年度)	職員の指導力向上のための研修が充実しているかどうかは、受講者の客観的な視点によるアンケート結果を見て判断する必要があるため、当該アンケートの結果を指標として設定する。	中学生の運動部活動への参加率	%	65.2 (15年度)	66.0 	65.0 	65.1 	参加率の増加 (22年度)	11-1-3 中学校や高等学校において運動部活動などを活性化する取組を推進する。	高校生の運動部活動への参加率	%	37.4 (15年度)	40.1 	40.6 	40.9 	参加率の増加 (22年度)	運動部活動などを活性化することにより、それに参加する生徒数の増加が考えられるところから、運動部活動への参加率を指標として設定する。	中学校の運動部活動に対する外部指導者の活用状況	人	21,797 (15年度)	29,122 	28,590 	28,394 	活用人数の増加 (22年度)	11-1-4 地域のスポーツ指導者を体育授業や運動部活動に積極的に活用する。	学校プールの整備率	%	74.3 (15年度)	74.6 	74.8 	74.8 	整備率の増加 (22年度)	体育の授業や運動部活動に指導者が積極的に活用されたかどうかの評価には、実際に運動部活動などに活用された指導者の人数で判断することが適当なため、指標として設定する。	学校武道場の整備率	%	68.7 (15年度)	69.5 	70.1 	70.3 	整備率の増加 (22年度)								施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																																																																								
				18年度	19年度	20年度																																																																																																																										
11-1-1 スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける。	50m走(11歳男子)の長期的な傾向	s(秒)	8.91 (15年度)	8.89 	8.91 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	「体力・運動能力調査」は昭和39年より実施しており、国民全体の体力・運動能力の状況を明らかにすることを目的としている。このため、長期的な体力の変化を測るための指標として当該調査の結果を設定する。																																																																																																																								
	50m走(11歳女子)の長期的な傾向	s(秒)	9.25 (15年度)	9.22 	9.19 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)																																																																																																																									
	ソフトボール投げ(11歳男子)の長期的な傾向	m	30.4 (15年度)	29.5 	30.0 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)																																																																																																																									
	ソフトボール投げ(11歳女子)の長期的な傾向	m	17.2 (15年度)	17.2 	17.5 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)																																																																																																																									
	立ち幅跳び(9歳男子)の長期的な傾向	cm	166.5 (15年度)	165.1 	165.8 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)																																																																																																																									
	立ち幅跳び(9歳女子)の長期的な傾向	cm	154.3 (15年度)	153.4 	156.2 	—	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)																																																																																																																									
11-1-2 学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する。	研修受講後のアンケートにおいて有意義と答えた受講者の割合	%	98.4 (18年度)	98.4 	96.8 	98.5 	100 (22年度)	職員の指導力向上のための研修が充実しているかどうかは、受講者の客観的な視点によるアンケート結果を見て判断する必要があるため、当該アンケートの結果を指標として設定する。																																																																																																																								
	中学生の運動部活動への参加率	%	65.2 (15年度)	66.0 	65.0 	65.1 	参加率の増加 (22年度)																																																																																																																									
11-1-3 中学校や高等学校において運動部活動などを活性化する取組を推進する。	高校生の運動部活動への参加率	%	37.4 (15年度)	40.1 	40.6 	40.9 	参加率の増加 (22年度)	運動部活動などを活性化することにより、それに参加する生徒数の増加が考えられるところから、運動部活動への参加率を指標として設定する。																																																																																																																								
	中学校の運動部活動に対する外部指導者の活用状況	人	21,797 (15年度)	29,122 	28,590 	28,394 	活用人数の増加 (22年度)																																																																																																																									
11-1-4 地域のスポーツ指導者を体育授業や運動部活動に積極的に活用する。	学校プールの整備率	%	74.3 (15年度)	74.6 	74.8 	74.8 	整備率の増加 (22年度)	体育の授業や運動部活動に指導者が積極的に活用されたかどうかの評価には、実際に運動部活動などに活用された指導者の人数で判断することが適当なため、指標として設定する。																																																																																																																								
	学校武道場の整備率	%	68.7 (15年度)	69.5 	70.1 	70.3 	整備率の増加 (22年度)																																																																																																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等																																																																																																																																

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>子どもの体力向上に向けて、学校・家庭・地域における取組を推進するため、711百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けによる指摘「予算要求の大幅縮減」を踏まえ、事業内容を見直した。（平成22年度予算額：571百万円）</p> <p>学校体育の充実に向けて、957百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額：624百万円）</p> <p>学校体育施設等の整備を推進するため、所要の経費を概算要求に盛り込んだ。その後、公立施設については行政刷新会議WGによる事業仕分けによる指摘「予算要求の縮減（学校の耐震化事業に特化）」を踏まえ、事業内容を見直した。</p> <p>（平成22年度予算額）</p> <p>公立：安全・安心な学校づくり交付金88,006百万円の内数（内閣府に計上している沖縄県分の金額を含む）</p> <p>私立：101百万円</p>		
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	スポーツ振興基本計画	平成 12 年 9 月 13 日 (平成 18 年 9 月 21 日改定)	<p>1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策</p> <p>A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの体力向上国民運動の展開 (2) 子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実 <p>B. 政策目標達成のための基盤的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教員の指導力の向上 (2) 子どもが体を動かしたくなる場の充実 (3) 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実 (4) 運動部活動の改善・充実
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第3章（2）</p> <p>スポーツがフェアプレイの精神を培うなど人間形成に重要な役割を果たすことに留意しつつ、学校や地域におけるスポーツの振興を通じて、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。これにより、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせ、全国体力・運動能力等調査等による検証を行いつつ、昭和 60 年頃の体力水準への回復を目指す。</p>
	経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	<p>第3章 4. 教育の再生</p> <p>スポーツが人間形成に重要な役割を果たすことから、武道教育の推進や、スポーツ立国を目指し、オリンピック等の招致、国際競技力の向上、地域スポーツの振興、これらのための体制の充実などを推進する。</p>
	教育再生懇談会第四次報告	平成 21 年 5 月 28 日	<p>3 「スポーツ立国」ニッポン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体力づくり運動、学校教育（体育の授業、部活動）、障害者スポーツ、地域スポーツ、企業スポーツ、トップアスリートなど多岐にわたるスポーツ振興施策の推進が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業や部活動の充実、給食の時間を含めた食育の充実、校庭芝生化や武道場整備など、学校のスポーツ環境を整備。

施策名	生涯スポーツ社会の実現																																				
施策の概要	国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。																																				
【評価結果の概要】	<p>「スポーツ振興基本計画」において、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指している。</p> <p>平成20年度においては、総合型地域スポーツクラブ育成推進事業や、総合型地域スポーツクラブ充実・強化のための環境整備等の事業を通じ、身近なスポーツ環境の整備を推進するための取組を行った。</p> <p>総合型地域スポーツクラブが市区町村において順調に育成されていること、先進的な研修プログラムの下、指導者の養成が図られていることより、生涯スポーツ社会の実現に向か「想定どおり順調に進捗している」と判断する。平成18年度内閣府の実施した世論調査から推計すると成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率は44.4%であり、経年的には着実に増加していることから、生涯スポーツ社会の実現に向けて順調に進捗していると判断できる。他方、スポーツ指導者の確保・活用については先進的な研修プログラムの元、指導者の養成が図られており、十分な進捗が得られているものの、地域のスポーツ環境の整備状況については、その方策の一つである「総合型地域スポーツクラブの全国展開」について既育成市町村が約60%であり、進捗にやや遅れが見られる。総合的に「おおむね順調に進捗しているが、一部については進捗にやや遅れが見られる」と判断する。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備する。</td> <td>総合型地域スポーツクラブが育成されている市区町村の割合</td> <td>%</td> <td>13.1 (14年度)</td> <td>42.6</td> <td>48.9</td> <td>57.8</td> <td>100 (22年度)</td> <td>S = 101%以上 A = 75%~100% B = 50%~75% C = 50%未満</td> </tr> <tr> <td>質、量とともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用を推進する。</td> <td>質、量とともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用の進捗状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>S = 大幅に図られた A = 着実に図られた B = 十分には図られなかった C = 図られなかった</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	国民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備する。	総合型地域スポーツクラブが育成されている市区町村の割合	%	13.1 (14年度)	42.6	48.9	57.8	100 (22年度)	S = 101%以上 A = 75%~100% B = 50%~75% C = 50%未満	質、量とともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用を推進する。	質、量とともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用の進捗状況	-	-	-	-	-	-	S = 大幅に図られた A = 着実に図られた B = 十分には図られなかった C = 図られなかった
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																									
				18年度	19年度	20年度																															
国民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備する。	総合型地域スポーツクラブが育成されている市区町村の割合	%	13.1 (14年度)	42.6	48.9	57.8	100 (22年度)	S = 101%以上 A = 75%~100% B = 50%~75% C = 50%未満																													
質、量とともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用を推進する。	質、量とともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用の進捗状況	-	-	-	-	-	-	S = 大幅に図られた A = 着実に図られた B = 十分には図られなかった C = 図られなかった																													
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>国民の誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や全国スポーツ・レクリエーション大会の開催、スポーツ指導者の育成等に必要な経費、788百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分けにおいて、スポーツ予算が「予算要求の縮減」と指摘されたことを踏まえ、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に係る経費の一部をスポーツ振興くじ助成に移行する等、事業内容を見直した。(平成22年度予算額：541百万円)</p>																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項（抜粋）																																	
	スポーツ振興基本計画	平成12年9月13日 (平成18年9月21日改定)		1. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策 A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策 ○ 総合型地域スポーツクラブの全国展開 B. 政策目標達成のための基盤的施策 (1) スポーツ指導者の養成・確保・活用 (2) スポーツ施設の充実 (3) 地域における的確なスポーツ情報の提供 (4) 住民のニーズに即応した地域スポーツの推進																																	
	教育振興基本計画	平成20年7月1日		第3章(3)④いつでもどこでも学べる環境をつくる ◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備 心身の健全な発達に重要な役割を果たす																																	

		<p>スポーツに国民のだれもが生涯を通じていつでも身近に親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ等、地域における総合的なスポーツの場の育成・整備をはじめとした取り組みへの支援を推進する。また、地域住民のニーズ等に応じた質の高い指導ができる人材の養成・確保・活用を促す。このような取組を通じ、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とすることを目指す。</p>
経済財政改革の基本方針 2009	平成21年6月23日	<p>第3章 4. 教育の再生 スポーツが人間形成に重要な役割を果たすことにはかんがみ、武道教育の推進や、スポーツ立国を目指し、オリンピック等の招致、国際競技力の向上、地域スポーツの振興、これらのための体制の充実などを推進する。</p>
教育再生懇談会第4次報告	平成21年5月28日	<p>3 「スポーツ立国」ニッポン ○ 体力づくり運動、学校教育（体育の授業、部活動）、障害者スポーツ、地域スポーツ、企業スポーツ、トップアスリートなど多岐にわたるスポーツ振興施策の推進が必要。 ・ 地域のスポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブの支援など、地域のスポーツ環境を整備。</p>

施策名	我が国の国際競技力の向上																																																																					
施策の概要	平成22年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率3.5%を実現する。																																																																					
【評価結果の概要】	<p>「スポーツ振興基本計画」(概ね10年間の政策目標を設定)において、オリンピック競技大会のメダル獲得率を早期に3.5%とすることを目標としている。</p> <p>平成20年度においては、「チーム『ニッポン』マルチサポート事業」の実施やナショナルトレーニングセンターの整備推進、(財)日本オリンピック委員会や(財)日本体育協会への補助等を行った。</p> <p>平成18年2月のトリノ冬季オリンピック競技大会(メダル獲得率0.40%(金1))及び平成20年8月の北京オリンピック競技大会(メダル獲得率2.61%(金9、銀6、銅10))を合わせたメダル獲得率は、2.15%にとどまっているが、北京オリンピック競技大会では、過去5回の大会の中でも前回のアテネ大会に次ぐメダルを獲得するとともに、入賞種目数ではアテネ大会と同数であるなど、一定の成果も見られる。また、メダル獲得率の向上に向けた選手強化活動については、オリンピック競技団体における専任コーチ数及び国内外での強化合宿開催数が、昨年度実績より大幅に増加するなど、国際競技力の向上に向け、「想定どおり順調に進捗している」と判断する。</p>																																																																					
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成目標11-3-1 メダル獲得が有望な選手に対する多方面からの戦略的な支援</td> <td>トップレベル選手の支援スタッフの延人数</td> <td>人日</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>・左記達成目標及び指標は、オリンピックのメダル獲得率の向上には、有望な選手に対し、多方面からの高度な支援を戦略的に行う必要があるとの考え方に基づく。</td> </tr> <tr> <td>達成目標11-3-2 ナショナルトレーニングセンターの利用の促進</td> <td>補助事業等による国内外の合宿実施回数とそのうちNTCにおける実施回数</td> <td>回</td> <td>273 (20年度)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>273</td> <td>—</td> <td>・左記達成目標及び指標は、トップレベル選手の強化は、同一の活動拠点で集中的・継続的に行う必要があるとの考え方に基づく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">達成目標11-3-3 専門的な技術指導を行う指導者の養成・充実</td> <td>専任コーチ配置 競技団体数</td> <td>団体</td> <td>26</td> <td>29</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>30</td> <td>・左記達成目標及び指標は、「スポーツ振興基本計画」において、「高度な専門的能力を有する指導者の養成・確保と指導者の専任化」等が課題とされていることにより設定。</td> </tr> <tr> <td>専任コーチ複数配置団体数</td> <td>団体</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任コーチ数</td> <td>人</td> <td>38</td> <td>58</td> <td>87</td> <td>102</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コーチ、アスレティックトレーナー、スポーツドクター資格登録者数</td> <td>人</td> <td>15,336 (14年度)</td> <td>18,526</td> <td>19,344</td> <td>20,555</td> <td>基準年度から5千人増 20年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	達成目標11-3-1 メダル獲得が有望な選手に対する多方面からの戦略的な支援	トップレベル選手の支援スタッフの延人数	人日	—	—	—	42	—	・左記達成目標及び指標は、オリンピックのメダル獲得率の向上には、有望な選手に対し、多方面からの高度な支援を戦略的に行う必要があるとの考え方に基づく。	達成目標11-3-2 ナショナルトレーニングセンターの利用の促進	補助事業等による国内外の合宿実施回数とそのうちNTCにおける実施回数	回	273 (20年度)	—	—	273	—	・左記達成目標及び指標は、トップレベル選手の強化は、同一の活動拠点で集中的・継続的に行う必要があるとの考え方に基づく。	達成目標11-3-3 専門的な技術指導を行う指導者の養成・充実	専任コーチ配置 競技団体数	団体	26	29	34	34	30	・左記達成目標及び指標は、「スポーツ振興基本計画」において、「高度な専門的能力を有する指導者の養成・確保と指導者の専任化」等が課題とされていることにより設定。	専任コーチ複数配置団体数	団体	3	10	16	16	—		専任コーチ数	人	38	58	87	102	—		コーチ、アスレティックトレーナー、スポーツドクター資格登録者数	人	15,336 (14年度)	18,526	19,344	20,555	基準年度から5千人増 20年度	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																										
				18年度	19年度	20年度																																																																
達成目標11-3-1 メダル獲得が有望な選手に対する多方面からの戦略的な支援	トップレベル選手の支援スタッフの延人数	人日	—	—	—	42	—	・左記達成目標及び指標は、オリンピックのメダル獲得率の向上には、有望な選手に対し、多方面からの高度な支援を戦略的に行う必要があるとの考え方に基づく。																																																														
達成目標11-3-2 ナショナルトレーニングセンターの利用の促進	補助事業等による国内外の合宿実施回数とそのうちNTCにおける実施回数	回	273 (20年度)	—	—	273	—	・左記達成目標及び指標は、トップレベル選手の強化は、同一の活動拠点で集中的・継続的に行う必要があるとの考え方に基づく。																																																														
達成目標11-3-3 専門的な技術指導を行う指導者の養成・充実	専任コーチ配置 競技団体数	団体	26	29	34	34	30	・左記達成目標及び指標は、「スポーツ振興基本計画」において、「高度な専門的能力を有する指導者の養成・確保と指導者の専任化」等が課題とされていることにより設定。																																																														
	専任コーチ複数配置団体数	団体	3	10	16	16	—																																																															
	専任コーチ数	人	38	58	87	102	—																																																															
	コーチ、アスレティックトレーナー、スポーツドクター資格登録者数	人	15,336 (14年度)	18,526	19,344	20,555	基準年度から5千人増 20年度																																																															
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>メダル獲得率3.5%の達成に向けた競技力向上を図るため、14,388百万円を概算要求に盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分け結果等を踏まえた見直し(日本体育協会補助及び日本オリンピック委員会補助で実施する事業の一部廃止等)を図る一方で、重点的な強化対策のための競技力向上ナショナルプロジェクトの増額等を図った。(平成22年度予算額:16,327百万円)</p> <p>【税制改正要望】</p> <p>平成22年度税制改正において、各競技団体からオリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者への報奨金の非課税措置を要望した。(オリンピックメダリストへの報奨金に限り、一定の金額まで非課税とされた。)</p>																																																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	スポーツ振興基本計画	平成18年9月21日	II スポーツ振興施策の展開方策 3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策の全般 第4章 持続的で安心できる社会の実現 6. 多様なライフスタイルを支える環境整備 トップレベル競技者の育成強化を図り、我が国の国際競技力を向上させるとともに、国際競技大会の積極的な国内開催を図る。																																																																			
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り開く教育 オリンピック招致の取組や国際競技力の向上などをスポーツを振興(中略)するため、総合的な施策を推進する。																																																																			
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日																																																																				

施策名	芸術文化の振興							
施策の概要	優れた文化芸術への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの文化芸術普及活動、地域における文化芸術活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。							
	<p>【評価結果の概要】 優れた文化芸術への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの文化芸術普及活動、地域における文化芸術活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るために、国民全体が芸術文化活動に参加できる環境整備を行った。 全体として想定した以上に順調に進展していると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標 12-1-1 芸術文化の振興を図るため、優れた文化芸術への支援を継続し、文化芸術創造活動を活性化させる。	指標名 主要芸術団体の自主公演数推移	単位 公演	基準値 (年度) 3,706	実績値 18年度 3,699 (14～18年度の平均)	19年度 3,565	20年度 —	目標値 (年度)
	メディア芸術祭応募数	件	2,091 (19)		1,808	2,091	2,146	
	メディア芸術祭来場者数	人	2,091 (19)		26,706	44,524	55,234	
	達成目標 12-1-2 世界で活躍する新進芸術家等を養成するため、研修・発表の場を提供とともに、芸術団体等が行う養成事業等への支援を充実させ、世界に羽ばたく新進芸術家等を育成する。	新進芸術家海外研修制度における派遣者数	人	154 (15～19年度の平均)	163	159	154	新進芸術家海外研修制度については過去5年間の派遣者の平均数(154人)を基準とした。新進芸術家海外研修制度の目的は、数多くの研修する機会を芸術家に設けることで、新進芸術家の実践的な研修の機会の提供及び日本の芸術文化の振興につながるため、判断基準の人文育成の指標として適当である。芸術団体人材育成支援事業については、過去5年間の支援事業平均数(112事業)を基準とした。
	芸術団体人材育成支援事業における支援事業数	件	112 (15～19年度の平均)		106	178	167	
	達成目標 12-1-3 こどもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ豊かな感性と創造性を育むとともに、地域における文化活動の活性化を図り、地域の住民が質の高い文化芸術活動に触れられる機会を充実する。	本物の舞台芸術体験事業実施数	公演	1,084	866	1,331	1,367	平成23年度までに子どもたちが質の高い伝統文化、芸術文化に触れる機会を義務教育期間中に2回提供するという目標に基づき、子どもたちに、質の高い伝統文化、芸術文化に触れる機会を提供するため、平成20年度においては、本物の舞台芸術体験事業1,084公演、学校への芸術家等派遣事業1,042箇所を目標数とした。
	学校への芸術家等派遣事業実施数	箇所	1,042		553	906	1,246	地域における文化芸術の創造、発信及び交流を通じた文化芸術活動の活性化を図るために、平成20年度「文化芸術による創造のまち」支援事業においては、過去5年間の支援件数の平均数97件を目標支援件数とした。
	文化芸術による創造のまち支援事業支援件数	件	97 (15～19年度の平均)		110	143	143	舞台芸術の鑑賞機会が大都市圏に偏りがある現状に鑑み、質の高い舞台芸術の全国展開を促すとともに、舞台を楽しむための工夫、演出を加えることにより、舞台芸術において親しむ機会の少ない人たちの興味、関心を喚起するために、平成20年度、「舞台芸術の魅力発見事業」においては、134件(平成23年度までに5年間で東京都を除く全ての文化会館(300席以上)を巡回することを実現するための年度目標)を目標支援件数とした。
	舞台芸術の魅力発見事業支援件数	件	134		-	161	129	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の芸術水準の向上に資する公演等に対して支援を行う「優れた芸術活動への重点的支援」について、概算要求に5,355百万円を盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分け等の指摘等を踏まえつつ、芸術団体の基幹的な活動に対する支援等に重点化するため、事業内容を見直した(平成22年度予算額:4,598百万円)。 新進芸術家の育成を図るため、芸術団体等が実施する人材育成を支援する「芸術団体人材育成支援事業」について、概算要求に921百万円を盛り込んだ(平成22年度予算額:921百万円)。 子どもたちが、学校等において優れた文化芸術に触れる機会を提供する「本物の舞台芸術体験事業」については、他の事業との統合を行い、平成22年度に新たに「子どものための優れた舞台芸術体験事業」において、概算要求に4,975百万円を盛り込んだ(平成22年度予算額:4,975百万円)。 地域の拠点となりうる文化会館等の公演、アートマネジメント人材の育成等を支援する「地域の芸術拠点形成事業」について、概算要求に1,145百万円盛り込んだ(平成22年度予算案:724百万円)。また、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実を図るために、新たに「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」を盛り込んだ(平成22年度予算額:1,600百万円)。 国内外で高い評価を得ているメディア芸術の発信・交流及び人材育成のため、メディア芸術関連施策を概算要求に1,704百万円盛り込んだ(平成22年度予算額:1,515百万円)。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外で高い評価を得ているメディア芸術の発信・交流及び人材育成のための事務体制の強化のため、メディア芸術発信・育成担当の専門官1名、メディア芸術交流係長1名、メディア芸術 							

			<p>交流係員 1名を定員要求することとした。(メディア芸術交流係長 1名、メディア芸術交流係員 1名措置)</p> <p>【業務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「優れた芸術活動への重点的支援」については、日本芸術文化振興会において、助成事業の募集や審査を一元化することにより、一層の効果的・効率的な助成事業を実施した。
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピック招致の取組や国際競技力の向上などスポーツを振興し、日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる</p> <p>② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統・文化等に関する教育の推進 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。子どもたちが、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができる機会や、地域において伝統・文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を支援する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。
	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 2 次基本方針)	平成 19 年 2 月 9 日	<p>第 1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成 ii) 文化芸術活動の戦略的支援 iv) 地域文化の振興 v) 子どもの文化芸術活動の充実

施策名	文化財の保存及び活用の充実							
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。							
【評価結果の概要】	<p>貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにするために、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行うとともに、文化財の保存、活用のために補助等による支援を行った。</p> <p>全体として順調に進展していると判断できる。</p>							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方		
12-2-1 保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。	文化財の指定、選定及び登録の件数(累積総数)	件		22,025 23,052 23,741		近代の文化遺産は、開発の進展、生活様式の変化により、消滅や破壊の危機にさらされているものが多く、他方、未だ必ずしも文化財としての認識や評価が定着していないため、早急な保護措置を講じる必要がある。そのため、平成6年の文化財保護企画特別委員会において「近代の文化遺産の保護のための新しい視点の導入について」提言が行われ、平成8年に近代の文化財の保存・活用に関する調査研究協力者会議で「近代の文化遺産の保存と活用について」報告書を作りました。それを踏まえ、平成8年に文化財保護法を改正し、緩やかな保護制度である登録制度を有形文化財(建造物)について先行して導入した。その後、平成13年の文化審議会文化財分科会企画調査会審議の報告においても近代の文化遺産の早急な保護を図ることが提言され、平成16年の文化財保護法の改正において、有形文化財(美術工芸品)、有形民俗文化財、記念物の分野においても登録制度が採択したところである。		
	近代の分野の割合	%		24.1 26.7 29.4				
	史跡等の公有化面積	ha		123 163 123				
	史跡等の公有地の割合	%		58.9 57.4 57.5				
12-2-2 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。	文化財保存に関する補助金額	百万円		11,646 12,157 13,375		文化財は一度消滅すると取り返しがつかない国民の共有の財産であるため、適切な保存措置を執ることで求められるが、特に、史跡等は一定の広がりを持つ文化財であるため、その保存に当たっては、都市化の進展や開発の進展に伴い危機に瀕している。そのため、貴重な史跡等を国民共有的財産として大切に保存することが重要である。		
	文化財の保護・継承のための補助件数	件		988 955 1,038				
	公開承認施設数			109 108 109				
	公開承認施設において重要文化財が出品された展示会数	件		136 131 128				
12-2-3 文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形での公開・活用を促進する。	公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展示会数との割合	%		125 121 117		文化財は一度消滅すると取り返しがつかない国民の共有の財産であるため、その活用に当たっても文化財の保存に十分留意する必要がある。そのため、重要文化財の公開を所有者以外が行う際には文化庁長官の許可を受けることとなっている。一方、文化庁長官があらかじめ承認した博物館等の施設(公開承認施設)において公開する場合は、事後の届出をもって済むこととしている。このようないくつかの施設で公開を行うことは、申請手続きが簡素化されることにより公開が促進されるとともに、文化財の保存の観点からも有効である。		
	受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考になつた回答	%		95.9 90.1 98.4				
	指定文化財(美術工芸品)企画展示セミナーへの参加者	人		52 55 51				
	美術館等運営研究協議会への参加者	人		173 134 81				
12-2-4 専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護・継承・活用のための基盤を整備する。	伝統的建造物群保護行政研修の基礎研修への参加者	人		41 52 51		文化財の保存・活用を行うためには、文化財に関わる人材の確保と質質の向上が必要である。そのため、文化庁において、地方公共団体の文化財行政に携わる者を対象に職務公行に必要な基礎的事項や業務上の課題に関する研修を行っている。この研修が有効に活用されることにより、文化財行政の向上に資するものとなる。		
	伝統的建造物群保護行政研修の実践研修への参加者	人		70 54 49				
	伝統文化こども教室事業の採択件数	件		4,171 4,694 5,232				
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】							
	・ 文化財の保存及び活用を着実に実施するため、43,569百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額: 42,491百万円)							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	【機構・定員要求】		・ 近代遺跡の史跡に関する体制の強化のため、史跡部門の文化財調査官(2名)の新設を要求することとした。(文化財調査官史跡部門2名措置)					
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り拓く教育 日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興す						

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）	平成19年2月9日	るため、総合的な施策を推進する。 第1 文化芸術の振興の基本的方向 3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項 （1）重点的に取り組むべき事項 vi) 文化財の保存及び活用の充実
----------------------------	-----------	---

施策名	日本文化の発信及び国際文化交流の推進																																				
施策の概要	文化芸術振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の増進を図る。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 日本文化の発信及び国際文化交流の取組みを推進するため、文化芸術振興に関しては、文化交流使事業、国際芸術交流支援事業及び芸術団体による海外公演等を行い、海外の文化遺産の保護に関しては、国際シンポジウムの開催や「文化遺産国際協力コンソーシアム」を活用した国際貢献事業等を実施した。 全体として想定した以上に順調に進展していると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12-3-1 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体が共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。</td> <td>文化交流使の指名者数・派遣国数・派遣地域数</td> <td>人 国 地域</td> <td></td> <td>19 14 2</td> <td>16 23 3</td> <td>15 19 3</td> <td></td> <td>文化交流使の活動は、世界の人々の日本文化に対する理解の深化や、国内外の芸術家・団体との国際文化ネットワークの構築に資する活動を文化交流使一人一人が展開していることから、本事業で指名される文化交流使指名者数と主要国も含めた派遣国数を指標とすることは、事業の質・量を評価する上で有効である。 国際芸術交流支援事業は、我が国の優れた舞台芸術の海外公演を支援するものであり、同等の予算規模、支援件数で行われている支援事業は他になく、海外公演等の支援を希望する主要な芸術団体のほとんどが本事業に応募するものと考えてよく、施策の推進状況を把握するのに適当である。</td> </tr> <tr> <td>12-3-2 損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産等に対して、我が国の高度な技術力を生かした協力等を行うことにより、我が国の国際的地位の向上に資する。</td> <td>国際シンポジウムの開催:参加者数 文化遺産国際協力コンソーシアム参加者・機関数(累積)</td> <td>人</td> <td>318</td> <td>200</td> <td>321</td> <td>141</td> <td>148 169</td> <td>文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・機関数がどの程度増減したかによって、当該コンソーシアムの連携協力の幅を計ることができ、文化遺産国際協力の効果的な連携を図る指標となるため。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	12-3-1 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体が共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。	文化交流使の指名者数・派遣国数・派遣地域数	人 国 地域		19 14 2	16 23 3	15 19 3		文化交流使の活動は、世界の人々の日本文化に対する理解の深化や、国内外の芸術家・団体との国際文化ネットワークの構築に資する活動を文化交流使一人一人が展開していることから、本事業で指名される文化交流使指名者数と主要国も含めた派遣国数を指標とすることは、事業の質・量を評価する上で有効である。 国際芸術交流支援事業は、我が国の優れた舞台芸術の海外公演を支援するものであり、同等の予算規模、支援件数で行われている支援事業は他になく、海外公演等の支援を希望する主要な芸術団体のほとんどが本事業に応募するものと考えてよく、施策の推進状況を把握するのに適当である。	12-3-2 損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産等に対して、我が国の高度な技術力を生かした協力等を行うことにより、我が国の国際的地位の向上に資する。	国際シンポジウムの開催:参加者数 文化遺産国際協力コンソーシアム参加者・機関数(累積)	人	318	200	321	141	148 169	文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・機関数がどの程度増減したかによって、当該コンソーシアムの連携協力の幅を計ることができ、文化遺産国際協力の効果的な連携を図る指標となるため。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																									
				18年度	19年度	20年度																															
12-3-1 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体が共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。	文化交流使の指名者数・派遣国数・派遣地域数	人 国 地域		19 14 2	16 23 3	15 19 3		文化交流使の活動は、世界の人々の日本文化に対する理解の深化や、国内外の芸術家・団体との国際文化ネットワークの構築に資する活動を文化交流使一人一人が展開していることから、本事業で指名される文化交流使指名者数と主要国も含めた派遣国数を指標とすることは、事業の質・量を評価する上で有効である。 国際芸術交流支援事業は、我が国の優れた舞台芸術の海外公演を支援するものであり、同等の予算規模、支援件数で行われている支援事業は他になく、海外公演等の支援を希望する主要な芸術団体のほとんどが本事業に応募するものと考えてよく、施策の推進状況を把握するのに適当である。																													
12-3-2 損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産等に対して、我が国の高度な技術力を生かした協力等を行うことにより、我が国の国際的地位の向上に資する。	国際シンポジウムの開催:参加者数 文化遺産国際協力コンソーシアム参加者・機関数(累積)	人	318	200	321	141	148 169	文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・機関数がどの程度増減したかによって、当該コンソーシアムの連携協力の幅を計ることができ、文化遺産国際協力の効果的な連携を図る指標となるため。																													
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化交流使事業について、引き続き十分な人数の文化交流使を派遣できるよう必要な予算を確保しつつ、執行実績を踏まえて、文化交流使が海外で主催するワークショップの開催経費について単価の見直しを行うなど、事業の効率化を図ることとした。(平成22年度予算額:100百万円) 国際芸術交流支援事業について、概算要求に1,548百万円を盛り込んだ。その後、行政刷新会議WGによる事業仕分け等の指摘等を踏まえて、事業の効率化を図りつつ、一部事業内容を見直した。(芸術による国際交流活動への支援(国際芸術交流支援事業から名称変更) 平成22年度予算額:1,124百万円) 文化遺産保護国際貢献事業について、引き続き海外の文化遺産の保護に係る協力を推進するため、平成21年度と同額の予算を概算要求に盛りこんだ。(平成22年度予算額:200百万円) 																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																		
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り拓く教育 (前略) 日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。																																		
	文化芸術基本方針(第2次)	平成19年2月9日	3. (1) - 2 日本文化の発信及び国際文化交流の推進																																		

施策名	文化芸術の振興のための基盤の充実						
施策の概要	高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備を行うとともに、文化に関する情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実、円滑な宗務行政の推進を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。						
	【評価結果の概要】 高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるとともに、文化活動を支える基盤を充実するため、文化ボランティア活動の環境整備や文化に関する情報提供の充実、著作権制度の普及・啓発や著作物の適切な保護と円滑な流通の促進、国民に対する国語の普及・啓発や外国人に対する日本語教育の充実に向けた取組や、宗教法人法に基づく認証事務の実施及び研修会の開催等を行った。 全体として順調に進展していると判断できる。						
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
12-4-1 文化ボランティア支援拠点形成事業において、継続的に文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合	要年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合	%		— — 90.9		文化ボランティア支援拠点形成事業は、継続的に文化ボランティア・コーディネーターの養成を行いう拠点の形成を図るものである。このため、委託事業終了後も引き続き文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合を指標として設定する。 国民に対し文化に関する情報提供の充実の度合いを図るものとして、文化庁ホームページへのアクセス数を設定する。	
12-4-2 著作物等の利用実態や流通の在り方等に関する調査研究等を行い、その成果の普及等を通じて、情報化の進展に対応した著作物の円滑な流通を促進する。	文化庁ホームページへの月平均アクセス数			2,574,336 3,601,222 3,788,030			
12-4-3 著作権に関する講習会の開催や著作権普及教材の開発等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図る。	意思表示システムの構築				当初計画通りに進捗している	著作物の利用者が著作物の権利者が提示した一定の利用条件に従えば、自由な利用が可能になる「意思表示システム」の仕組みを作ることは、著作物の円滑な流通の上で、ひとつの有効な施策であるとされている。このため、文化庁では平成19年度より調査研究を開始し、システムに関するニーズの調査やシステムの大枠の設計等を行った。これを踏まえ、平成20年度の当初計画として、年度中に、システムの詳細設計、意思表示を行ったためのマークの検討、システムの試行版の作成等を行うことを目標として設定した。	
	著作権等管理事業者の管理する著作物数	千件		4,250 5,736		著作権等管理事業者は権利者から著作権を預かり集中管理するもので、利用者は利用したい著作物が集中管理されている場合、権利者と直接交渉することなく、あらかじめ決められた使用料を支払えば利用することができます。そのため、管理事業者の管理著作物数の増加は、利用者の利用手続の簡素化、ひいては著作物の流通促進につながるため、指標として設定した。	
	著作権の普及・啓発を図るために開催する講習会等・開催箇所数			15 12 15		① 講習会開催の側面から国の取組に対する定量的評価を行うため、文化庁が主催する各講習会の開催件数及び合計受講者数を指標として設定する。 ② 講習会開催の側面から国の取組に対する定性的評価を行うため、上記①の各講習会において受講者から微したアンケートにより集計された満足度を指標として設定する。	
	・受講者数			3,948 2,603 2,821			
	著作権講習会受講者の理解度(受講者アンケートで理解が深まつたと回答した率)	%		88 92 90			
12-4-4 中国の取締担当官を二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締セミナーの参加者による満足度	中国の取締担当官を対象としたトレーニングセミナーの参加者による満足度	人(%)			70(52)	トレーニングセミナーは、より多くの現地取締機関職員に、日本コンテンツに関する知識を付与することにより、我が国著作物の適切な保護を図るものである。このため、当該事業の達成目標を図る指標として、セミナーの参加者の満足度を設定する。	
	満足						
	まあ満足				62(46)		
	あまり満足でない				2(2)		
	不満足				0(0)		
12-4-5 国語についての正しい理解を深めるため、国語に関する協議会、「言葉」について考える体験事業等を通じて、国民に対する国語の普及・啓発を図る。	参加者の満足度 ①国語問題研究協議会	参加者数		560 527 345		国の取組に対する定性的評価を行うため、①～③の各事業において参加者から微したアンケートにより、明らかになった満足度を指標として設定	
	%			— 97.0 95.9			
	参加者の満足度 ②「言葉」について考える体験事業	%		96.8 93.2 88.3			
	参加者の満足度 ③「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業	%		— 86.6 86.7			
12-4-6 国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応し、外国人の円滑な社会生活の促進を図るために、日本語教育を充実する。	日本語教育実施機関・施設等数	件		648 658 620		国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化への対応状況を図る指標として、日本語教育実施機関・施設等数を設定する。 国の取組に対する定性的評価を行うため、日本語教育研究協議会において参加者がから微したアンケートにより、明らかになった満足度を指標として設定	
	日本語教育研究協議会の参加者アンケートにおいて、「参考になつた」と回答した人の割合	%		83.1 93.1 91.1			
12-4-7 宗教法人の適正な管理運営の推進を図る。	認証件数	件		— 33 75		宗教法人法上、宗教法人は各法人の規則に従い運営されなければならない、宗教法人の設立に係る規則の作成、規則変更、合併及び任意解散等については、所轄庁の認証を受けなければならぬとされている。したがって、宗教法人から認証申請があつた場合には、所轄庁は円滑かつ着実に認証を行うことが求められている。 当該研修会の趣旨、内容について受講者に理解されており、宗教法人の適正な管理運営の推進が図られていると判断できる。	
	宗教法人実務研修会受講者アンケートで、受講して有意義であつたと回答した人の割合	%		— 50 52			

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、日本語教育の更なる充実を図るため、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を拡充し、275百万円を概算要求に盛り込んだ。（平成22年度予算額:215百万円） <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語施策・日本語教育施策の連携推進のための体制強化を図るため、専門官（言語施策連携担当）（1名）の新設を要求した。（措置無し） ・ コンテンツの流通促進を図るため、デジタルコンテンツ流通専門官（1名）および流通推進係長（1名）の増員を要求した。（デジタルコンテンツ流通専門官1名、流通推進係長1名措置） 		
	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本 方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生 活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （前略）日本文化の海外への戦略的発信や 文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験 など文化芸術を振興するため、総合的な施策 を推進する。
	文化芸術の振興に關 する基本的な方針(第 2 次)	平成 19 年 2 月 9 日	<p>第 1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組む べき事項</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担 う人材の育成 ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進 iii) 文化芸術活動の戦略的支援 iv) 地域文化の振興 v) 子どもの文化芸術活動の充実 vi) 文化財の保存及び活用の充実 <p>第 2 文化芸術の振興に関する基本的施策</p> <p>6. 国語の正しい理解</p> <p>7. 日本語教育の普及及び充実</p> <p>8. 著作権等の保護及び利用</p> <p>他、記載多数につき省略</p>
	知的財産推進計画 2008	平成 20 年 6 月 18 日	<p>重点編</p> <p>I . 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化 する</p> <p>2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する</p> <p>II . 国際市場への展開を強化する</p> <p>1. 国際市場環境を整備する</p> <p>2. 海外展開を加速する</p> <p>III . 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリ ーダーシップを發揮する</p> <p>2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する</p> <p>4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に 果たす</p> <p>※本編は掲載事項が多岐に渡るため、省略。</p> <p>戦略実行プログラム（別紙）</p> <p>2. グローバル戦略</p> <p>(3) 国際的な人材強化</p> <p>A 高度人材の受け入れ拡大</p> <p>(ウ) 外国人が住みやすい生活環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先進的な英語教育を推進するインターナショナルスクールに係る税制面の 支援等を引き続き推進。都道府県の各種 学校への認可基準（土地建物の自己所有 要件等）の見直しを促進 ② 内外での日本語教育を強化 ③ 外国人の受診しやすい医療環境の整 備の推進（医師等の相互受入れの拡大 等） ④ 有能な高度人材を受け入れるために、 永住資格の付与を促進
	経済成長戦略	平成 20 年 6 月 10 日	

長期戦略指針「イノベーション25」	平成19年6月1日	<p>第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>1. 社会システムの改革戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 早急に取り組むべき課題 2) 次世代投資の充実と強化 ② 世界の頭脳が集まる拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活者としての外国人に対する支援 生活者としての外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できる環境を整備する観点から、以下のような外国人に対する支援を着実に推進する。 <ul style="list-style-type: none"> - 日本語教育の充実等外国人が暮らしやすい地域社会づくり。 - 外国人の子どもの教育の充実。 - 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進。 - 外国人在留管理制度の見直し。
アジア・ゲートウェイ構想	平成19年5月16日	<p>2. 重点7分野</p> <p>(2) 国際人材受入・育成戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活者としての外国人に対する支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教育の拡充、外国人児童生徒の教育の充実などを実施。
「生活者としての外国人」に関する総合的対応策	平成18年12月25日	<p>1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり</p> <p>外国人は、言葉や、文化・習慣の違い等から、地域社会になじめなかつたり、軋轢・衝突が生じている場合も少なくない。そのため、住宅への入居が制限される例も見られる。また、行政・生活情報の提供は日本語によるものが主であることから、必要な公共サービスを受けられないといった問題があるほか、災害発生時における特別な支援の必要性も高まりつつある。</p> <p>このため、日本語教育の充実、外国語による情報・サービスの提供、住宅への入居支援等を推進する。あわせて地方自治体における多文化共生のための取組を推進すること等により、外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進する。</p>
定住外国人支援に関する対策の推進について	平成21年4月16日	<p>定住外国人支援に関する対策の推進について</p> <p>1. 教育対策</p> <p>(2) 公立学校に転入する者に対する支援（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を活用し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語が使える支援員等を活用した外国人児童生徒等の指導 ・ 就学前初期指導教室(プレクラス)の開設 ・ 外国人児童生徒等の受け入れの拠点となるセンター校の設置 ・ 地域のNPO・ボランティア団体等の関係者を「就学促進員」に委嘱し、不就学の外国人家庭への働きかけ などの取組を引き継ぎ行う。 ② 体験入学を含む外国人児童生徒への日本語指導の充実を図るため、教員定数の加配措置を行うとともに、退職教員等外部人材活用事業において非常勤講師等の配置を引き続き支援する。 ③ 経済的理由により就学困難と認められる外国人児童生徒の保護者に対する市町村による就学援助（学用品費、給食費等）について、機会を捉えて周知を図る。 ④ 以下の事項について、教育委員会への周知を図る。（※） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒を受け入れる公立学校に

		<p>において、外国人児童生徒のための日本語指導教室等を設置し、日本語指導や適応指導を適切に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人学校を退学するなどにより不就学となった外国人の子どもを、公立学校内に設置されている日本語教室等において体験入学などとして一時的に在籍させるとともに、適切な時期に正式な在籍に切り替える取扱いを講じること ・ 各学校において、年齢相当の学年への受入れや、外国人児童生徒の学力や日本語能力等を適宜判断の上、下学年に一時的又は正式に入学を認めることができること
未来開拓戦略（Jリカバリープラン）	平成 21 年 4 月 17 日	<p>3. 魅力発揮</p> <p>◆ 留学生の積極的受入れとその活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年を目指す。そのため、留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一体的取組等を進める。 ・ 定住外国人の子どもに対する日本語指導等の充実（日本語指導者・バイリンガル指導者の活用）。
犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008-「世界一安全な国、日本」の復活を目指してー	平成 20 年 12 月	<p>2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築</p> <p>④ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置</p> <p>　外国人への支援事業を、外国人の受入れによって受益する企業等からの負担を求めつつ、民間が事業主体となって運営することを可能にするなど、我が国として総合的な外国人受入れ政策を展開するための土台となる体制の構築について、計画的に検討する。</p>

施策名	国際交流の推進																																																																																		
施策の概要	諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成し、帰国後の効果波及をサポートするとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資する。																																																																																		
【評価結果の概要】	<p>留学生交流、高校生交流、教職員交流などの諸外国との人的交流等の充実を通して、我が国と諸外国との相互理解と友好親善が図られた。受入れ・派遣について、我が国が受け入れている留学生数は過去最高に達し、日本人学生の海外派遣人数は概ね前年度の規模を維持しており、教職員受入れ・派遣事業は想定以上に実施できたことから、おおむね想定どおり達成されたと判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																																																																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-1-1 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図る。</td><td>我が国が受入れている留学生数</td><td>人</td><td>-</td><td>117,927</td><td>118,498</td><td>123,829</td><td>-</td><td>・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。 ※…調査は隔年実施</td></tr> <tr> <td></td><td>大学間協定等に基づく日本人学生の海外派遣人數</td><td>人</td><td>-</td><td>23,633</td><td>23,806</td><td>調査中</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>13-1-2 高校生の国際交流を推進する。</td><td>高等学校等における海外派遣生徒数※</td><td>人</td><td>-</td><td>34,539</td><td>-</td><td>調査中</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>高等学校等における海外からの受入れ生徒数※</td><td>人</td><td>-</td><td>5,852</td><td>-</td><td>調査中</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>13-1-3 我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における民間の相互理解を増進し、眞の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。</td><td>諸外国との教職員等交流総数</td><td>人</td><td>-</td><td>745</td><td>537</td><td>502</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>諸外国との教職員等交流予定者総数</td><td>人</td><td>-</td><td>600</td><td>500</td><td>500</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>諸外国との教職員等交流実施率</td><td>%</td><td>-</td><td>124.2</td><td>107.4</td><td>100.4</td><td>-</td><td></td></tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	13-1-1 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図る。	我が国が受入れている留学生数	人	-	117,927	118,498	123,829	-	・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。 ※…調査は隔年実施		大学間協定等に基づく日本人学生の海外派遣人數	人	-	23,633	23,806	調査中	-		13-1-2 高校生の国際交流を推進する。	高等学校等における海外派遣生徒数※	人	-	34,539	-	調査中	-			高等学校等における海外からの受入れ生徒数※	人	-	5,852	-	調査中	-		13-1-3 我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における民間の相互理解を増進し、眞の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。	諸外国との教職員等交流総数	人	-	745	537	502	-			諸外国との教職員等交流予定者総数	人	-	600	500	500	-			諸外国との教職員等交流実施率	%	-	124.2	107.4	100.4	-	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																																											
				18年度	19年度	20年度																																																																													
13-1-1 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図る。	我が国が受入れている留学生数	人	-	117,927	118,498	123,829	-	・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。 ※…調査は隔年実施																																																																											
	大学間協定等に基づく日本人学生の海外派遣人數	人	-	23,633	23,806	調査中	-																																																																												
13-1-2 高校生の国際交流を推進する。	高等学校等における海外派遣生徒数※	人	-	34,539	-	調査中	-																																																																												
	高等学校等における海外からの受入れ生徒数※	人	-	5,852	-	調査中	-																																																																												
13-1-3 我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における民間の相互理解を増進し、眞の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。	諸外国との教職員等交流総数	人	-	745	537	502	-																																																																												
	諸外国との教職員等交流予定者総数	人	-	600	500	500	-																																																																												
	諸外国との教職員等交流実施率	%	-	124.2	107.4	100.4	-																																																																												
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>留学生交流については、引き続き、留学情報提供や就職セミナーの実施、外国人留学生奨学金制度の充実、大学等が民間宿舎を留学生宿舎として借り上げる際の支援、日本人学生に対する海外留学支援など、留学生30万人計画を推進するため、39,194百万円の概算要求を行った。（平成22年度予算額：35,544百万円）</p> <p>高校生交流については、1年間の海外派遣や短期招致などを通じ、国際交流の推進を図るため、60百万円の概算要求を行った。（平成22年度予算額：57百万円）</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>高度人材の受入れと、留学生の国内就職ニーズに対応するため、留学生就職指導係長1名、留学生指導係員1名の新設を要求することとした。（措置なし）</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>外国人留学生奨学金制度（国費外国人留学生制度及び私費外国人留学生等学習奨励費）について、より多くの優秀な留学生を支援するため、奨学金単価を見直すとともに、学業成績基準を厳格化した。</p>																																																																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																																																
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第2章 P 8～9 39～7 行目 ii) 教育の国際化</p> <p>開かれた国にする観点から、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる。若いうちから多国籍の留学生と学び、国際感覚を身に付ける教育を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の大胆な国際化を進めるため、平成 20 年度中に、グローバル 30（国際化拠点大学 30）（仮称）を始めとする、留学生 30 万人計画を策定し、具体化を進める。 ・ 留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一体的取組等を進め、2020 年を目指して留学生数を 30 万人とすることを目指す。 ・ 英語教育を強化する。また、日本人高校生・ 																																																																																

教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>大学生の海外留学を推進する。</p> <p>第2章 P 7 14~15 行目、第3章 P31 14~23 行目、P41 6~8 行目</p> <p>第2章 今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿 イ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。 こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する</p> <p>また、「留学生 30 万人計画」を推進するとともに、国内外の優れた学生等が相互に行き交う国際的な大学等を実現する。</p> <p>第3章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 基本的方向 3</p> <p>教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える</p> <p>③ 大学等の国際化を推進する 海外の有力大学等との連携や海外展開を通じ、我が国の大学等の国際化や国際競争力の向上を図るとともに、国際的な環境で学生や教員が学ぶことができる機会の充実に向けた取組を促す。このため、大学教育のグローバル化を目指した当面の施策についての基本的な考え方に基づく取組を推進する。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進 ○ 「留学生 30 万人計画」の実施 2020 年の実現を目指とした「留学生 30 万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとともに連携させながら、留学生受入れを拡大させる。
教育再生懇談会 第一次報告	平成 20 年 5 月 26 日	<p>3 「留学生 30 万人計画」に国家戦略として取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家戦略としての「留学生 30 万人計画」の策定と実現 <ul style="list-style-type: none"> I. 国は、「留学生 30 万人計画」のグランドデザインを策定する II. 質の高い留学生を受け入れる先進的な重点大学を 30 形成し、重点的支援を行う III. 留学生の就職支援の充実－卒業者の 5 割の国内就職を目標とする－ ○ 世界各国から優秀な留学生を惹き付ける <ul style="list-style-type: none"> I. 海外での情報提供・支援体制の整備（日本版ブリティッシュ・カウンシル） II. 留学生の受け入れ環境の整備 III. 国際協力への戦略的対応 <p>4 英語教育を抜本的に見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生、大学生の海外留学の推進などを通じ、英語教育を強化し、日本の伝統・文化を英語で説明できる日本人を育成する
福田内閣総理大臣施政方針演説（第 169 回国会）	平成 20 年 1 月 18 日	<p>（第3 活力ある経済社会の構築）</p> <p>（一 経済成長戦略の実行）</p> <p>高齢化が本格化する中にあって、経済活力を維持するとともに、社会保障制度や少子化対策を充実するためには、持続的な経済成長が不可欠です。〈中略〉私は、次の三つの柱からなる経済成長戦略を経済財政諮問会議において具体化し、直ちに実行します。</p> <p>（開かれた日本）</p> <p>第二は、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開あります。〈中略〉</p> <p>新たに日本への「留学生 30 万人計画」を策定</p>

		<p>し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めます。</p>
「留学生 30 万人計画」骨子	平成 20 年 7 月 29 日	<p>趣旨</p> <p>① 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。</p> <p>② このため、我が国への留学についての関心を呼び起こす動機づけから、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に以下の方策を実施し、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進する。</p>
日米文化教育交流会議（カルコン）報告書	平成 20 年 6 月 12 日	<p>日米文化教育交流会議（カルコン）報告書における具体的政策提言</p> <p>(1) 知的交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有望な日本の大学生や若手実務者に、政策に関する議論に参加するために必要なプレゼンテーション技量と能力を向上させる機会をより多く提供すること。 ・ 中高生レベルから中堅管理職レベルまでそのような議論（自分の見解を表明する機会）への参加を奨励すること。 ・ エネルギー、環境、国際理解・異文化交流、人権、平和等のグローバルな課題に取り組むため、共通のテーマとして「持続的発展のための教育」に焦点をあてることにより、二国間の交流を推進させること。 ・ 大学院レベルでの日米間の学生の留学の促進・奨励 <p>(2) 教育交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方ににおける国際コミュニケーション技量の向上（特に語学教育を通じて） ・ 日本におけるK-12（初等中等教育段階）レベルの英語教育を充実させること。 ・ 高校や大学のディベート・クラブやその他英語を活発に使える場を通じて、異文化コミュニケーション技量の向上を支援すること。 ・ 「持続的発展のための教育」のテーマへの関心を高めるような学校教員及び学生の交流を充実させること。 <p>(3) 草の根交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的・私的部門の双方における、両国間の草の根交流プログラムに対する理解と支援の促進。 <p>(4) 芸術・文化交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両国の芸術・文化関係者の交流促進やネットワーク構築。

施策名	国際協力の推進																																																							
施策の概要	国際協力の推進を図るため、我が国の大学等における知的リソースを整理・活用して国際協力に関する情報提供等の知的貢献を行う。また、国際機関へ事業委託等を行い国際的な取組にも貢献する。																																																							
【評価結果の概要】	<p>国際協力に活用可能な大学の有する知の蓄積も順調に進んでおり、活動に対する評価も高いことから、本事業は計画どおり着実に実施されている。また、前年度に比して高評価事業の割合が増加していることから活動内容も充実していると判断できる。</p> <p>国際機関等を通じた国際的な取組への貢献について、ユネスコの事業については、提案された事業を概ね計画通りに実施していると報告を受けており、活動に対する評価も高いことから、計画どおりに実施されているものと判断できる。</p> <p>国連大学については、4つのリソースセンターによる研究文書の出版がなされ、本事業の目的である関係者への勧告・普及に向けて、当初の計画通りに順調に進捗している。</p>																																																							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">13-2-1 「国際協力イニシアティブ」の実現を通じて我が国の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現を図る。</td> <td rowspan="2">大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの新規登録数、新規登録数／目標数、目標達成率</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>190 </td> <td>171 </td> <td>239 </td> <td>-</td> <td rowspan="3">・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの登録目標数に対する目標達成率等として設定。 ※…隔年調査に変更したので、20年度の実績値は不明。</td> </tr> <tr> <td>件</td> <td>-</td> <td>190/132 </td> <td>171/138 </td> <td>239/150 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>-</td> <td>143 </td> <td>123 </td> <td>159 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13-2-2 国際機関及び関係機関等を通じ、国際的な取組に貢献する。</td> <td>ユネスコによるCLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>145 </td> <td>456 </td> <td>-*</td> <td>-</td> <td rowspan="2">CLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)</td> </tr> <tr> <td>CLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>91,324 </td> <td>98,968 </td> <td>-*</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	13-2-1 「国際協力イニシアティブ」の実現を通じて我が国の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現を図る。	大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの新規登録数、新規登録数／目標数、目標達成率	件	-	190 	171 	239 	-	・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの登録目標数に対する目標達成率等として設定。 ※…隔年調査に変更したので、20年度の実績値は不明。	件	-	190/132 	171/138 	239/150 	-	%	-	143 	123 	159 	-	13-2-2 国際機関及び関係機関等を通じ、国際的な取組に貢献する。	ユネスコによるCLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	145 	456 	-*	-	CLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)	CLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	91,324 	98,968 	-*	-
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																																												
				18年度	19年度	20年度																																																		
13-2-1 「国際協力イニシアティブ」の実現を通じて我が国の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現を図る。	大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの新規登録数、新規登録数／目標数、目標達成率	件	-	190 	171 	239 	-	・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの登録目標数に対する目標達成率等として設定。 ※…隔年調査に変更したので、20年度の実績値は不明。																																																
		件	-	190/132 	171/138 	239/150 	-																																																	
	%	-	143 	123 	159 	-																																																		
13-2-2 国際機関及び関係機関等を通じ、国際的な取組に貢献する。	ユネスコによるCLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	145 	456 	-*	-	CLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)																																																
	CLC(コミュニケーションセンター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	91,324 	98,968 	-*	-																																																	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>大学の知を活用した国際協力の推進については、知の蓄積と活用の促進を継続するため、107百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：107百万円)</p> <p>本年が5年目となる「国連持続可能な開発のための教育（E S D）の10年への取組」について、平成20年度に引き続き普及促進活動を実施したほか、持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組み、E S Dを一層推進した。22年度も引き続きE S Dの一層の普及促進をはかるために「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」(ユネスコへの拠出金)として、320百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：320百万円)</p> <p>国連大学を通じた取組について、当事業を統合した別事業において引き続き支援を行うため、30百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：30百万円)</p> <p>また、O E C Dを通じた取組について、引き続き事業に参加するため、116百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成22年度予算額：108百万円、要求時との額の差はレートの変動によるもの。)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>持続発展教育の推進体制の強化のため、ユネスコ協力企画官(ユネスコ協力官を振替)及び専門職(新規)を要求した。(措置なし)</p>																																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第3章 P17 26行目 第3章 低炭素社会の構築 2. 持続可能なライフスタイル • 低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。																																																					
	教育振興基本計画	平成20年7月1日	第3章 P19 27行目～36行目 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む ④ いつでもどこでも学べる環境をつくる ◇ 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進 一人一人が地球上の資源・エネルギーの																																																					

		<p>有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（E S D）の重要性について、広く啓発活動を行うとともに、関係府省の連携を強化し、このような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組む。</p> <p>特に、E S Dを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。また、大学等と企業、N P O等の連携による、持続可能な社会づくりに取り組む環境人材の育成のための取組を支援する。</p>
教育再生懇談会 第一次報告	平成20年5月26日	<p>5 実践的な環境教育を展開する</p> <p>(2) 「持続可能な開発のための教育（E S D）」に、日本が先頭に立って取り組む。学校もCO₂排出削減に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活科、総合的な学習の時間、理科、社会科などを活用し、環境教育の中核として、「持続可能な開発のための教育（E S D）」の観点を教育内容に積極的に取り入れ、日本が先頭に立って取り組む。
G 8 環境大臣会合議長総括	平成20年5月26日	<p>気候変動 長期目標の達成に向けた低炭素社会への移行</p> <p>人材育成・持続可能な開発のための教育（E S D）</p> <p>12. 持続可能な社会を担う人材育成を進めるため、国連E S Dの10年が重要であり、ドイツにおける来年3月のE S Dの世界会議開催が歓迎された。E S Dの一層推進のため、関係主体間の協働による取組事例等の各国の優良事例の共有や、途上国と先進国間での高等教育機関及び国際機関等のネットワークによる途上国の人材育成支援が有用と考えられる。</p>
G 8 北海道洞爺湖サミット 議長総括及び首脳宣言	平成20年7月8日	<p>【議長総括】</p> <p>環境・気候変動</p> <p>我々はまた、森林、生物多様性、3R及び持続可能な開発のための教育（E S D）といった環境問題に取りくむことの重要性を認識した。</p> <p>【首脳宣言】</p> <p>環境・気候変動</p> <p>持続可能な開発のための教育</p> <p>39. 我々は、より持続可能な低炭素社会の実現につながるような国民の行動を奨励するため、持続可能な開発のための教育（E S D）の分野におけるユネスコ及びその他の機関への支援及び、大学を含む関連機関間の知のネットワークを通じて、E S Dを促進する。</p>
T I C A D I V 横浜宣言	平成20年5月30日	<p>T I C A Dプロセスの下で今後5年間に取られる措置</p> <p>3. 持続的な開発のための教育（E S D）</p> <p>より持続可能な社会の実現のため、E S Dを政策や生活習慣へ統合されることにより、E S Dを促進する。</p>
低炭素社会づくり行動計画	平成20年7月29日	<p>IV P19 3行目～18行目</p> <p>低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み</p> <p>「21世紀環境教育プラン」により、環境問題に取り組む団体、人材とも連携し、「持続可能な開発のための教育（E S D）」の機会の充実を図り、学校や地域で排出削減に役立つ教育を進めることで、生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れていく。</p>

III. 地域・中小企業・農林水産業・サービスの未来志向の活性化

1. 未来志向の地域活性化

(2) 具体的取組

① 低炭素・省エネ・省資源型の地域社会システムの推進

2) 低炭素・省エネ・省資源型社会に対応する取組の普及・展開

さらに、地域社会を担う人づくりとしての環境教育を含む持続可能な開発のための教育（E S D）を進めるため、関係省庁との連携の中で、産業界関係者のデータベース整備及び教育機関への派遣、カリキュラム（教材）の作成、学校関係者の企業内環境研修への派遣、発達段階に応じて、学校教育を含むあらゆる機会を通じて持続可能な社会について教え学ぶ仕組みづくり、E S Dの推進拠点としてのユネスコ・スクールの増加に向けた支援、E S Dコーディネーター育成等の地域におけるE S Dの取組等を一層強化する。さらに、各地域における草の根の活動を地域における様々な主体とともに支える。

新経済成長戦略フ
ォローアップと改
訂

平成20年9月29日

表12－4－⑤ 総合評価方式により事後評価した政策（厚生労働省と共同で実施）

政策の名称	医師確保対策
政策評価の結果の概要	<p>1 医師数の決定方法について</p> <p>(1) 必要な医師数の推計について</p> <p>医師不足の解消は課題であり、必要な医師数の推計については、高齢化の状況、患者の受診動向、女性医師の増加や働き方に関する意識の変化、医師の勤務実態、医師の世代別の勤務状況、医療提供体制の在り方など様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計が必要である。</p> <p>診療科別、地域別の必要な医師数については、医療機関の配置状況・連携状況といった医療提供体制の実態、山間部・島しょ部の有無、人口密度等の地理的な条件等の影響が大きく、またこれらの条件は地域間の格差が大きいため、現時点では、推計を行うことは困難であると考えられるが、平成21年度より地域医療基盤開発推進研究事業において、診療科、地域の需給分析も含めた医師の需給推計に関する研究を行っている。</p> <p>(2) 医師配置標準と医師不足との関係について</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）は、適正な医療を効率的に提供するため、病床の種別等に応じて、医療機関における医師、看護師等の配置人員の標準を定めている。</p> <p>医師配置標準を満たさない場合であっても、望ましい一定の医療水準を確保することが十分可能となる場合もあるため「標準」としている。このため、医師配置標準は、医師不足とは直接関連することはないが、その充足率は8割前後で推移していることから、医師不足等により人員確保が困難な状況が認められる。</p> <p>(3) これまでの医師の需給見通しの推計方法について</p> <p>平成18年の医師の需給推計については、①女性医師の急増と勤務形態の多様化等についての考察が不十分であること、②少子高齢化の進展による老人医療費の急激な増加、国民の医療に対するニーズや意識の変化に対応していないこと等の問題点が指摘されている。</p> <p>このため、今後の医師の需給推計については、高齢化の状況、患者の受診動向、女性医師の増加や働き方に関する意識の変化、医師の勤務実態、医師の世代別の勤務状況、医療提供体制の在り方など様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計が必要であると考えており、平成21年度地域医療基盤開発推進研究事業において、医師の需給推計に関する研究（平成21年度から22年度）を行っている。</p> <p>今後の必要な医師数の決定については、様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計を参考しながら、更なる改善をしていく。</p> <p>(4) 教育・訓練の拡充への対応策及びその効果の見込みについて</p> <p>医学部の量的拡大がほぼ完了した昭和50年代後半以降、医学部の教員数は増加しており、学生1人当たりの教員数についても増加している。また、平成21年度の医学部入学定員の増員に伴い、必要な教育環境の整備の支援を行った。</p> <p>平成17年度より実施している共用試験（C B T 及びO S C E）の平均点は上がっており、将来医師となる学生の質についても一定水準が保たれていることが推察できる。平成21年5月には、必要最低単位数の明確化により臨床実習を充実させる等卒前・卒後を一貫した医師の養成の観点から医学教育の改善策をとりまとめた。</p> <p>(注) C B T とは、コンピューターを用いた知識・問題解決能力を評価する客観試験を、O S C E とは、態度・診察技能を評価する客観的臨床能力試験を指す。</p> <p>2 医師の偏在の是正について</p> <p>(1) 病院勤務医の過重労働や女性医師の増加など、医師不足問題に関する様々な要因に対する施策について</p> <p>ア 大学の医師派遣機能の低下</p> <p>臨床研修制度の施行（平成16年度）を契機として、大学病院に在籍する臨床研修医が大幅に減少し、その結果、大学の医師派遣機能が低下し、地域における医師不足を顕在化させたとの指摘がある。</p> <p>その対策として、平成22年度からは、都道府県別に研修医の募集定員の上限を設定するとともに、大学の医師派遣の実績を勘案した募集定員を設定するなど、研修医の地域偏在等に対応しながら、より質の高い医師を養成する見直しを実施することとしており、今後はこの見直しの効果を検証していくことが必要である。</p>

なお、大学院重点化により、平成3年以降、博士課程に入学する者は増加したが、医療施設従事者についてもほぼ同じ割合で増加しており、医師不足への実質的な影響があったとは考えにくい。

イ 病院勤務医の過重労働

病院勤務医の平均勤務時間は、平成21年3月の調査において、週61.3時間であり、引き続き厳しい状況にあると考えられる。

「医師業務の代替可能性に関する調査」(医師に対するアンケート調査)では、伝票や書類作成などの事務業務を代替可能とする回答の比率が高く、事務作業を行う医療クラークの配置・充実は、病院勤務医の過酷勤務改善に効果があるものと考えられる。

また、看護師等の医療関係職種と医師との間で業務範囲を見直す必要性が指摘されており、現在、「チーム医療の推進に関する検討会」において、医師と看護師等との協働・連携のための具体的な方策について検討しており、その結果を踏まえ、さらなる病院勤務医の負担軽減の方策を講じていく予定がある。

さらに、地域の医療機関の役割に応じて、患者が適切な医療機関を受診するように、受診行動の適正化に向けた取組(パンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催等)を行う都道府県が増加してきている。これらの取組を先駆的に行なった都市(愛知県岡崎市)においては、三次救急医療機関である市民病院の救急外来受診者数が減少していることから、患者の受診行動の適正化に向けた取組により一定の効果があがっているものと考えられる。

ウ 女性医師の増加

現在、医師国家試験の合格者に占める女性は3人に1人、全医師数に占める女性医師は6人に1人まで高まっている。女性医師の特徴としては、①男性医師に比べて、病院勤務から診療所に移行する平均年齢が低いこと、②就業率が35歳前後で76%に落ち込むなど、いわゆるM字カーブがみられることが挙げられる。また、医師不足診療科である産科・小児科は、若手層における女性医師の比率が高い。

このため、女性医師の増加が、医師不足・偏在の一つの要因となっているものと推測し得る。

継続就業に向けた女性医師のニーズ調査によると、託児所・保育園等の保育環境整備に関する支援、人員(医師)の増員等の勤務環境の改善に関する支援を求めるニーズが高いことが示されている。また、その内容は、極めて多岐にわたっており、女性医師の支援策は様々なニーズへの対応が必要とされている。

このため、現在、実施している退職した女性医師に対する復職支援(平成18年度から実施)、病院内保育所の運営への支援(昭和49年度から実施)、短時間正規雇用制度を導入する病院に対する支援(平成20年度から実施)を実施している。

エ 医療に係る紛争の増加

全立件件数(地裁の民事の第一審通常訴訟)のうち、医療紛争立件件数の占める割合は増加傾向にある。

医療紛争立件件数を診療科別に分析した場合、被立件医師数のうち、診察科目別既済件数が最も多いのは内科であるが、医師1,000人当たりの既済件数が最も多いのは産婦人科医であり、内科の6倍以上、外科の3倍以上に上っている。こうした医療紛争リスクの高さが産婦人科医不足に影響を及ぼしてきたことは否定できない。

その対策として、平成21年1月から実施した産科医療補償制度は、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資することを目的とした制度であり、他の診療科に比べて特に医療リスクが増加していると考えられる産婦人科医師にとって、医療リスクの軽減のための手段としては効果的であると考えられる。

(2) 経済的インセンティブの付与による医師の偏在を是正するための諸施策について

「臨床研修に関するアンケート調査」において、医師不足地域に従事するのに必要な条件として最も多く選ばれた回答は、医学生、初期研修医、卒後3~5年目の医師、指導医のどの立場の者も、「待遇・待遇(給与)がよい」であり、経済的インセンティブが、医師の地域偏在解消のための手段として効果的であると考えられる。

また、どの立場の医師(医学生)であっても、自分と交代できる医師がいるといった勤務環境に関する条件、子どもの教育環境が整備されているといった家族

	<p>を含めた生活環境に関する条件を選んだ回答者が50%前後を占めており、経済的なインセンティブと併せて、医師に対する勤務環境、生活環境の改善への取組を行うことが、地域偏在の解消に効果的ではないかと考えられる。</p> <p>平成21年度予算の分娩手当、夜間・休日救急手当については、多くの都道府県において実施見込みであり、経済的インセンティブは診療科の偏在解消に一定の効果があると期待されている。</p> <p>(3) 地方勤務義務付けによる医師の偏在を是正するための諸施策について</p> <p>大学における地域枠（入学者選抜において、地域医療に従事する意欲のある都道府県内の高校出身者等を対象とした選抜枠）の設定が進んでおり、一般枠で入学した者に比べて地域枠で入学した者の方が地域に定着する確率は高くなっています。地域枠が地域定着策として一定の機能を果たしていることが分かる。</p> <p>自治医科大学では、卒業後、一定期間自治体が指定する地域で勤務することを条件に、学費を免除する制度を行っているが、この制度により卒業生の約9割が地域で医療に従事している。</p> <p>のことから、奨学金による医師確保対策は、医学部卒業後、一定期間医師不足地域での勤務を条件とするものであることから、一定の効果があるものと期待できる。</p> <p>(4) 医療機関の役割分担の明確化、機能の集約化について</p> <p>ほとんどの都道府県において、医療計画に、四疾病・五事業に係る医療機能を担う医療機関を記載している。</p> <p>(注) 四疾病とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病を、五事業とは、救急医療、災害医療、べき地医療、周産期医療及び小児医療を指す。</p> <p>また、医療計画に記載された医療連携体制の具体化については、医療関係者等の協議、地域連携クリティカルパスの作成・普及、地域の病院・診療所の合同症例検討会の開催、適正受診等に関する住民への啓発等に取り組んでいる都道府県が増加している。</p> <p>医療機関に対するアンケート調査（「平成20年度医療分野でのアンケート調査」NTTデータ経営研究所）からも、これらの取組により、地域の医療機関の役割分担と連携が進展していると考えられる。</p> <p>なお、地域の医療連携体制の強化等については、平成21年度補正予算において、都道府県に「地域医療再生基金」を設置し、都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく取組を支援することとしている。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度の医学部の入学定員について、360人増の8,846人に増加を図った。増員に当たっては、①都道府県が地域医療に従事することを返還免除の条件とする奨学金を設定し、②大学が、地域医療を担う意思を持つ者を選抜して地域医療に関する教育に取り組むこととしている。 その際、増員が円滑に実施されるよう、増員に必要な教員経費等の教育環境の整備に必要な経費について、平成21年度第2次補正予算において2,377百万円、平成22年度予算において1,482百万円を盛り込んだ。 ○ また、「中央教育審議会・大学分科会・大学院部会・医療系ワーキング」において医学系大学院の抱える課題などについて把握しているところ。

